

第3章 国民年金・厚生年金の財政の見通し

第1節 財政検証作業の全体像

第2節 基礎数（初期データ）の設定

第3節 基礎率の設定

第4節 経済前提の設定

第5節 被保険者数の将来推計の作成方法

第6節 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

第7節 平成26年財政検証結果

第 1 節

財政検証作業の全体像

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用して、制度内容に沿って将来の財政見直しを作成している。財政検証の過程の全体像は、第 3-1-1 図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、それに対応する給付の推計を行って、最後にこれらを踏まえた収支の見直しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、財政検証作業の過程を解説する。

1. 基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政検証で使用する基礎的な数値として、これまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の実態である「基礎数」と、それら被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」がある。

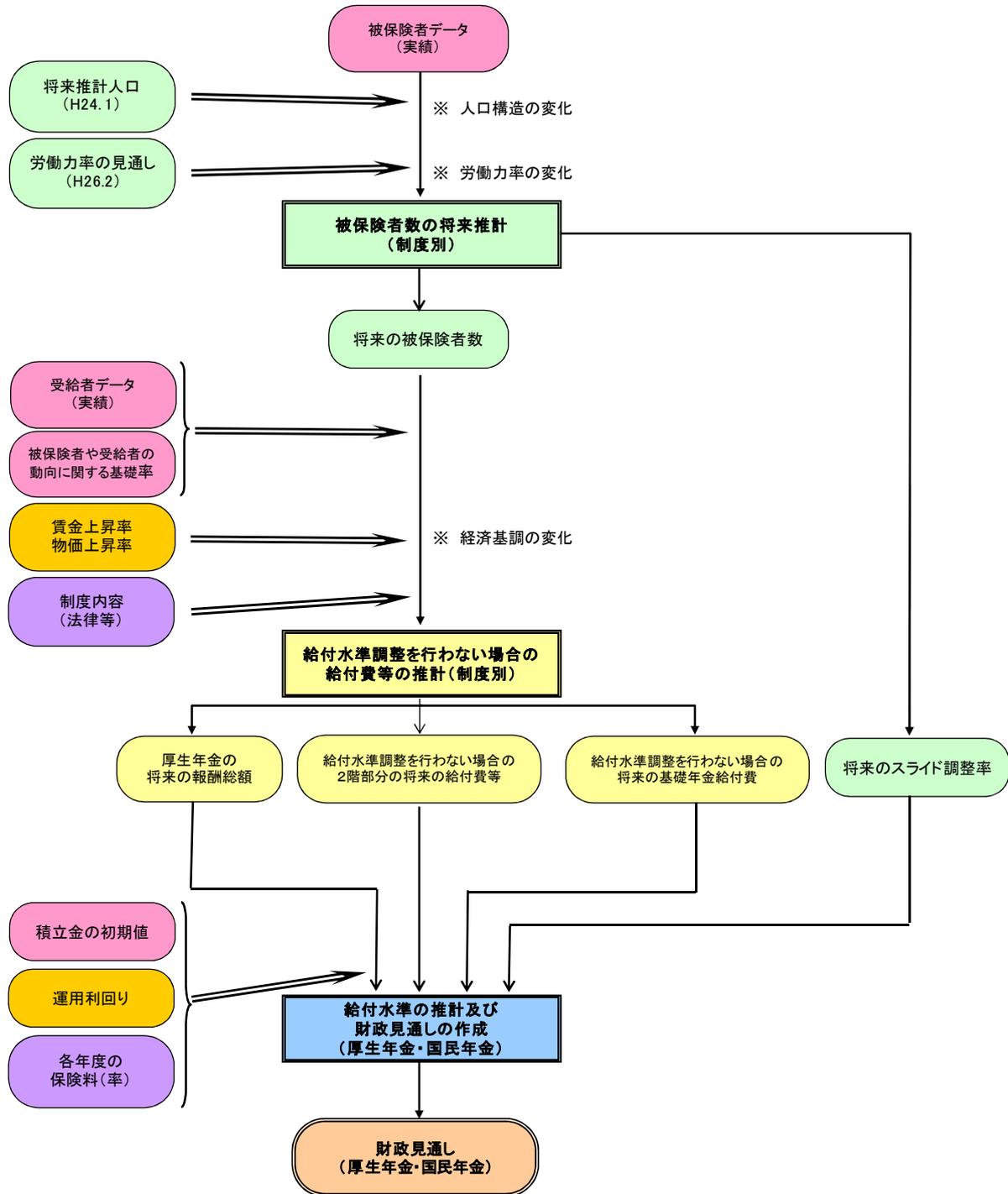
基礎数としては、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いている。今回の財政検証においては、平成 23(2011)年度末における、被保険者は 1/100 抽出統計、受給者は全数統計を使用している。財政検証においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団を、いくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ生命表や国勢調査などの各種統計資料等をも参考として、第 3-1-2 表にあるような種々の基礎率を作成している。

2. 経済前提の設定

経済前提については、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提

第3-1-1図 財政検証作業の全体像（概要）



第3-1-2表 財政検証の基礎となる数値について

<p>1. 将来推計人口</p> <ul style="list-style-type: none">・日本の将来推計人口（平成24年1月、国立社会保障・人口問題研究所）
<p>2. 労働力率の見通し</p> <ul style="list-style-type: none">・「労働力需給の推計」（平成26年2月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における「労働市場への参加が進むケース」、「労働市場への参加が進まないケース」に準拠して設定
<p>3. 経済前提</p> <ul style="list-style-type: none">・社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会における検討結果の報告に基づいて設定① 賃金上昇率② 物価上昇率③ 運用利回り
<p>4. 基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ）</p> <ul style="list-style-type: none">・国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定 （主要項目）① 年齢・被保険者期間別被保険者数② 年齢・被保険者期間別平均被保険者期間③ 年齢・被保険者期間別標準報酬額④ 年金の種類・年齢別受給者数⑤ 年金の種類・年齢別年金額⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額
<p>5. 被保険者や受給者の動向に関する基礎率</p> <p>（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件）</p> <ul style="list-style-type: none">・国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定 （主要項目）① 被保険者総脱退力② 被保険者死亡脱退力③ 障害年金発生力④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分⑤ 老齢年金失権率⑥ 障害年金失権率⑦ 遺族年金失権率⑧ 遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合）⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

を置くものである。今回の財政検証においては、社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会の「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について（検討結果の報告）」（平成 26 年 3 月 12 日）及び内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成 26 年 1 月 20 日）をもとに、ケース A～H の 8 つのケースを設定した数値を用いている。

3. 被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。我が国は国民皆年金の制度であるため、公的年金の全被保険者数は人口の動向に大きく影響を受ける。また、このうち厚生年金の被保険者数は、労働力人口の影響を大きく受ける。そこで、平成 23(2011)年度末における加入制度別の被保険者数を基礎に、日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計（合計特殊出生率及び死亡率について、中位、高位、低位のそれぞれ 3 通り）、国立社会保障・人口問題研究所）及び労働力率の見通し（「労働力需給の推計（平成 26 年 2 月）」における「労働市場への参加が進むケース」及び「労働市場への参加が進まないケース」、独立行政法人労働政策研究・研修機構）を用いて将来の動向を推計し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を算出している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構造や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

4. 給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年齢別に乘じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時の報酬比例部分の年金額の算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加

入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性・年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという手順でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

5. 給付水準調整及び年金財政の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためのマクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の1年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が決まるので、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

(補論) 年金数理の基礎

年金制度の基本的な仕組みは、一定の期間にわたり保険料を拠出した者が、一定の年齢に到達したり（老齢）、障害の状態となったり、死亡した場合に、所定の年金を支給するということになっている。これは、一種の保険のシステムである。

したがって、年金数理で用いられる基本的な考え方や手法は、保険数学が基礎となっている。保険数学は数学の一分野である確率論や統計学を基礎としているため、年金数理もこれらの数学に基礎を置いているといえる。

なお、年金数理は財政方式、すなわち長期的な財政均衡を図るための制度運営の仕組みという概念も基礎となっている。

ここでは、「大数の法則」や「収支相等の原則」といった公的年金にも用いられている年金数理の基本的な考え方について解説する。

(1) 現価の考え方

厚生年金・国民年金といった年金制度は、保険料を拠出する期間や年金給付を受給する期間がそれぞれ数十年という長期にわたる制度である。このような時間が経過するなかで、保険料や給付額等といった金額を取り扱う場合には、必ず利息を考慮に入れておく必要がある。そこで、一定の時点を定め、いったんこの時点における価値に換算した上で取り扱おうというのが現価の考え方である。

いま、仮に10,000円の元金があり、これに対して1年間に生ずる利息の割合（年利率）を2%とする。年金数理では一般に単利ではなく複利が用いられており、時間の経過とともに元金と利息の合計（元利合計）は次のようになる。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02) & = & 10,200 \text{ 円} \\ 2 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^2 & = & 10,404 \text{ 円} \quad \text{、} \dots\dots \text{、} \\ 5 \text{ 年後} & 10,000 \text{ 円} \times (1 + 0.02)^5 & = & 11,041 \text{ 円} \quad \text{、} \dots\dots \text{、} \end{aligned}$$

ここで、単利とは、常に元金に対してのみ利息を計算し、利息は再投資しないという方法である。一方、複利とは、一定の期間ごとに利息を元金に繰り入れ、この合計を元金として利息を計算する方法である。単利では利息から生じる利息は計算しないのに対して、複利では利息から生じる利息も計算することになる。現在の商取引では一般に複利が用いられている。

同じ利息の条件のもとで、仮に5年後に10,000円の支払いが必要になった場合、現在手もとにいくらの現金を持っていれば良いかを考える。現在手もとに10,000円持っていたとすると、5年後には利息がつき、その利息分だけ金額が余るため、10,000円では多すぎることになる。5年後の元利合計がちょうど

10,000円になる金額が現在必要であり、この額をA円とすると、

$$A \text{円} \times (1 + 0.02)^5 = 10,000 \text{円}$$

という関係が成り立つことから、

$$A = 10,000 \text{円} \times \left(\frac{1}{1+0.02} \right)^5 = 9,057 \text{円}$$

となり、現在手もとに9,057円あれば5年後に10,000円の支払いができることになる。この場合に、「5年後に支払う10,000円の現価は9,057円である」と表現する。すなわち、現価率は終価率の逆数ということである。複利計算の例でみたように、元利合計（終価）は期間が長くなるほど急速に大きな値となり、その逆数である現価は急速に小さな値となる。

年金数理では、将来において支払うべき給付費等の規模を測る際に、現価という考え方が重要であり、現価で評価することが有用である。

また、このような価格換算の考え方は、将来の年金額の見通しを物価で現在価値に置き換えて表現する際にも用いられている。

例えば、仮に物価上昇率を年平均1%とすると、現在10,000円の品物が、

$$1 \text{年後には、} 10,000 \text{円} \times (1 + 0.01) = 10,100 \text{円に、}$$

$$2 \text{年後には、} 10,000 \text{円} \times (1 + 0.01)^2 = 10,201 \text{円に、} \dots\dots、$$

$$5 \text{年後には、} 10,000 \text{円} \times (1 + 0.01)^5 = 10,510 \text{円に、} \dots\dots、$$

というように値上がりすることとなる。逆に5年後に10,000円である品物は、現在の価格では、 $10,000 \text{円} \times \left(\frac{1}{1+0.01} \right)^5 = 9,514 \text{円}$ に相当するものであるということである。

（2）大数の法則

年金制度は一種の保険のシステムであるが、保険というシステムを成り立たせていくためには、一定数以上の者が集まって一つの集団を構成し、その中で互いに助け合っていくという形を取らなければならない。例えば、老齢年金については、年金を受給する老後の期間の長さは個人ごとに異なるが、老後期間の長い者は結果的に給付総額が大きくなり、老齢に達しないうちに死亡した者には給付が行われないという形で、集団内の助け合いが行われる形となっているのである。

このような保険システムを成り立たせ、適切に運営していくためには、老齢年金をどの程度の期間受給するかという割合や、障害が発生する割合といった年金の受給権が発生する割合等を、ある程度の精度をもって予測出来なければならない。このためには集団の規模がある程度以上でなければならないが、その根拠となっているのが「大数の法則」である。

大数の法則とは確率論における法則の一つで、「標本を十分大きくとればその事象の発生する経験的頻度は理論的確率に限りなく近くなる」というものである。この法則は、例えば、ゆがみや偏りのないコインを放り投げて落ちた結果、それが表面である頻度は、放り投げる回数が少なければ2分の1とはならないことが考えられるが、回数を限りなく増やせば2分の1に近づいていくというものである。

年金数理においては、被保険者や受給者といった年金制度の構成者について、障害や死亡等の事象が発生する実際の割合は、その人数が多くなればなるほどその発生確率である一定の数値に近づくという形でこの法則が用いられる。いかえれば、実際に財政検証において、例えば新規に障害年金を受給する者の数は被保険者数に障害者となる発生割合を乗じることにより見込んでいるが、これは大数の法則が成り立つことを前提とした手法である。

しかしながら、実際の発生頻度がその発生確率から大きく外れることが少なくなるということであり、その発生確率に一致することを保証するものではない。ただし、将来の発生確率を設定する際に、過去の実績に基づく推定を行う場合、標本数が十分大きくなれば、算定された発生確率の信頼度はそれだけ高まるということになる。

(3) 収支相等の原則

収支相等の原則とは、保険のシステムを運営する際に、集団全体での保険料収入や積立金の利息等の収入の合計が給付費等の支出と等しくなるような制度設計を行わなければならないという原則である。ごく普通のことを意味しているようにも考えられるが、年金数理を扱う上で留意しなければならない点はいくつかある。

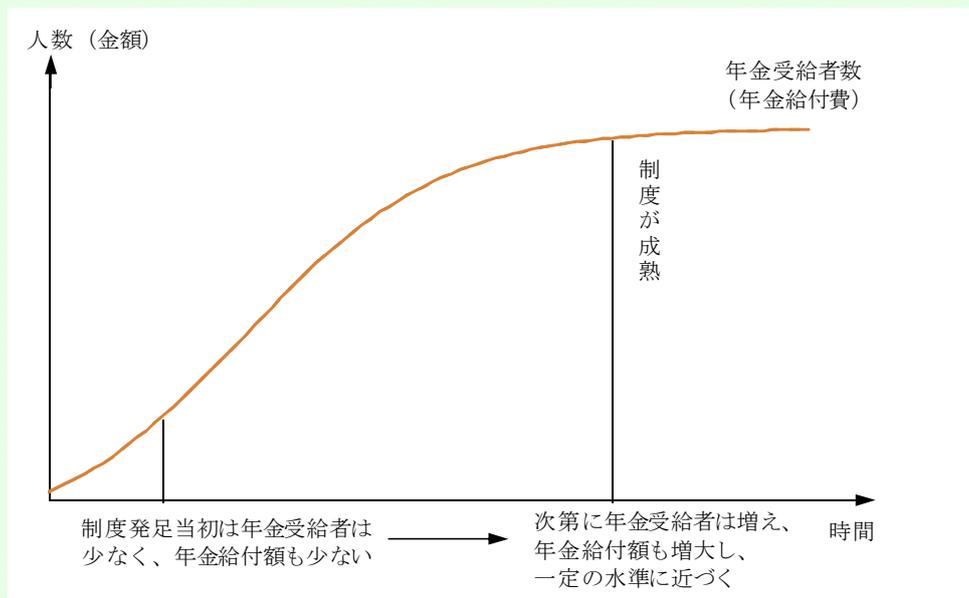
まず、収支相等の原則でいう収入や支出は単なる金額ではなく、確率論的な意味を持っているという点である。例えば、年金制度の支出のうち障害年金の給付費について考えると、将来において障害状態が発生する割合に、障害年金の年金額を乗じて得られる値の合計として推計されるものであり、確率論における期待値にあたるものである。

第二に、収支相等の原則は集団全体で考えるものであり、集団を構成している個人ごとに収支が均衡しているわけではないということである。個人保険では加入者の健康状態等によっては割増保険料を徴収するなどして個人ごとの収支の均衡を図る考え方があるが、一般に年金制度の場合は、集団全体で収支が均衡するような保険料を年齢等に関係なく一律に適用するものである。

第三に、収支相等の原則を考える期間について、通常の会計決算のように必ずしも単年度だけで考えるわけではないということである。これは年金制度が

人の一生にわたる非常に長期の制度であるため、たとえある一つの年度で収支が均衡していなくとも、長期でみて収支相等の原則が満たされるように運営していけば良いのである。また、年金制度においては、制度発足当初は年金受給者は少なく、年金給付費も少ないが、時間の経過とともに増大して、ある程度の年数を経て、はじめて一定の水準に近づいていくという性質がある（第3-1-3図）。このように、年金受給者数や年金給付費が増大して、最終的に到達する水準に近い状態になっていくことを、「制度が成熟する」と呼んでいる。ある一時点での収入と支出の規模の相対関係は、制度の成熟がどの程度かによって変わってくるため、やはり収支相等の原則は長期的な期間で考えることが重要である。現在の厚生年金・国民年金においては、現在既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね100年後までの期間を視野に入れて収支相等の原則を考慮している。

第3-1-3図 年金制度の成熟



(4) 積立金が非負であることの必要性

年金制度を運営していく過程で、給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は、たとえ一時的でもあってはならない。

現在の厚生年金・国民年金においては、おおむね100年間にわたる財政均衡期間において収支均衡を図る仕組みであり、賦課方式を基本としつつ、積立金を保有し活用することで、少子高齢化に伴う急激な保険料上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっており、一時的にも積立金が枯渇するような事態は起こらないものとなっている。

第1節で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政検証作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する日本年金機構及び各共済組合の協力を得て、財政検証に必要な各種情報が集約されたデータの提供を受け、提供データと他の統計との整合性を検討するなどのデータ整備を行った上で、平成26年財政検証における初期値を設定している。

それらの基礎データのうち、平成26年財政検証における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、厚生年金、国民年金及び共済組合については平成23（2011）年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、厚生年金、国民年金ともに、無作為に100分の1で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政検証で必要となる現在の標準報酬月額、標準賞与額、過去の被保険者期間、標準報酬額累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、昭和36（1961）年4月1日以降の20歳以上かつ60歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、日本年金機構で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

また、今回の財政検証は被用者年金の一元化を前提に実施しており、厚生年金には共済組合の年金を含むこととなるが、一元化前の厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、シミュレーションは別に行い報酬や年金給付費等をそれぞれ別に算出した後に合算し、被用者年金一元化後の厚生年金の財政検証を実施している。このため、基礎数は原則として一元化前の厚生年金と共済年金はそれぞれの属性に応じて別の基礎数を作成している。なお、共済組合については、厚生年金と同程度の統計を、各共済組合を所管する各省を經由して各共済組合から提供を受けているところである。

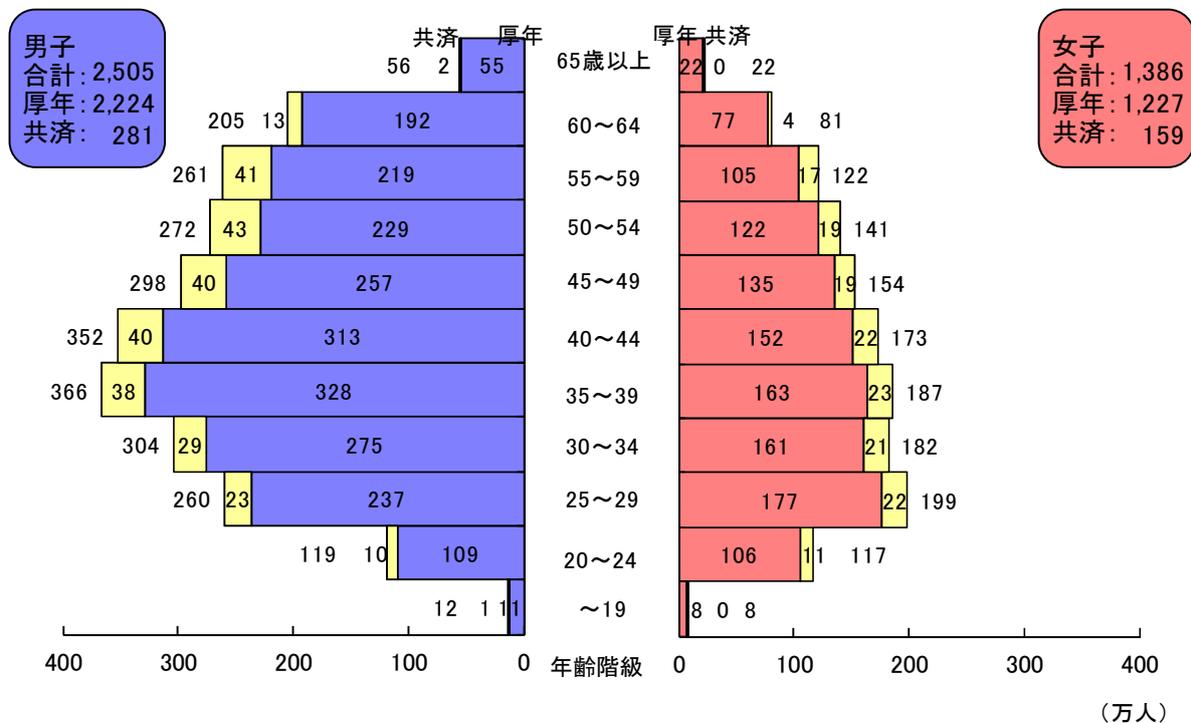
以下、被保険者及び受給者の初期データについて、厚生年金、国民年金、共済

組合別に解説を行う。

1. 被保険者の初期データ

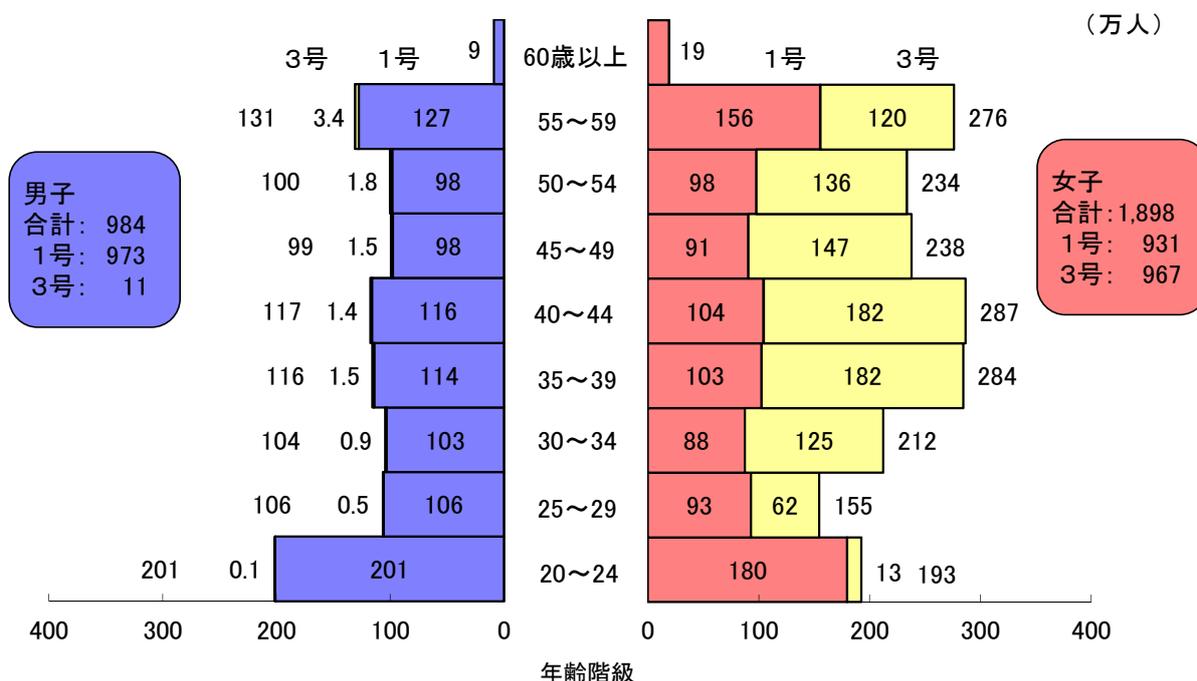
平成 23 (2011) 年度末における厚生年金の被保険者及び共済組合員の年齢構成は第 3 - 2 - 1 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では 35～39 歳が 366 万人、女子では 25～29 歳が 199 万人で最も多く、以降基本的に年齢が高くなるにつれて減少する。

第 3 - 2 - 1 図 厚生年金被保険者及び共済組合員の年齢構成
(平成 23 (2011) 年度末)



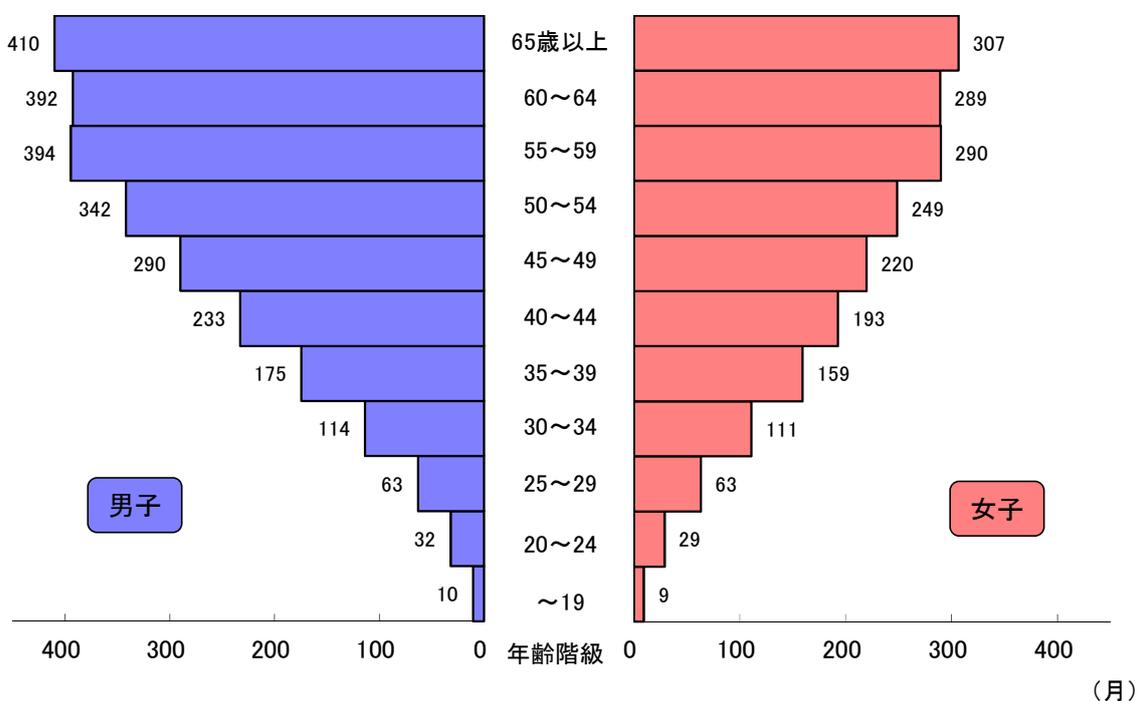
平成 23 (2011) 年度末における国民年金第 1 号 (任意加入被保険者を含む。以下同じ。) 及び第 3 号被保険者の年齢構成は第 3 - 2 - 2 図のとおりである。このような 5 歳階級別でみた場合、男子では 20～24 歳が 201 万人、女子では 40～44 歳が 287 万人で最も多くなっている。また、第 3 号被保険者は、被用者年金被保険者の被扶養配偶者であることから、男子では第 3 号被保険者 11 万人に対し第 1 号被保険者が 973 万人と大部分を占めるが、女子では第 3 号被保険者 967 万人と第 1 号被保険者 931 万人がほぼ同数となっている。

第3-2-2図 国民年金（第1号・第3号）被保険者の年齢構成
（平成23（2011）年度末）

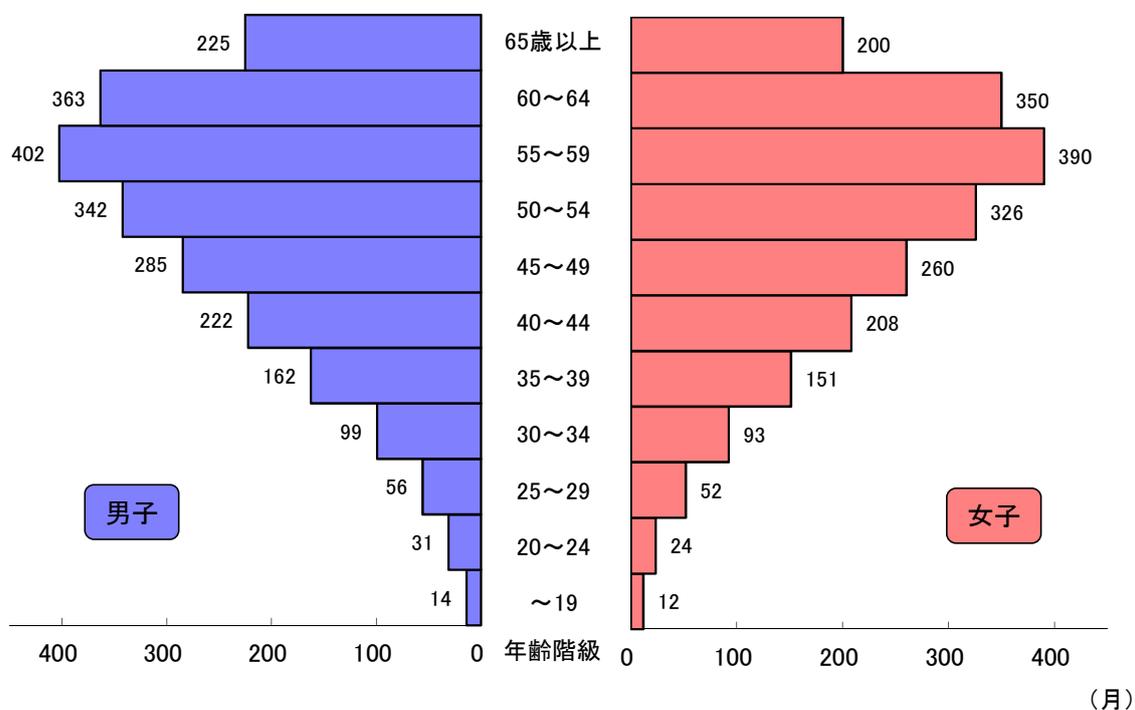


平成23（2011）年度末における厚生年金被保険者及び共済組合員の年齢階級別の平均被保険者期間は第3-2-3図、第3-2-4図のとおりである。男女ともに基本的に年齢が高くなるにつれて長くなっているが、共済組合員では55～59歳において男子、女子ともに最も長くなっている。厚生年金被保険者と共済組合員の平均被保険者期間を60歳未満において比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子の40歳以上においては、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。なお、ここでいう期間は、20歳未満及び60歳以上も含んだものとなっている。

第3-2-3図 厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数
(平成23(2011)年度末)



第3-2-4図 共済組合員の平均組合員期間月数
(平成23(2011)年度末)

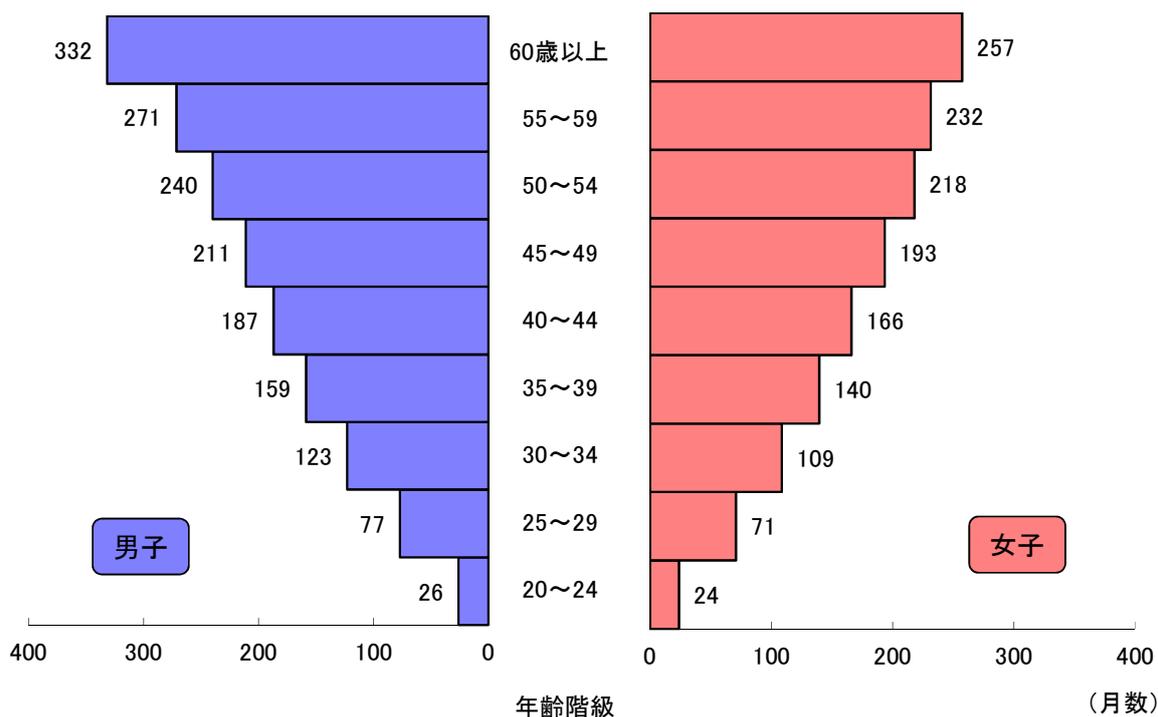


平成23(2011)年度末における国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は、それぞれ第3-2-5図、第3-2-6図の

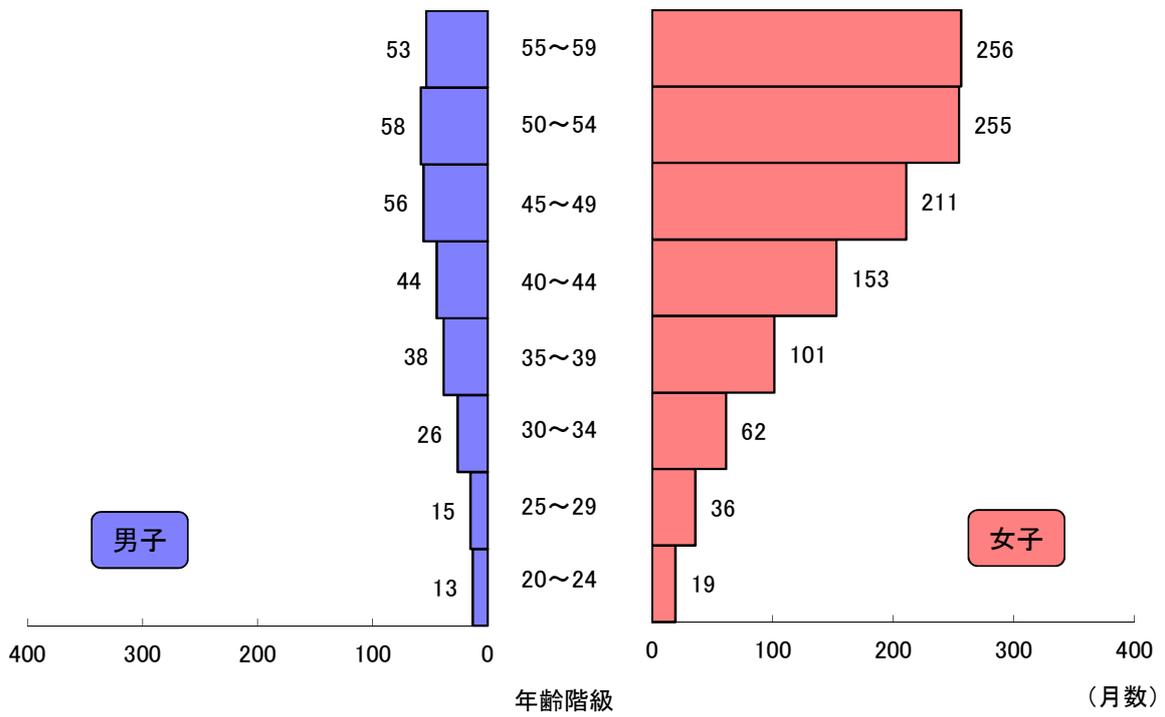
とおりである。ここでいう被保険者期間は、第1号被保険者であれば平成23(2011)年度末に第1号被保険者であった者における新法の第1号被保険者並びに旧法の国民年金被保険者期間の月数を意味しており、第3号被保険者であれば平成23(2011)年度末に第3号被保険者であった者における新法の第3号被保険者期間の月数を意味している。つまり、ここでいう被保険者期間は、第1号被保険者期間と第3号被保険者期間の合算ではないことに注意を要する。

国民年金第1号被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、60歳以上において男子では332月、女子では257月となっている。国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間は、男子では50～54歳において、女子では55～59歳において最も長くなっており、男子では58月、女子では256月となっている。他の年齢階級を見ても、国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間は男女で大きく異なっている。

第3-2-5図 国民年金第1号被保険者の平均被保険者期間月数
(平成23(2011)年度末)



第3-2-6図 国民年金第3号被保険者の平均被保険者期間月数
 (平成23(2011)年度末)

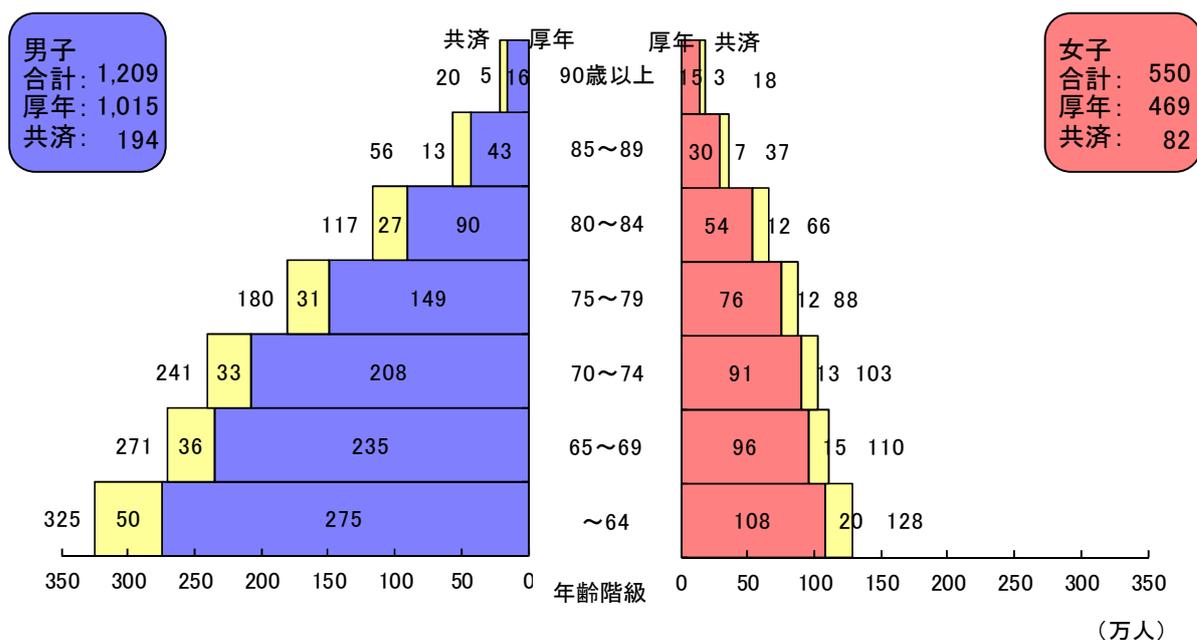


2. 受給者の初期データ

平成 23 (2011) 年度末における老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成は第 3-2-7 図のとおりである。ここでいう老齢厚生年金とは、旧法厚生年金の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間 20 年以上の年金のことである。また、ここでいう退職共済年金とは、旧法退職年金 (旧法減額退職年金を含む。) 及び退職共済年金のうち原則として組合員期間 20 年以上の年金のことである。

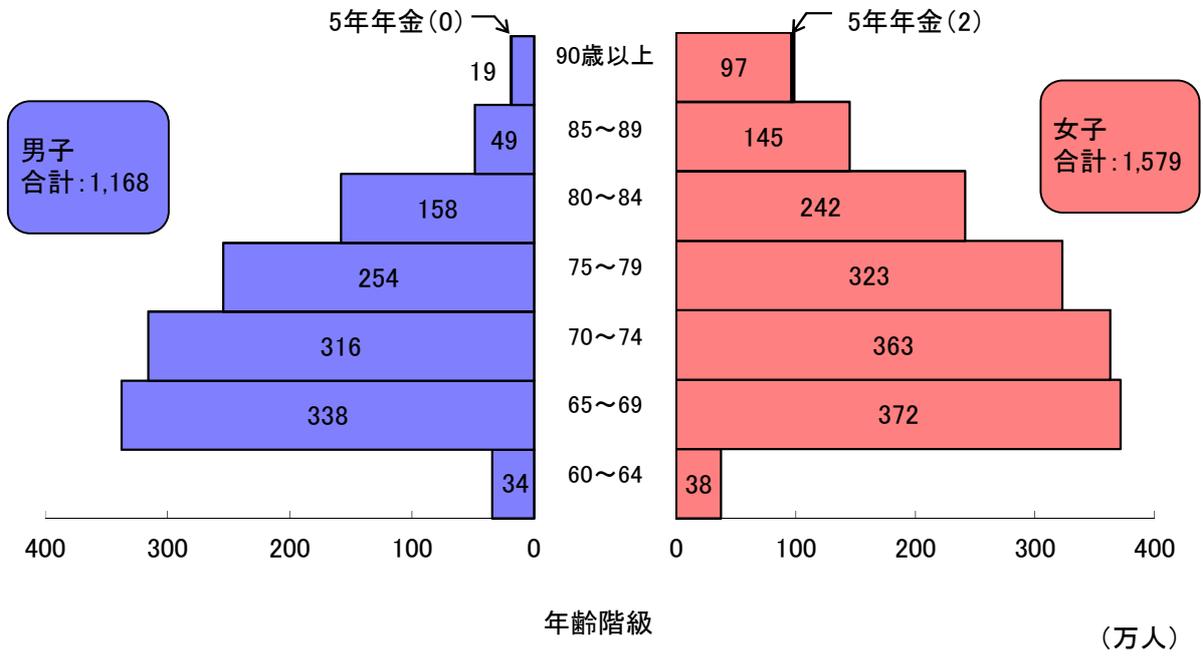
老齢厚生年金及び退職共済年金ともに、男女とも 64 歳以下の受給権者が最も多く、合計で男子は 325 万人、女子は 128 万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。

第 3-2-7 図 老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成
(平成 23 (2011) 年度末)



平成 23 (2011) 年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第 3-2-8 図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも 65~69 歳の受給権者が最も多く、男子は 338 万人、女子は 372 万人となっている。85 歳以上に比べて 85 歳未満が多いのは、85 歳未満は昭和 61 (1986) 年 4 月以降に 60 歳に到達した老齢基礎年金受給権者で構成されており、国民年金第 1 号被保険者であった者に加え、第 2 号被保険者であった者も含まれているためである。

第3-2-8図 国民年金老齢年金受給権者の年齢構成
(平成23(2011)年度末)



財政検証を行うにあたっては、被保険者や年金受給者等の状態が今後どのように変化していくのかを示す假定値を設定する必要がある。この假定値のことを基礎率という。広い意味での基礎率には、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの経済関係の假定値も含まれるが、これらは年金財政に大きな影響を及ぼすものでもあり、「経済前提」と呼ばれ他の基礎率と区別されることも多い。本節においては単に「基礎率」というと経済前提を含まない狭義の意味とする。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退力、死亡脱退力や、被保険者の標準報酬の変化（定期昇給分）を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための年金失権率や障害年金発生力、障害年金受給者を障害等級別に分けるための障害等級割合等があり、財政検証の都度、最近の制度運営の実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政検証において使用した基礎率は、基本的には、平成21（2009）年度から平成23（2011）年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成したものである。

厚生年金と国民年金（第1・3号被保険者のみ。以下同様。）は集団の属性が異なる部分が多いことから、原則として別の基礎率を作成している。

また、今回の財政検証は被用者年金の一元化を前提に実施しており、厚生年金には共済組合の年金を含むこととなるが、一元化前の厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、シミュレーションは別に行い報酬や年金給付費等をそれぞれ別に算出した後に合算し、被用者年金一元化後の厚生年金の財政検証を実施している。このため、基礎率は原則として一元化前の厚生年金と共済年金はそれぞれの属性に応じて別の基礎率を作成している。なお、共済組合については、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けた組合員及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、平成26年財政検証において使用した主な基礎率について解説する。

1. 厚生年金

一元化前の厚生年金と共済組合は、それぞれ属性に応じて別の基礎率を作成しているが、ここでは、一元化前の厚生年金の基礎率を中心に解説する。（以下、この節では単に「厚生年金」とする。）

厚生年金の総脱退力は第3-3-1図、第3-3-2図のとおりである。総脱退力とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度内脱退者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や50歳台後半以降において値が大きくなっており、さらに、女子については、結婚・出産による脱退であると思われる20歳台後半に山がみられる。

厚生年金の死亡脱退力は第3-3-3図、第3-3-4図のとおりである。死亡脱退力とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながる。死亡脱退力は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度内死亡者数を年度平均被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定している。厚生年金の死亡脱退力は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて低い値となっている。

厚生年金の障害年金発生力は第3-3-5図、第3-3-6図のとおりである。障害年金発生力とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。厚生年金の障害年金発生力は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

厚生年金の老齢年金失権率は第3-3-7図、第3-3-8図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給権者が向こう1年間に失権する確率のことである。老齢年金受給権者が失権するのは受給権者が死亡したときのみであることから、老齢年金失権率は老齢年金受給権者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去3年間平均で捉えた年度中年金失権者数を年度平均年金受給権者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。なお、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出しているが、65歳以上の老齢年金失権率については、被用者化が進む等により厚生年金、国民年金の当該率に大きな差がなくなってきたことを鑑み、厚生年金と国民年金を合わせた全体の失権率として作成している。

厚生年金の障害年金失権率は第3-3-9図、第3-3-10図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給権者が失権する確率のことである。障害年金の受給権者が失権するのは、障害から回復して65歳に到達したとき（ただし、65歳時点で障害回復後3年を経過していない場合は3年を経過したとき）、または老齢年金同様、受給権者が死亡したときであるが、障害年金受給権者の死亡率は生命表の死亡率と比較して高いため、結果として、障害年金失権率は老齢

年金失権率よりも高くなっている。

遺族である妻及び夫についての厚生年金の遺族年金失権率は第3-3-11図、第3-3-12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年金受給権者が失権する確率のことである。遺族年金受給権者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合などがある。ここでいう妻、夫とは、受給権者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子及び夫に受給権が付与されることとして推計を行っている。厚生年金についていえば、妻の失権率、すなわち、再婚あるいは死亡する確率は、40歳頃までは年齢とともに低くなり、その後低いまま推移、60歳台後半から高くなるというU字型をしている。これは45歳頃までは、遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は、年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。

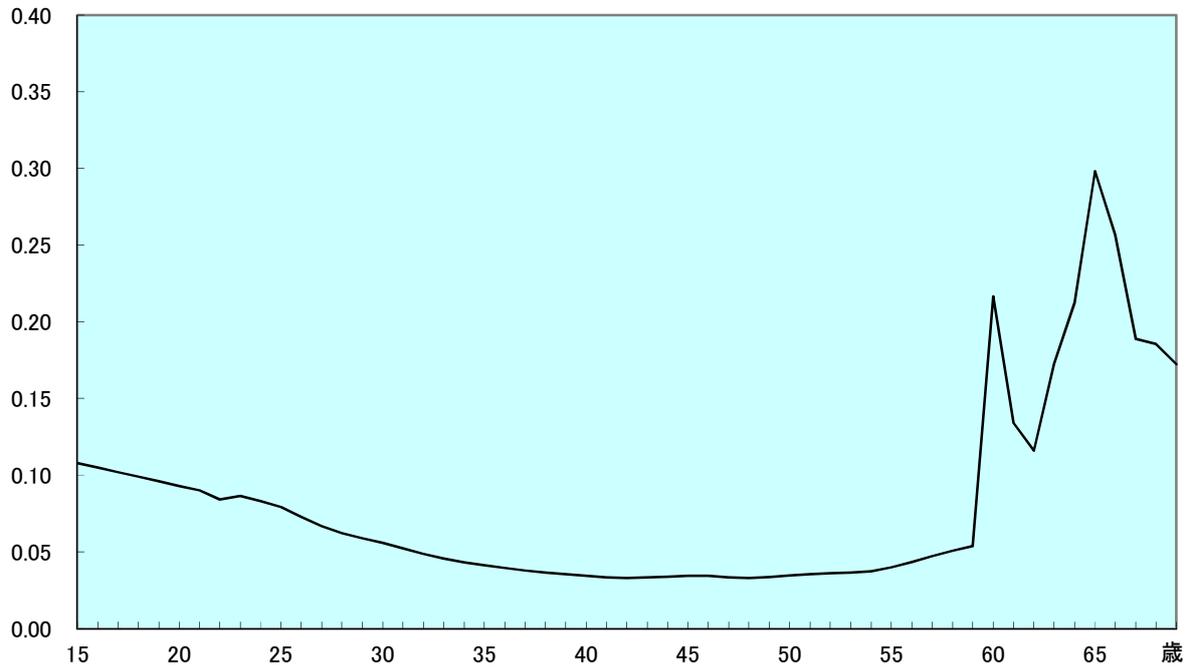
妻、子または夫への厚生年金の遺族年金発生割合は第3-3-13図、第3-3-14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻、子または夫とは、遺族年金失権率と同様、受給権者（遺族）の状態を表している。厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻または夫への場合は、厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計の他、平成22年国勢調査の配偶者状況及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25年1月推計）」（以下、「世帯数推計」という。世帯数推計については、第3章第5節参照。）における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、子への場合は、厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなるが、一方、高年齢層では年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した者が女子である場合には、子への発生及び夫への発生と2つの率を作成している。子への発生については、遺族が子である場合、夫への発生については、遺族が夫である場合である。夫への場合、妻への場合ともに世帯数推計における将来の有配偶割合を用いて、将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。

厚生年金の標準報酬指数は第3-3-15図、第3-3-16図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準について、20.5歳を1として指数化したものである。標準報酬指数は、過去3年間の性・年齢別の標準報酬総額（ボーナス込み）の平均値に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり50歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの50歳台後半までほぼ横ばいで推移し、その後、

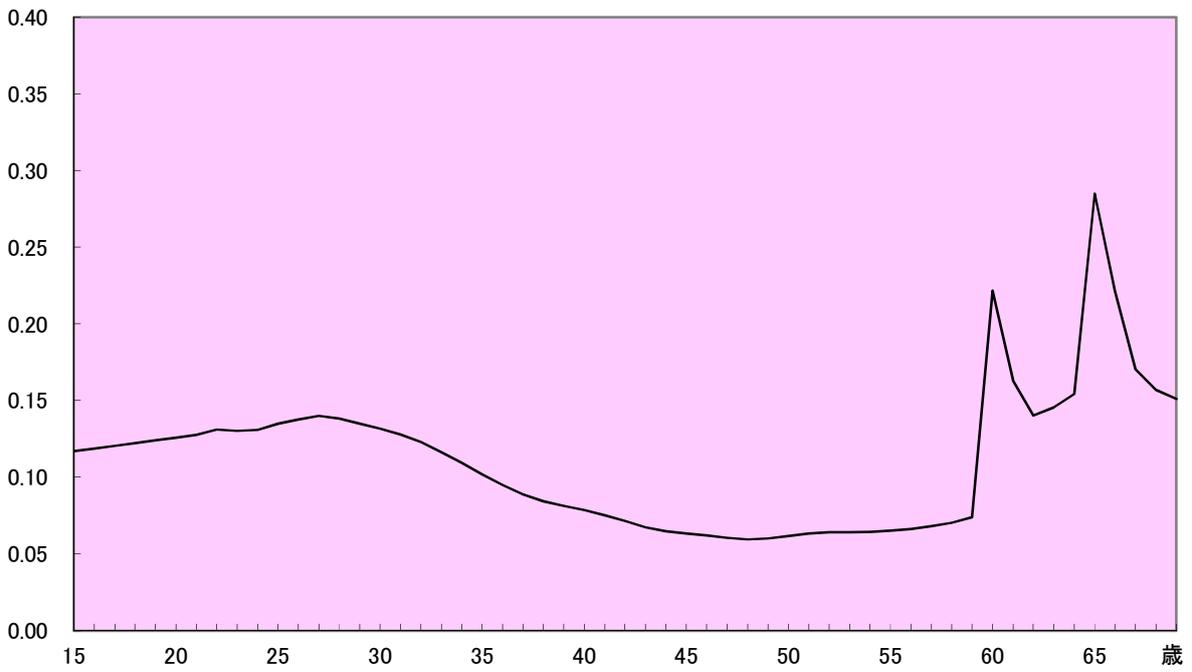
若干低くなっている。

その他、厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を、制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を、実績統計をもとに作成している。再加入率は、第3-3-17図、第3-3-18図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、30歳台頃から7～8割でほぼ一定となる。

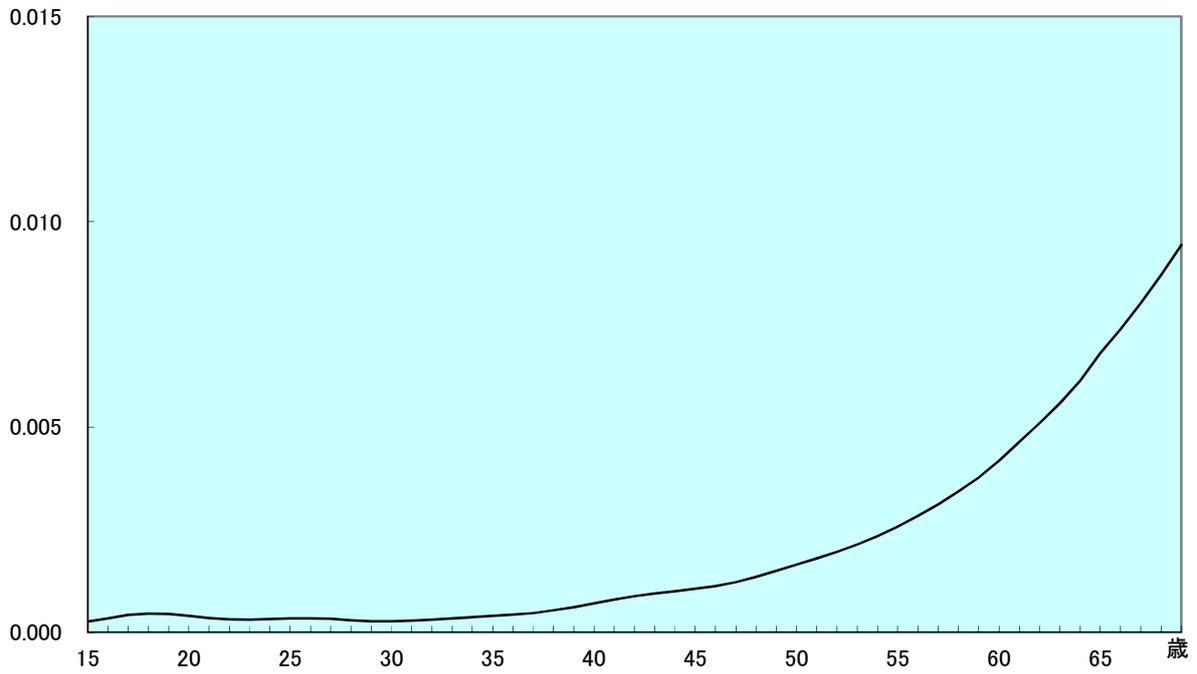
第 3 - 3 - 1 図 厚生年金総脱退力 (男子)



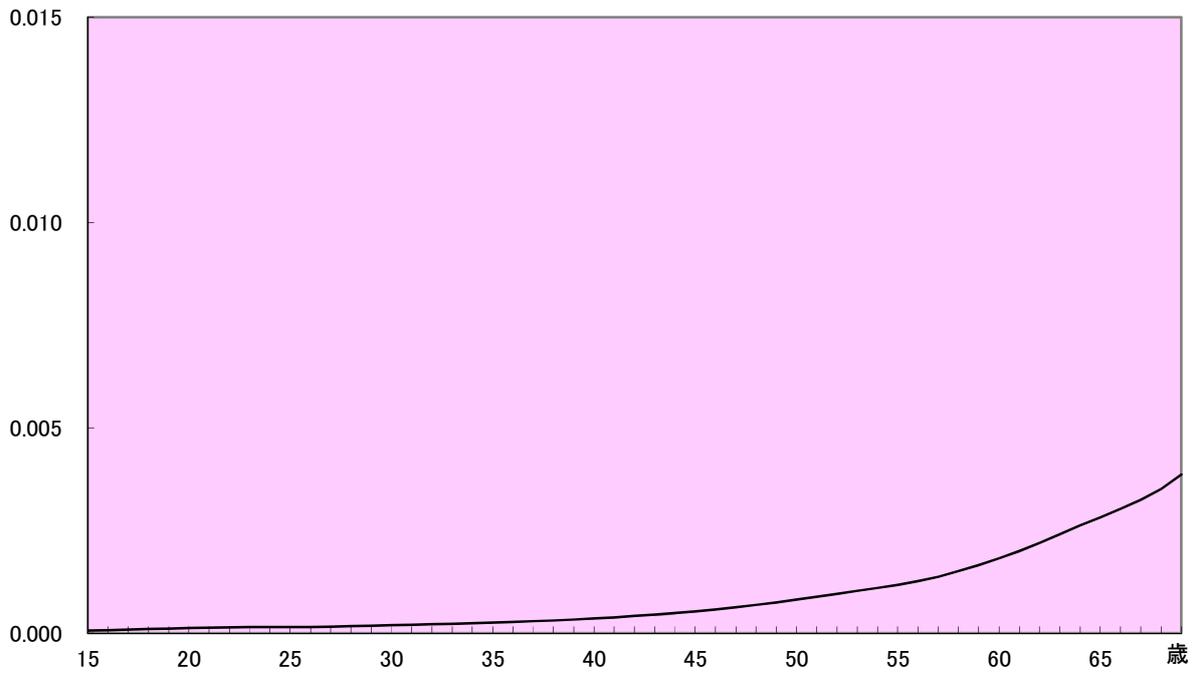
第 3 - 3 - 2 図 厚生年金総脱退力 (女子)



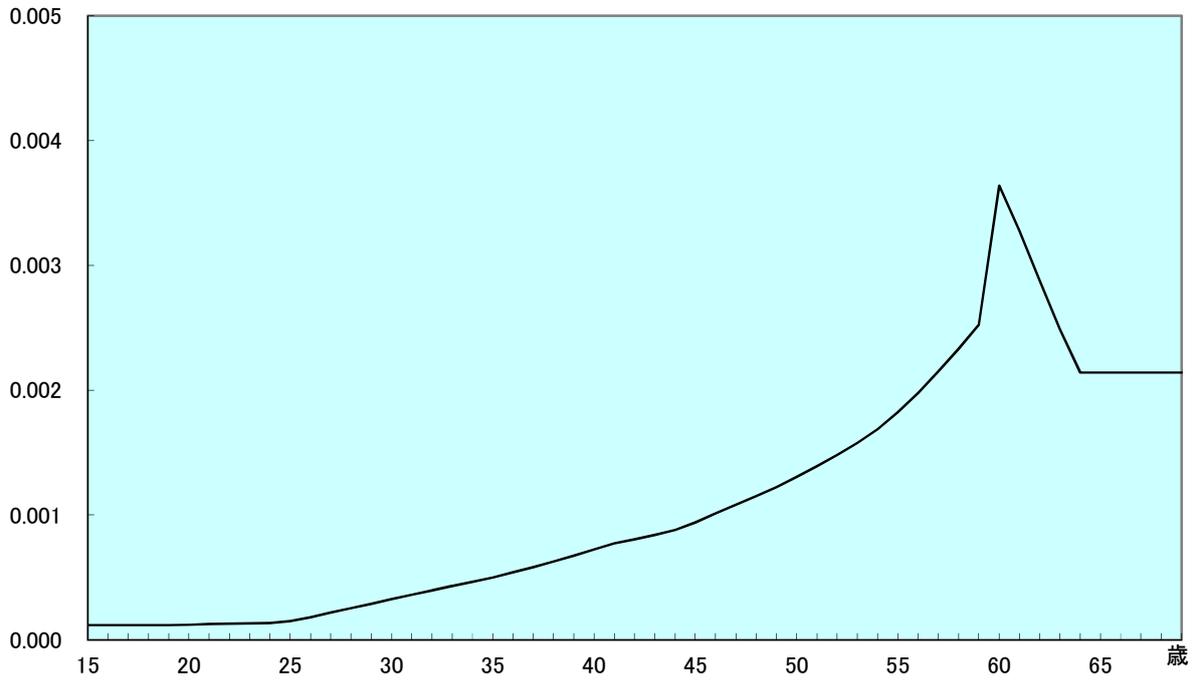
第 3 - 3 - 3 図 厚生年金死亡脱退力 (男子)



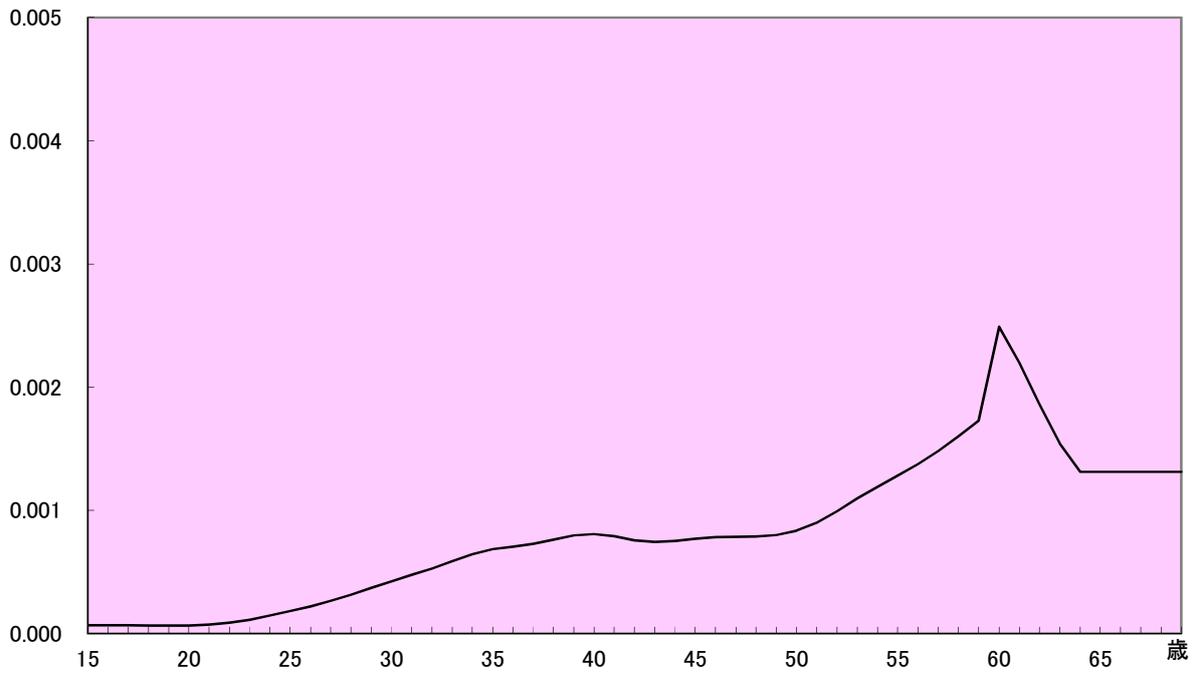
第 3 - 3 - 4 図 厚生年金死亡脱退力 (女子)



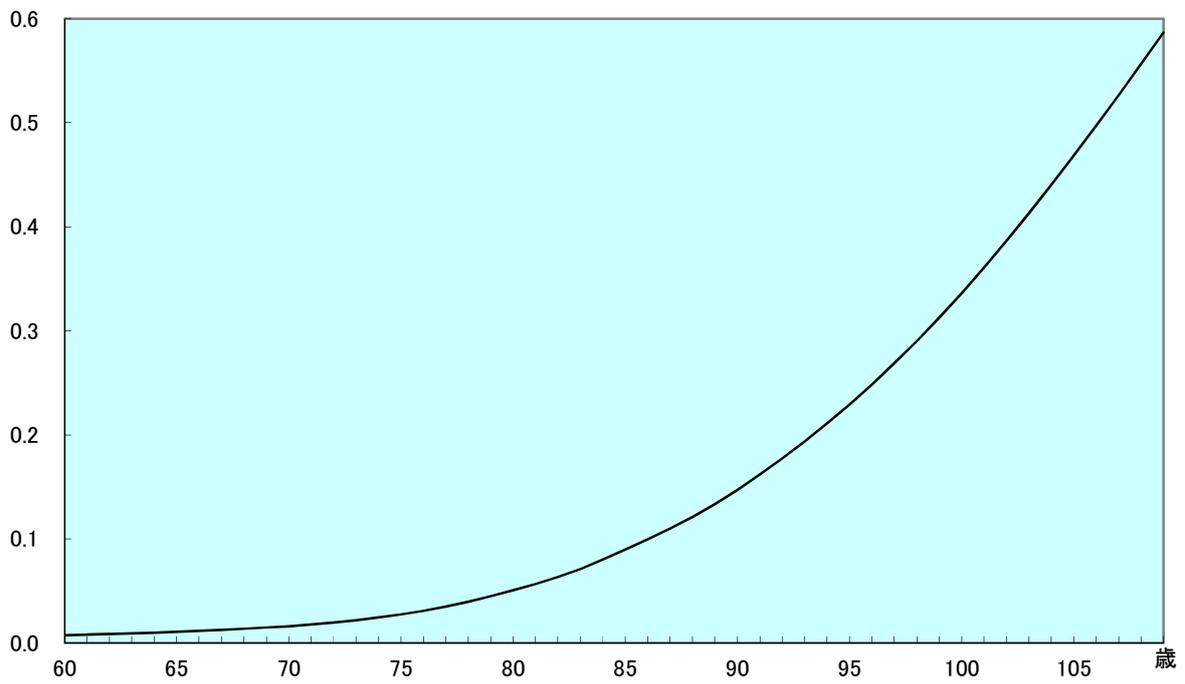
第 3 - 3 - 5 図 厚生年金障害年金発生力 (男子)



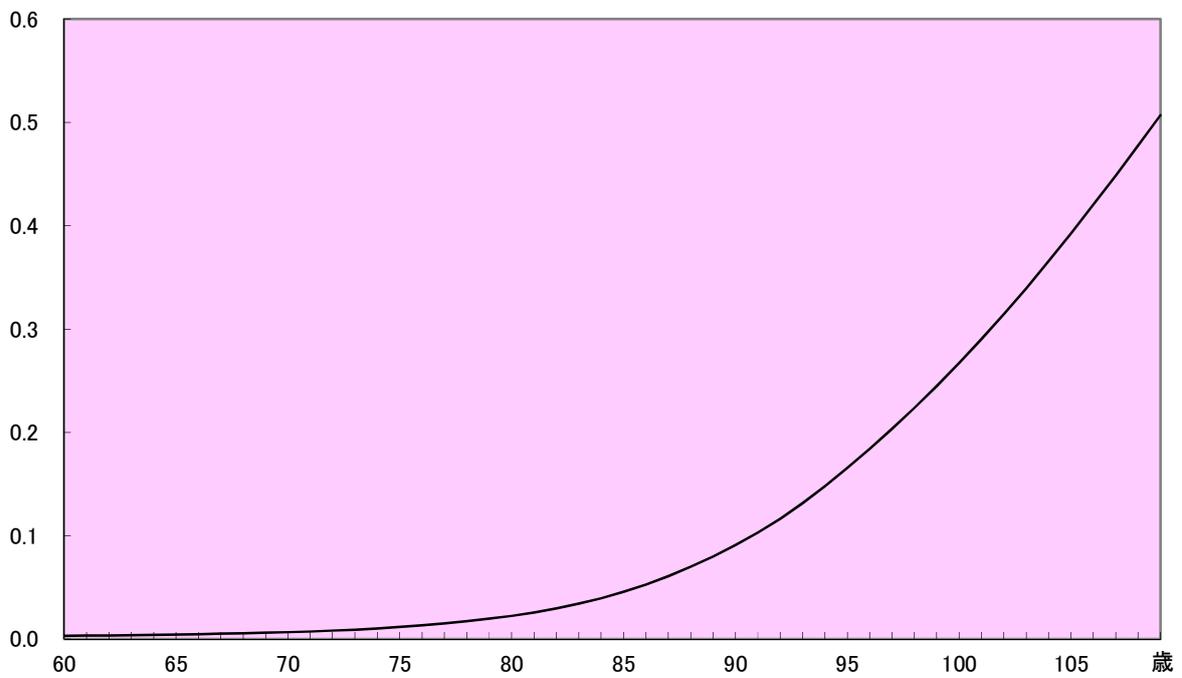
第 3 - 3 - 6 図 厚生年金障害年金発生力 (女子)



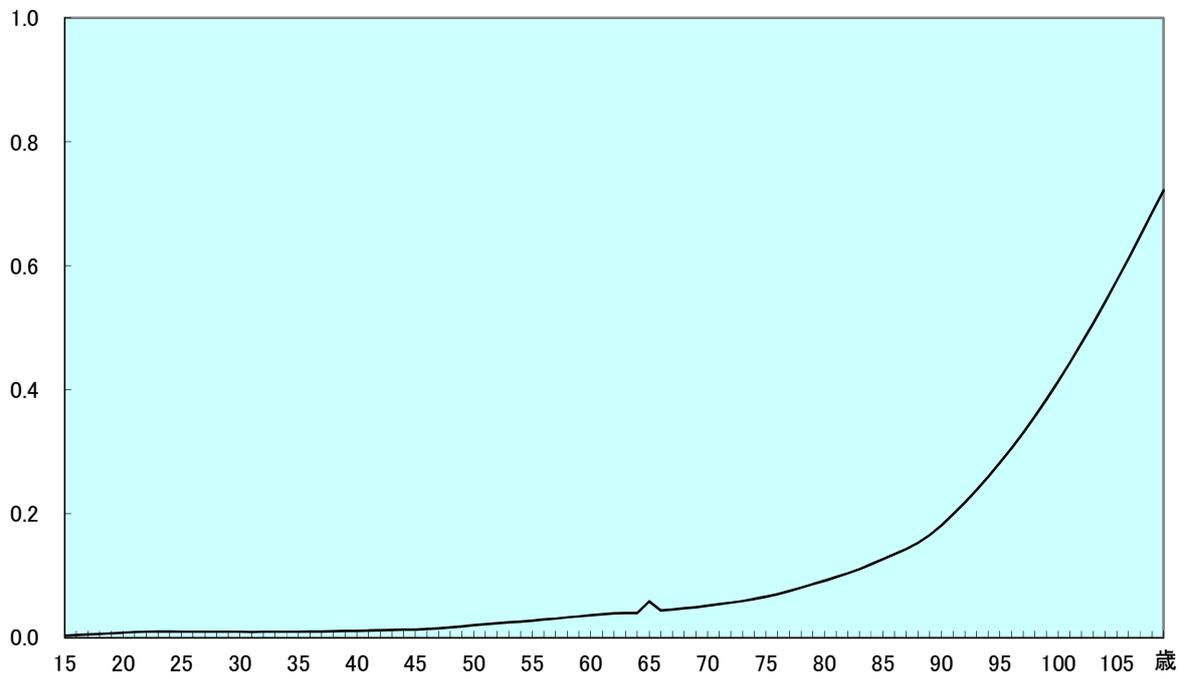
第 3 - 3 - 7 図 厚生年金老齡年金失権率（男子）



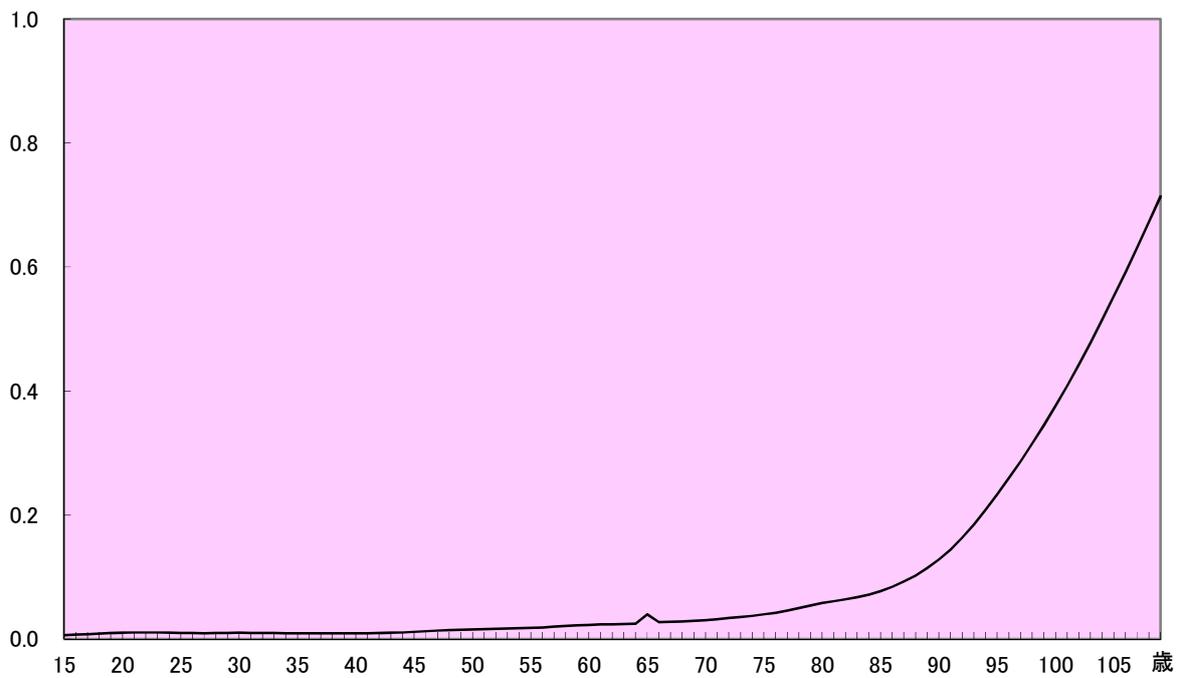
第 3 - 3 - 8 図 厚生年金老齡年金失権率（女子）



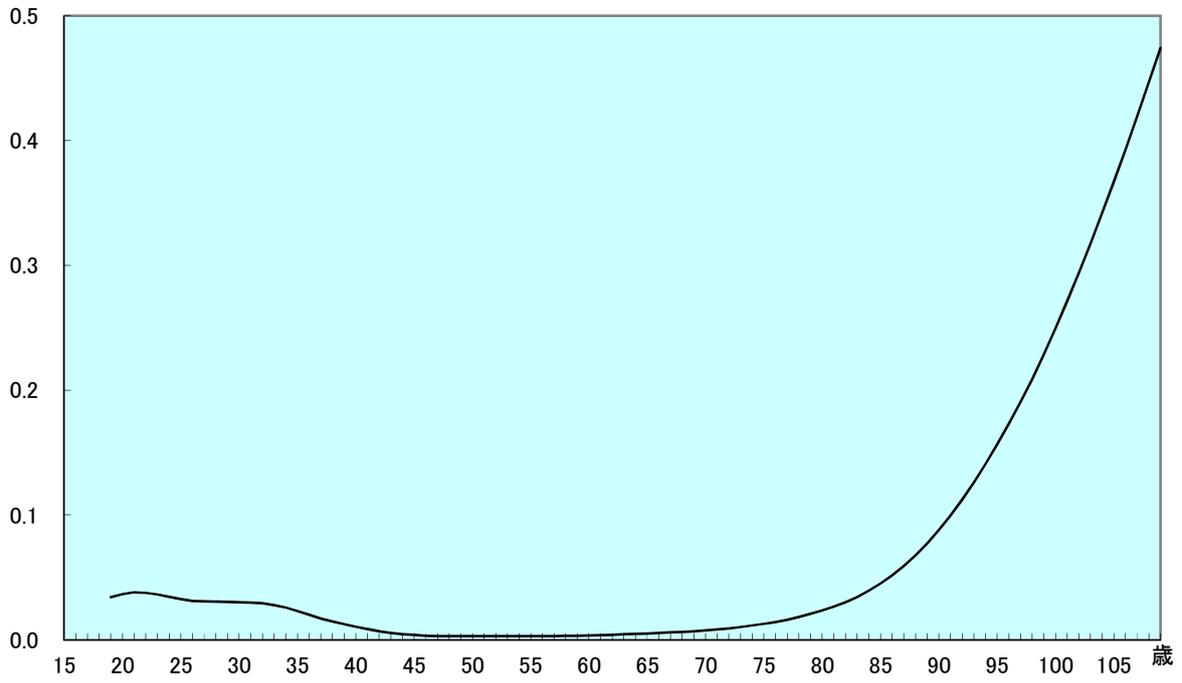
第 3 - 3 - 9 図 厚生年金障害年金失権率（男子）



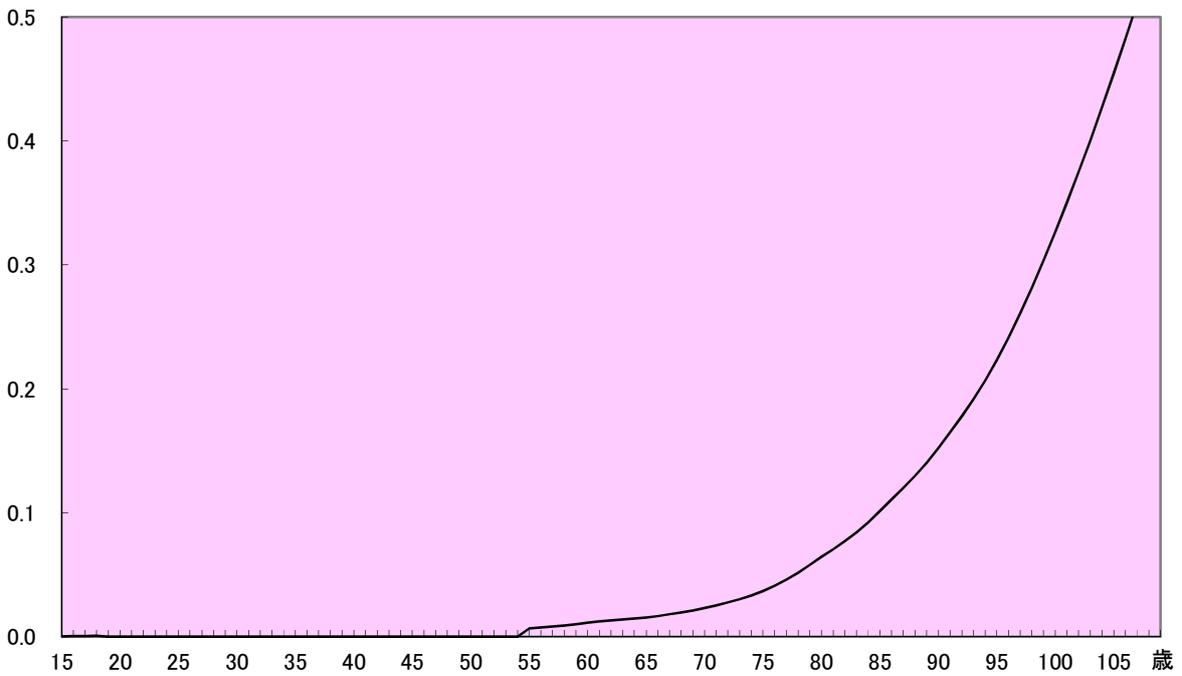
第 3 - 3 - 10 図 厚生年金障害年金失権率（女子）



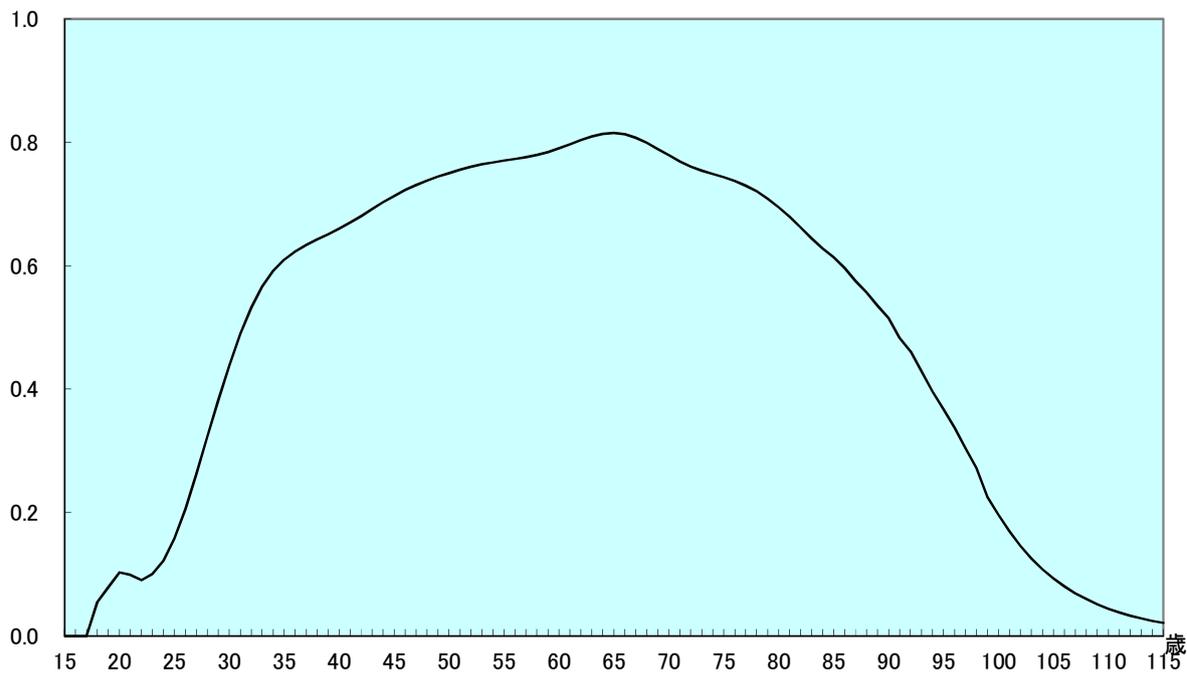
第 3 - 3 - 11 図 厚生年金遺族年金失権率（妻）



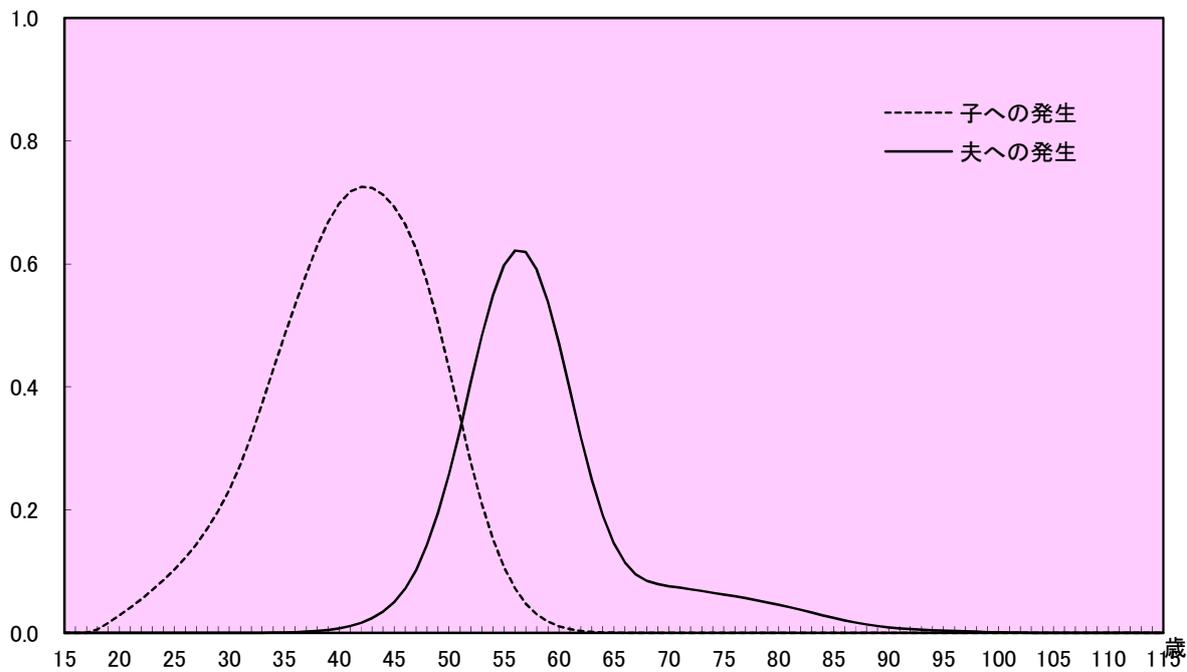
第 3 - 3 - 12 図 厚生年金遺族年金失権率（夫）



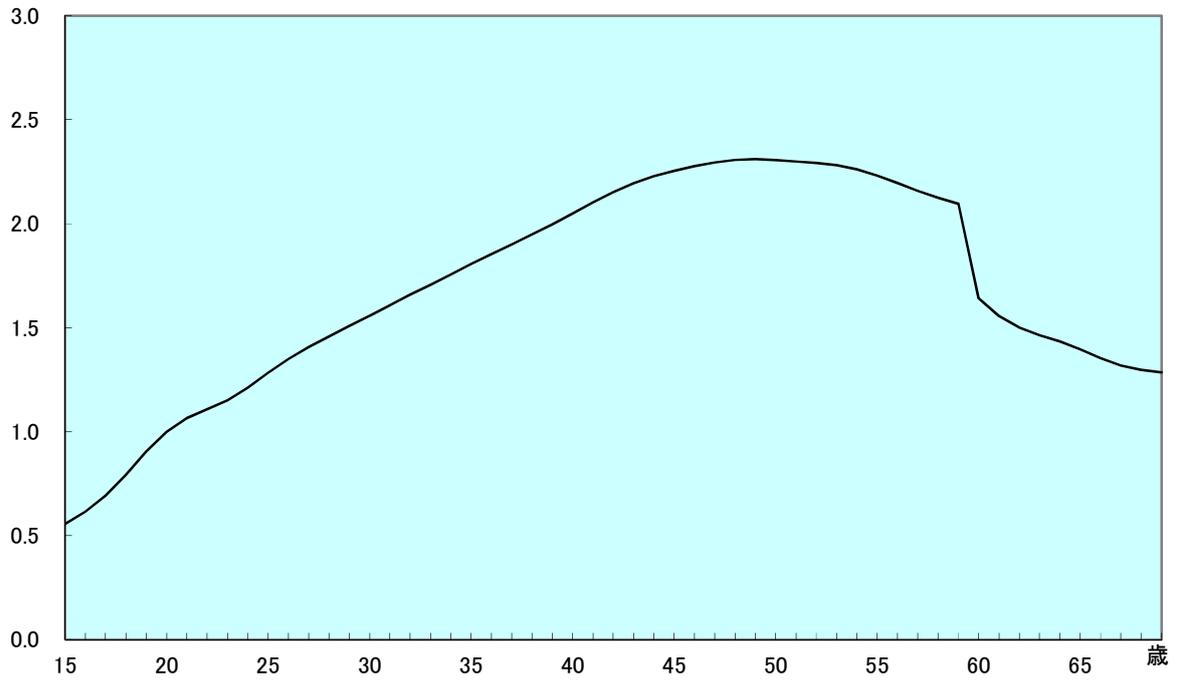
第3-3-13図 厚生年金遺族年金発生割合（妻）



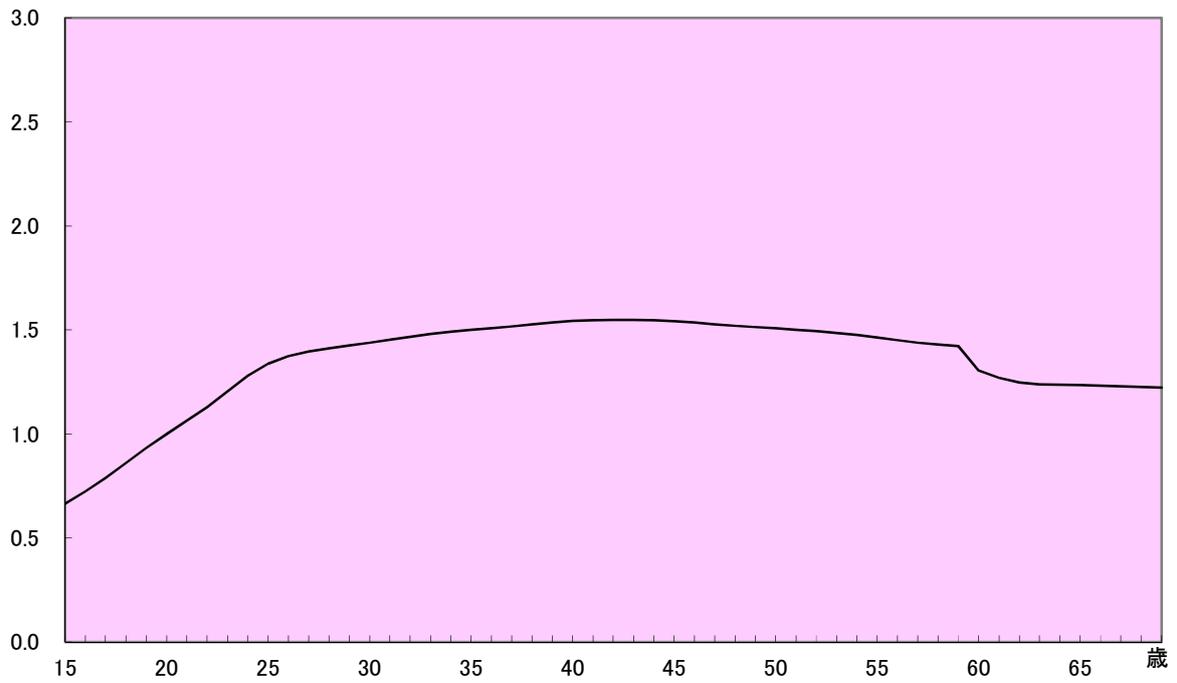
第3-3-14図 厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）



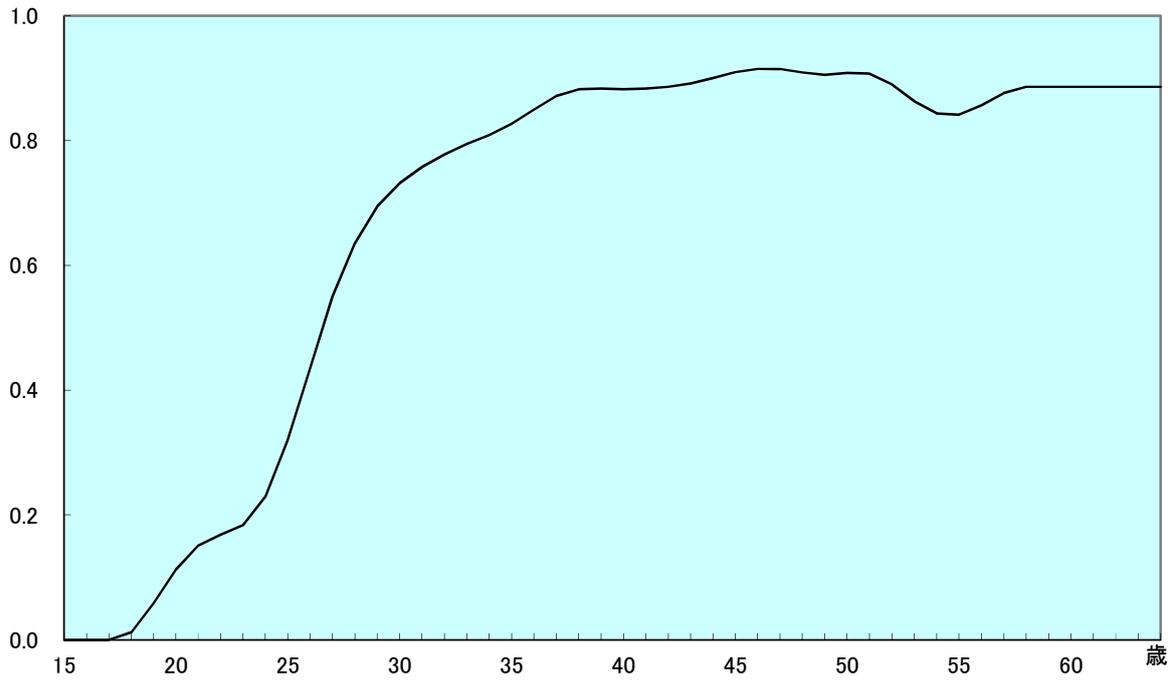
第 3 - 3 - 15 図 厚生年金標準報酬指数 (男子)



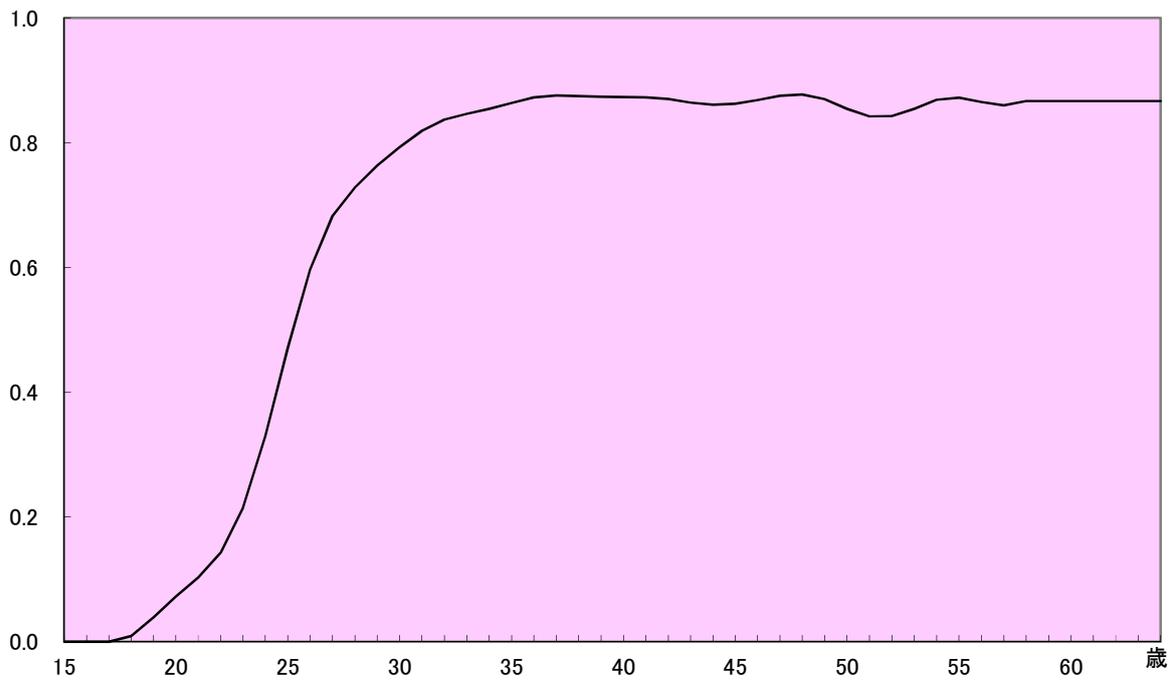
第 3 - 3 - 16 図 厚生年金標準報酬指数 (女子)



第 3 - 3 - 17 図 再加入率（男子）



第 3 - 3 - 18 図 再加入率（女子）



2. 国民年金

第1号被保険者の総脱退力は第3-3-19図、第3-3-20図のとおりであり、第3号被保険者の総脱退力は第3-3-21図、第3-3-22図のとおりである。第1号被保険者については、男子、女子ともに20歳代前半が高くなっているが、これは第1号被保険者である学生が就職することにより第1号被保険者から第2号被保険者に移るためと考えられる。第3号被保険者の女子については、50歳代後半で上昇しているが、これは配偶者がサラリーマンを退職したために第3号被保険者から第1号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第1号被保険者の死亡脱退力は第3-3-23図、第3-3-24図のとおりであり、第3号被保険者の死亡脱退力は第3-3-25図、第3-3-26図のとおりである。死亡脱退力は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながるものとなり、第1号被保険者、第3号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の障害年金発生力は、一般障害年金発生力と20歳前障害年金発生力に分けて作成しており、一般障害年金発生力は第3-3-27図、第3-3-28図のとおりであり、20歳前障害年金発生力は第3-3-29図、第3-3-30図のとおりである。一般障害年金発生力の算定方法は厚生年金と同じであるが、20歳前障害年金発生力は20歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去3年平均の新規裁定障害年金受給権者数を過去3年平均の10月1日現在総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生力については、男子、女子ともに年齢とともに大きくなる傾向にあり、20歳前障害年金発生力については、男子、女子ともに20歳到達をもって受給者になることが多いため、20歳に大きな山がある。

国民年金の老齢年金失権率は第3-3-31図、第3-3-32図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第3-3-33図、第3-3-34図のとおりであり、国民年金の20歳前障害年金失権率は第3-3-35図、第3-3-36図のとおりである。国民年金の場合も厚生年金の場合と同様、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっており、また、年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

遺族基礎年金については、平成 24 年の社会保障・税一体改革により、父子家庭への支給が行われることとなった（平成 26 年 4 月 1 日施行）。これに伴い、平成 26 年財政検証では遺族年金の失権率及び発生割合は、従来の妻や子に加えて夫についても設定している。

国民年金の遺族年金失権率（妻、夫）は第 3-3-37 図、第 3-3-38 図のとおりである。遺族年金失権率（妻）とは、妻に支給される遺族基礎年金が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合のほか、遺族年金（妻）は 18 歳未満の子（子が 1 級または 2 級の障害の状態にあるときは 20 歳未満）のある妻にしか支給されないことから、一番若い子が 18 歳の誕生日の属する年度を越えたという場合がある。20 歳台においてほぼ横ばいで 30 歳台前半においてやや減少し、その後、40 歳頃から年齢とともに高くなっているのは、再婚の影響及び子の成長による失権が多いためと考えられる。また、夫に支給される遺族基礎年金についても同様であるが、遺族年金失権率（夫）については実績がないため、遺族年金失権率（妻）を参考に設定している。

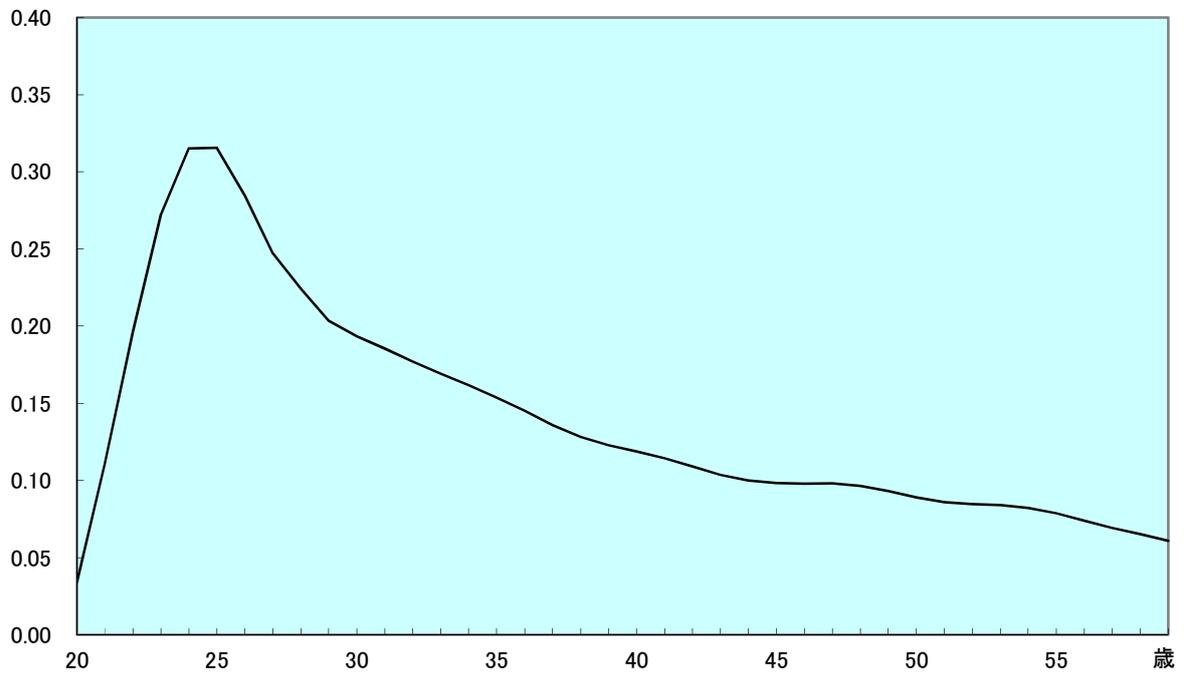
国民年金の遺族年金発生割合（妻、夫、子）は第 3-3-39 図、第 3-3-40 図、第 3-3-41 図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、子のある妻の確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去 3 年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のある妻、子の場合は末子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。また、将来においては厚生年金の場合と同様、世帯数推計における将来の有配偶割合を用いている。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、夫、子の場合ともに、被保険者の死亡時に 18 歳未満の子（子が 1 級または 2 級の障害の状態にあるときは 20 歳未満）がいることが支給要件であることから、40 歳前後を頂点とする山型になっている。遺族年金発生割合（夫）については、妻が第 1 号被保険者であるか第 3 号被保険者であるかによって、子のある夫である確率が異なると考えられるため、別々に設定している。なお、実績がないため遺族年金発生割合（妻）を参考に設定している。

第 1 号被保険者の保険料納付状況については、まず保険料の納付を要するかどうかについて、免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、保険料の全額免除、部分免除（4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除）、学生納付特例、および若年者納付猶予の対象となる者の割合をそれぞれ作成している。さらに、これを踏まえ、保険料の納付を要する者に対する納付率を、納付区分（免除非対象、4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除）別に作成している。

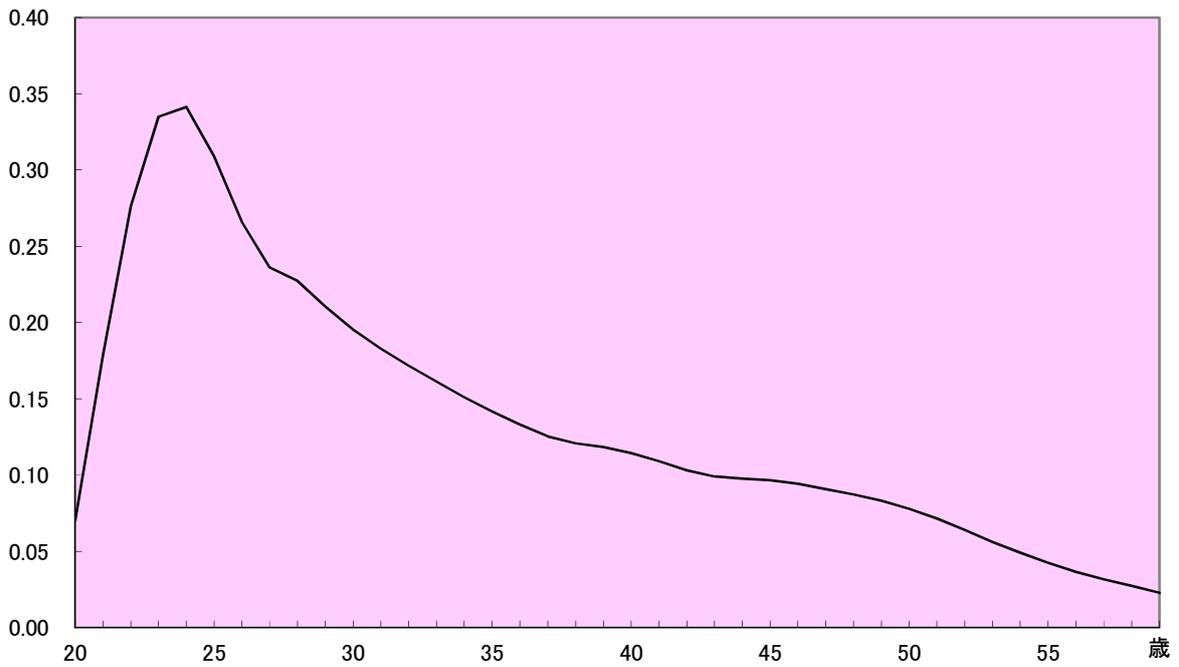
なお、保険料の免除や納付特例等に関する基礎率については直近の実績に準拠しているが、納付率については、直近の年齢別納付率の実績を、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した納付率の前提を基に、年度ごとに補正した後の年齢別納付率を用いている。なお、納付率が現状のまま推移した場合についても試算を行っている。

保険料の全額免除対象者の割合は、第3-3-42図のとおりである。20代の若年層については、学生免除の適用となる者の割合が高いことから全額免除者の割合は低くなっているが、40歳にかけて上昇していき、そこからゆるやかな減少に転じている。学生納付特例対象者の割合は、第3-3-43図のとおりであり、大学生である者の割合が多いと考えられる20代前半で非常に高くなっている。また、免除の対象となっていない者の納付率は、直近の実績では、第3-3-44図のとおりとなっている。これを見ると、20代前半については学生納付特例制度によって支払い能力が低い者が納付対象となっていないことから1つの山となっているが、それを除けば基本的には年齢が低いほど納付率は低く、年齢が高いほど納付率も高くなっている。なお、先ほど述べたとおり、今回の財政検証においてはこの直近の実績をそのまま使用しているわけではなく、年齢計納付率を、納付率の前提を基に補正した後の、年齢別納付率を用いていることに留意が必要である。

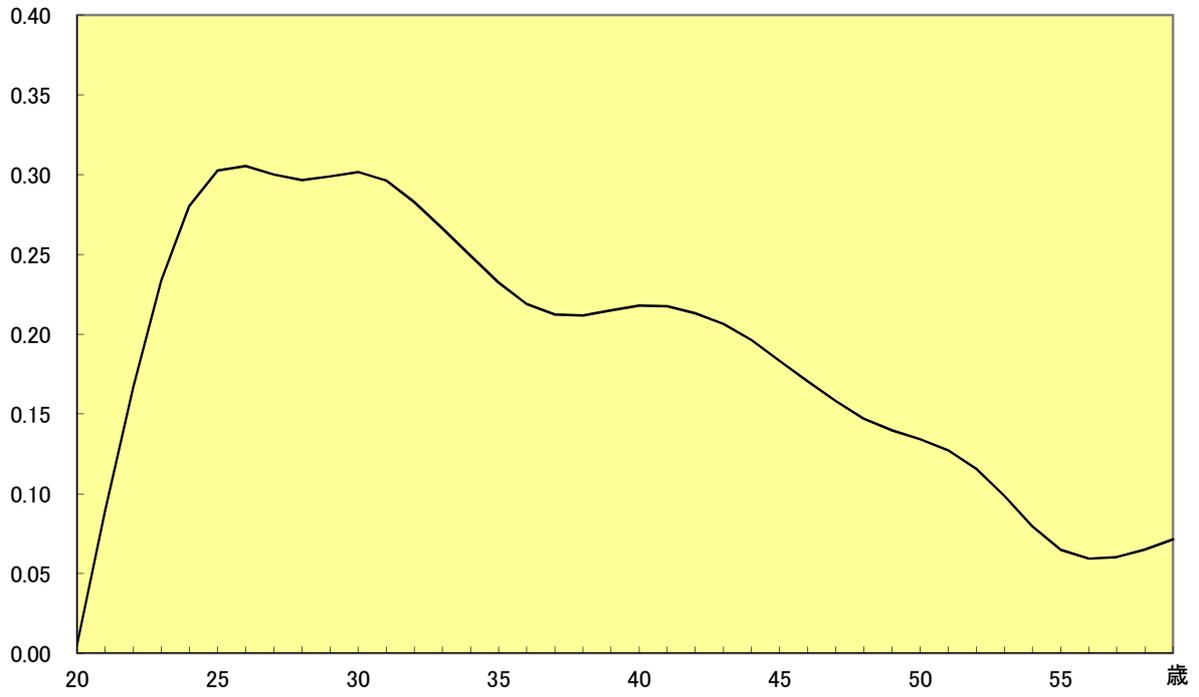
第 3 - 3 - 19 図 国民年金総脱退力 (1号男子)



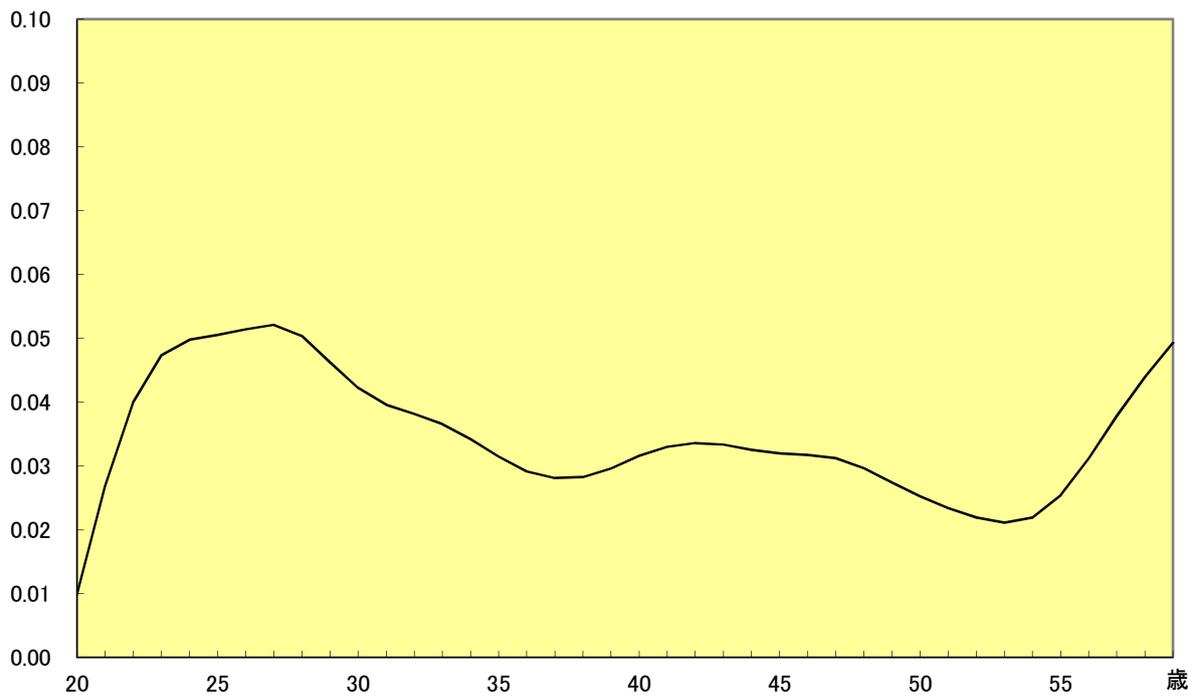
第 3 - 3 - 20 図 国民年金総脱退力 (1号女子)



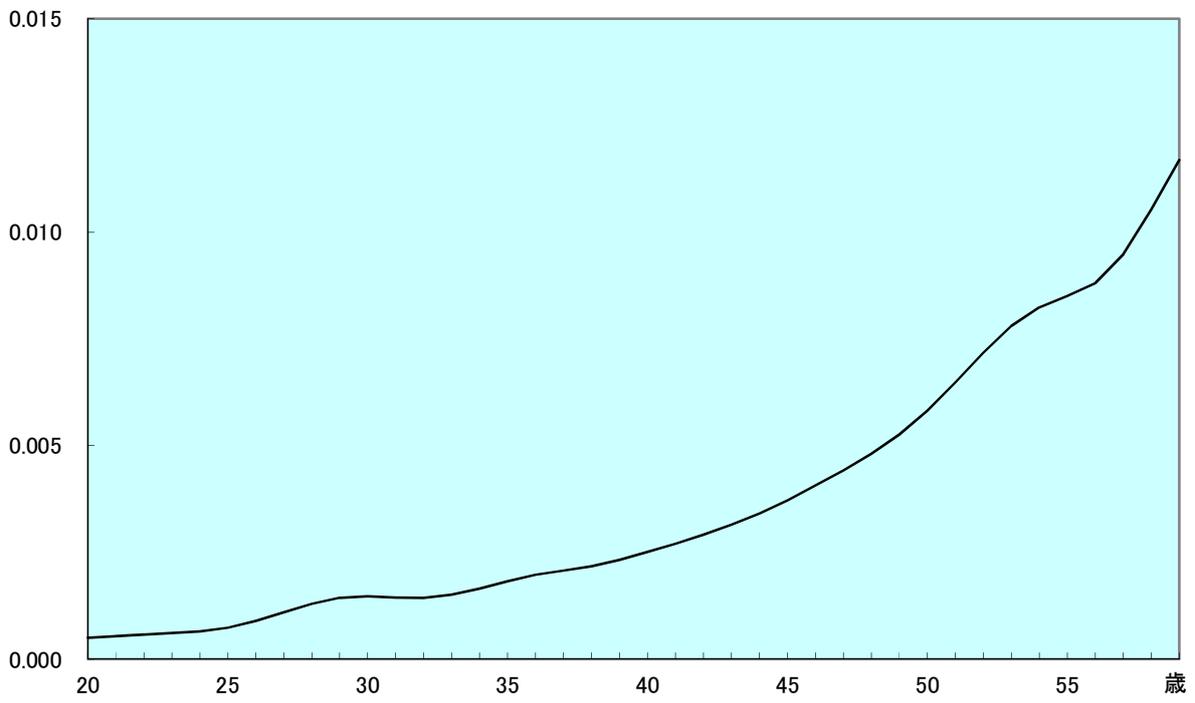
第 3 - 3 - 21 図 国民年金総脱退力 (3号男子)



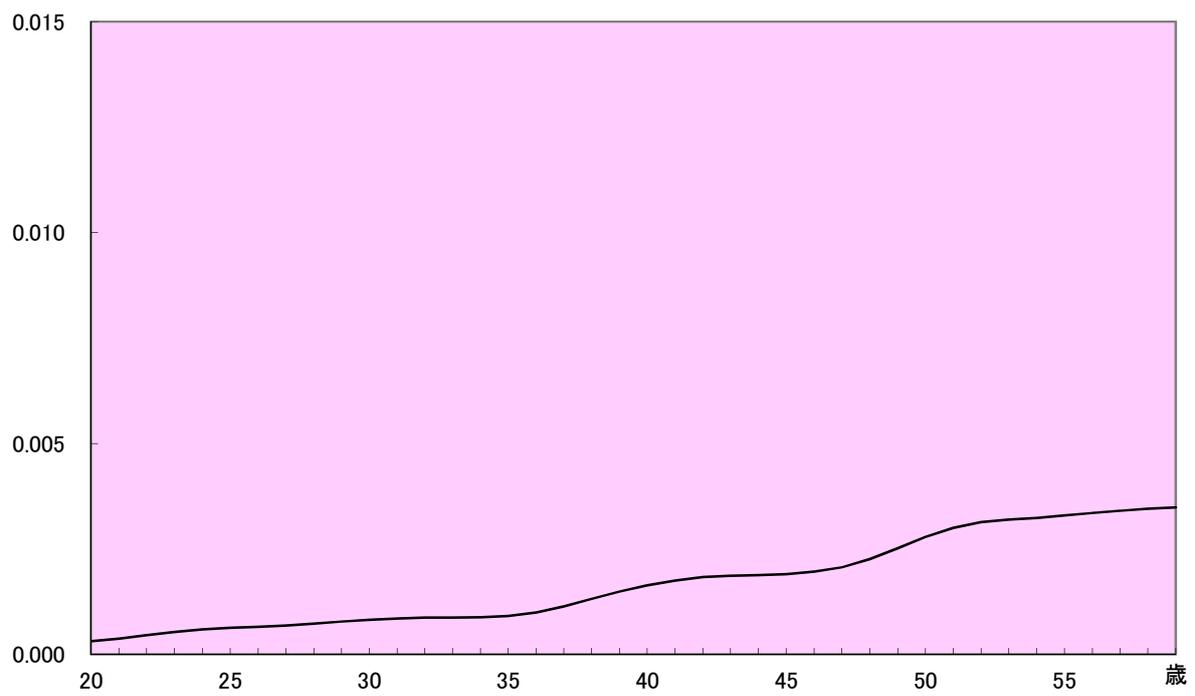
第 3 - 3 - 22 図 国民年金総脱退力 (3号女子)



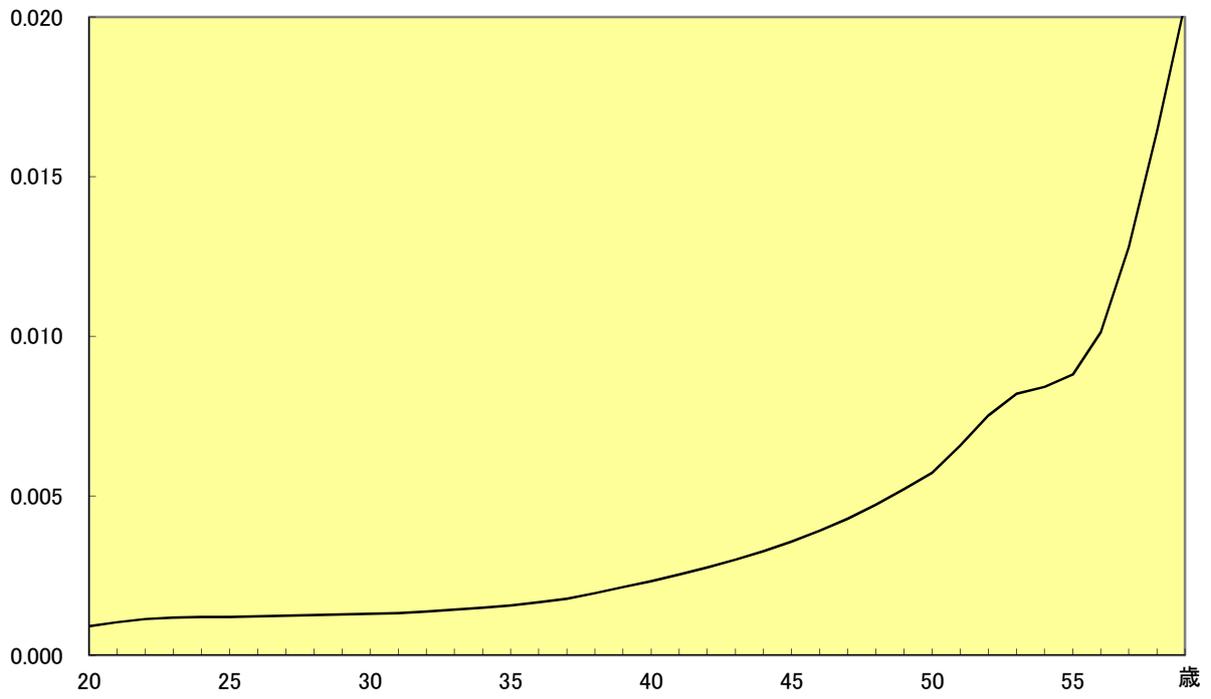
第 3 - 3 - 23 图 国民年金死亡脱退力 (1号男子)



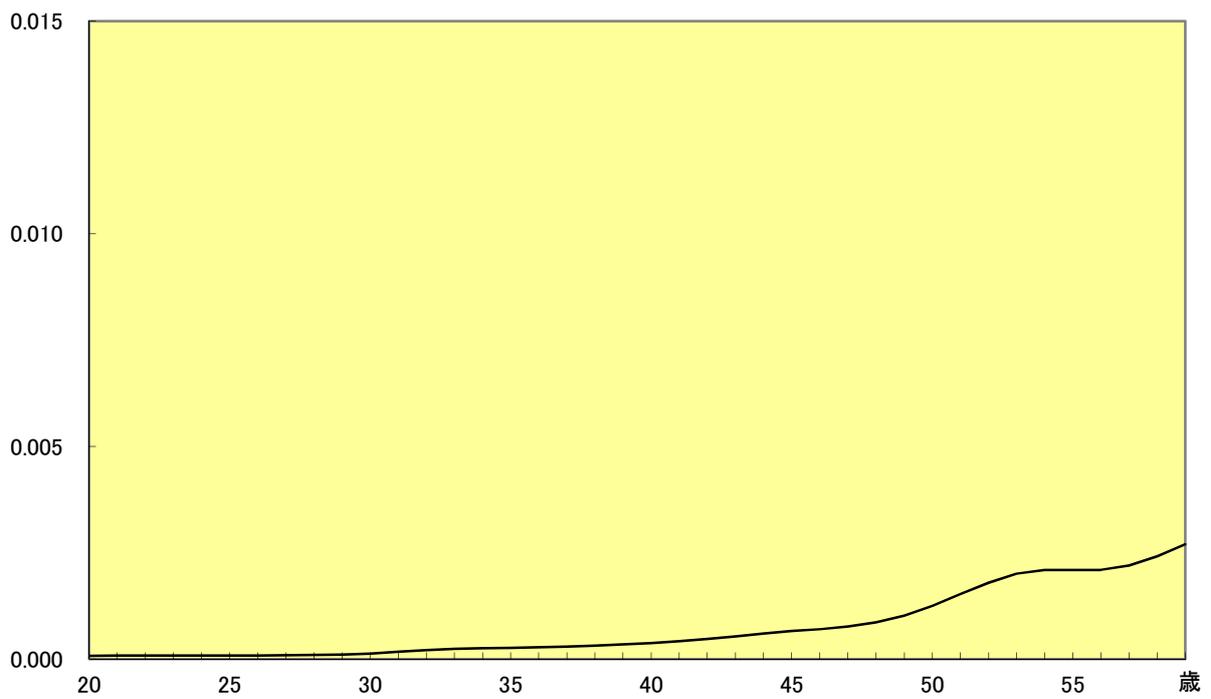
第 3 - 3 - 24 图 国民年金死亡脱退力 (1号女子)



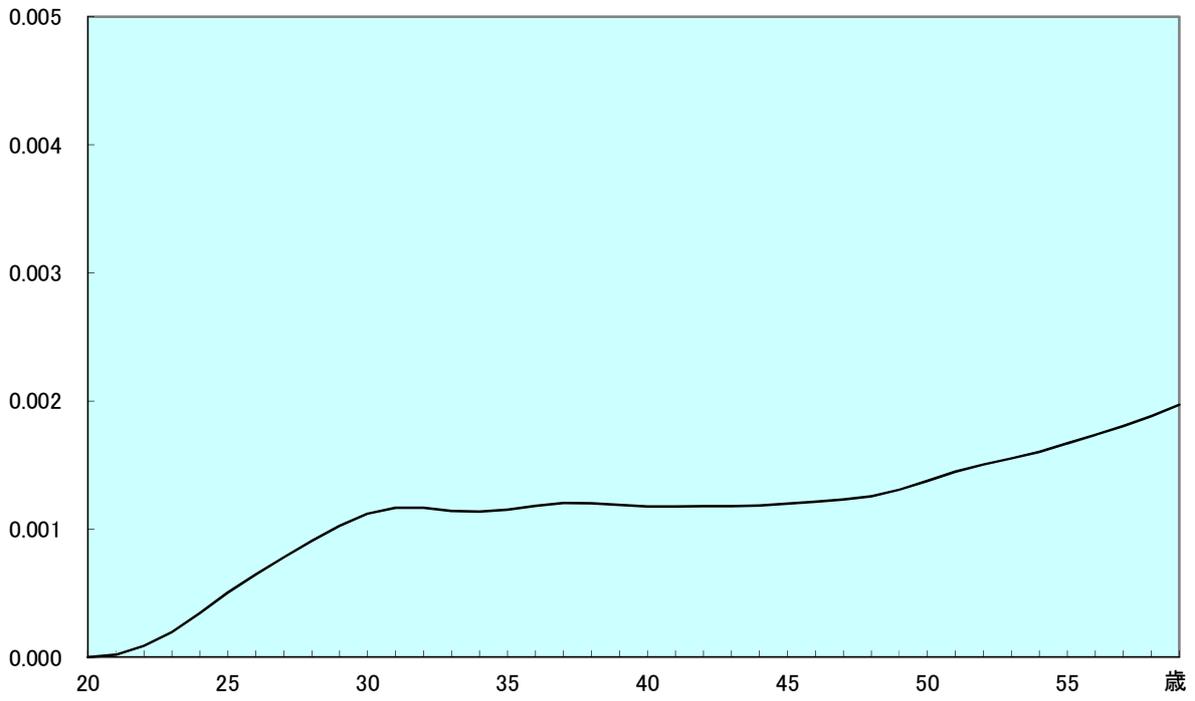
第 3 - 3 - 25 图 国民年金死亡脱退力 (3号男子)



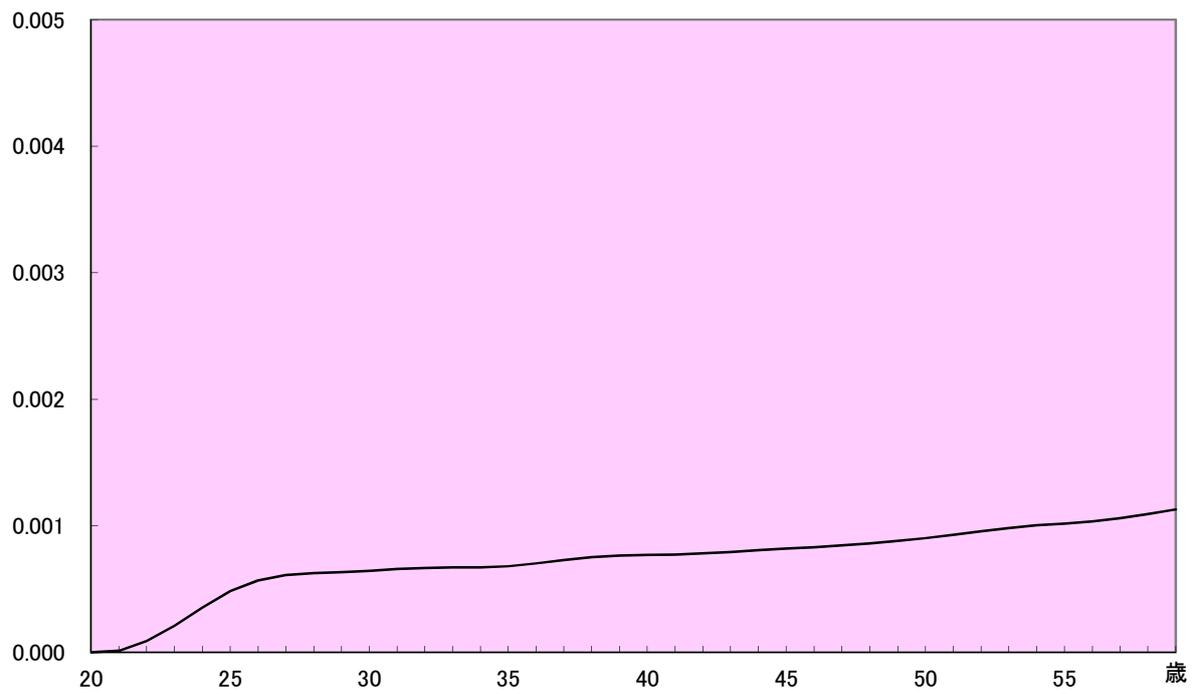
第 3 - 3 - 26 图 国民年金死亡脱退力 (3号女子)



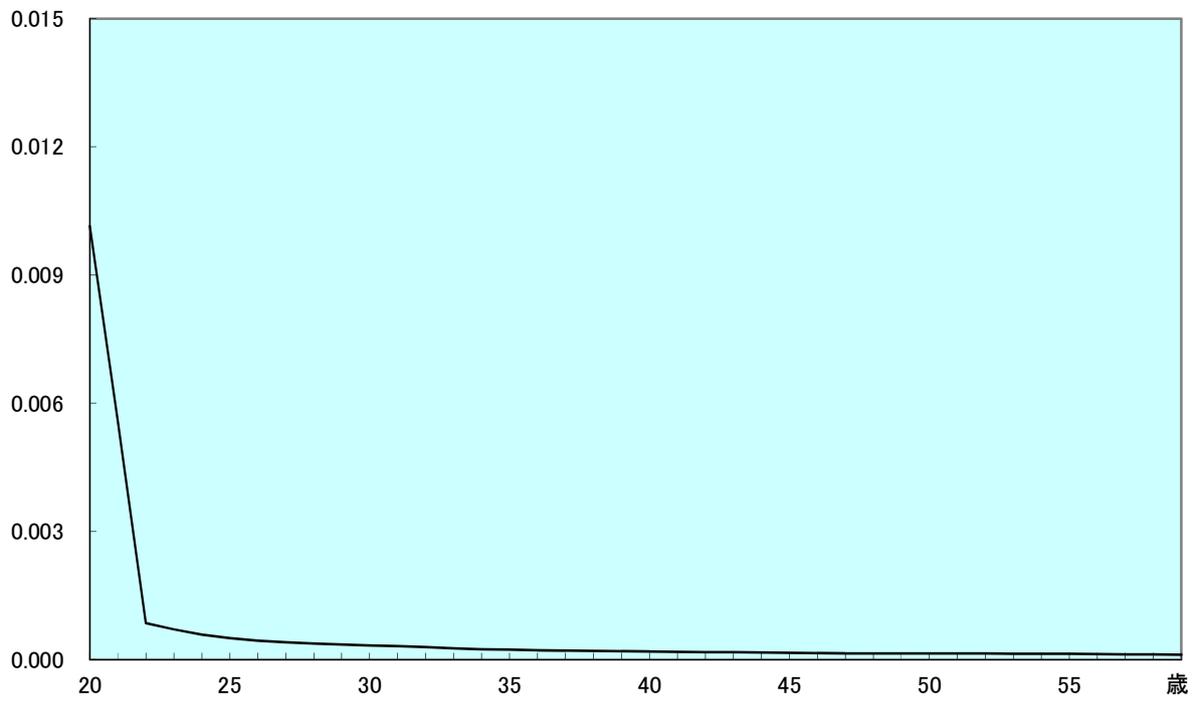
第 3 - 3 - 27 図 国民年金一般障害年金発生力 (男子)



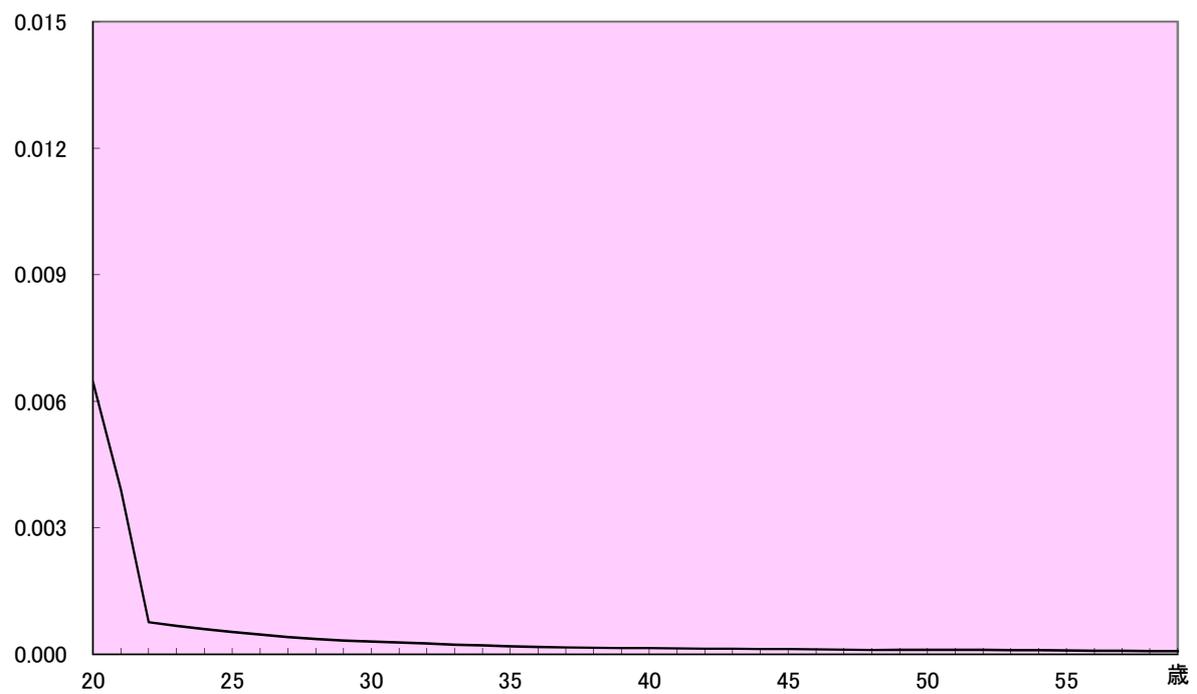
第 3 - 3 - 28 図 国民年金一般障害年金発生力 (女子)



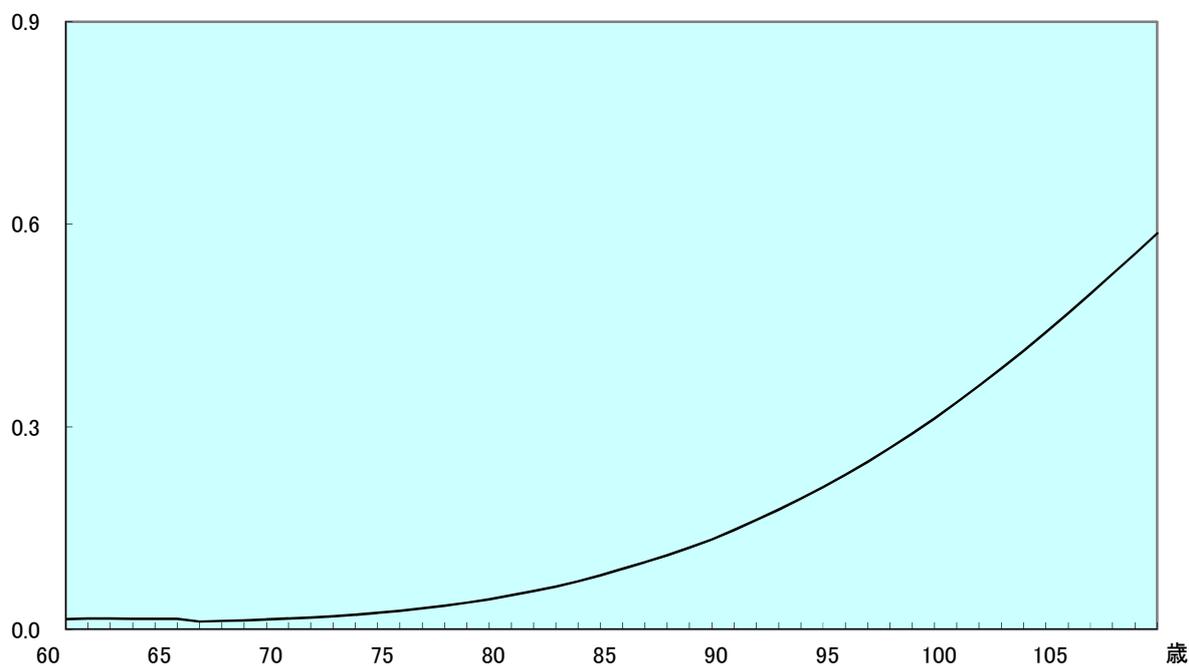
第 3 - 3 - 29 図 国民年金 20 歳前障害年金発生力 (男子)



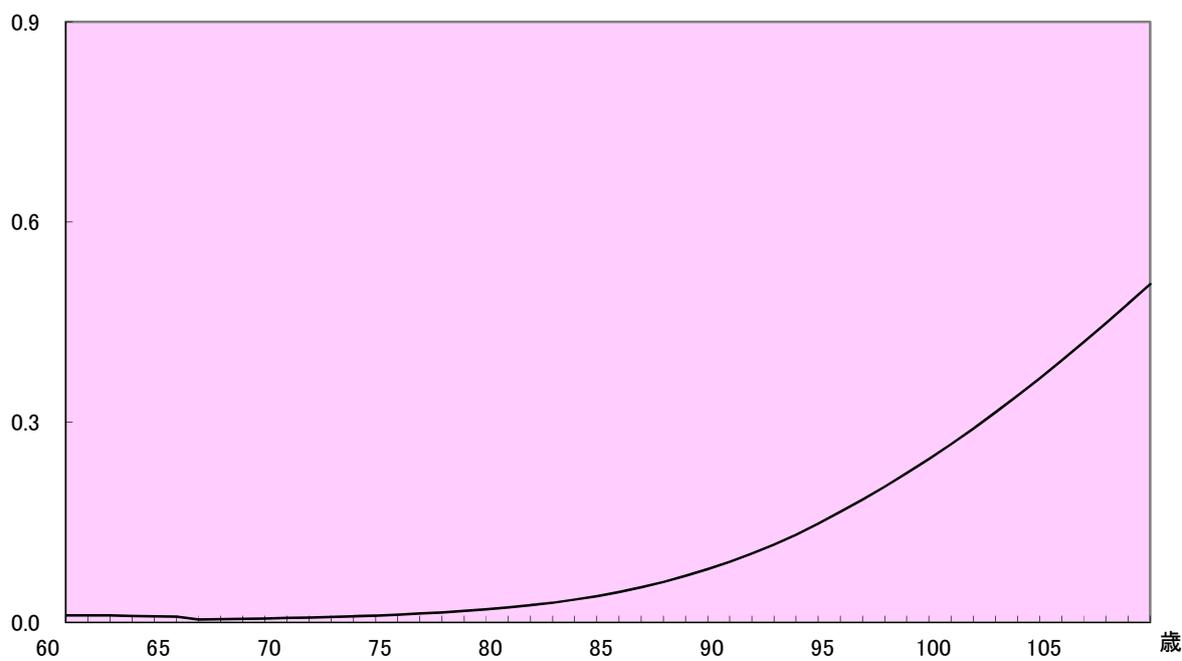
第 3 - 3 - 30 図 国民年金 20 歳前障害年金発生力 (女子)



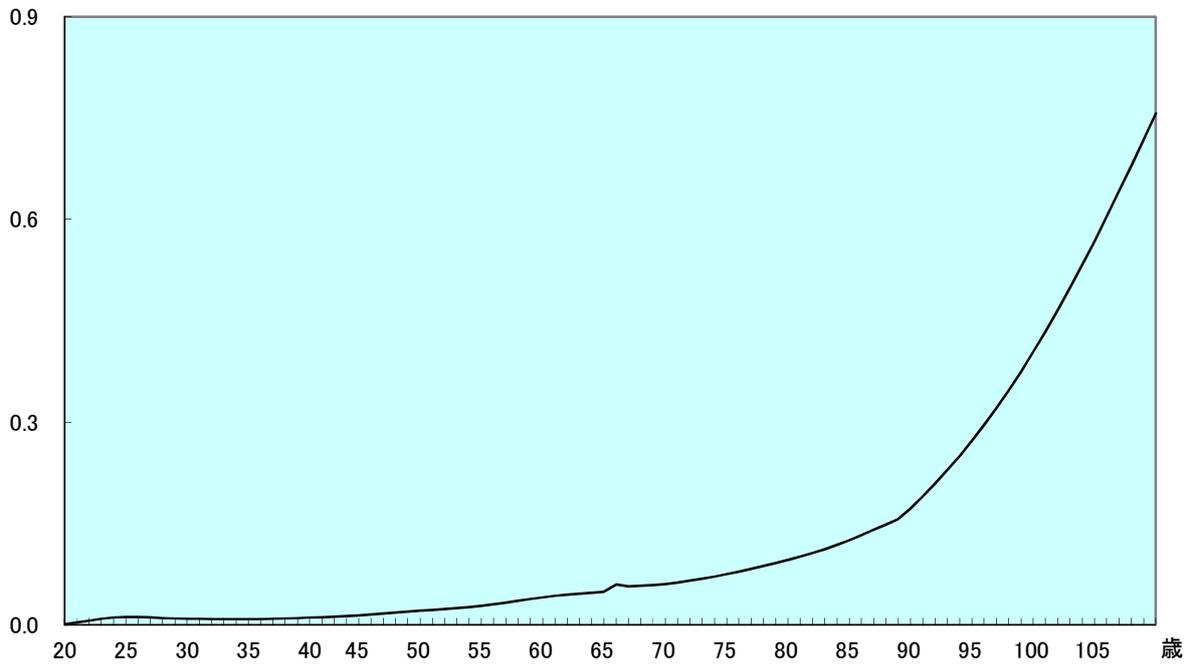
第 3 - 3 - 31 図 国民年金老齡年金失権率（男子）



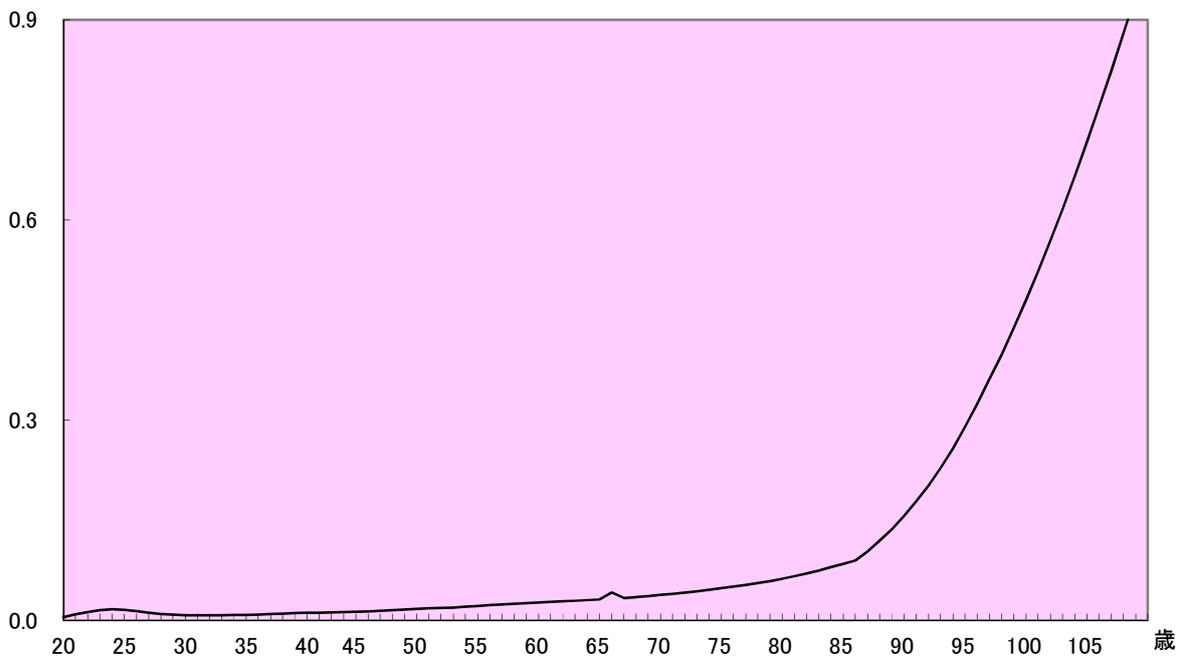
第 3 - 3 - 32 図 国民年金老齡年金失権率（女子）



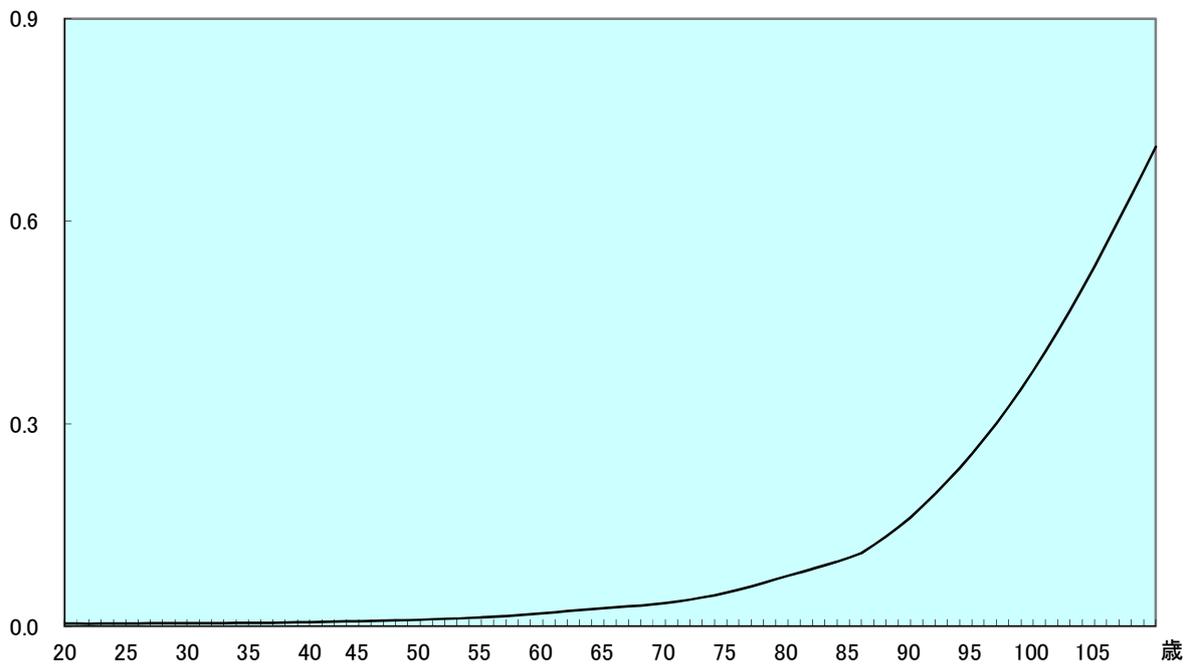
第 3 - 3 - 33 図 国民年金一般障害年金失権率（男子）



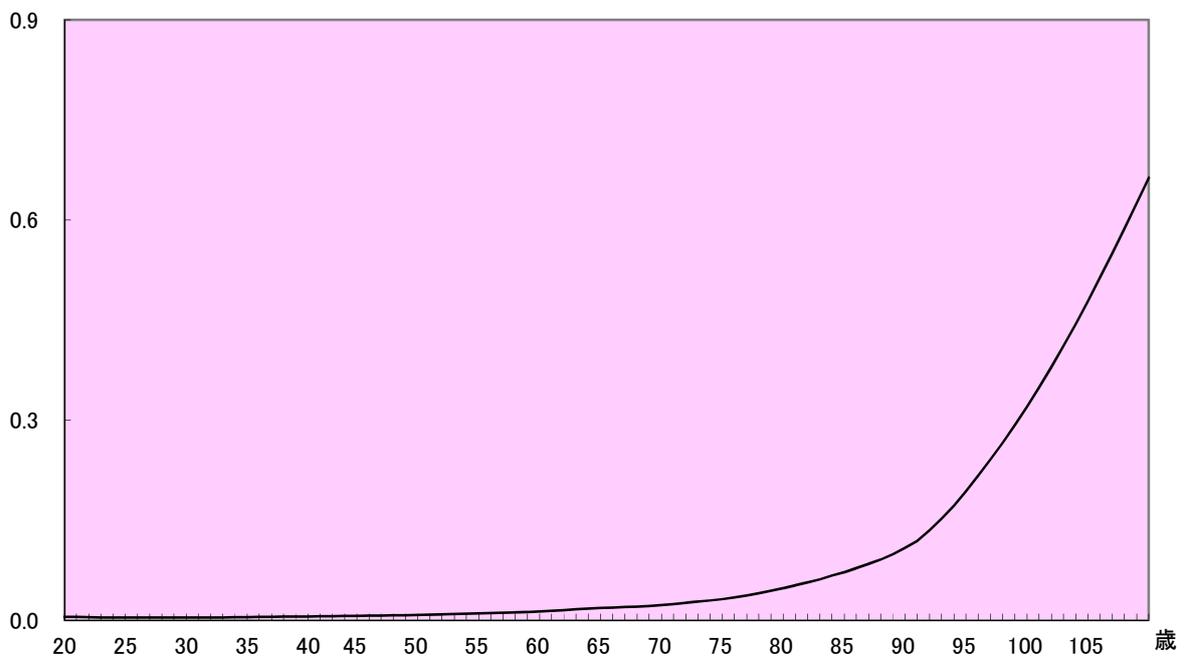
第 3 - 3 - 34 図 国民年金一般障害年金失権率（女子）



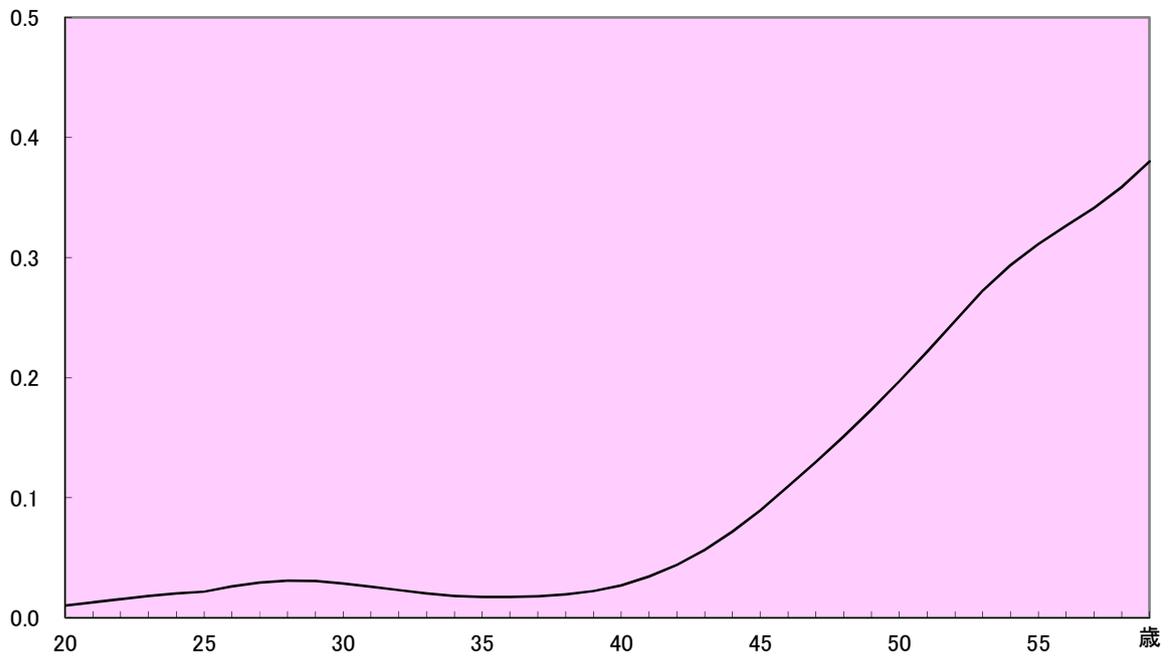
第 3 - 3 - 35 図 国民年金 20 歳前障害年金失権率 (男子)



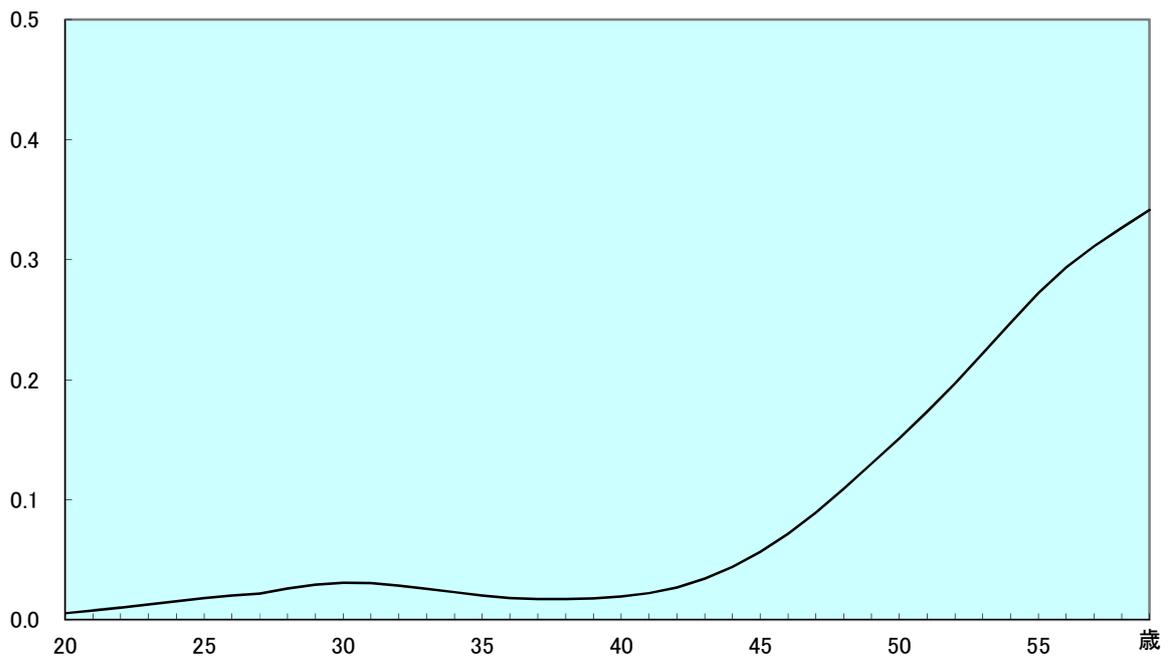
第 3 - 3 - 36 図 国民年金 20 歳前障害年金失権率 (女子)



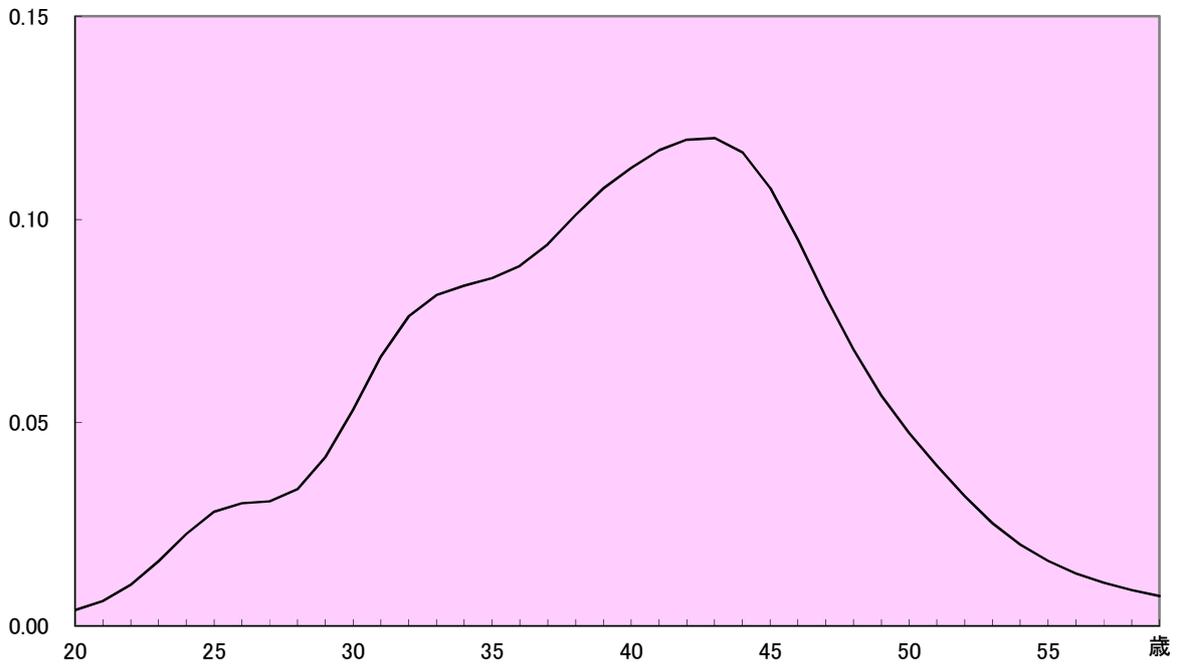
第 3 - 3 - 37 図 国民年金遺族年金失権率（妻）



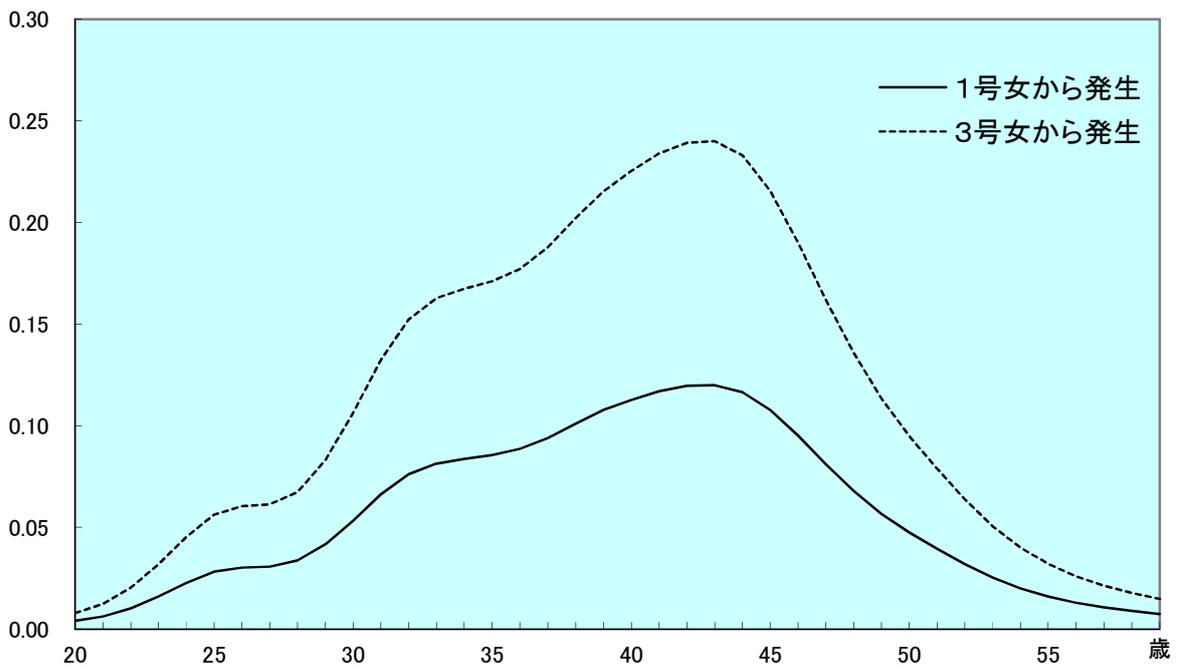
第 3 - 3 - 38 図 国民年金遺族年金失権率（夫）



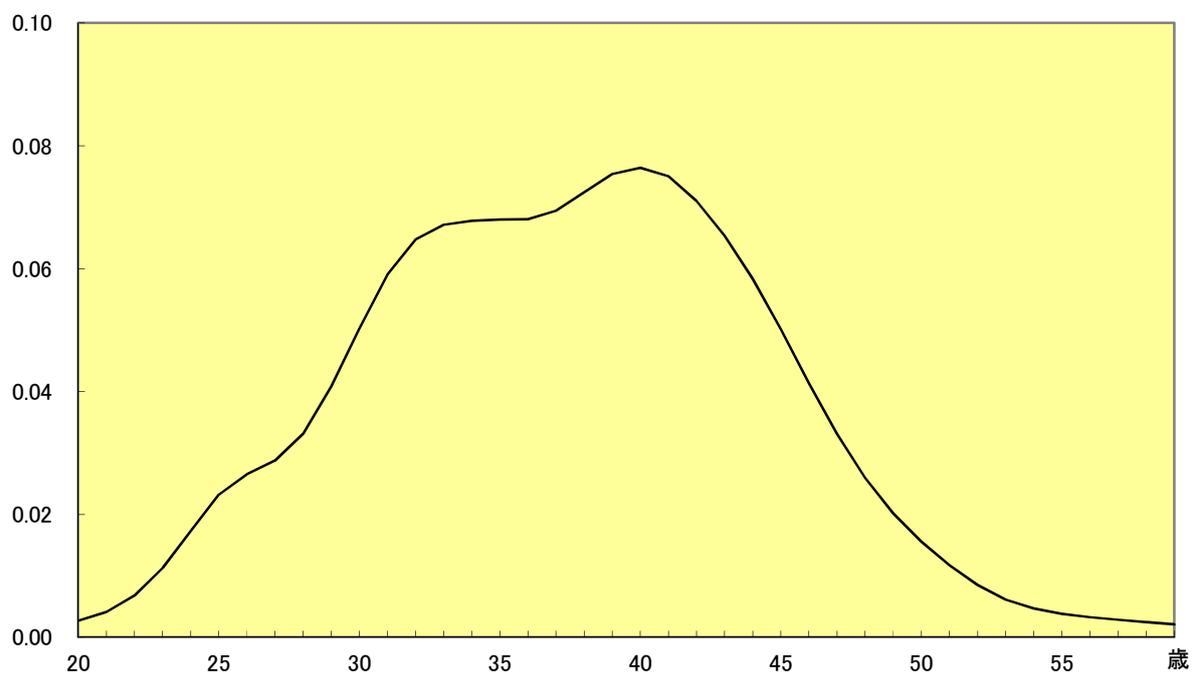
第 3 - 3 - 39 図 国民年金遺族年金発生割合（妻）



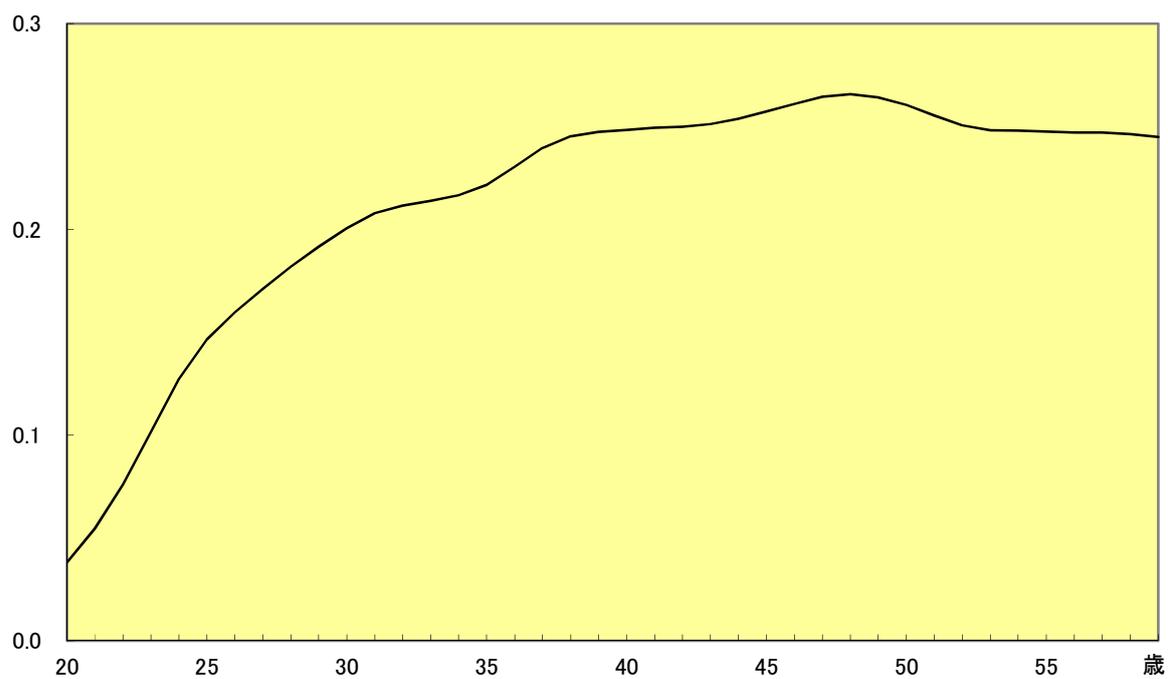
第 3 - 3 - 40 図 国民年金遺族年金発生割合（夫）



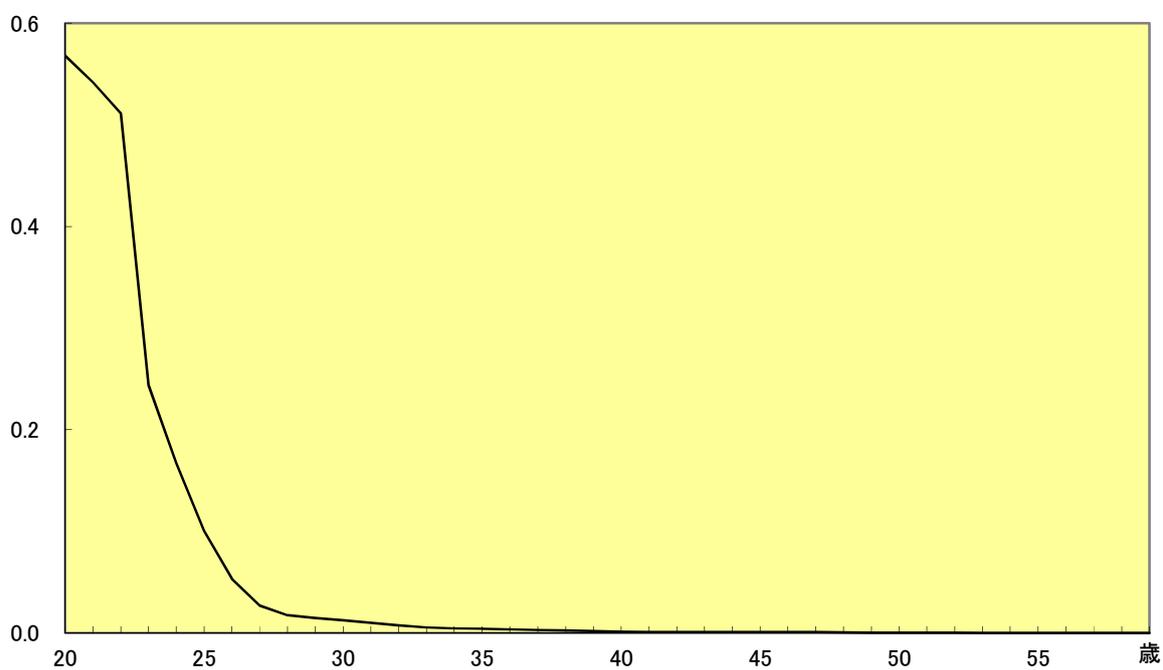
第 3 - 3 - 41 図 国民年金遺族年金発生割合 (子)



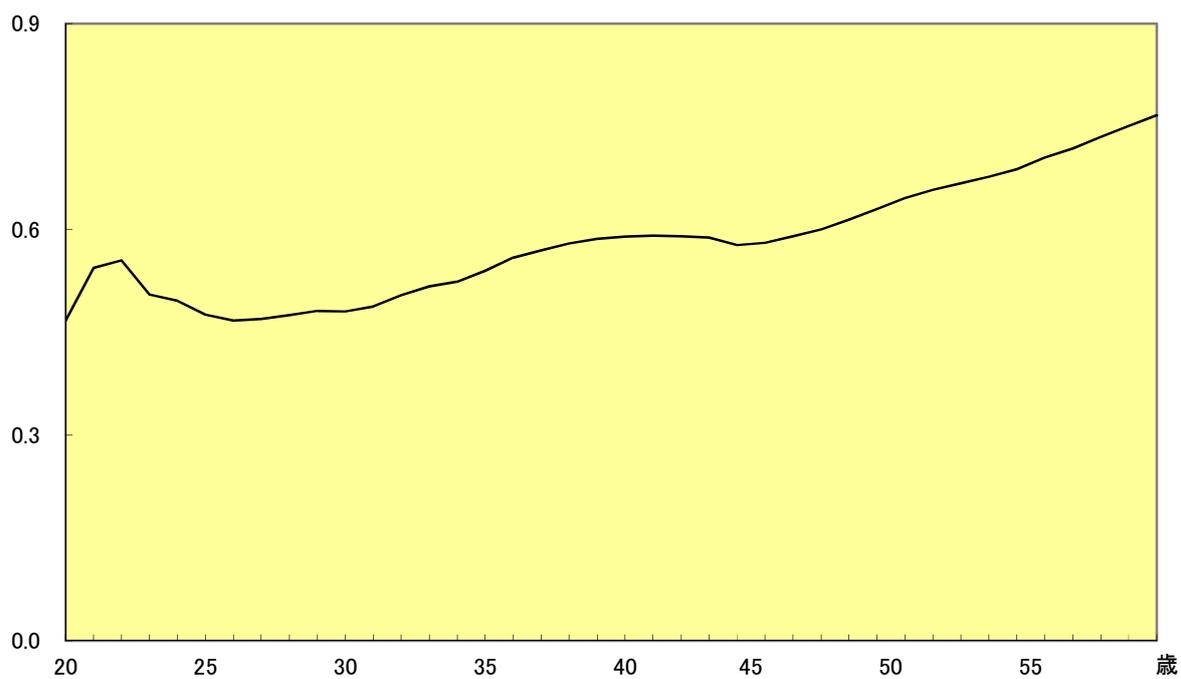
第 3 - 3 - 42 図 国民年金保険料全額免除者割合



第 3 - 3 - 43 図 国民年金学生納付特例対象者割合



第 3 - 3 - 44 図 国民年金保険料納付率



第4節

経済前提の設定

1. 過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定

年金財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りという経済前提を置く必要がある。これまでの財政再計算・財政検証における経済前提は第3-4-1表のとおり設定されてきた。

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入された昭和48年財政再計算では、それ以前の時期が高度成長期にあり、標準報酬上昇率の実績値が20%を超えるような時期があったが、将来の賃金上昇率の設定としてこのような実績値にのみ基づくのではなく、当時の政府の経済計画における実質経済成長率の見通しを参考に賃金上昇率を段階的に下げるような設定とされた。昭和51年財政再計算も同様に、高度成長やその後のオイルショックによる状況の変化を勘案し、過去の実績だけでなく経済計画における経済成長率の見通し等を踏まえて設定された。昭和55年以降の財政再計算においては、過去の実績と当時の政府による経済成長率の見通し等を総合的に勘案するという考え方のもとで経済前提が設定されてきた。

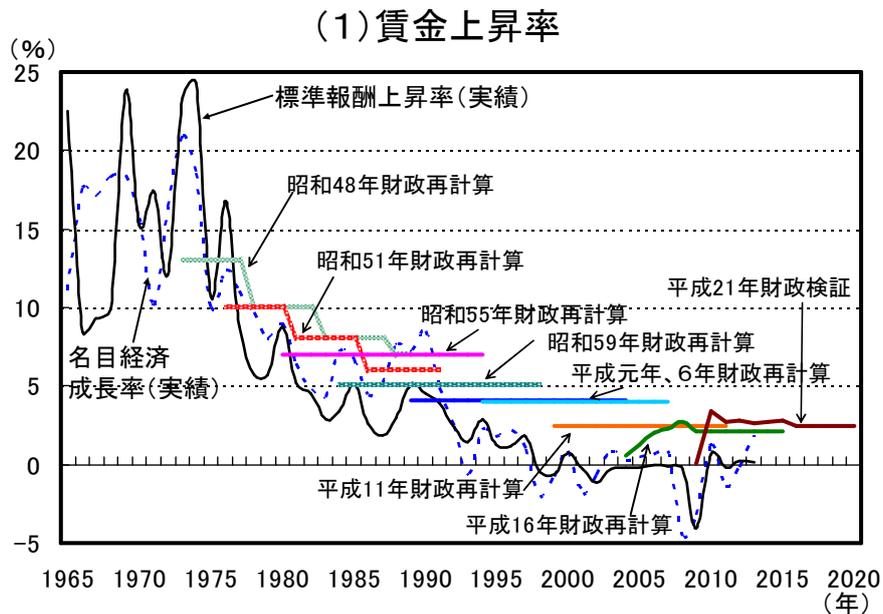
第3-4-1表 過去の財政再計算・財政検証における経済前提

実施年度	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率
昭和48年	13% (昭和48~52) 10% (昭和53~57) 8% (昭和58~62) 7% (昭和63~)	6.2%	5%
昭和51年	10% (昭和51~55) 8% (昭和56~60) 6% (昭和61~)	6.5% (昭和51~55) 6.2% (昭和56~60) 6% (昭和61~)	
昭和55年	7%	6%	5%
昭和59年	5%	7%	3%
平成元年	4.1%	5.5%	2.0%
平成6年	4.0%	5.5%	2.0%
平成11年	2.5%	4.0%	1.5%
平成16年 (長期の前提)	2.1% (平成21~)	3.2% (平成21~)	1.0% (平成21~)
平成21年 (長期の前提)	2.5% (平成28~)	4.1% (平成28~)	1.0% (平成28~)

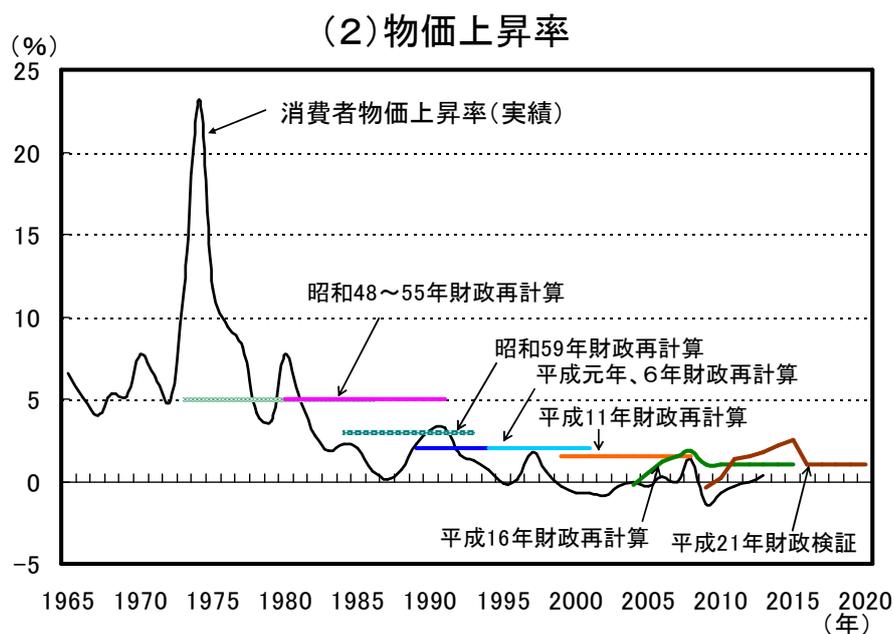
(注) 経済前提が複数ケース設定されている場合は、標準的なケースについて記載している。

平成 21 年財政検証及び平成 16 年財政再計算の長期的な経済前提については、将来、労働力人口が増加から減少に転ずることが見込まれている状況の中で、過去の実績をそのまま延長するという手法を採らず、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定された。また、足下の経済前提については内閣府による経済成長率等の試算に準拠して設定された。

第 3 - 4 - 2 図 財政再計算・財政検証における前提と実績



(注) 標準報酬上昇率の1998年以降は性・年齢構成の変動による影響を控除した厚生年金の名目標準報酬上昇率であり、1997年以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の前年同月比の伸び率である。



2. 今回の財政検証における経済前提の設定の基本的考え方

財政検証の結果は人口や経済の長期的な前提に依存するが、これらの前提については財政検証を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って長期の平均的な姿として妥当なものを設定する必要がある。しかし、人口や経済の長期的な見通しには限界があり、時間が経つにつれて新たなデータが蓄積されると、実績との乖離も生じてくる。このため、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな財政検証を行うことが法律で定められている。

そもそも、財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要である。

財政検証に用いる経済前提の設定方法については客観性の確保が求められていることから、今回の経済前提は、社会保障審議会年金部会に設置された年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という）において、専門的・技術的な事項について行われた検討結果「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について（検討結果の報告）」（平成26年3月）に基づいて設定されたものである。

長期的な経済前提については、平成21年財政検証および平成16年財政再計算における設定の考え方と同様、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力需給の見通しを踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計を行い、長期間の平均として設定することが基本的な考え方とされている。また、長期的な経済前提の設定においては、将来に対する不確実性が大きいと、複数ケースの前提を設定することとし、それを基に得られる財政検証の結果についても幅を持って解釈する必要があるものとされた。

なお、平成35(2023)年度までの足下の経済前提は、内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」（平成26年1月20日、以下「内閣府試算」という）に準拠して設定することとされた。

3. 長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

(1) マクロ経済に関する試算の枠組み（経済モデルの建て方）

今回の財政検証に用いる経済前提を検討した専門委員会では、平成21年財政検証や平成16年財政再計算で用いられたマクロ経済に関する試算を用いる手法は、諸外国の設定方法と比べても工夫されたものとなっていることから、基本的には同様の手法を用いることとされた。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で長期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDPの資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDPを資本と労働の関数として表すものである。コブ・ダグラス型生産関数の下では、生産技術等が変化しなければ、経済成長率（実質GDP成長率）は、「資本成長率×資本分配率」と「労働成長率×労働分配率」の合計に等しくなるが、実際には生産技術等の進歩があるためにこの合計以上の成長が観測されており、その差を全要素生産性（TFP）上昇率と定義している。

$$\begin{aligned} & \text{経済成長率（実質GDP成長率）} \\ & = \text{資本成長率} \times \text{資本分配率} + \text{労働成長率} \times \text{労働分配率} \\ & \quad + \text{全要素生産性（TFP）上昇率} \end{aligned}$$

ここで、労働成長率を総労働時間の変化率と捉えると、単位労働時間当たりの実質GDP成長率は、実質GDP成長率から労働成長率を差し引いたものであることから、以下の式で表される。

$$\begin{aligned} & \text{単位労働時間当たり実質GDP成長率} \\ & = \text{実質GDP成長率} - \text{労働成長率} \\ & = (\text{資本成長率} - \text{労働成長率}) \times \text{資本分配率} + \text{全要素生産性上昇率} \end{aligned}$$

（注）労働分配率-1=-資本分配率であることを用いた。

また、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

$$\text{資本成長率} = \text{総投資率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のよう
に表される。

$$\text{利潤率} = \text{資本分配率} \times \text{GDP} / \text{資本ストック} - \text{資本減耗率}$$

これらの式を用いると、a. 全要素生産性上昇率、b. 資本分配率、c. 資本減耗率、d. 総投資率の4つのパラメータを設定すれば、マクロ経済の観点から整合性のとれた

ア 単位労働時間当たり実質GDP成長率

イ 利潤率

の値を推計できる。

さらに、上記の「単位労働時間当たり実質GDP成長率」に被用者年金被保険者の平均労働時間の変化率を加えたものが、被用者年金1人当たり実質GDP成長率であり、これが実質賃金上昇率に等しいものとみて、以下のよう
に設定されている。

実質賃金上昇率（被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率）

= 単位労働時間当たり実質GDP成長率

+ 被用者年金被保険者の平均労働時間の変化率

（2）経済モデルの改善

専門委員会では、マクロ経済に関する試算を用いる手法は、諸外国の設定方法と比べても工夫されたものとの指摘があったが、これまでの設定方法において、改良の余地が残されていると考えられる点については可能な限りの改善手法を採ることとした。

改良の余地が残されていると考えられる点として挙げられた点は、①コブ・ダグラス型生産関数による経済成長率等の推計は供給側の状況のみを考慮したモデルとなっているが、需要側からのアプローチとして改良できる点はないかということ、及び②これまでの経済モデルは閉鎖型を念頭に置いたものとなっているが、海外経済の動向を考慮する観点で改良できる点はないかということである。

①の需要側からのアプローチに関しては、経済モデルを適用するにあたり、供給されたものの全てが自ずと需要されるという仮定に立脚するのではなく、裏付けとなる需要があるという想定（シナリオ）の下で整合的なパラメータを設定するとともに、需要との関係性が深い「稼働率」の要素を考慮す

ることにより、需要側の状況もある程度考慮したモデルと考えられるのではないかと検討された。「稼働率」を経済モデルに明示的に組み込むことは困難であるものの、マクロ経済に関する試算の初期値として用いる足下のGDPを潜在GDPに置き換えることで、景気循環における平均的な稼働率を間接的に組み込むという工夫を行うこととされた。

②の海外経済との関係については、「総貯蓄率」と「総投資率」の関係性に着目し、政府部門を含めた一国全体の貯蓄と投資の差がおおむね海外経済とのやりとりによるものと考えられることを踏まえて、「総投資率」の設定方法を工夫することにより改善をはかることとされた。

上記の改善手法を踏まえた経済モデルの全体像をフローチャートとして示したものが第3-4-3図である。

基本はコブ・ダグラス型生産関数に基づく成長方程式に基づく推計である。図中の「労働分配率」と「資本分配率」は外生で与えて、推計期間中一定とする。「全要素生産性(TFP)上昇率」も外生で与えるが、これにより経済成長率は大きく変わってくることになる。

「労働投入量」は、その基礎となる人口推計や労働力需給推計による労働力率、就業率、失業率から設定される。また、「資本投入量」については、「資本減耗率」とともに、「総投資率」も外生で与え、この両者により資本投入量の推移が推計されることとなる。賃金上昇率は実質経済成長率と労働投入量から被用者1人当たりの実質経済成長率が実質の賃金上昇率として反映されてくるという構造になっている。

コブ・ダグラス型の生産関数に基づいて生産されたGDPは、支出面では「消費」と「投資」に分解され、一方で分配面では「賃金」と「利潤」に分解される。この場合の投資とは、資本減耗を補う部分も含む粗投資という概念のものにあたり、利潤も資本減耗を補う部分も含むという意味で、粗利潤という概念のものにあたる。

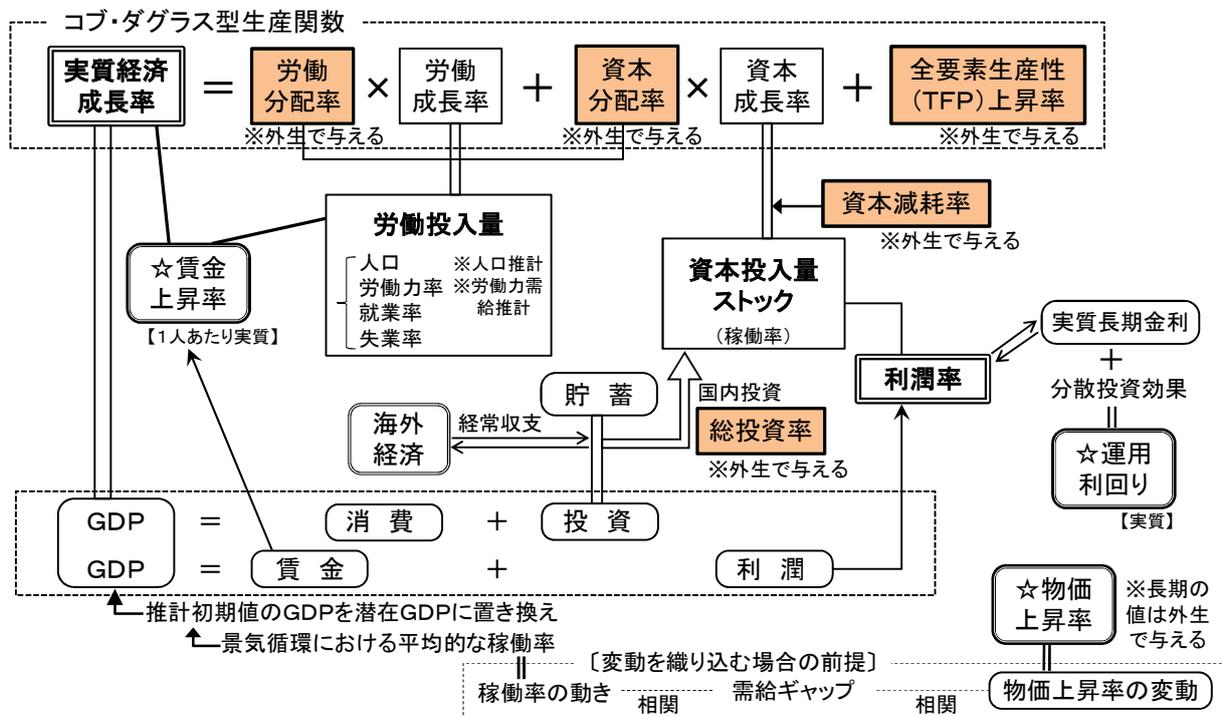
一国経済全体で閉鎖経済の場合には、「貯蓄」と「投資」は等価となるが、開放経済を考慮するため、貯蓄と投資の差が海外経済とのやりとりにあたる経常収支に相当することに注目することとされた。具体的には、経常収支の先行きも考慮して、貯蓄と投資の差がどう推移するかを考慮した上で、幅を持った総投資率の設定を行うこととされた。

GDPについては、景気の循環的な変動に関して平均的な稼働率を考慮した潜在GDPを足下のGDPとして用いることにより、景気の循環を均した稼働率の下での経済成長率を算出することとされた。稼働率の動きは需給ギャップと相関のあるものである。

GDPを分配面でみたときの利潤と資本ストックから得られる利潤率（資本減耗分を差し引いたものとしての純利潤率）は、「実質長期金利」と長期的には相関があるという考え方で、実質長期金利を統合的に推計する。それに分散投資効果の分を加えて、運用利回り（実質<対物価>）を算定するという構造になっている。

物価上昇率については、長期の値としては外生的に与えるが、景気循環に応じた変動があるものである。この変動は、マクロ経済スライドの効果に影響するため、別途、変動を織り込む場合の前提を設けることとされたが、この物価上昇率の変動は需給ギャップと相関があるという関係となっている。

第3-4-3図 長期の経済前提の設定に用いる経済モデル
(概念図・フローチャート)



(補論) 世代重複モデル (OLGモデル)

専門委員会では、最近の計量経済モデルの一例として世代重複モデル (OLGモデル、Overlapping Generations Model) についても検討された。

専門委員会で用いられた経済モデルは、過去の実績を基礎として、コブ・ダグラス型生産関数に基づき、経済成長率に関する方程式で表現されるモデルである。一方、世代重複モデルでは、現在や将来の個人の消費と貯蓄行動がモデルに内在されており、利子率等の経済要素は内生的に決定されるものである。具体的には、生存期間が有限である個人が每期複数人存在することを想定し、世代毎のライフサイクルにおいて個人の効用に基づいて最適化された消費貯蓄行動を試算する。各個人の行動を毎年集計して経済全体の動きを見ることが出来る。そういった中で、資本蓄積、労働供給、人口動態が内生化されているものである。

世代重複モデルの利点としては、経済分析を行う上で、世代間の効用が比較できる点や、モデル内の政策変数を変化させることにより、様々な政策が与える影響を生産関数の面で分析できることが挙げられる。

しかしながら、個人の効用や行動の前提、あるいは毎期の消費に影響を与える時間選好率の前提を設定するにあたって、恣意性が完全には除去できないという欠点もある。過去の研究をみても、経済要素の計算結果にばらつきが見られる。また、モデルの計算過程に収束計算が含まれており、モデルが収束するようにパラメータの調整が必要となる場合があること、利子率などの収束計算はそもそも労力が非常にかかることなどもある。

これまでの財政検証に用いられてきたモデルが諸外国と比べてもかなり工夫されたものとなっていることと考え合わせると、これを世代重複モデルに代替することは困難であると考えられた。

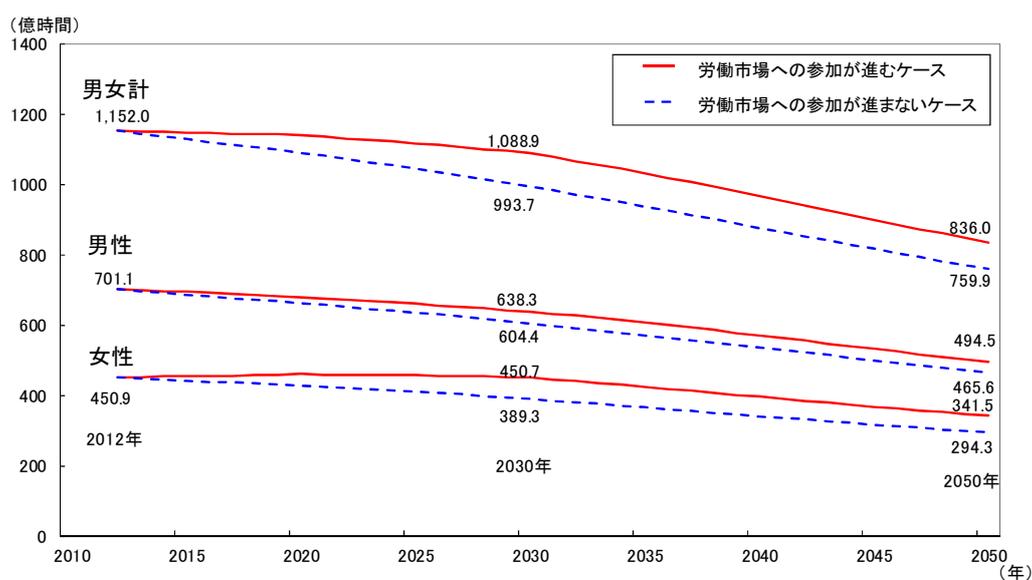
4. パラメータの設定

(1) 労働投入量の設定

平成 21 年財政検証における長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、労働投入について、労働力人口という人数の要素だけではなく、短時間雇用者の増加に着目して、1人あたり平均労働時間に与える影響を織り込んだ延べ労働時間が労働投入量として用いられた。すなわち、労働力人口といったマンベースではなく、総労働時間というマンアワーベースが採用された。

今回も基本的に同様の手法を採ることとされ、マンアワーベースの労働投入量の推計値が設定された。具体的な推計については、将来推計人口や労働力需給の推計を基軸としており、厚生年金被保険者数の推計とも密接な関係にあることから、これらはまとめて次節（第3章第5節）で取り上げることとする。総労働時間の推移は第3-4-4図のとおりとなっており、男女計で平成24(2012)年には1,150億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、平成42(2030)年には労働市場への参加が進むケースで1,090億時間程度、労働市場への参加が進まないケースで990億時間程度との見通しとなっている。

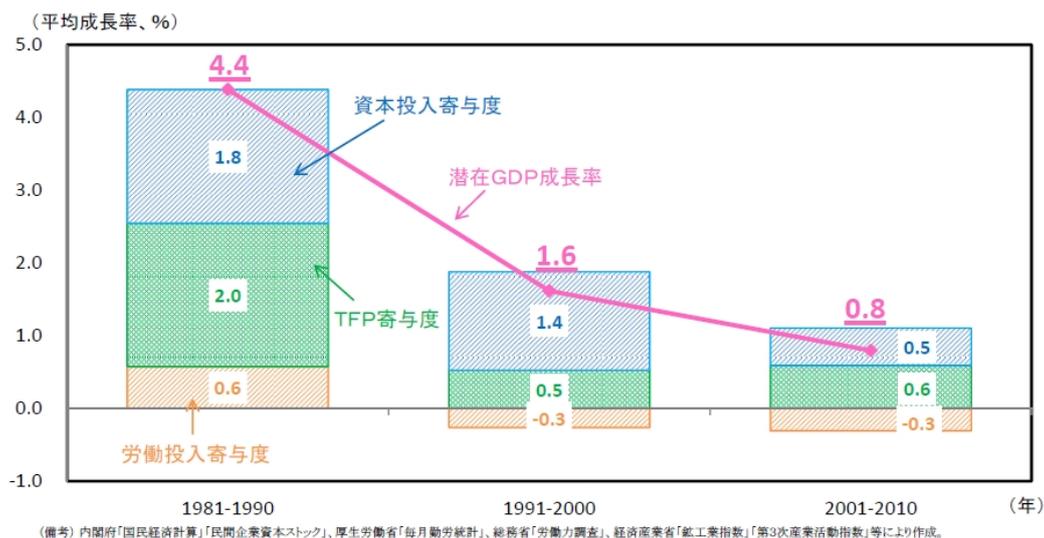
第3-4-4図 総労働時間（マンアワー）の推移



(2) 全要素生産性上昇率の設定

経済成長の原動力となる全要素生産性（TFP）上昇率については、1980年代は潜在成長率のうちTFPの寄与が2%と高かったが、1990年代に大幅に減速し、2000年代には若干回復しているところであるとの分析がある（第3-4-5図）。

第3-4-5図 潜在成長率の要因分解



(出典) 経済財政諮問会議第2回「選択する未来」委員会（平成26年2月）に内閣府が提出した資料

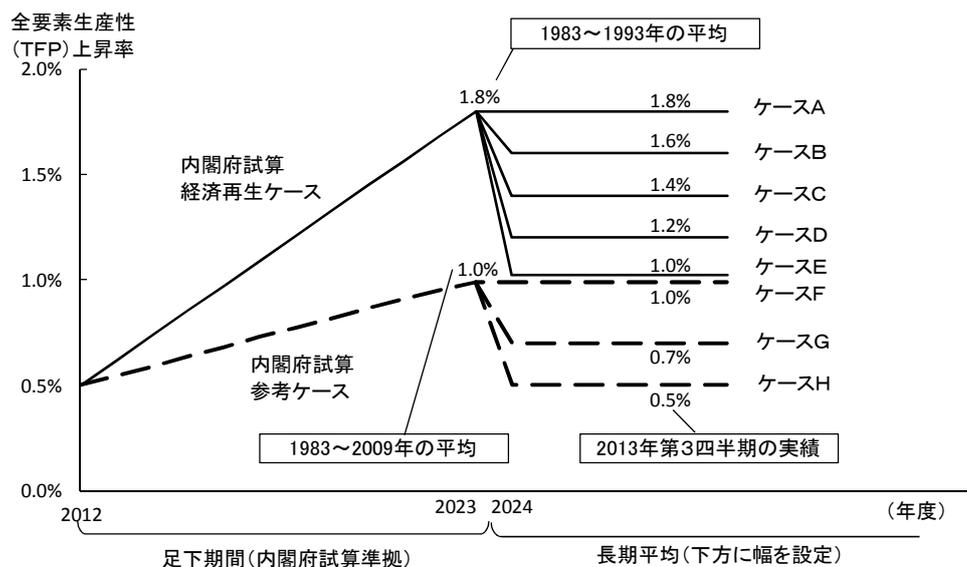
また、平成26年1月に行われた内閣府試算では、全要素生産性（TFP）上昇率について、経済再生ケースでは「足元の低い水準（0.5%程度）から2020年代初頭にかけて1.8%程度まで上昇」、参考ケースでは「足元の低い水準から2020年代初頭にかけて1.0%程度にまで上昇」との前提が置かれている。ここで、経済再生ケースの1.8%程度とは、景気循環の第10循環から第11循環である昭和58(1983)年2月から平成5(1993)年10月の平均に基づいており、参考ケースでの1.0%程度とは、景気循環の第10循環から第14循環である昭和58(1983)年2月から平成21(2009)年3月の平均に基づくものである。

全要素生産性（TFP）上昇率は、将来に対する不確実性がとりわけ大きいと考えられるため、これらを踏まえつつ、上記試算のみに捉われない幅広い設定を考えることとされた。

具体的には、内閣府試算の対象期間である平成35(2023)年度までは内閣府試算に準拠した設定として、足元の0.5%から経済再生ケースでは1.8%まで、参考ケースでは1.0%までそれぞれ上昇する設定とした。平成36(2024)年度以降については、平成35(2023)年度までにおける経済再生ケースと参考ケースそれぞれとの接続を考慮して以下のとおりの設定とした。

- ・ 経済再生ケースに接続するものとしては、平成 36(2024)年度以降も 1.8%で推移するケース（以下「ケースA」という）のほか、内閣府試算に捉われずこれよりも下方に設定するケースとして、1.6%で推移するケース（「ケースB」）、1.4%で推移するケース（「ケースC」）、1.2%で推移するケース（「ケースD」）、および参考ケースの平成 35(2023)年度と同じ水準である 1.0%で推移するケース（「ケースE」）
- ・ 参考ケースに接続するものとしては、平成 36(2024)年度以降も 1.0%で推移するケース（「ケースF」）のほか、内閣府試算に捉われずこれよりも下方に幅を設定するケースとして、0.7%で推移するケース（「ケースG」）、および足元の低い水準に戻って 0.5%で推移するケース（「ケースH」）をそれぞれ設けることとされた。設定のイメージを第 3-4-6 図に示している。

第 3-4-6 図 全要素生産性（TFP）上昇率の設定イメージ



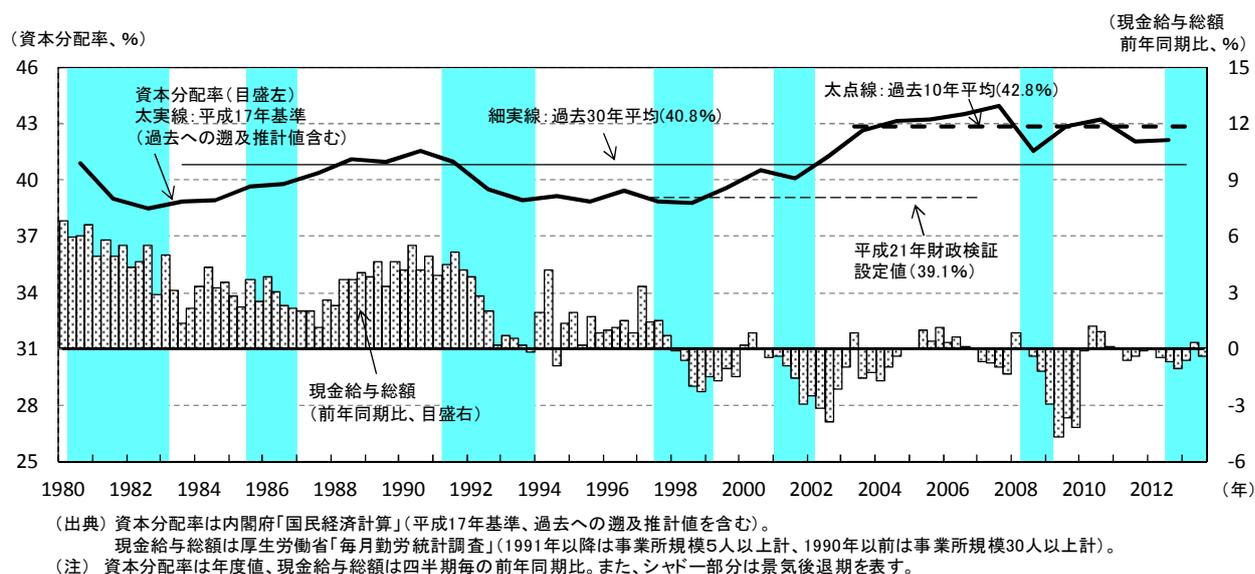
(3) 資本分配率の設定

資本分配率の過去の実績は、国民経済計算をもとに「1-雇用者報酬/(固定資本減耗+営業余剰(純)+雇用者報酬)」として算出されている。

平成 21 年財政検証や平成 16 年財政再計算においてはそれぞれ直近の過去 10 年間における実績値で一定と 1 通りのみ設定されてきた。将来に対する不確実性という観点で考えれば、全要素生産性（TFP）上昇率だけでなく、その他のパラメータも不確実性を伴うものであることから、今回の財政検証においては、それぞれのパラメータ毎に幅を持った設定を行うという方法を採ることとされた。

資本分配率についても幅を持った設定を行うこととされたが、その際、労働分配率の推移と賃金の動向との関係性に留意する必要があると考えられた。過去の実績をみると、2000年代に入り、賃金が低下する時期に資本分配率が上昇している。このため機械的に直近の過去10年平均である42.8%（平成15(2003)年から平成24(2012)年の平均）をとる場合だけでなく、長期的な動向という観点から過去30年平均である40.8%（昭和58(1983)年から平成24(2012)年の平均）をとる場合も設けられた（第3-4-7図）。

第3-4-7図 資本分配率の設定と賃金の動向



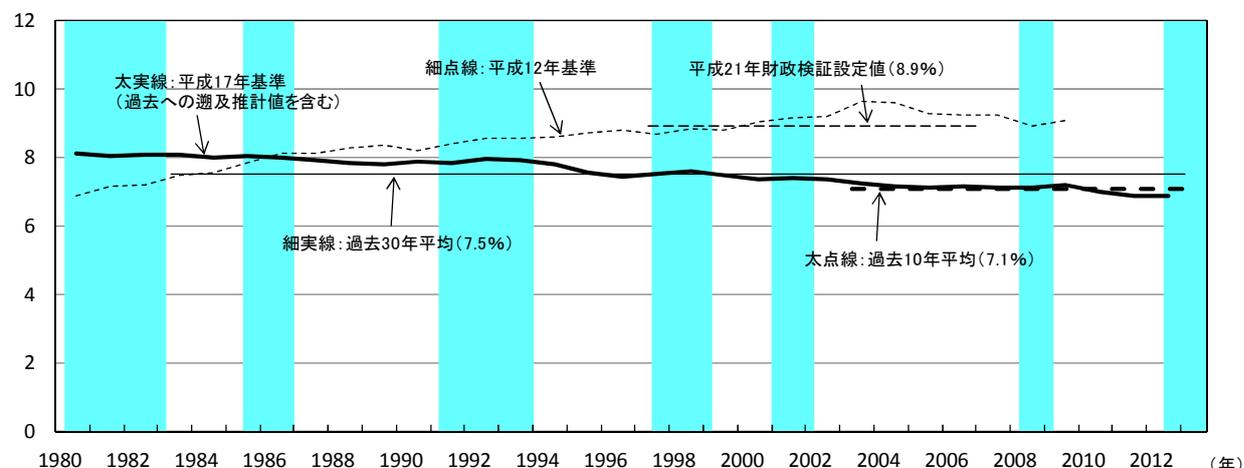
(4) 資本減耗率の設定

資本減耗率の過去の実績は、国民経済計算をもとに「固定資本減耗／有形(純)固定資産」として算出されている。

今回の財政検証では、資本減耗率の過去の実績は緩やかな減少傾向にあるが、資本分配率と同様に幅をもった設定とすることを考慮し、機械的に直近の過去10年平均である7.1%（平成15(2003)年から平成24(2012)年の平均）をとる場合だけでなく、長期的な動向という観点から過去30年平均である7.5%（昭和58(1983)年から平成24(2012)年の平均）をとる場合も設けられた（第3-4-8図）。

第3-4-8図 資本減耗率の設定

(資本減耗率、%)



(出典) 内閣府「国民経済計算」より。平成17年基準(過去への遡及推計値含む、太実線)、平成12年基準(細点線)を掲載。
(注) 資本減耗率は年度値。また、シャドー部分は景気後退期を表す。

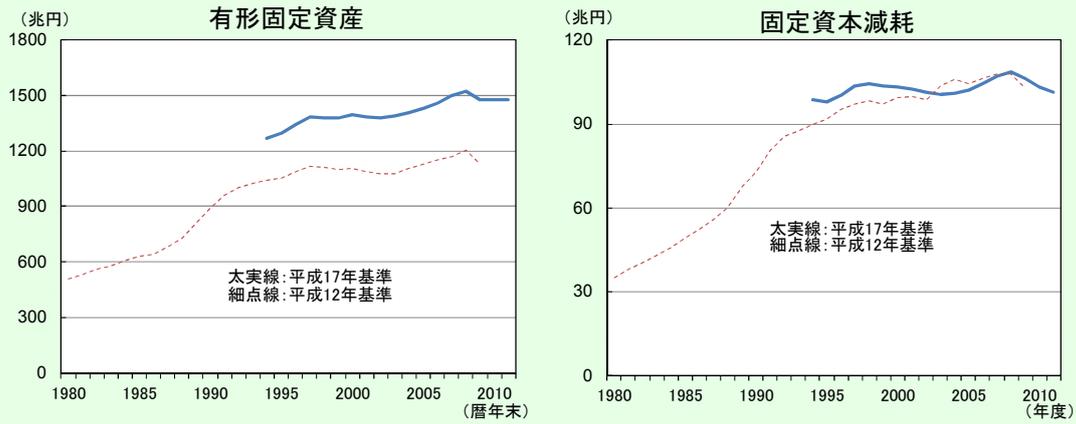
資本分配率と資本減耗率の組み合わせについては、ともに過去30年平均を用いる(資-ア)のケース(資本分配率40.8%、資本減耗率7.5%の組み合わせ)、およびともに過去10年平均を用いる(資-イ)のケース(資本分配率42.8%、資本減耗率7.1%)を設けることとされた。

(補論) 国民経済計算の基準改定への対応

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。

国民経済計算を作成する上での基礎統計のうち「産業連関表」「国勢調査」等の基幹的統計は5年に1度公表されているため、国民経済計算もこれに合わせて5年に1度、大幅な改定(基準改定)が行われている。平成22年度国民経済計算においては、「平成17年産業連関表」、「平成17年国勢調査」等国民経済計算推計上の主要な基礎統計を取り込む平成17年基準改定の作業結果を反映させ、過去に遡って計数が改められている。平成12年基準から平成17年基準への改定においては、基準改定に併せて、有形固定資産ストックの推計方法の精緻化及び固定資本減耗の時価評価の導入などが行われており、有形固定資産の額が大きく変化している(第3-4-9図)。

第3-4-9図 基準改定による変化



(出典)2012(平成24)年度国民経済計算確報及び2009(平成21)年度国民経済計算確報

国民経済計算をもとに算出される資本分配率等の経済指標について、長期的な動向をみる必要があるが、平成17年基準の計数は平成6(1994)年以前については公表されていない。また、特に有形固定資産の平成5(1993)年以前の数値は平成12年基準のものを用いることも指標の連続性の観点で適切ではないと考えられた。このため、内閣府統計委員会第11回国民経済計算部会(平成23年3月)において提出されている、有形固定資産ストックの推計方法の精緻化などを行った場合の有形固定資産及び固定資本減耗の試算値を参考に、平成5(1993)年以前へ遡及推計された数値をもとに、専門委員会での議論が行われた。使用された具体的な数値は第3-4-10表のとおりである。

第3-4-10表 国民経済計算を用いて算出される各種指標(計数表)

	有形固定資産 (暦年末、10億円)	固定資本減耗 (年度、10億円)	(参考)					各種指標				
			名目GDP (年度、10億円)	雇用者報酬 (年度、10億円)	営業余剰 (年度、10億円)	総固定資本形成 +在庫品増加 (年度、10億円)	貯蓄+海外からの 資本移転等 (年度、10億円)	資本分配率 (%)	資本減耗率 (%)	利潤率 (%)	総投資率 (%)	総貯蓄率 (%)
昭和55(1980)	563,265	45,751	248,376	131,869	45,482	80,063	48,376	40.9	8.1	9.9	32.2	37.9
56(1981)	598,585	48,153	264,642	142,109	42,760	82,033	46,270	39.0	8.0	9.2	31.0	35.7
57(1982)	630,666	50,957	276,163	150,268	43,112	81,048	43,295	38.5	8.1	8.8	29.3	34.1
58(1983)	656,242	52,975	288,773	157,330	46,955	80,387	45,464	38.8	8.1	9.0	27.8	34.1
59(1984)	694,675	55,479	308,238	166,039	50,265	86,426	48,510	38.9	8.0	9.3	28.0	33.7
60(1985)	723,318	58,019	330,397	174,001	56,231	93,931	55,453	39.6	8.0	10.1	28.4	34.3
61(1986)	749,710	60,053	342,266	180,221	59,089	95,004	56,253	39.8	8.0	10.2	27.8	34.0
62(1987)	794,730	63,037	362,297	187,142	63,805	107,433	60,065	40.4	7.9	10.5	29.7	34.0
63(1988)	852,538	66,746	387,686	198,538	71,881	120,493	71,003	41.1	7.8	10.9	31.1	35.5
平成元(1989)	945,027	73,767	415,885	213,386	74,197	133,760	72,864	40.9	7.8	10.2	32.2	35.3
2(1990)	1,034,985	81,521	451,683	231,364	82,869	148,451	77,841	41.5	7.9	10.3	32.9	35.3
3(1991)	1,116,812	87,586	473,608	248,419	84,671	151,342	87,436	40.9	7.8	9.5	32.0	37.0
4(1992)	1,181,876	93,846	483,256	254,943	72,636	147,685	73,679	39.5	7.9	8.2	30.6	34.7
5(1993)	1,228,123	97,030	482,608	260,786	68,960	138,857	64,626	38.9	7.9	7.4	28.8	33.5
6(1994)	1,267,678	98,652	495,612	265,529	71,978	138,105	51,370	39.1	7.8	7.5	27.9	30.3
7(1995)	1,295,259	97,985	504,594	270,109	73,399	142,311	47,987	38.8	7.6	7.6	28.2	28.9
8(1996)	1,345,409	100,049	515,944	274,001	78,442	147,353	49,176	39.4	7.4	7.7	28.6	28.9
9(1997)	1,380,709	103,816	521,295	278,867	73,440	145,175	49,550	38.9	7.5	7.2	27.8	29.4
10(1998)	1,374,958	104,582	510,919	272,805	68,357	131,061	35,318	38.8	7.6	6.8	25.7	27.4
11(1999)	1,379,978	103,469	506,599	267,866	71,970	125,512	32,122	39.6	7.5	7.0	24.8	26.8
12(2000)	1,397,223	103,089	510,835	269,032	80,218	128,686	36,376	40.5	7.4	7.4	25.2	27.3
13(2001)	1,382,683	102,416	501,711	265,568	75,110	118,286	24,707	40.1	7.4	7.1	23.6	25.3
14(2002)	1,375,964	101,500	498,009	257,976	79,849	111,933	20,616	41.3	7.4	7.6	22.5	24.5
15(2003)	1,387,349	100,494	501,889	252,676	87,103	112,728	24,301	42.6	7.2	8.2	22.5	24.9
16(2004)	1,407,256	100,806	502,761	252,032	90,767	113,133	27,064	43.2	7.2	8.3	22.5	25.4
17(2005)	1,430,102	101,996	505,349	253,940	91,583	113,910	27,989	43.3	7.1	8.2	22.5	25.7
18(2006)	1,461,245	104,560	509,106	255,613	92,270	116,670	31,711	43.5	7.2	8.0	22.9	26.8
19(2007)	1,500,551	107,046	513,023	255,503	93,094	116,978	32,323	43.9	7.1	7.9	22.8	27.2
20(2008)	1,524,691	108,472	489,520	254,143	72,273	110,139	11,379	41.6	7.1	6.2	22.5	24.5
21(2009)	1,478,139	106,215	473,934	242,845	76,160	91,168	-240	42.9	7.2	6.6	19.2	22.4
22(2010)	1,473,908	103,283	480,233	243,818	82,227	95,903	8,156	43.2	7.0	7.1	20.0	23.2
23(2011)	1,475,547	101,495	473,669	245,507	76,717	96,987	2,760	42.1	6.9	6.6	20.5	22.0
24(2012)	1,459,547	100,590	472,597	245,853	78,346	97,740	2,009	42.1	6.9	6.7	20.7	21.7

(注)斜体字は内閣府統計委員会第11回国民経済計算部会資料(平成23年3月3日)を参考に遡及推計した値である。

今回の財政検証における資本分配率の設定値（40.8%または42.8%）は、平成21年財政検証の設定値（39.1%、平成9(1997)年から平成18(2006)年の10年平均、平成12年基準）に比べ高い数値になっている。これは国民経済計算の平成17年基準への改定による営業余剰の上昇等のためであり、平成17年基準での平成9(1997)年から平成18(2006)年の10年平均は41.2%となっている。

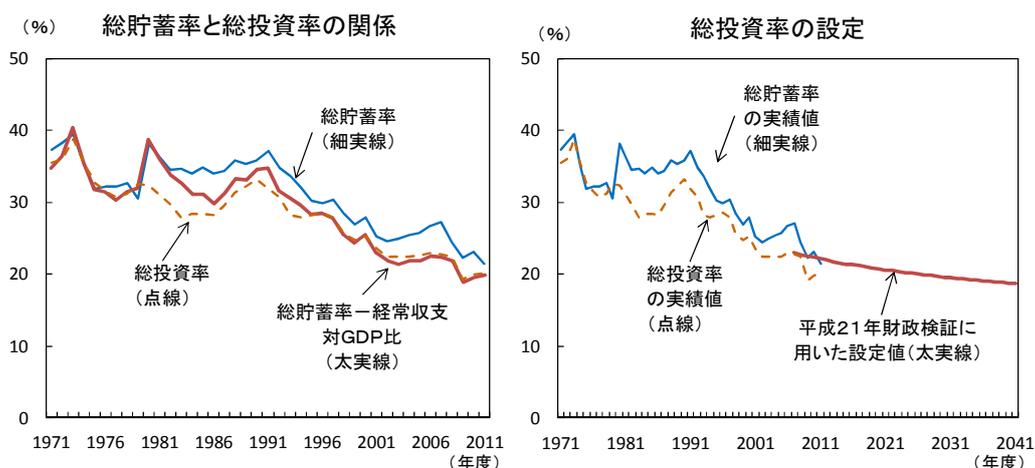
資本減耗率の設定値（7.5%または7.1%）は、平成21年財政検証の設定値（8.9%、平成9(1997)年から平成18(2006)年の10年平均、平成12年基準）に比べ低い数値になっている。これは国民経済計算の平成17年基準への改定による有形固定資産の上昇等のためであり、平成17年基準での平成9(1997)年から平成18(2006)年の10年平均は7.3%となっている。また、資本減耗率の推移をみると、平成12年基準では微増だった傾向が基準改定により微減の傾向に変化している。

（5）総投資率の設定

総投資率の設定については、海外経済との関係を考慮する観点から、「総貯蓄率」と「総投資率」の関係性に注目することとした。これは、政府部門を含めた一国全体の貯蓄と投資の差がおおむね海外経済とのやりとりによるものと考えられるためである。

総投資率及び総貯蓄率の過去の実績は、国民経済計算をもとに「(総固定資本形成+在庫品増加) / 名目GDP」及び「(貯蓄+固定資本減耗+海外からの資本移転等) / 名目GDP」として算出されている。過去の実績をみると、総貯蓄率は総投資率よりも高く、総貯蓄率から経常収支対名目GDP比を控除するとおおむね総投資率の水準となる（第3-4-11図の左側）。平成21年財政検証や平成16年財政再計算における総投資率は、長期的に低下している傾向を外挿して設定されていたが（第3-4-11図の右側）、このことはおおむね2～3%程度の経常収支対名目GDP比が勘案されていたものと考えられる。

第3-4-11図 総投資率と総貯蓄率①

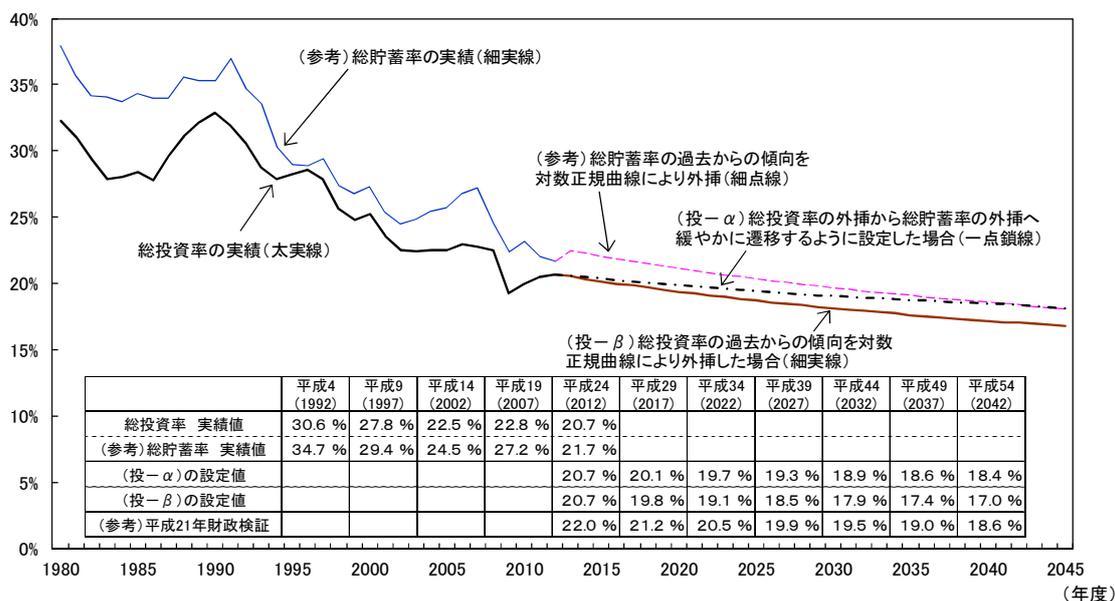


経常収支の先行きについては、赤字化する、黒字が継続するなど様々な見方がある。したがって、今回の総投資率を設定するにあたっては、過去からの傾向を単に外挿するものだけでなく、総貯蓄率の傾向を外挿したものも勘案した設定も行い、幅をもった設定とすることとされた。

具体的には、総投資率、総貯蓄率それぞれ過去からの傾向を対数正規曲線により外挿したものを基礎として、以下のように設定された(第3-4-12図)。

- ・ 総投資率の過去からの傾向を外挿したものから、総貯蓄率の過去からの傾向を外挿したものへ30年間かけて緩やかに遷移するように設定したものを(投- α)ケースとし、
- ・ 従来の方と同様に総投資率の過去からの傾向を外挿したものを(投- β)ケースとした。

第3-4-12図 総投資率と総貯蓄率②



(6) パラメータの組み合わせ

これまでみたように、労働投入量、全要素生産性（TFP）上昇率、資本分配率、資本減耗率、総投資率のそれぞれについて複数の設定がされている。これらに関してすべての組み合わせを考えると膨大な数となるが、そのすべてに即した経済前提をそれぞれ設定することは適切ではなく、背景となるシナリオがそれぞれ整合的な組み合わせとすべきとされた。そのため、結果として設定すべき経済前提の数は限られたものになると考えられた。

パラメータをどのように組み合わせるかについては、全要素生産性（TFP）上昇率の設定（ケースA～H）を基軸として、以下のとおりとされた。

- ① 資本分配率と資本減耗率は、全要素生産性（TFP）上昇率を高く設定する場合には、賃金が低下ないし横ばいの状態にある足下に比べて労働分配率が高く（資本分配率が低く）なり、企業の設備投資が活発化すると考えられることから資本減耗率が高いケースを組み合わせる。具体的には平成36(2024)年度以降の全要素生産性（TFP）上昇率を1.0%以上と設定する場合に（資－ア）ケース、1.0%より低く設定する場合に（資－イ）ケースを組み合わせる。
- ② 総投資率については、経常収支の先行きに様々な見方があることから、（投－ α ）、（投－ β ）両方それぞれ組み合わせて幅のあるものとする。ただし、（投－ α ）、（投－ β ）をそれぞれ用いるケースを別のケースとして取り扱うのではなく、ケースA～Hのそれぞれについて、（投－ α ）および（投－ β ）を用いて得られる両方の結果を幅で示すこととされた。
- ③ 労働投入量については、内閣府試算の設定に準拠し、経済再生ケースに接続するもの（ケースA～E）には労働市場への参加が進むケースを、参考ケースに接続するもの（ケースF～H）には労働市場への参加が進まないケースを組み合わせることとされた。

5. マクロ経済に関する試算

先に述べた複数の計算式およびパラメータの設定をもとに、単位労働時間あたり実質GDP成長率や利潤率が逐次的に毎年度算出されている。算出にあたって、①初期値として用いる足下のGDP及び②経済モデルの適用期間に関してそれぞれ以下の考え方が採用されている。

- ① 需要側の要素を考慮するという観点での工夫として、マクロ経済に関する試算の初期値として用いる足下のGDPを「(景気循環の中で) 平均的な稼働率で生産要素を使用したときに達成できる潜在GDP」に置き換えることで、稼働率の要素を間接的に組み込むこととした。具体的には、平成 24(2012)年度のGDPギャップを▲3%として実績の名目GDPを潜在GDPに機械的に置き換えた。
- ② 適用期間については、コブ・ダグラス型生産関数が長期間における経済成長の見込み等について推計を行う際に用いられることを踏まえて、平成 36(2024)年度から、(a)平成 55(2043)年度までの 20 年間、(b)平成 60(2048)年度までの 25 年間、(c)平成 65(2053)年度までの 30 年間と複数の場合で行い、それぞれの期間における実質経済成長率および利潤率の平均値を算出することとされた。

(補論) 需要側の要素を考慮することについて

専門委員会では、需要側の要素を考慮することの1つのアプローチとして、「稼働率」を勘案することは考えられないかと検討された。一般的に「稼働率」は経済分析において、潜在GDPを算出するための潜在資本投入量を推計する際に用いられ、また、経済全体の景気循環の代理変数として利用されているものである。

しかし、我が国の「稼働率」に関する統計については、

- ・有形(純)固定資産の約6割を占める民間部門については、製造工業は経済産業省「鉱工業指数」において稼働率指数が作成されているものの「実稼働率」は公表されていない。また、非製造業について経済産業省「第3次産業活動指数」等を用いて補完する必要があること
- ・また、有形(純)固定資産の約4割を占める公的部門については参考となる統計が存在しない

となっており、参考となるデータが十分ではない状況にある。

また、「稼働率」を考える上で、稼働率を乗じる対象となる資本ストックは、資本の生産能力という観点からみた「粗資本ストック」(除却のみを考慮するもの)である一方、従来の経済モデルで用いられている資本ストックは市場価値に相当する「純資本ストック」(除却と減価償却を考慮するもの)となっていることに留意する必要がある。

さらに、ここで行われているマクロ経済に関する試算では、資本減耗率は稼働していない部分も含めた純資本ストックに対する減耗率と定義して用いており、資本成長率や利潤率も稼働していない部分を含めた純資本ストックから算出する

仕組みとなっていることにも留意が必要である。

これらの状況を勘案すると、ここで用いられている経済モデルに対して、「稼働率」の要素を直接的に組み込むことは困難であると考えられた。

ただし、平成 21 年財政検証までで用いられてきたマクロ経済に関する推計では、足下における GDP および資本（有形固定資産）は国民経済計算による実績値をそのまま推計初期値として用いられており、このうち、GDP について「（景気循環の中で）平均的な稼働率で生産要素を使用したときに達成できる潜在 GDP」に置き換えるという工夫ができるのではないかと考えられた。これによって推計期間においても（景気循環の中で）平均的な稼働率の下での実質 GDP が推計されることとなる。

なお、ここでの潜在 GDP とは「経済の過去のトレンドからみて平均的な水準で生産要素を投入した時に実現可能な GDP」と定義されるもののことを指し、GDP ギャップとは次式で算出されるものである。

$$\text{GDP ギャップ} = (\text{実際の GDP} - \text{潜在 GDP}) / \text{潜在 GDP}$$

GDP ギャップのマイナスは供給に対して需要が不足していることを意味する。平成 24(2012)年度の GDP ギャップについては内閣府ホームページに示されているもの（第 3-4-13 図）を参考に▲3%としてマクロ経済に関する試算に織り込んでいる。なお、GDP ギャップの大きさについては、定義や前提となるデータ等の推計方法によって異なるため、相当の幅をもってみる必要があるとされている。

第 3-4-13 図

今週の指標 No.1086 2013年7-9月期GDP2次速報後のGDPギャップの推計結果について(今週の指標No.1082のアップデート)

表 GDPギャップの推移

	2007年				08				09				10	
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II
13年Ⅲ期2次QE後	1.0	1.0	0.4	1.2	1.7	0.4	▲0.7	▲4.1	▲8.1	▲6.5	▲6.6	▲5.0	▲3.8	▲2.9
13年Ⅲ期1次QE後	1.0	1.0	0.5	1.2	1.7	0.4	▲0.7	▲4.1	▲8.0	▲6.6	▲6.5	▲5.0	▲3.8	▲2.9

	10		11				12				13		
	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III
13年Ⅲ期2次QE後	▲1.6	▲2.1	▲3.2	▲3.7	▲2.5	▲2.4	▲1.7	▲2.3	▲3.3	▲3.3	▲2.4	▲1.7	▲1.6
13年Ⅲ期1次QE後	▲1.6	▲2.1	▲3.4	▲3.9	▲2.7	▲2.7	▲1.7	▲2.1	▲3.1	▲3.2	▲2.3	▲1.6	▲1.3

(注) GDPギャップ = (実際のGDP - 潜在GDP) / 潜在GDP。GDPギャップのマイナスは供給に対して需要が不足していることを意味する。この推計に当たっては、潜在GDPを「経済の過去のトレンドからみて平均的な水準で生産要素を投入した時に実現可能なGDP」と定義している。GDPギャップの推計方法の詳細は、内閣府「日本経済2011～2012」付注1-6を参照。なお、GDPギャップの大きさについては、定義や前提となるデータ等の推計方法によって異なるため、相当の幅をもってみる必要がある。

マクロ経済に関する試算の結果については、第3-4-14表に示すとおりであり、推計過程の例として、①経済再生ケースに接続するもの、平成36(2024)年度以降の全要素生産性上昇率1.4%、労働市場への参加が進む、(資-ア)、(投- α)の組合せの場合(ケースC)及び、②参考ケースに接続するもの、平成36(2024)年度以降の全要素生産性上昇率0.7%、労働市場への参加が進まない、(資-イ)、(投- β)の組合せの場合(ケースG)について第3-4-15表に示している。

なお、ケースA~Hのそれぞれについて、総投資率の設定が2通り((投- α)または(投- β))及び、適用期間が3通り(20年間、25年間、30年間)であるため、6通りの試算結果が得られているが、これらの結果を幅(最小値~最大値)で示すこととされた。

実際に長期の経済前提として用いる数値については、幅で示されたものの中央値を採ることとした。

また、被用者1人あたりの平均労働時間については、労働投入量の設定の際に用いた平均労働時間と整合的になるように推計が行われている。この変化率を単位労働時間あたり実質経済成長率に加えたものが被用者1人あたり実質経済成長率となるが、これを実質賃金上昇率(対物価)の前提として用いることとされた。

第3-4-14表 マクロ経済に関する推計結果

	前提				推計値								
	労働力に関する設定	全要素生産性上昇率 (2024年度以降)	資本分配率 資本減耗率 の設定	総投資率 の設定	実質経済成長率(一國経済、年率)			被用者1人あたり実質経済成長率			利潤率		
					経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間		
20年間 (2024- 2043)	25年間 (2024- 2048)	30年間 (2024- 2053)											
ケースA	労働市場への参加が進むケース	1.8%	(資-ア)	(投- α)	1.46%	1.43%	1.41%	2.33%	2.41%	2.46%	10.1%	10.4%	10.6%
				(投- β)	1.35%	1.31%	1.30%	2.21%	2.30%	2.36%	10.5%	10.9%	11.2%
ケースB		1.6%	(資-ア)	(投- α)	1.21%	1.17%	1.14%	2.08%	2.15%	2.20%	9.8%	10.1%	10.3%
				(投- β)	1.10%	1.06%	1.04%	1.97%	2.04%	2.09%	10.2%	10.6%	10.8%
ケースC		1.4%	(資-ア)	(投- α)	0.96%	0.91%	0.88%	1.83%	1.90%	1.94%	9.6%	9.7%	9.9%
				(投- β)	0.85%	0.80%	0.77%	1.72%	1.79%	1.83%	10.0%	10.2%	10.5%
ケースD		1.2%	(資-ア)	(投- α)	0.72%	0.66%	0.62%	1.58%	1.64%	1.68%	9.3%	9.4%	9.6%
				(投- β)	0.61%	0.55%	0.51%	1.48%	1.53%	1.57%	9.7%	9.9%	10.1%
ケースE		1.0%	(資-ア)	(投- α)	0.47%	0.41%	0.36%	1.34%	1.39%	1.41%	9.0%	9.1%	9.2%
				(投- β)	0.36%	0.30%	0.25%	1.23%	1.28%	1.31%	9.4%	9.6%	9.7%
ケースF	1.0%	(資-ア)	(投- α)	0.18%	0.15%	0.13%	1.33%	1.36%	1.37%	8.1%	8.3%	8.4%	
			(投- β)	0.07%	0.05%	0.03%	1.22%	1.25%	1.27%	8.4%	8.7%	8.9%	
ケースG	労働市場への参加が進まないケース	0.7%	(資-イ)	(投- α)	▲0.09%	▲0.13%	▲0.17%	1.06%	1.07%	1.07%	8.4%	8.4%	8.5%
				(投- β)	▲0.20%	▲0.24%	▲0.27%	0.96%	0.97%	0.97%	8.7%	8.8%	8.9%
0.5%		(資-イ)	(投- α)	▲0.33%	▲0.38%	▲0.43%	0.82%	0.82%	0.81%	8.1%	8.1%	8.1%	
			(投- β)	▲0.44%	▲0.49%	▲0.53%	0.71%	0.72%	0.71%	8.4%	8.5%	8.6%	

第3-4-15表 マクロ経済に関する推計過程

経済再生ケースに接続するもの、平成36(2024)年度以降の全要素生産性上昇率1.4%、労働市場への参加が進む、(資-α)、(投-α)の組合せの場合(ケースC)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分配率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (平成23年度基準) 潜在ベース ⑦	資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率率 ⑫	被用者年金被 保険者の平均労働 時間伸び率 ⑬
	①	伸び率 ②											
平成24 (2012)	1,152		0.50%	40.8%	7.5%	20.7%	487.2	1,459.5					
25 (2013)	1,151	-0.1%	0.62%	40.8%	7.5%	20.6%	488.7	1,450.5	-0.6%	0.3%	0.40%	6.2%	
26 (2014)	1,149	-0.1%	0.74%	40.8%	7.5%	20.5%	490.8	1,442.1	-0.6%	0.4%	0.56%	6.4%	-0.3%
27 (2015)	1,148	-0.1%	0.85%	40.8%	7.5%	20.4%	493.4	1,434.1	-0.6%	0.5%	0.69%	6.5%	-0.3%
28 (2016)	1,146	-0.1%	0.97%	40.8%	7.5%	20.2%	498.8	1,426.7	-0.5%	0.7%	0.82%	6.7%	-0.3%
29 (2017)	1,145	-0.1%	1.09%	40.8%	7.5%	20.1%	500.8	1,419.9	-0.5%	0.8%	0.95%	6.9%	-0.3%
30 (2018)	1,143	-0.1%	1.21%	40.8%	7.5%	20.0%	505.6	1,414.0	-0.4%	1.0%	1.09%	7.1%	-0.3%
31 (2019)	1,141	-0.1%	1.33%	40.8%	7.5%	19.9%	511.2	1,408.9	-0.4%	1.1%	1.23%	7.3%	-0.3%
32 (2020)	1,140	-0.2%	1.45%	40.8%	7.5%	19.8%	517.5	1,404.8	-0.3%	1.2%	1.39%	7.5%	-0.3%
33 (2021)	1,135	-0.4%	1.56%	40.8%	7.5%	19.7%	523.9	1,401.7	-0.2%	1.2%	1.64%	7.7%	-0.3%
34 (2022)	1,131	-0.4%	1.68%	40.8%	7.5%	19.7%	531.2	1,399.7	-0.1%	1.4%	1.79%	8.0%	-0.3%
35 (2023)	1,126	-0.4%	1.80%	40.8%	7.5%	19.6%	539.3	1,398.8	-0.1%	1.5%	1.94%	8.2%	-0.3%
36 (2024)	1,121	-0.4%	1.40%	40.8%	7.5%	19.5%	545.6	1,399.1	0.0%	1.2%	1.58%	8.4%	-0.3%
37 (2025)	1,117	-0.4%	1.40%	40.8%	7.5%	19.4%	552.1	1,400.2	0.1%	1.2%	1.59%	8.6%	-0.3%
38 (2026)	1,112	-0.4%	1.40%	40.8%	7.5%	19.3%	558.8	1,402.0	0.1%	1.2%	1.62%	8.8%	-0.3%
39 (2027)	1,106	-0.5%	1.40%	40.8%	7.5%	19.3%	565.3	1,404.5	0.2%	1.2%	1.69%	8.9%	-0.3%
40 (2028)	1,101	-0.5%	1.40%	40.8%	7.5%	19.2%	572.0	1,407.7	0.2%	1.2%	1.71%	9.1%	-0.3%
41 (2029)	1,095	-0.5%	1.40%	40.8%	7.5%	19.1%	578.8	1,411.6	0.3%	1.2%	1.73%	9.2%	-0.3%
42 (2030)	1,089	-0.5%	1.40%	40.8%	7.5%	19.0%	585.9	1,416.0	0.3%	1.2%	1.74%	9.4%	-0.2%
43 (2031)	1,078	-1.0%	1.40%	40.8%	7.5%	19.0%	591.3	1,421.1	0.4%	0.9%	1.97%	9.5%	0.0%
44 (2032)	1,066	-1.0%	1.40%	40.8%	7.5%	18.9%	596.8	1,426.4	0.4%	0.9%	1.98%	9.6%	0.0%
45 (2033)	1,055	-1.1%	1.40%	40.8%	7.5%	18.9%	602.4	1,432.0	0.4%	0.9%	2.00%	9.7%	0.0%
46 (2034)	1,043	-1.1%	1.40%	40.8%	7.5%	18.8%	607.9	1,437.9	0.4%	0.9%	2.02%	9.7%	0.0%
47 (2035)	1,031	-1.2%	1.40%	40.8%	7.5%	18.7%	613.3	1,444.0	0.4%	0.9%	2.04%	9.8%	0.0%
48 (2036)	1,019	-1.2%	1.40%	40.8%	7.5%	18.7%	618.5	1,450.3	0.4%	0.9%	2.07%	9.9%	0.0%
49 (2037)	1,006	-1.3%	1.40%	40.8%	7.5%	18.6%	623.8	1,456.8	0.4%	0.8%	2.09%	10.0%	0.0%
50 (2038)	993	-1.3%	1.40%	40.8%	7.5%	18.6%	628.9	1,463.4	0.5%	0.8%	2.11%	10.0%	0.0%
51 (2039)	979	-1.3%	1.40%	40.8%	7.5%	18.5%	633.9	1,470.1	0.5%	0.8%	2.14%	10.1%	0.0%
52 (2040)	966	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	18.5%	638.8	1,476.9	0.5%	0.8%	2.15%	10.1%	0.0%
53 (2041)	953	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	18.4%	643.7	1,483.8	0.5%	0.8%	2.16%	10.2%	0.0%
54 (2042)	939	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	18.4%	648.6	1,490.8	0.5%	0.8%	2.17%	10.2%	0.0%
55 (2043)	926	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	18.3%	653.4	1,497.8	0.5%	0.7%	2.18%	10.3%	0.0%
56 (2044)	912	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	18.2%	658.1	1,504.6	0.5%	0.7%	2.18%	10.3%	0.0%
57 (2045)	899	-1.5%	1.40%	40.8%	7.5%	18.1%	662.8	1,511.2	0.4%	0.7%	2.18%	10.4%	0.0%
58 (2046)	886	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	18.0%	667.7	1,517.5	0.4%	0.7%	2.15%	10.4%	0.0%
59 (2047)	873	-1.5%	1.40%	40.8%	7.5%	17.9%	672.4	1,523.6	0.4%	0.7%	2.16%	10.5%	0.0%
60 (2048)	861	-1.5%	1.40%	40.8%	7.5%	17.9%	677.1	1,529.6	0.4%	0.7%	2.15%	10.6%	0.0%
61 (2049)	848	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.8%	681.8	1,535.4	0.4%	0.7%	2.14%	10.6%	0.0%
62 (2050)	836	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.7%	686.6	1,541.1	0.4%	0.7%	2.14%	10.7%	0.0%
63 (2051)	824	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.6%	691.5	1,546.6	0.4%	0.7%	2.13%	10.7%	0.0%
64 (2052)	812	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.5%	696.3	1,552.0	0.4%	0.7%	2.12%	10.8%	0.0%
65 (2053)	801	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.5%	701.3	1,557.4	0.3%	0.7%	2.12%	10.9%	0.0%
66 (2054)	790	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.4%	706.3	1,562.6	0.3%	0.7%	2.10%	10.9%	0.0%
67 (2055)	779	-1.4%	1.40%	40.8%	7.5%	17.3%	711.5	1,567.9	0.3%	0.7%	2.09%	11.0%	0.0%

推計方法

前年度の⑦
×(1+当年度の②)

前年度の⑧
×(1+当年度の③)

前年度の⑨
(⑥×⑦/⑧-⑤)

③+④×⑤
+(1-④)×②

⑩-②

④×⑦/⑧
-⑤

平成36(2024)～55(2043)年度(20年間)平均 0.96% 1.94% 9.8% -0.11%

平成36(2024)～60(2048)年度(25年間)平均 0.91% 1.98% 9.7% -0.08%

平成36(2024)～65(2053)年度(30年間)平均 0.89% 2.01% 9.9% -0.07%

20年間平均 25年間平均 30年間平均

1.83% 1.90% 1.94%

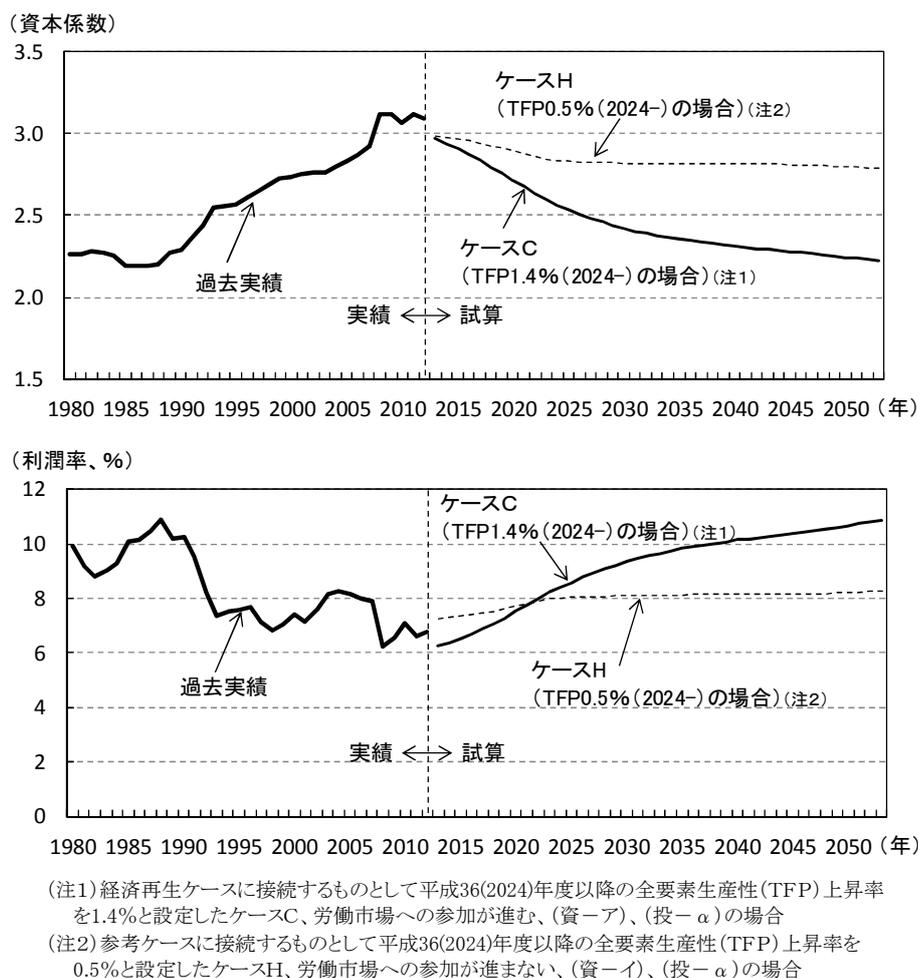
参考ケースに接続するもの、平成36(2024)年度以降の全要素生産性上昇率0.7%、労働市場への参加が進まない、(資-β)、(投-β)の組合せの場合(ケースG)

年度	総労働時間		全要素生産性 上昇率(TFP) ③	資本分配率 ④	資本減耗率 ⑤	総投資率 ⑥	実質GDP (平成23年度基準) 潜在ベース ⑦	資本 ⑧	資本成長率 ⑨	実質経済 成長率 ⑩	労働時間あたり 実質経済成長率 ⑪	利率率 ⑫	被用者年金被 保険者の平均労働 時間伸び率 ⑬
	①	伸び率 ②											
平成24 (2012)	1,152		0.50%	42.8%	7.1%	20.7%	487.2	1,459.5					
25 (2013)	1,145	-0.6%	0.55%	42.8%	7.1%	20.5%	487.7	1,456.8	-0.2%	0.1%	0.74%	7.2%	
26 (2014)	1,136	-0.7%	0.59%	42.8%	7.1%	20.4%	488.1	1,453.7	-0.2%	0.1%	0.80%	7.3%	-0.1%
27 (2015)	1,128	-0.7%	0.64%	42.8%	7.1%	20.2%	488.7	1,450.0	-0.3%	0.1%	0.83%	7.3%	-0.1%
28 (2016)	1,120	-0.7%	0.68%	42.8%	7.1%	20.0%	489.5	1,445.7	-0.3%	0.2%	0.86%	7.4%	-0.1%
29 (2017)	1,113	-0.7%	0.73%	42.8%	7.1%	19.8%	490.4	1,441.1	-0.3%	0.2%	0.89%	7.5%	-0.1%
30 (2018)	1,105	-0.7%	0.77%	42.8%	7.1%	19.7%	491.6	1,436.2	-0.3%	0.2%	0.92%	7.6%	-0.1%
31 (2019)	1,098	-0.7%	0.82%	42.8%	7.1%	19.5%	493.0	1,431.0	-0.4%	0.3%	0.95%	7.7%	-0.1%
32 (2020)	1,090	-0.7%	0.86%	42.8%	7.1%	19.4%	494.5	1,425.8	-0.4%	0.3%	1.01%	7.8%	-0.1%
33 (2021)	1,081	-0.8%	0.91%	42.8%	7.1%	19.2%	495.9	1,420.4	-0.4%	0.3%	1.09%	7.9%	-0.1%
34 (2022)	1,072	-0.8%	0.95%	42.8%	7.1%	19.1%	497.5	1,415.0	-0.4%	0.3%	1.14%	8.0%	-0.1%
35 (2023)	1,063	-0.8%	1.00%	42.8%	7.1%	19.0%	499.3	1,409.6	-0.4%	0.4%	1.20%	8.1%	-0.1%
36 (2024)	1,054	-0.9%	0.70%	42.8%	7.1%	18.8%	499.5	1,404.3	-0.4%	0.0%	0.91%	8.1%	-0.1%
37 (2025)	1,045	-0.8%	0.70%	42.8%	7.1%	18.7%	499.7	1,398.7	-0.4%	0.0%	0.89%	8.2%	-0.1%
38 (2026)	1,036	-0.9%	0.70%	42.8%	7.1%	18.6%	499.9	1,393.0	-0.4%	0.0%	0.90%	8.3%	-0.1%
39 (2027)	1,026	-1.0%	0.70%	42.8%	7.1%	18.5%	499.6	1,387.1	-0.4%	-0.1%	0.95%	8.3%	-0.1%
40 (2028)	1,015	-1.0%	0.70%	42.8%	7.1%	18.3%	499.2	1,380.9	-0.4%	-0.1%	0.95%	8.4%	-0.1%
41 (2029)	1,004	-1.1%	0.70%	42.8%	7.1%	18.2%	498.7	1,374.5	-0.5%	-0.1%	0.95%	8.4%	-0.1%
42 (2030)	994	-1.1%	0.70%	42.8%	7.1%	18.1%	498.1	1,368.0	-0.5%	-0.1%	0.95%	8.5%	0.0%
43 (2031)	983	-1.1%	0.70%	42.8%	7.1%	18.0%	497.4	1,361.3	-0.5%	-0.2%	0.97%	8.6%	0.0%
44 (2032)	972	-1.1%	0.70%	42.8%	7.1%	17.9%	496.6	1,354.3	-0.5%	-0.2%	0.96%	8.6%	0.0%
45 (2033)	960	-1.1%	0.70%	42.8%	7.1%	17.8%	495.7	1,347.3	-0.5%	-0.2%	0.97%	8.7%	0.0%
46 (2034)	949	-1.2%	0.70%	42.8%	7.1%	17.7%	494.7	1,340.0	-0.5%	-0.2%	0.98%	8.7%	0.0%
47 (2035)	937	-1.2%	0.70%	42.8%	7.1%	17.6%	493.5	1,332.7	-0.6%	-0.2%	0.99%	8.8%	0.0%
48 (2036)	925	-1.3%	0.70%	42.8%	7.1%	17.5%	492.1	1,325.1	-0.6%	-0.3%	1.00%	8.8%	0.0%
49 (2037)	913	-1.3%	0.70%	42.8%	7.1%	17.4%	490.7	1,317.4	-0.6%	-0.3%	1.01%	8.9%	0.0%
50 (2038)	901	-1.3%	0.70%	42.8%	7.1%	17.3%	489.2	1,309.6	-0.6%	-0.3%	1.02%	8.9%	0.0%
51 (2039)	889	-1.4%	0.70%	42.8%	7.1%	17.3%	487.5	1,301.6	-0.6%	-0.3%	1.03%	9.0%	0.0%
52 (2040)	877	-1.4%	0.70%	42.8%	7.1%	17.2%	485.7	1,293.5	-0.6%	-0.4%	1.03%	9.0%	0.0%
53 (2041)	864	-1.4%	0.70%	42.8%	7.1%	17.1%	483.9	1,285.2	-0.6%	-0.4%	1.02%	9.0%	0.0%
54 (2042)	852	-1.4%	0.70%	42.8%	7.1%	17.0%	482.0	1,276.8	-0.7%	-0.4%	1.02%	9.1%	0.0%
55 (2043)	840	-1.4%	0.70%	42.8%									

マクロ経済に関する試算における利潤率の結果をみると、足下の水準に比べれば高くなっていく様子がみられる。これに関して次のように考えられている。

- ・ 全要素生産性（TFP）上昇率が足下の水準（0.5%）よりは高く設定されていることや、経済再生ケースに接続するケースでは労働力需給に関して労働市場への参加が進むケースが設定されていることにより、足下の経済状況に比べて、順調に経済が回復する姿を想定していることから、結果として得られる利潤率も足下の状況よりは高くなる。
- ・ 高齢化等に伴う貯蓄率の低下トレンドに沿う形で、総投資率が緩やかに低下するように設定されていることから、資本ストックの伸びが小さくなることも、利潤率の上昇に寄与しているものと考えられる。
- ・ 資本ストック/GDPとして算出される資本係数の動きと利潤率の動きを対比したものが第3-4-16図である。資本係数が高いほど一定のGDPを得るために必要な資本が多いという意味で利潤率は低くなるという関係にある。資本係数の過去の実績をみると、1980年代までは安定していたが、1990年代に入り投資の活発化を受けて急速に上昇している。総投資率は緩やかな低下傾向であるものの、資本ストックの上昇は2008年まで続いた。しかし、その後、資本ストックは緩やかな減少に転じたことから、資本係数も減少に転ずる兆しがみられる。将来に向けて全要素生産性（TFP）上昇率が高まることによりGDPが上昇する動きに対して、総投資率は緩やかに低下する設定となっていることから、資本係数は低下することになる。このような資本係数の動きを反映して、利潤率については、過去の実績は低下傾向にあるものの、2008年を底に下げ止まり、2009年以降自律的反転の兆しがみられており、将来に向けてはこれを投影する形で上昇する動きとなるものである。

第3-4-16図 資本係数（＝資本ストック／GDP）と利潤率の推移



6. 長期の運用利回りの設定

今回の財政検証における長期の運用利回りは、平成21年財政検証における設定方法と同様に、①長期間の平均としての実質長期金利（国内債券の運用利回り）を日本経済の長期的な見通しと整合性をとって設定した上で、②内外の株式等による分散投資による効果を上積みすることとして設定することとされた。

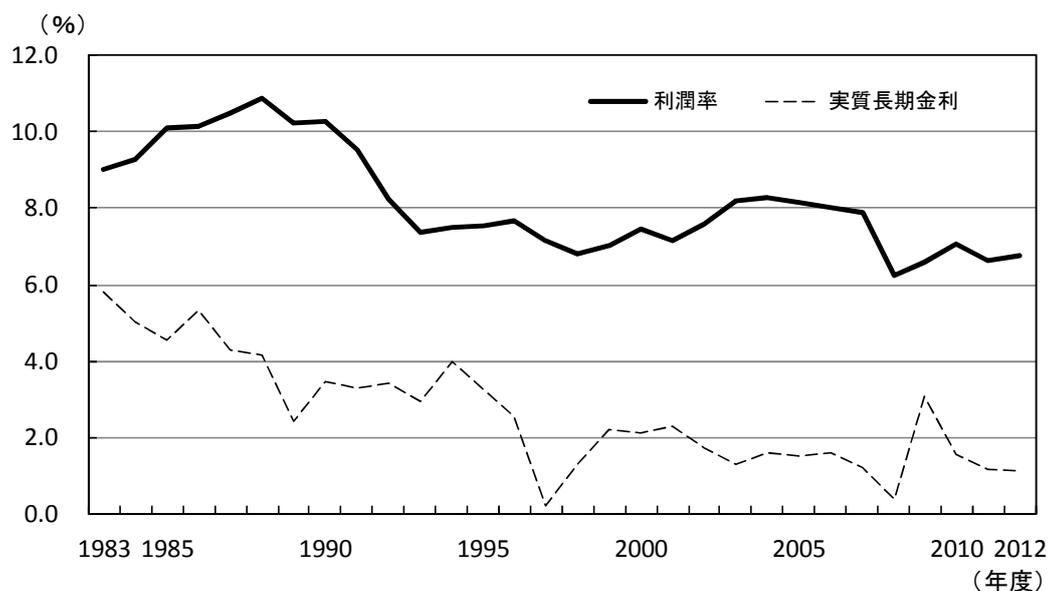
$$\text{長期の運用利回り（実質〈対物価〉）} = \text{将来の実質長期金利（対物価）} + \text{分散投資効果}$$

将来の実質長期金利については、平成21年財政検証で用いた、過去における実質長期金利の実績を基礎としつつ、利潤率と関連づけて設定する方法を利用することとされた。利潤率とは、資本ストックに対して、生み出された価値（GDP）のうち資本に分配されたものの比率を表すもの、すなわち資本ストックがど

れだけの価値を生み出したかを表す指標とみることができる。また、資本主義経済のもとで、金利（利子率）の根拠となる利子の源泉は、資本ストックが生み出した利潤であると考えられている。このため、長期的にみれば、実質金利の動向は、経済全体の利潤率の動向を反映するものと想定され、経済学的には利潤率と実質金利は互いに深く関係していることが考えられる。

具体的に、過去における実質長期金利（10年国債応募者利回りから消費者物価上昇率を除いたもの）と日本経済全体の利潤率との関係をみたものが第3-4-17図である。1980年代後半から1990年代始めにかけて利潤率が高くなっている時期には実質長期金利も高く、1990年代後半から2000年代の利潤率が低い時期の実質長期金利は低いというように、実質長期金利と利潤率の間に相関が見られる。これに着目して、平成21年財政検証では実質長期金利の過去15~25年間の平均を基礎として、過去の利潤率と、マクロ経済に関する推計で得られた将来の利潤率の比率を乗じることによって、将来の実質長期金利が推計されていた。

第3-4-17図 実質長期金利と利潤率の推移



実質長期金利や利潤率の過去の実績値として、どの程度の期間を採るかをみるために、過去30年、25年、20年、15年それぞれの期間における実質長期金利と利潤率の相関係数をみたものが第3-4-18表である。これによると、1980年代における実質長期金利、利潤率それぞれが高い時期と、2000年代以降それぞれが低い時期の両方の期間を含んだ長期の期間（今回の対象期間では過去25年以上）の場合に相関係数が高いことがみられた。このため、実質長期金利を利潤率と関連させて推計する際の過去の平均値は平成21年財政検証の時よりも長期間にわたってとることとされた。具体的には、過去20～30年間の平均の実質長期金利の水準（1.9%～2.6%程度）に、マクロ経済に関する試算から得られる将来（平成36(2024)年度からの20～30年間）の利潤率の過去の利潤率に対する比率を乗じることにより、将来の実質長期金利を設定することとされた。

第3-4-18表 実質長期金利と利潤率の相関係数

	今回の対象期間	平成21年財政検証 で対象とした期間
過去30年	0.68 (1983-2012)	
過去25年	0.54 (1988-2012)	0.61 (1982-2006)
過去20年	0.15 (1993-2012)	0.57 (1987-2006)
過去15年	0.04 (1998-2012)	0.07 (1992-2006)

過去30年間、25年間、20年間の平均値を用いた場合、将来の利潤率に応じて以下の式を用いて実質長期金利がどの程度の水準と推計されるかをみると第3-4-19表のとおりとなる。

$$\text{将来の実質長期金利} = \text{過去20～30年間における平均実質長期金利} \\ \times \text{将来の利潤率} / \text{過去20～30年間における利潤率}$$

ただし、全要素生産性（TFP）上昇率（平成36(2024)年度以降）を1.0%よりも低く設定するケース（ケースG及びケースH）における長期金利については、低成長経済の下で利潤率と実質長期金利の相関関係は著しく低いと考えられるため、利潤率との相関関係で設定する方法は採らないこととした。

第3-4-19表 将来の利潤率に応じた実質長期金利の水準

将来の利潤率	過去30年平均(1983-2012) を用いる場合	過去25年平均(1988-2012) を用いる場合	過去20年平均(1993-2012) を用いる場合
	過去の実質長期金利 2.63 %	過去の実質長期金利 2.16 %	過去の実質長期金利 1.86 %
	過去の利潤率 8.17 %	過去の利潤率 7.84 %	過去の利潤率 7.35 %
	将来の実質長期金利	将来の実質長期金利	将来の実質長期金利
12.0 %	3.9 %	3.3 %	3.0 %
11.5 %	3.7 %	3.2 %	2.9 %
11.0 %	3.5 %	3.0 %	2.8 %
10.5 %	3.4 %	2.9 %	2.7 %
10.0 %	3.2 %	2.8 %	2.5 %
9.5 %	3.1 %	2.6 %	2.4 %
9.0 %	2.9 %	2.5 %	2.3 %
8.5 %	2.7 %	2.3 %	2.1 %
8.0 %	2.6 %	2.2 %	2.0 %
7.5 %	2.4 %	2.1 %	1.9 %
7.0 %	2.3 %	1.9 %	1.8 %
6.5 %	2.1 %	1.8 %	1.6 %
6.0 %	1.9 %	1.7 %	1.5 %

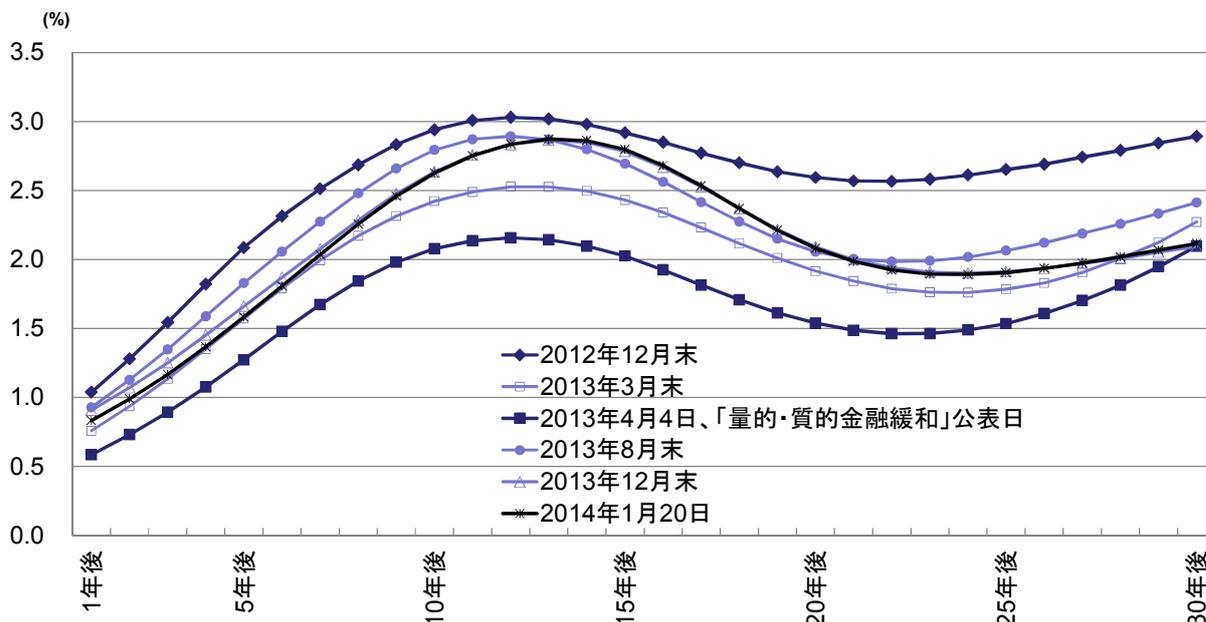
全要素生産性（TFP）上昇率（平成36(2024)年度以降）を1.0%よりも低く設定するケース（ケースG、H）における長期金利については、実際の金融市場では長期的な動向がどう予想されているかといった情報を参考に設定することとされた。

具体的には、国債の市場価格から導出した2012年12月末から2014年1月20日までの間のスポットレート・イールドカーブが参考とされた。スポットレート・イールドカーブには、各年限の国債の需給関係や金融政策、経済環境に関する投資家全体の期待が織り込まれており、純粋期待仮説に基づくとスポットレート・イールドカーブから将来の金利に対する投資家の平均的な予想をとらえることができる。純粋期待仮説に基づき導出した10年国債のフォワードレートは第3-4-20図のとおりとなった。これによると、市場においては、将来の10年国債の金利について、10年後～15年後に2%～3%に上昇し、その後緩やかに下降した後再び上昇し、30年後には2%～3%になると予想されていることがみられる。これに基づき、ケースG及びケースHの長期金利は以下のように設定することとされた。

- ・ ケースGは、平成24(2012)年12月末のイールドカーブから導かれる10年後から30年後におけるフォワードレートの範囲を基に名目長期金利を2.6%～3.0%の範囲となるように設定。
- ・ ケースHは、平成25(2013)年4月4日（日本銀行「量的・質的金融緩和」の公表日）のイールドカーブから導かれる10年後から30年後におけるフォワードレートの範囲を基に名目長期金利を1.5%～2.2%の範囲となるよう

に設定。

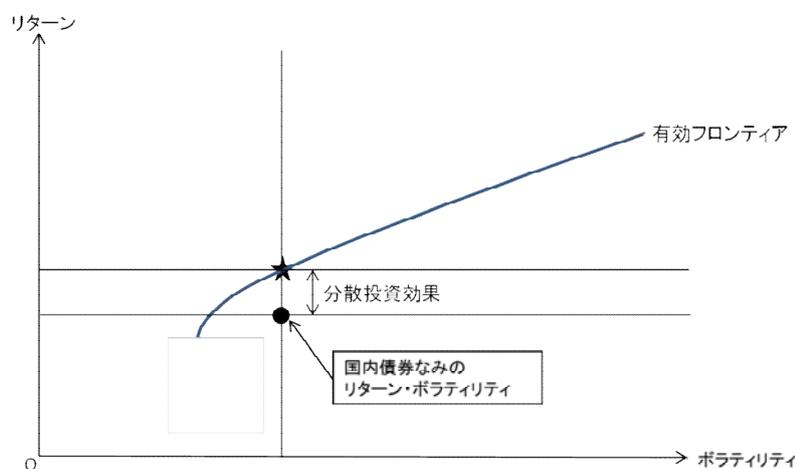
第3-4-20図 市場におけるイールドカーブから導出される
10年国債フォワードレート



(出所) 野村証券金融工学研究センターのデータをもとに野村証券フィデューシャリー・マネジメント部作成

また、内外の株式等による分散投資による効果については、全額を国内債券で運用した場合のボラティリティと等しいボラティリティの下で最も効率的な分散投資を行った場合において想定される期待収益率の上積み分がそれに相当するものとする設定方法が用いられている。理論的には、第3-4-21図に示すように、全額を国内債券で運用した場合（図の●印）のボラティリティと等しいボラティリティ水準の下で図の★印で示されるリターンまで上積み出来ることになり、この差（★印と●印のリターンの差）が分散投資効果にあたる。

第3-4-21図 有効フロンティアと分散投資による上積み分（イメージ図）



この分散投資効果については、ケースごとの名目賃金上昇率を基準として示す方式により第3-4-22図に示す手順で算出することとされた。具体的には、経済前提を基に各資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産）の実質的な期待リターン（期待リターンから賃金上昇率を差し引いたもの）をビルディングブロック方式により算出するとともに過去の実質的なリターン（リターンから賃金上昇率を差し引いたもの）の実績からボラティリティ（標準偏差）と相関係数を算出し、有効フロンティアを導出、国内債券並みのボラティリティの下での国内債券に上積みされる実質的な期待リターン（期待リターンから賃金上昇率を差し引いたもの）を分散投資効果とされた。なお、ケースごとに、①過去40年間、②過去25年間、③過去10年間の期待リターン等から算出したボラティリティ（標準偏差）と相関係数及び④国内債券の平均残存年数（デュレーション）長期化による増大を加味したボラティリティ（標準偏差）と相関係数により有効フロンティアを導出することにより、分散投資効果の幅を示すこととされた。この結果、分散投資効果は、いずれのケースもおおむね0.4%前後の水準と算出された（第3-4-23表参照）。

第3-4-22図 分散投資効果の算出



※ 各資産の期待リターンは、経済前提と市場データを前提として、それぞれの構成要素を積み上げる方式（ビルディングブロック方式）で求めた。

7. 長期の物価上昇率の設定

物価上昇率の設定について、これまでの財政検証では、日本銀行の見解、過去の実績の平均値、内閣府による試算などを参考にして設定されてきた。今般の物価を巡る動向をみると、日本銀行は「物価安定の目標」を新たに導入し、消費者物価の前年比上昇率で2%とすることとされている。また、内閣府試算では2020年前後の物価上昇率は経済再生ケースで2.0%、参考ケースで1.2%となっている。さらに、これらのみならず下方に幅を設定するケースとして、過去30年間の実績値の平均0.6%も考慮することとされた。

具体的には、経済再生ケースに接続するもの（ケースA～E）については1.2%から2.0%の幅、参考ケースに接続するもの（ケースF～H）については0.6%から1.2%の幅で設定するものとされ、経済成長率（実質）が高くなるほど物価上昇率も高くなるという関係になるようにケースごとにおける長期の物価上昇率が設定された。

以上のことから、ケースごとの設定値や幅をまとめると第3-4-23表に示すとおりとなった。これをさらに、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの幅という形に整理したものは第3-4-24表のとおりである。

第3-4-23表 長期の経済前提—ケースごとの設定値や幅

		前提		物価上昇率	被用者1人あたり 実質経済成長率 (対物価上昇率)	利潤率	実質長期金利 (対物価上昇率)	分散投資効果	実質経済成長率 (対物価上昇率、一國経済、 2024年度以降20～30年)
		労働力に 関する 設定	全要素生産性 (TFP)上昇率 (2024年度～)						
ケースA	内閣府 経済 再生 ケース に接続 する もの	労働市場 への 参加が 進む ケース	1.8%	2.0%	2.2%～2.5%	10.1%～11.2%	2.6%～3.6%	0.3%～0.5%	1.3%～1.5%
ケースB			1.6%	1.8%	2.0%～2.2%	9.8%～10.8%	2.5%～3.5%	0.3%～0.5%	1.0%～1.2%
ケースC			1.4%	1.6%	1.7%～1.9%	9.6%～10.5%	2.4%～3.4%	0.3%～0.5%	0.8%～1.0%
ケースD			1.2%	1.4%	1.5%～1.7%	9.3%～10.1%	2.4%～3.2%	0.3%～0.5%	0.5%～0.7%
ケースE			1.0%	1.2%	1.2%～1.4%	9.0%～9.7%	2.3%～3.1%	0.3%～0.5%	0.3%～0.5%
ケースF	内閣府 参考 ケース に接続 する もの	労働市場 への 参加が 進まない ケース	1.0%	1.2%	1.2%～1.4%	8.1%～8.9%	2.1%～2.9%	0.3%～0.5%	0.0%～0.2%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%～1.1%	利潤率によらず 市場金利を勘案して 長期金利を設定	1.7%～2.1% (名目2.6%～3.0%)	0.2%～0.5%	▲0.3%～▲0.1%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%～0.8%		0.9%～1.6% (名目1.5%～2.2%)	0.3%～0.7%	▲0.5%～▲0.3%

第3-4-24表 長期の経済前提の範囲

		前提		経済前提の範囲				(参考)
		労働力に 関する 設定	全要素生産性 (TFP)上昇率 (2024年度～)	物価上昇率	実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	実質運用利回り (対物価上昇率)	実質的な運用利回り (対賃金上昇率)	実質経済成長率 (対物価上昇率、一國経済、 2024年度以降20～30年)
ケースA	内閣府 経済 再生 ケース に接続 する もの	労働市場 への 参加が 進む ケース	1.8%	2.0%	2.2%～2.5%	2.9%～4.0%	0.5%～1.7%	1.3%～1.5%
ケースB			1.6%	1.8%	2.0%～2.2%	2.8%～3.9%	0.7%～1.8%	1.0%～1.2%
ケースC			1.4%	1.6%	1.7%～1.9%	2.7%～3.8%	0.9%～1.9%	0.8%～1.0%
ケースD			1.2%	1.4%	1.5%～1.7%	2.6%～3.7%	1.1%～2.1%	0.5%～0.7%
ケースE			1.0%	1.2%	1.2%～1.4%	2.6%～3.5%	1.2%～2.2%	0.3%～0.5%
ケースF	内閣府 参考 ケース に接続 する もの	労働市場 への 参加が 進まない ケース	1.0%	1.2%	1.2%～1.4%	2.3%～3.3%	1.0%～2.0%	0.0%～0.2%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%～1.1%	2.0%～2.5%	1.0%～1.5%	▲0.3%～▲0.1%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%～0.8%	1.3%～2.1%	0.5%～1.3%	▲0.5%～▲0.3%

この結果をもとに、8通りのケースそれぞれにおける長期の経済前提として、実質賃金上昇率（対物価）及び実質運用利回り（対物価）について、上記で示された範囲の中央値（端数切捨）をそれぞれの設定値とした。

8. 足下の経済前提の設定

足下の経済前提の設定について、平成 21 年財政検証では平成 27(2015)年度以前の経済前提を内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(平成 21 年 1 月)に準拠して設定していた。今回も、平成 35(2023)年度までの足下の経済前提については、内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(平成 26 年 1 月 20 日)に準拠して内閣府経済再生ケース、内閣府参考ケースの 2 通りを設定することとされた。

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成 26 年 1 月)とは、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し、提出したものである。経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル(「経済財政モデル」)を基礎としている。したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではない。また、試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要があるとされている。なお、本試算では、社会保障・税一体改革関連法等を踏まえ、消費税率(国・地方)が 2014 年 4 月 1 日より 8%へ、2015 年 10 月 1 日より 10%へ段階的に引き上げられること及び社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が段階的に生じることが想定されている。

経済に関するシナリオについては、以下のように記載されている。

- ・ 世界経済が堅調に推移する下で、日本経済再生に向けた、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略(「日本再興戦略」)の「三本の矢」の効果が着実に発現。今後 10 年(2013~2022 年度)の平均成長率は実質 2%程度、名目 3%程度となる(経済再生ケース)。消費者物価上昇率(消費税率引上げの影響を除く)は、概ね 2 年程度で前年比 2%程度まで高まり、中期的にも 2%近傍で安定的に推移。
- ・ 参考として、内外経済がより緩やかな成長経路となる場合についての試算も行った。この場合には、今後 10 年(2013~2022 年度)の平均成長率は実質 1%程度、名目 2%程度となる(参考ケース)。

マクロ経済に関する主要な前提は第 3-4-25 表のとおりである。

また、本試算は平成 35(2023)年度までが対象期間とされており、この期間におけるマクロ経済の姿(経済成長率、物価上昇率、失業率、長期金利等)、国・地方の財政の姿(基礎的財政収支、財政収支、公債等残高)及び国の一般会計の姿(基礎的財政収支対象経費、国債費、税金、その他収入等)が試算されている。

第3-4-25表 マクロ経済に関する主要な前提（内閣府試算）

	経済再生ケース	(参考ケース)
生産性 (TFP) 上昇率	足元の低い水準(平成25(2013)年度第3四半期:0.5%程度)で平成26(2014)年度まで推移した後、2020年代初頭にかけて1.8%程度*まで上昇。 〔※第10循環から第11循環(昭和58(1983)年2月から平成5(1993)年10月)の平均〕	足元の低い水準(平成25(2013)年度第3四半期:0.5%程度)で平成26(2014)年度まで推移した後、2020年代初頭にかけて、過去の平均程度の1.0%程度*にまで上昇。 〔※景気循環(第10循環から第14循環(昭和58(1983)年2月から平成21(2009)年3月まで))を考慮した過去の平均〕
労働力	「日本再興戦略」で掲げられている政策により女性、高齢者を中心に性別年齢階層別労働参加率が上昇。	性別年齢階層別労働参加率が足元の水準で横ばい。
世界経済	平成27(2015)年度から平成30(2018)年度の間は、IMF世界経済見通し(2013年秋)に基づく成長率(年率4.8~5.0%程度)で推移し、それ以降は4.9%程度で横ばい。	平成27(2015)年度から平成30(2018)年度の間は、IMF世界経済見通し(2013年秋)に基づく成長率(年率4.8~5.0%程度)を年率0.7%pt程度下回る成長率(年率4.1~4.3%程度)で推移し、それ以降は4.2%程度で横ばい。

○ 平成26(2014)年度までの経済成長率及び物価上昇率等は、平成24年度国民経済計算確報(17年基準改定値)及び平成26年度政府経済見通し等による。

経済再生ケース及び参考ケースのそれぞれについて、試算に準拠して設定する場合、第3-4-26表に示す数値を用いることとなる。

第3-4-26表 足下の経済前提の設定に用いる内閣府試算の数値

○ 経済再生ケースに準拠する場合

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.7%	2.7%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
名目賃金上昇率(※2)	1.0%	2.5%	2.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	3.9%	4.2%	4.1%
名目長期金利	1.0%	2.1%	2.4%	2.8%	3.3%	3.7%	4.0%	4.4%	4.6%	4.8%

○ 参考ケースに準拠する場合

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.3%	2.0%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
名目賃金上昇率(※2)	1.0%	1.6%	2.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.6%	2.7%
名目長期金利	1.0%	1.5%	1.9%	2.1%	2.4%	2.6%	2.7%	2.9%	3.0%	3.1%

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。
(※2) 賃金・俸給総額(国民所得と労働分配率から決定)を雇用者数で除して一人当たり賃金が算出されている。(第5回専門委員会(平成24年3月)資料1-2より)

上記の数値を用いて、

- ・ 名目賃金上昇率から物価上昇率(暦年)を控除したものを実質賃金上昇率と表示し、
- ・ 名目運用利回りは、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味するとともに、平成21

年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定する

ものとする場合、平成 35(2023)年度までの足下の経済前提は第 3-4-27 表に示すとおりとなる。

平成 36(2024)年度以降の長期の経済前提との組み合わせについては、ケース A～E のそれぞれについては内閣府経済再生ケースに準拠する経済前提と接続するものとし、ケース F～G のそれぞれについては内閣府参考ケースに準拠する経済前提と接続するものとした。

第 3-4-27 表 平成 35(2023)年度までの足下の経済前提

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.7%	2.7%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6%	▲0.2%	▲0.2%	1.4%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%
名目賃金上昇率	1.0%	2.5%	2.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	3.9%	4.2%	4.1%
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3%	▲0.8%	▲0.5%	0.4%	1.1%	1.6%	2.0%	2.3%	2.6%	2.9%
名目運用利回り(※2)	1.3%	1.9%	2.2%	2.6%	3.1%	3.6%	4.0%	4.3%	4.6%	4.9%

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6%	2.3%	2.0%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6%	▲0.7%	0.3%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%
名目賃金上昇率	1.0%	1.6%	2.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.7%	2.7%
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3%	▲0.7%	▲0.1%	0.7%	1.2%	1.5%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%
名目運用利回り(※2)	1.3%	1.6%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.2%	3.4%

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。
(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

9. 変動を織り込んだ経済前提の設定

専門委員会では、長期的な経済前提を設定するだけでなく、変動を織り込む場合の経済前提についても設定が必要であると検討された。これは、平均的には同水準の経済前提であっても、変動がない場合と変動が大きい場合でマクロ経済スライドによる調整の効き方が異なることから、変動を織り込んだ場合における経済前提も別途設定してはどうかと考えられたものである。

具体的に、変動の周期については、これまでの景気循環の平均的な長さが4年程度であることを参考に4年周期とすることとされた。第 3-4-28 表に示す景気基準日付(内閣府)によると、景気循環の第 15 循環における景気の山(平成 24(2012)年 4 月)までにおいて、景気拡張期(景気の谷から山まで)の平均期間

(長さ)は36カ月(3年0カ月)、景気後退期(景気の山から谷まで)の平均期間(長さ)は16カ月(1年4カ月)となっており、両者の合計(景気の1周期)は約4年となっている。

第3-4-28表 景気基準日付

	谷	山	谷	期間			(参考)四半期基準日付	
				拡張	後退	全循環	山	谷
第1循環		1951年6月	1951年10月		4カ月		1951年4～6月	1951年10～12月
第2循環	1951年10月	1954年1月	1954年11月	27カ月	10カ月	37カ月	1954年1～3月	1954年10～12月
第3循環	1954年11月	1957年6月	1958年6月	31カ月	12カ月	43カ月	1957年4～6月	1958年4～6月
第4循環	1958年6月	1961年12月	1962年10月	42カ月	10カ月	52カ月	1961年10～12月	1962年10～12月
第5循環	1962年10月	1964年10月	1965年10月	24カ月	12カ月	36カ月	1964年10～12月	1965年10～12月
第6循環	1965年10月	1970年7月	1971年12月	57カ月	17カ月	74カ月	1970年7～9月	1971年10～12月
第7循環	1971年12月	1973年11月	1975年3月	23カ月	16カ月	39カ月	1973年10～12月	1975年1～3月
第8循環	1975年3月	1977年1月	1977年10月	22カ月	9カ月	31カ月	1977年1～3月	1977年10～12月
第9循環	1977年10月	1980年2月	1983年2月	28カ月	36カ月	64カ月	1980年1～3月	1983年1～3月
第10循環	1983年2月	1985年6月	1986年11月	28カ月	17カ月	45カ月	1985年4～6月	1986年10～12月
第11循環	1986年11月	1991年2月	1993年10月	51カ月	32カ月	83カ月	1991年1～3月	1993年10～12月
第12循環	1993年10月	1997年5月	1999年1月	43カ月	20カ月	63カ月	1997年4～6月	1999年1～3月
第13循環	1999年1月	2000年11月	2002年1月	22カ月	14カ月	36カ月	2000年10～12月	2002年1～3月
第14循環	2002年1月	2008年2月 (暫定)	2009年3月	73カ月	13カ月	86カ月	2008年1～3月 (暫定)	2009年1～3月
第15循環	2009年3月	2012年4月		37カ月			2012年4～6月	

(出典) 内閣府ホームページ

変動の幅について、物価上昇率の変動の幅としては、過去30年間(昭和58(1983)年から平成24(2012)年まで)の物価上昇率の標準偏差である1.2%を用いることとし、基準となる物価上昇率に対して、それぞれ±0%、-1.2%、±0%、+1.2%、±0%、-1.2%、±0%、+1.2%、…となるように変動を織り込んだ前提を設定することが検討された。また、賃金上昇率については実質賃金上昇率(対物価上昇率)には変動を与えず、物価上昇率の変動に応じて名目賃金上昇率も同様に変動するような設定とすることとされた。

変動を織り込んだ経済前提がどのように活用されているかについては、第3章第7節及び第4章第2節において詳述している。

10. 諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

専門委員会では、経済前提の設定に関する議論にあたり、諸外国における公的年金の財政見通しに用いられている経済前提についても参考とされた。

公的年金は、いずれの国においても長期にわたる持続可能性を確保する観点から、財政見通しの作成が行われており、その前提となる経済前提が設定されている。ただし、国により、制度の内容、財政見通しの期間、積立水準及び積立金の運用方法等が異なっているため、それぞれの状況に応じて経済前提が設定されている。第3-4-29表は諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提を表にしたものである。

財政見通しを行うときの対象期間については、我が国の場合はおおむね100年間となっている。アメリカ、カナダ、スウェーデン、フィンランドでは、70年間前後となっており比較的長期間となっている。イギリスが60年、フランスが40年と中間的な期間となっており、ドイツは15年間という比較的短い期間を対象としている。これについても国による差がみられる。

第3-4-29表 諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	フィンランド	日本
参照対象報告書	2012年信託基金報告書	第25次報告書(2009年12月31日時点)	2005年国民保険基金長期財政見直し	2010年4月公表 第8次報告書	2011年年金保険報告書	2011年年金制度年次報告書	2011年長期見直し	平成21年財政検証結果レポート
財政見直し期間	75年間(短期は10年間)	75年間	概ね60年間	概ね40年間	15年間(短期は5年間)	75年間	70年間	概ね100年間
経済前提(最終的な数値)	低コスト 基本 高コスト					楽観的 基本 悲観的	楽観的 基本 悲観的	賃金上昇率、 運用利回り3 通り。
物価上昇率	1.80% 2.80% 3.80%	2.3%	2.87%				1.7%	1.0%
賃金上昇率(名目)					3.3% 4.3% 5.3%			2.9% 2.5% 2.1%
(実質)	1.71% 1.12% 0.51%	1.3%	1.5% 2.0%	1.8% 1.6% 1.5%		2.0% 1.8% 1.0%	2.1% 1.6% 1.1%	1.9% 1.5% 1.1%
運用利回り(名目)								4.2% 4.1% 3.9%
(実質)	3.4% 2.9% 2.4%	4.0%	2.0%			5.5% 3.25% 1.0%	4.5% 3.5% 2.5%	3.2% 3.1% 2.9%
積立水準 (前期末積立金÷期中支出)	3.54 (2011年)	4.05 (2010年度)	0.62 (2010年度)	一般制度 0.13 (2009年)	0.96月分 (2010年)	4.1 (2011年)	一般被用者 8.1 (2010年)	厚生年金 3.9 (2012年度)
積立金運用方法	全額財務省 特別債券	債券・株式等				債券・株式等	債券・株式等	債券・株式等

経済前提の設定値のうち、物価上昇率については、諸外国においておおむね2～3%が中心となっているが、国により水準の差がみられる。賃金上昇率については、名目で設定されている国もあれば実質で設定されている国もある。ドイツは名目で4%台を中位とした設定となっている。他の国はおおむね実質で設定されており、1～2%を中位として、高位及び低位の設定を行っている場合が多い。運用利回りについては、おおむね実質で設定されており、3%前後の水準を中位と設定して、高位及び低位の設定を行っている。

経済前提は、基本的には過去の実績の傾向から設定されていると想定される。なお、アメリカやカナダ等の一部の国においては、前提の設定にあたり比較的詳細な設定手法が示されている。欧州委員会〈European Commission〉も年金の将来見通し等を作成し、前提の作成方法を公開している。欧州委員会ではコブ・ダグラス型生産関数が利用されている点が特徴的である。

第5節

被保険者数の将来推計の作成方法

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成26年2月）」を基礎データとして使用している。

さらに、労働力率の見通しが女性については有配偶者と無配偶者等に分けて行われていること等により、今回の被保険者数の推計では、女性については有配偶者と無配偶者等（未婚および死離別）に分けて行っており、この基礎となる配偶関係別人口の見通しは国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25年1月推計）」を基礎データとして使用している。

以下では、被保険者数推計の基礎となった将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力率の見通しについて取り上げる。その後、厚生年金被保険者数の推計についてこれと密接な関係にある労働投入量の推計と合わせて解説し、これらを踏まえた公的年金全体の被保険者数推計について解説する。

1. 将来推計人口及び配偶関係別人口

今回の財政検証で被保険者数推計の基礎とした平成24年1月将来推計人口と、平成21年財政再計算で基礎とした平成18年12月将来推計人口の主な内容について示したものが第3-5-1表であり、今回の推計（平成24年1月推計）は前回の推計（平成18年12月推計）と比べ、出生率は高く見込まれている一方で、寿命のさらなる伸びも見込まれている。

出生率については、前回の人口推計と同様、平均初婚年齢の上昇（晩婚化）や生涯未婚率の上昇（未婚化）のほか、結婚した夫婦の出生力そのものが晩婚化の

影響分以上に低下している傾向が「結婚出生力変動係数」として織り込まれている。すなわち、夫婦完結出生児数の設定は、高位、中位、低位ごとに、仮定された平均初婚年齢から期待夫婦完結出生児数を推計し、これに結婚出生力変動係数を乗じることにより算出されている。結婚出生力変動係数は、中位仮定では0.920、高位仮定では1.000、低位仮定では0.842と設定されている。この中位仮定における係数0.920は、初婚年齢が同じでも将来の夫婦は従来夫婦の9割強程度の出生力しか持たないと仮定していることを意味する。

その結果、今回の人口推計における合計特殊出生率は、中位推計では平成22(2010)年の1.39から平成36(2024)年の1.33までいったん低下した後は緩やかに上昇し平成72(2060)年には1.35となるものと見込まれている。また、高位推計では平成22(2010)年の1.39から上昇に転じ平成72(2060)年には1.60、低位推計では平成22(2010)年の1.39から低下を続け平成72(2060)年には1.12となるものとそれぞれ見込まれている。

第3-5-1表 将来推計人口の新旧比較

	平成26年財政検証	平成21年財政検証
人口推計	平成24年1月推計 (出生中位、死亡中位)	平成18年12月推計 (出生中位、死亡中位)
合計特殊出生率	平成22(2010)年実績 1.39 ↓ 平成72(2060)年 1.35	平成17(2005)年実績 1.26 ↓ 平成67(2055)年 1.26
平均余命(年)	平成72(2060)年 0歳 60歳 男 84.19 26.52 女 90.93 32.32	平成67(2055)年 0歳 60歳 男 83.67 26.25 女 90.34 31.88
総人口のピーク	平成22(2010)年 12,806万人	平成17(2005)年 12,777万人
65歳以上人口のピーク	平成54(2042)年 3,878万人	平成54(2042)年 3,863万人
65歳以上人口比率のピーク	平成95(2083)年 41.3%	平成84(2072)年 42.3%

なお、ここでいう合計特殊出生率は厳密には「期間合計特殊出生率」のことであり、ある時点における15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。ここでの合計特殊出生率は、日本人女性の出生数のほか、外国籍女性が生んだ日本国籍児（日本人を父とする）の数を含めて算出される出生率を掲

げている。これは、人口動態統計における出生率の定義と同様である。

一方、ある生まれ年（コーホート）の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶ。外国籍女性が生んだ日本国籍児を含めない「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」との関係については、晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間では、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を合計することで得られる期間合計特殊出生率は、コーホート合計特殊出生率よりも低くなる。また、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。

今回の人口推計における中位推計では、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は1960年生まれコーホートの実績1.81から一貫して下がり続け、1995年生まれコーホートで1.30に達するものと仮定されている。これに外国籍女性が生む日本国籍児を考慮し、人口動態統計と同定義の期間合計特殊出生率に読み替えると、いったん低下した後に緩やかに上昇して1.35に達する見込みとなる（第3-5-2表、第3-5-3表、第3-5-4表）。

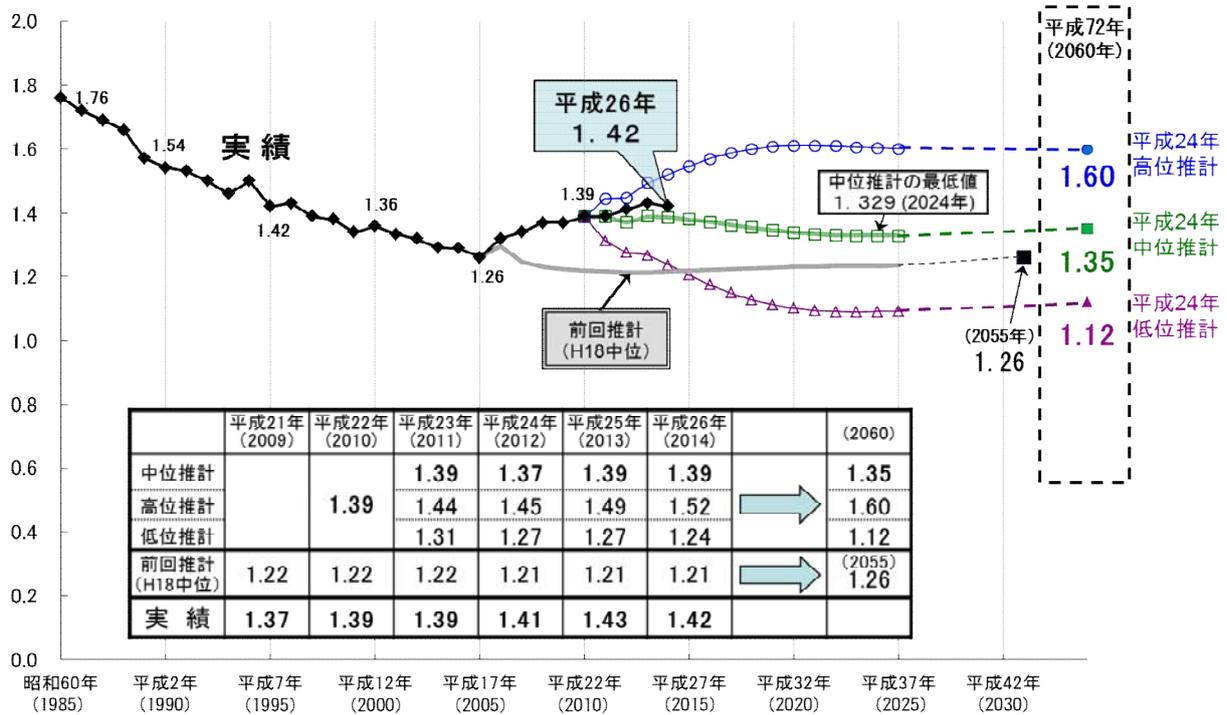
第3-5-2表 実績および仮定された女子1990年出生コーホートの結婚・出産変数値および合計特殊出生率

	生涯未婚率 (%) ①	平均初婚年齢 (歳)	夫婦完結 出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完結	結婚出生力	離死別 再婚効果 ③	コーホート 合計特殊出生率 (日本人女性出生率) (1-①)×②×③
				出生児数 (A)	変動係数 (B)		
実績値 (1960年生まれ)	9.4	25.7	2.07	2.08	0.999	0.962	1.81
中位の仮定 (1995年生まれ)	20.1	28.2	1.74	1.89	0.920	0.938	1.30
高位の仮定 (1995年生まれ)	14.7	27.9	1.91	1.91	1.000	0.937	1.53
低位の仮定 (1995年生まれ)	26.2	28.5	1.57	1.86	0.842	0.938	1.09

第3-5-3表 中位推計における出生コーホート別合計特殊出生率

コーホート指標	出生コーホート										
	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
生涯未婚率 (%)	9.4	13.5	15.3	17.1	17.4	18.3	20.0	20.1	20.1	20.1	20.1
平均初婚年齢 (歳)	25.7	26.5	27.2	27.8	28.1	28.1	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2
初婚どうし夫婦の 完結出生児数	2.07	1.93	1.81	1.78	1.80	1.76	1.74	1.74	1.74	1.74	1.74
コーホート 合計特殊出生率	1.81	1.59	1.44	1.39	1.39	1.35	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30

第3-5-4表 合計特殊出生率の推移と将来人口推計（平成24年推計）
における仮定値



次に、近年の死亡水準の改善が従来の理論の想定を超えた動向を示しつつあることから、前回の推計と同様、今後の死亡率の推移については不確実性が高いものと考えられるため、複数の仮定（死亡高位、死亡中位及び死亡低位）に基づく推計が行われている。

寿命について比較してみると、今回の推計での死亡中位の仮定における2060年の平均寿命の見込みは、男性84.19年（前回の死亡中位の仮定における2055年の見込みは83.67年）、女性90.93年（前回の死亡中位の仮定における2055年の見込みは90.34年）となっている（第3-5-5表）。

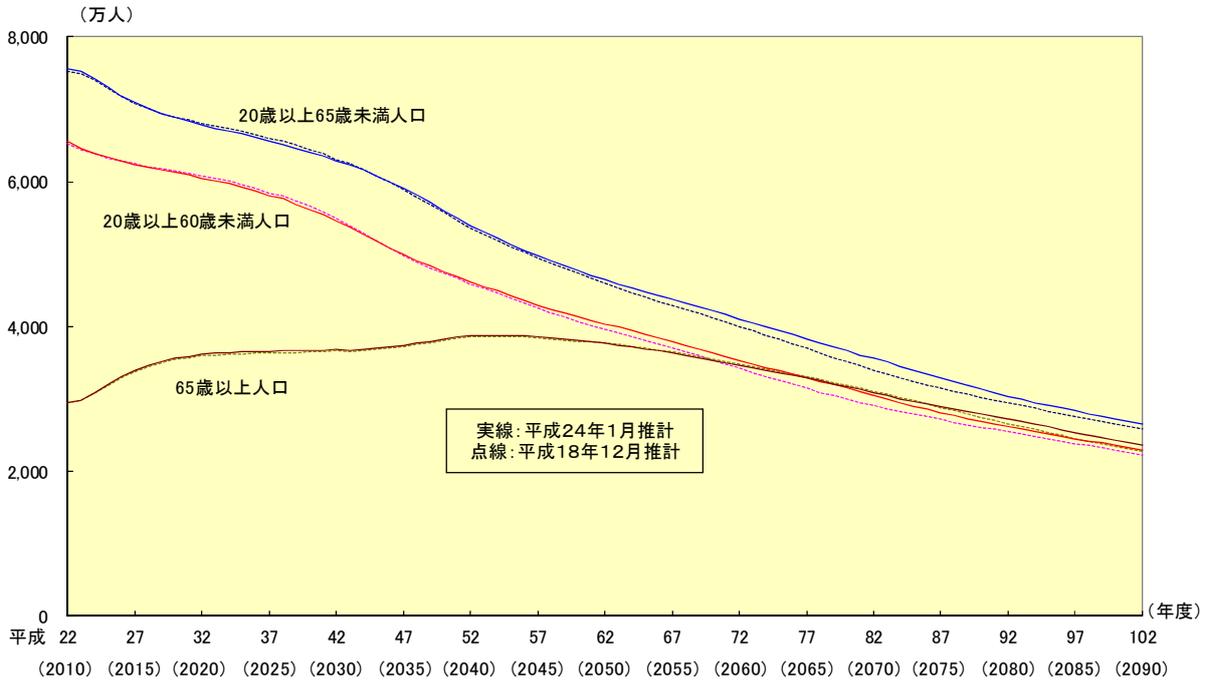
第3-5-5表 死亡の仮定の違いによる平均余命の比較

		今回の推計(平成24年1月推計)				前回の推計 (平成18年12月推計) 死亡中位の仮定	
		死亡高位の仮定	死亡中位の仮定	死亡低位の仮定			
平均寿命 (0歳の平均余命) (年)	平成22年 (2010)	男性 79.64 女性 86.39			平成17年 (2005)	男性 78.53 女性 85.49	
	平成72年 (2060)	男性 83.22 女性 89.96	男性 84.19 女性 90.93	男性 85.14 女性 91.90	平成67年 (2055)	男性 83.67 女性 90.34	
60歳の平均余命 (年)	平成22年 (2010)	男性 22.84 女性 28.37			平成17年 (2005)	男性 22.06 女性 27.62	
	平成72年 (2060)	男性 25.73 女性 31.45	男性 26.52 女性 32.32	男性 27.33 女性 33.19	平成67年 (2055)	男性 26.25 女性 31.88	

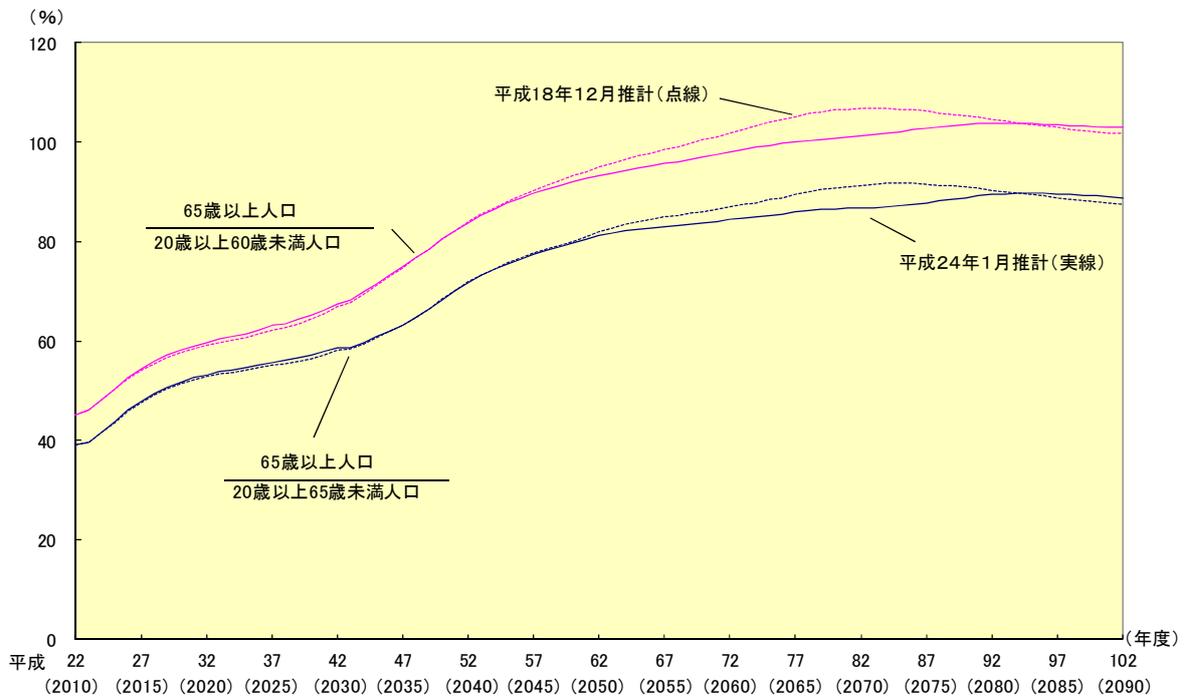
以上のような出生率と死亡率の状況を踏まえ、少子高齢化の状況の見通しをみると、今回推計は前回推計とほぼ同様の傾向がみられる。被保険者の年齢層に相当する20歳以上65歳未満人口や20歳以上60歳未満人口は、今後は減少傾向が続くと見込まれる一方、年金受給者層に相当する65歳以上人口は、2040年頃にピークを迎え、その後は、現役世代と同様に減少すると見込まれている。このことから、65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口または20歳以上60歳未満人口に対する比率は、第3-5-7図からもわかるように、今回推計も前回推計も同様の傾向となっており、今後のこれらの比率は上昇する推計結果となっている。

この結果は、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合の急増を示すものであり、世代間扶養の賦課方式を基本とする公的年金の財政にとって、将来きわめて厳しい状況となるとの予見は変わっていない。

第3-5-6図 人口の推移
—平成24年1月推計と平成18年12月推計の比較—



第3-5-7図 65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口及び
20歳以上60歳未満人口に対する比率
—平成24年1月推計と平成18年12月推計の比較—

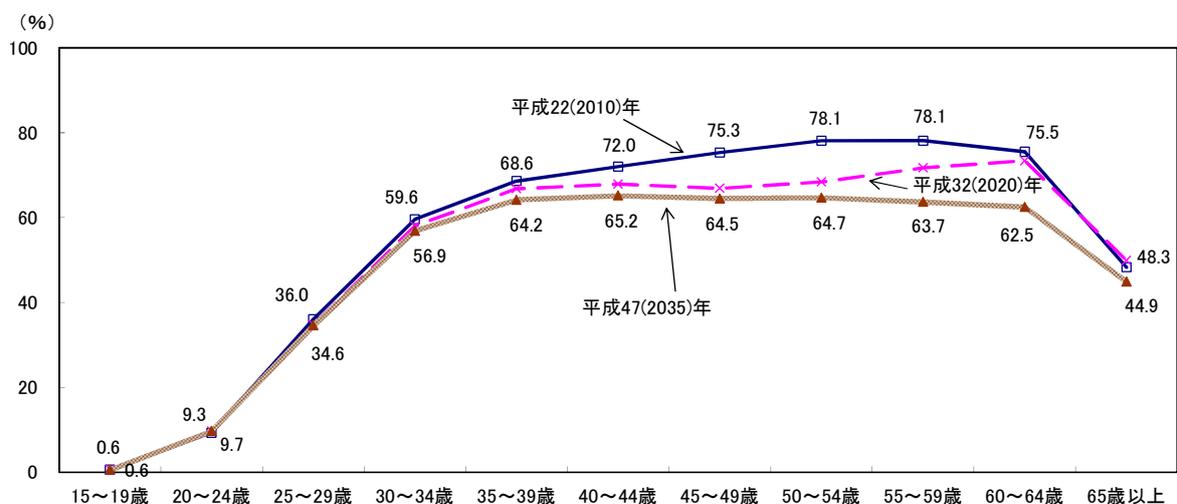


次に、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25年1月推計）」における、女性の配偶関係別人口の推計結果について解説する。

本推計の主要な部分は世帯推移率法が用いられている。これは、推計の出発点における男女別年齢別配偶関係別の分布をもとに、別途設定する配偶関係間の推移確率行列を用いて将来の分布を推計する方法である。配偶関係間の推移確率行列は、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位推計）で用いられた女性の初婚・再婚・離婚確率をベースとして設定されている。これを用いて、2035年までの25年間にわたる将来の配偶関係別人口が推計されている。

推計結果として、女性人口に占める女性有配偶人口の割合を5歳階級別にみたものが第3-5-8図である。将来推計人口における生涯未婚率の上昇等が反映されていることから、35～39歳では2010年の68.6%から2035年には64.2%まで低下し、55～59歳では2010年の78.1%から2035年の63.7%まで低下するなど、どの年齢層においても有配偶者の割合は低下するものと推計されている。

第3-5-8図 年齢階級別にみた女性人口に占める有配偶者の比率



2. 労働力率の将来推計

今回の財政検証において被保険者数の将来推計を行う上で、労働力率や就業率は独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成26年2月）」における見通しを基礎としている。この見通しは、同機構が労働力需給に関する計量経済モデルを構築し、将来推計を平成42(2030)年まで行ったものである。

労働力率については、性・年齢階級別（女性は有配偶及び無配偶他の別）それぞれについて、①一般的な就業環境、②若者の就労に影響を与える変数、③女性の就労に影響を与える変数、④高齢者の就労に影響を与える変数といった説明変数によって推計されている。将来推計に際しては、経済成長と労働力供給について「経済成長と労働参加が適切に進むケース」（以下、「労働市場への参加が進むケース」という。）および「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」（以下、「労働市場への参加が進まないケース」という。）が設定されている。

労働力需給の推計では、労働力率のほか、人口に占める就業者数の割合である就業率についても将来推計が行われている。これらの推計結果を第3-5-9表、第3-5-10図、第3-5-11図に示している。

「労働市場への参加が進むケース」とは、全員参加の社会の実現による若者・女性・高齢者等の労働市場への参加と経済成長が適切に進む場合とされている。このケースの推計結果を、第3-5-9表、第3-5-10図、第3-5-11図に示している。労働力率、就業率ともに、平成42(2030)年に向けて、全ての層において上昇する見通しとなっているが、男性の労働力率は60歳台が比較的大きく上昇し、女性については30歳台が比較的大きく上昇し、いわゆるM字カーブが解消する見通しとなっている。

「労働市場への参加が進まないケース」とは、経済成長を達成できないまま、現在（2012年）の性・年齢階級別の労働力率が変化しないという、政策効果がほとんど出ない場合とされている。このケースの推計結果は、第3-5-9表に示しているとおりとなっている。

第3-5-9表 労働力率、就業率の推移と見通し

(1) 労働力率の推移と見通し

(労働市場への参加が進むケース)

(労働市場への参加が進まないケース)

年		実績		推計		年		実績		推計	
		平成24年 (2012)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成24年 (2012)			平成32年 (2020)	平成42年 (2030)		
性・年齢	15～19歳	14.8	18.1	22.9	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8
	20～24歳	67.4	67.5	73.0	67.4	67.4	67.4	67.4	67.4	67.4	67.4
	25～29歳	93.6	94.2	95.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6	93.6
	30～34歳	96.0	96.6	96.8	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
	35～39歳	96.5	97.3	97.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5
	40～44歳	96.2	97.2	97.6	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2
	45～49歳	96.1	96.8	97.4	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1
	50～54歳	95.0	95.7	96.6	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	55～59歳	92.2	92.9	93.8	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2
性	60～64歳	75.4	86.0	90.9	75.4	75.4	75.4	75.4	75.4	75.4	75.4
	65～69歳	49.0	58.0	66.7	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0	49.0
	15～19歳	14.6	16.1	16.7	14.6	14.7	14.7	14.6	14.7	14.7	14.7
	20～24歳	68.7	70.5	72.0	68.7	68.3	68.3	68.7	68.3	68.3	68.3
	25～29歳	77.6	82.1	87.5	77.6	78.3	78.3	77.6	78.3	78.3	78.3
	30～34歳	68.6	78.5	85.7	68.6	69.8	70.1	68.6	69.8	70.1	70.1
	35～39歳	67.7	75.8	84.4	67.7	69.0	69.7	67.7	69.0	69.7	69.7
	40～44歳	71.7	79.5	86.6	71.7	73.0	73.3	71.7	73.0	73.3	73.3
	45～49歳	75.7	80.9	84.5	75.7	77.3	77.4	75.7	77.3	77.4	77.4
性	50～54歳	73.4	80.6	85.4	73.4	74.4	74.8	73.4	74.4	74.8	74.8
	55～59歳	64.6	70.8	77.0	64.6	65.7	66.6	64.6	65.7	66.6	66.6
	60～64歳	45.8	49.4	55.1	45.8	46.2	47.1	45.8	46.2	47.1	47.1
	65～69歳	28.3	30.2	34.2	28.3	28.4	28.7	28.3	28.4	28.7	28.7
	15～19歳	0.0	21.8	21.8	0.0	21.8	21.8	0.0	21.8	21.8	21.8
	20～24歳	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8	45.8
	25～29歳	55.5	63.4	68.9	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5
	30～34歳	55.6	68.2	76.6	55.6	55.6	55.6	55.6	55.6	55.6	55.6
	35～39歳	60.0	68.7	78.5	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
性	40～44歳	66.9	74.0	81.8	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9	66.9
	45～49歳	72.4	75.0	77.6	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4
	50～54歳	71.4	75.5	79.0	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4
	55～59歳	62.3	65.7	69.2	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3
	60～64歳	43.5	47.1	49.9	43.5	43.5	43.5	43.5	43.5	43.5	43.5
	65～69歳	26.6	29.2	31.4	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6	26.6
	15～19歳	14.6	16.1	16.7	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6
	20～24歳	70.7	73.1	74.8	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7	70.7
	25～29歳	90.5	92.2	97.4	90.5	90.5	90.5	90.5	90.5	90.5	90.5
性	30～34歳	89.3	92.8	97.8	89.3	89.3	89.3	89.3	89.3	89.3	89.3
	35～39歳	87.1	90.0	95.1	87.1	87.1	87.1	87.1	87.1	87.1	87.1
	40～44歳	85.8	90.9	96.0	85.8	85.8	85.8	85.8	85.8	85.8	85.8
	45～49歳	87.0	92.7	97.8	87.0	87.0	87.0	87.0	87.0	87.0	87.0
	50～54歳	81.0	91.5	97.3	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0
	55～59歳	74.4	83.9	91.1	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4	74.4
	60～64歳	53.8	55.8	64.7	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
	65～69歳	32.9	32.7	39.5	32.9	32.9	32.9	32.9	32.9	32.9	32.9

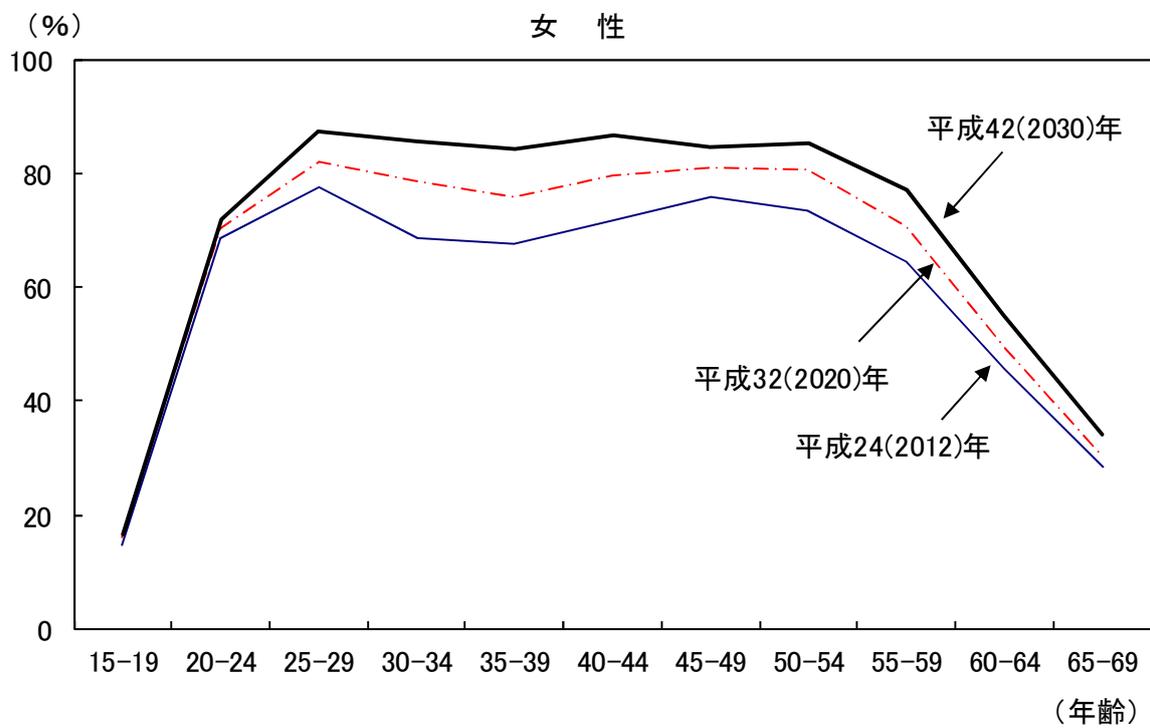
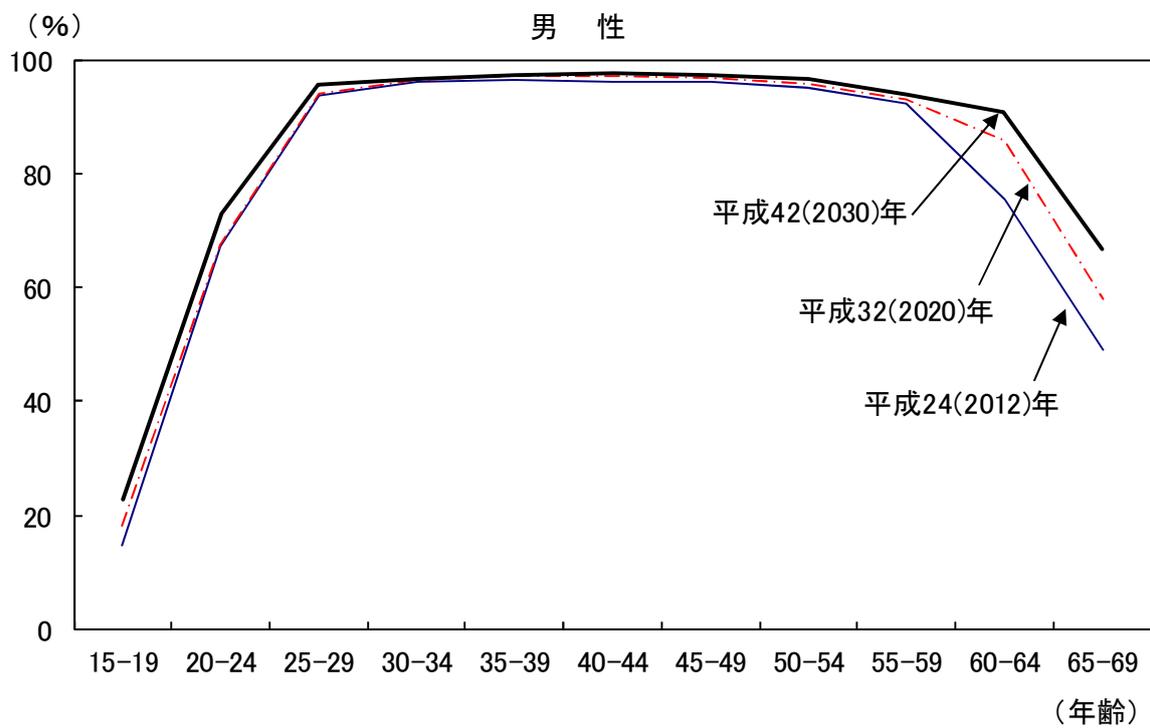
(2) 就業率の推移と見通し

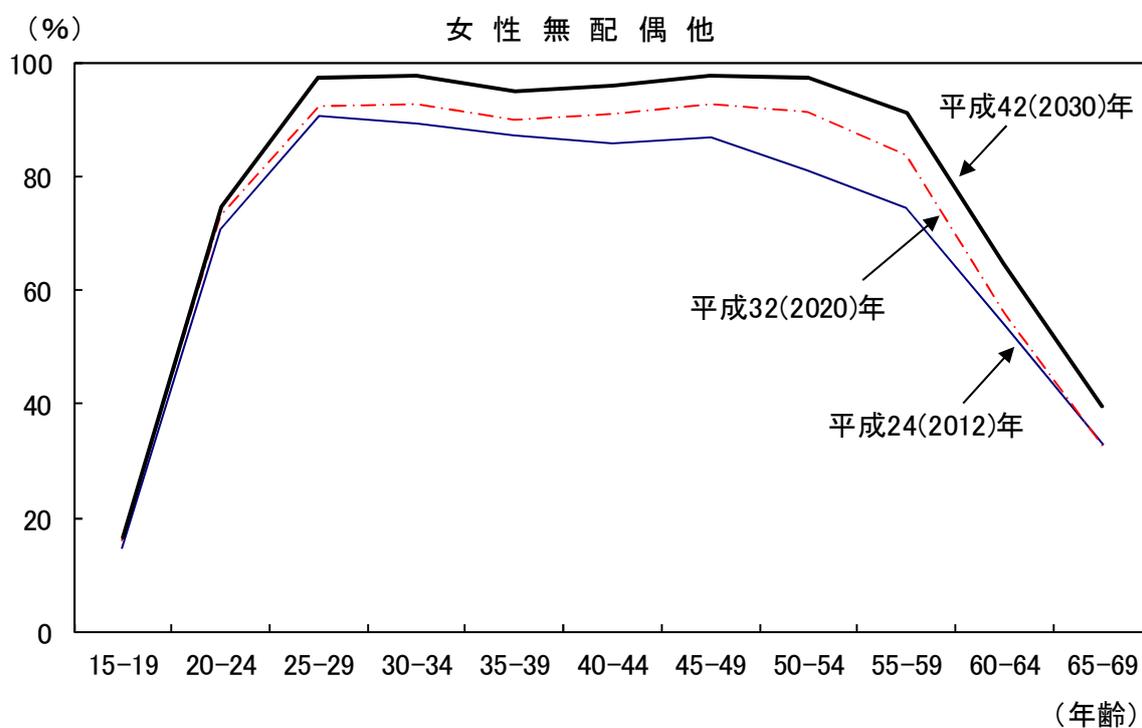
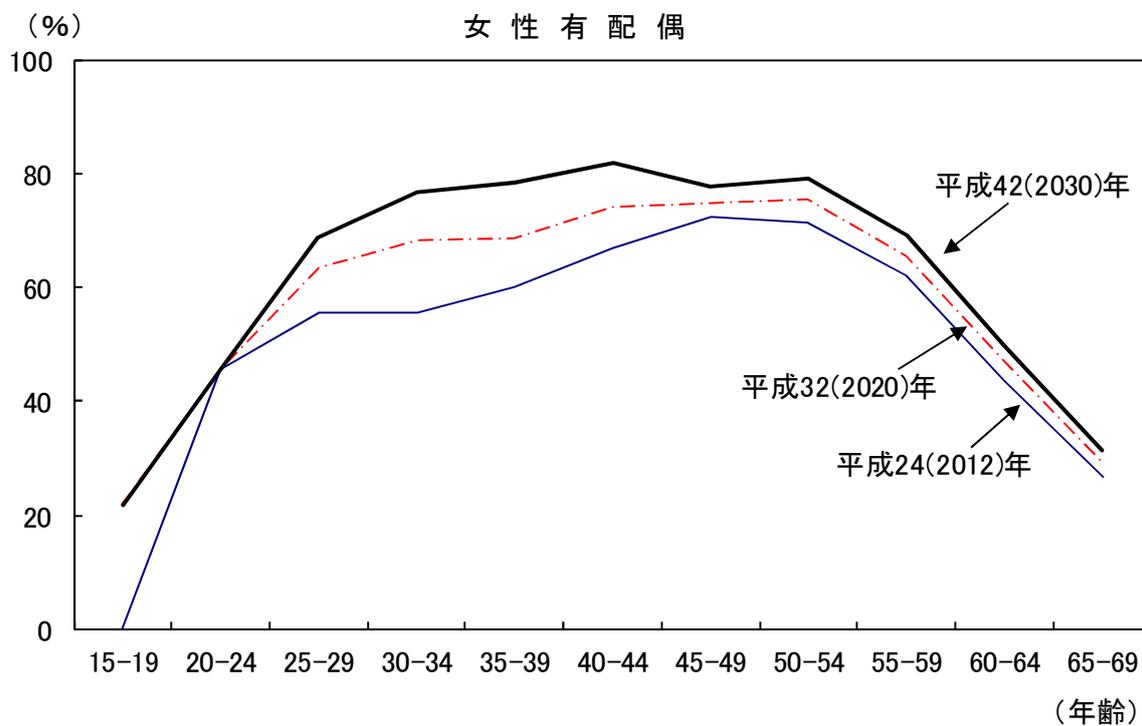
(労働市場への参加が進むケース)

(労働市場への参加が進まないケース)

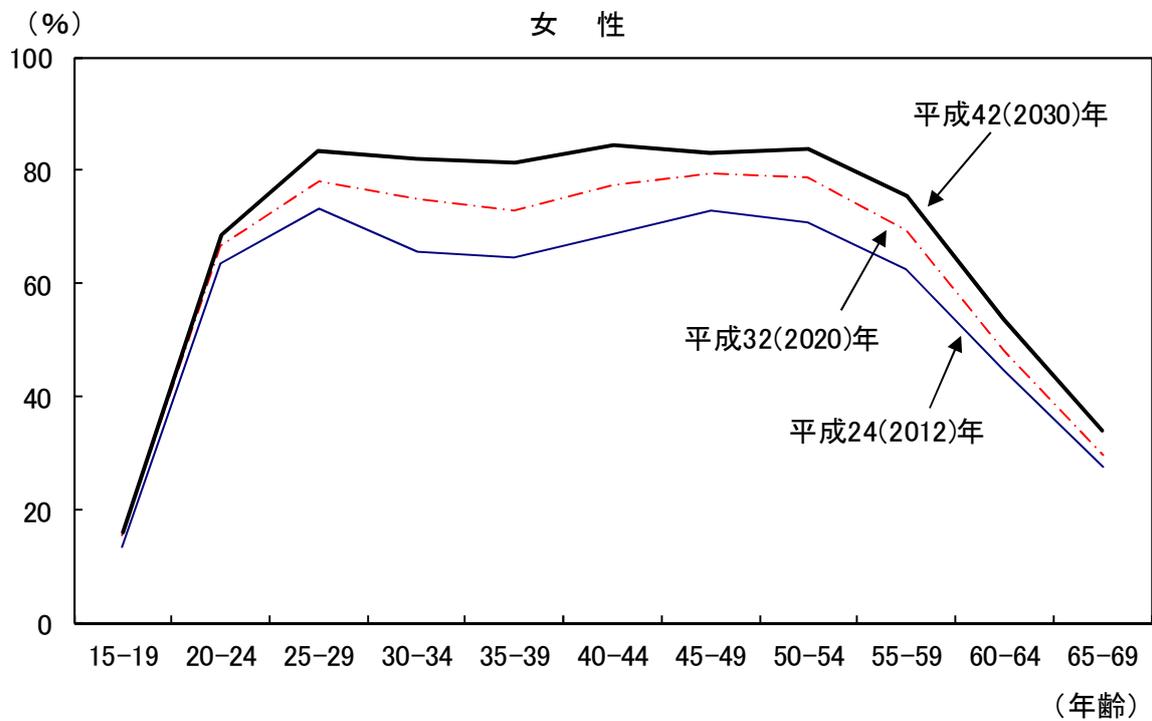
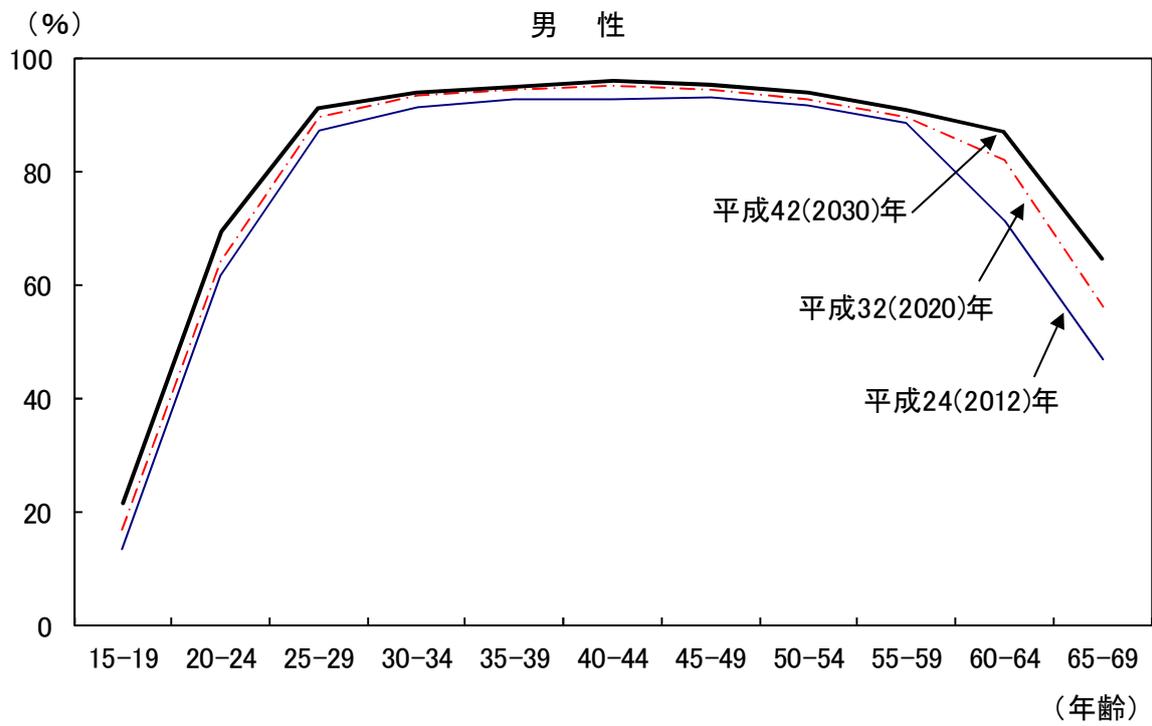
年 性・年齢		実績			推計			年 性・年齢		実績			推計			
		平成24年 (2012)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成24年 (2012)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)			平成24年 (2012)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	平成24年 (2012)	平成32年 (2020)	平成42年 (2030)	
男	15～19歳	13.5	16.8	21.4	男	15～19歳	13.5	13.3	13.3	男	15～19歳	13.6	13.6	13.6		
	20～24歳	61.5	64.0	69.5		20～24歳	61.5	63.7	63.6		20～24歳	63.5	64.7	64.7		
	25～29歳	87.0	89.6	91.2		25～29歳	87.0	88.3	88.1		25～29歳	73.3	74.0	73.9		
	30～34歳	91.3	93.2	93.8		30～34歳	91.3	91.9	91.7		30～34歳	65.6	66.3	66.6		
	35～39歳	92.7	94.5	95.0		35～39歳	92.7	93.0	92.9		35～39歳	64.7	66.0	66.6		
	40～44歳	92.7	95.1	95.8		40～44歳	92.7	93.3	93.1		40～44歳	68.7	70.2	70.4		
	45～49歳	92.9	94.4	95.2		45～49歳	92.9	92.8	92.7		45～49歳	73.0	75.1	75.1		
	50～54歳	91.6	92.6	93.7		50～54歳	91.6	91.2	91.1		50～54歳	71.0	72.3	72.5		
	55～59歳	88.4	89.5	90.7		55～59歳	88.4	88.2	88.1		55～59歳	62.6	63.9	64.7		
性	60～64歳	71.3	82.1	87.1	性	60～64歳	71.3	71.0	70.8	性	60～64歳	44.5	44.7	45.5		
	65～69歳	46.9	56.1	64.7		65～69歳	46.9	46.7	46.6		65～69歳	27.8	27.9	28.2		
	15～19歳	13.6	15.6	16.2		女	15～19歳	13.6	13.6		13.6	女	15～19歳	0.0	20.2	20.2
	20～24歳	63.5	66.8	68.5			20～24歳	63.5	64.7		64.7		20～24歳	41.7	43.5	43.4
	25～29歳	73.3	78.1	83.4			25～29歳	73.3	74.0		73.9		25～29歳	52.3	60.3	65.7
	30～34歳	65.6	75.1	82.1			30～34歳	65.6	66.3		66.6		30～34歳	54.0	65.2	73.4
	35～39歳	64.7	72.9	81.5			35～39歳	64.7	66.0		66.6		35～39歳	57.9	66.1	75.8
	40～44歳	68.7	77.3	84.5			40～44歳	68.7	70.2		70.4		40～44歳	64.6	72.0	79.8
	45～49歳	73.0	79.3	83.1			45～49歳	73.0	75.1		75.1		45～49歳	70.8	73.6	76.3
50～54歳	71.0	78.8	83.8	50～54歳	71.0		72.3	72.5	50～54歳	69.7	73.9		77.5			
55～59歳	62.6	69.3	75.5	55～59歳	62.6		63.9	64.7	55～59歳	61.0	64.2		67.8			
性	60～64歳	44.5	48.2	53.9	性	60～64歳	44.5	44.7	45.5	性	60～64歳	42.5	42.1	42.0		
	65～69歳	27.8	29.9	33.9		65～69歳	27.8	27.9	28.2		65～69歳	26.1	28.8	31.2		
	15～19歳	0.0	21.1	21.2		女	15～19歳	0.0	20.2		20.2	女	15～19歳	13.6	13.6	13.5
	20～24歳	41.7	43.5	43.6			20～24歳	41.7	43.5		43.4		20～24歳	65.4	69.3	71.1
	25～29歳	52.3	60.3	65.7			25～29歳	52.3	52.5		52.4		25～29歳	85.5	87.7	92.9
	30～34歳	54.0	65.2	73.4			30～34歳	54.0	52.9		52.8		30～34歳	84.0	88.8	93.7
	35～39歳	57.9	66.1	75.8			35～39歳	57.9	57.4		57.3		35～39歳	81.8	86.6	91.7
	40～44歳	64.6	72.0	79.8			40～44歳	64.6	64.3		64.2		40～44歳	80.8	88.4	93.7
	45～49歳	70.8	73.6	76.3			45～49歳	70.8	70.4		70.3		45～49歳	80.4	91.0	96.2
50～54歳	69.7	73.9	77.5	50～54歳	69.7		69.4	69.3	50～54歳	75.9	89.5		95.4			
55～59歳	61.0	64.2	67.8	55～59歳	61.0		60.5	60.5	55～59歳	69.2	82.0		89.3			
有配偶	60～64歳	42.5	45.9	48.8	有配偶	60～64歳	42.5	42.1	42.0	有配偶	60～64歳	51.3	52.0	51.9		
	65～69歳	26.1	28.8	31.2		65～69歳	26.1	26.1	26.1		65～69歳	32.3	32.3	39.1		
	15～19歳	13.6	15.5	16.2		女	15～19歳	13.6	13.6		13.5	女	15～19歳	13.6	15.5	16.2
	20～24歳	65.4	69.3	71.1			20～24歳	65.4	67.0		67.0		20～24歳	65.4	69.3	71.1
	25～29歳	85.5	87.7	92.9			25～29歳	85.5	85.5		85.4		25～29歳	85.5	87.7	92.9
	30～34歳	84.0	88.8	93.7			30～34歳	84.0	84.9		84.8		30～34歳	84.0	88.8	93.7
	35～39歳	81.8	86.6	91.7			35～39歳	81.8	83.4		83.3		35～39歳	81.8	86.6	91.7
	40～44歳	80.8	88.4	93.7			40～44歳	80.8	82.6		82.4		40～44歳	80.8	88.4	93.7
	45～49歳	80.4	91.0	96.2			45～49歳	80.4	84.5		84.3		45～49歳	80.4	91.0	96.2
50～54歳	75.9	89.5	95.4	50～54歳	75.9		78.7	78.6	50～54歳	75.9	89.5		95.4			
55～59歳	69.2	82.0	89.3	55～59歳	69.2		72.3	72.2	55～59歳	69.2	82.0		89.3			
無配偶	60～64歳	51.3	54.4	63.3	無配偶	60～64歳	51.3	52.0	51.9	無配偶	60～64歳	51.3	52.0	51.9		
	65～69歳	32.3	32.3	39.1		65～69歳	32.3	32.3	32.3		65～69歳	32.3	32.3	39.1		
	他	32.3	32.3	39.1		他	32.3	32.3	32.3		他	32.3	32.3	39.1		

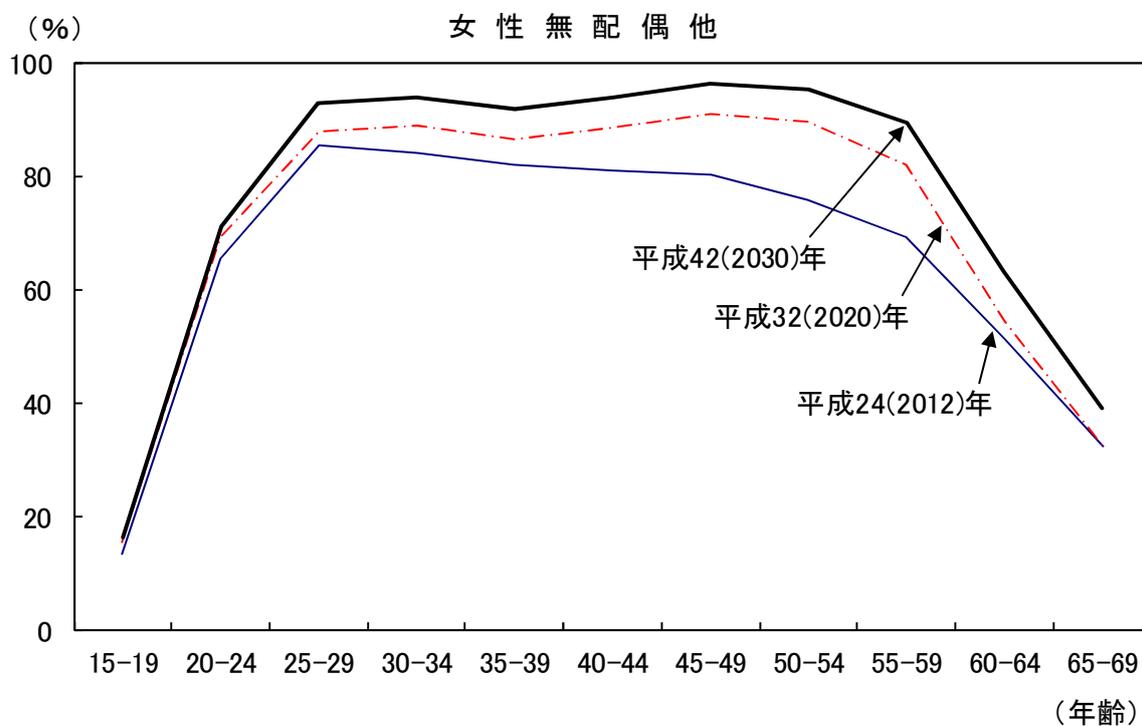
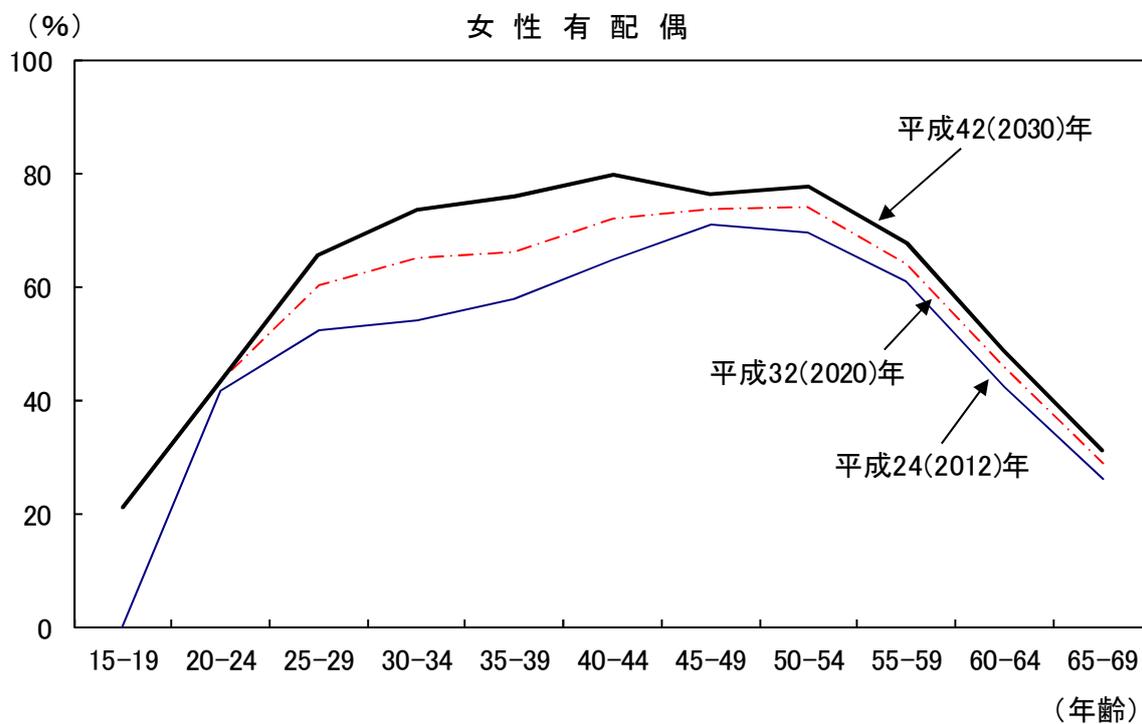
第3-5-10図 労働力率の推移と見通し（労働市場への参加が進むケース）





第3-5-11図 就業率の推移と見通し（労働市場への参加が進むケース）





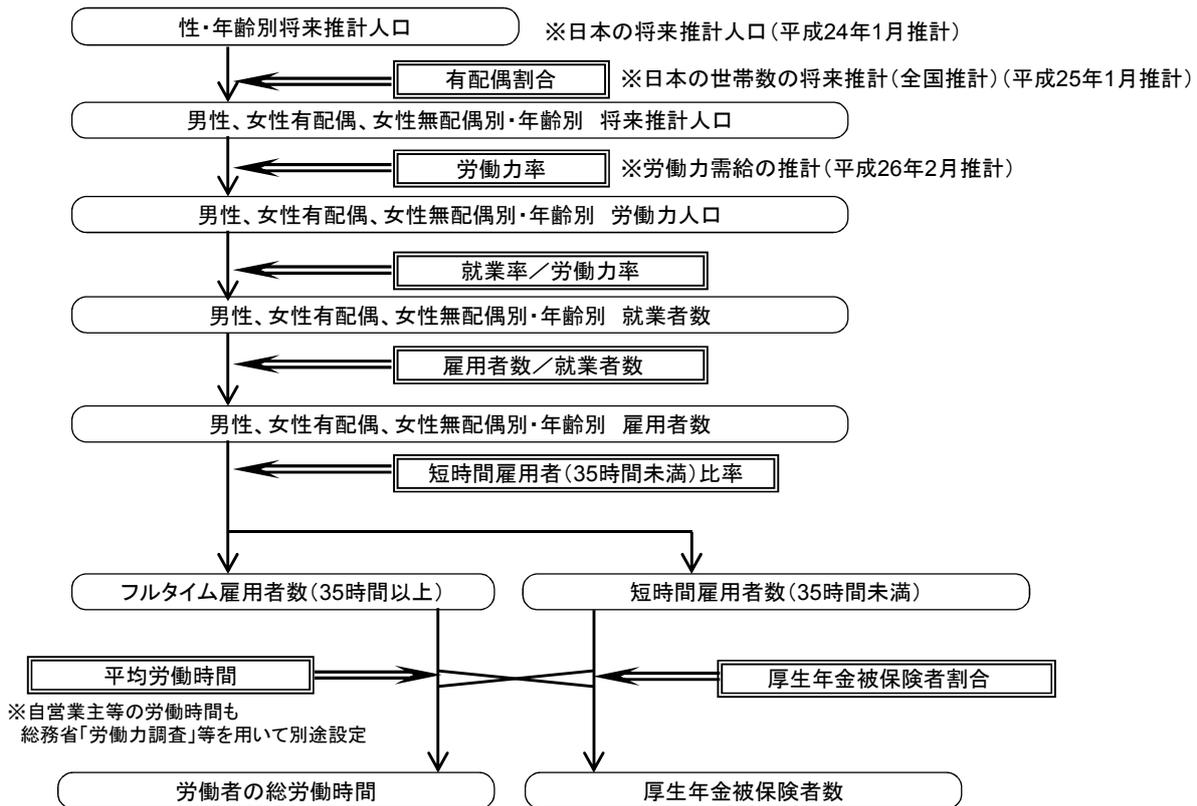
3. 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計

長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、パラメータの1つである労働投入量として総労働時間（マンアワーベース）が採用されたことを前節で述べている。

また、公的年金被保険者数、特に厚生年金被保険者数については、労働投入量の具体的な推計と密接な関係にあり、前項までに詳述した、将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力需給の推計を用いることから、本節ではそれらの具体的な推計手法について解説する。

推計手順をフローチャートとして示したものが、第3-5-12図である。この流れに沿って解説する。

第3-5-12図 厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計手順



(1) 人口の設定

推計の基礎となる人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」が用いられている。また、女性有配偶、女性無配偶の人口を「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25

年1月推計)」における女性人口に占める有配偶者の割合を用いて以下のとおり算出している。

$$\begin{aligned} & \text{女性有配偶人口の将来推計} \\ & = \text{将来推計人口の女性人口} \times \text{女性人口に占める有配偶者の割合} \\ & \text{女性無配偶人口の将来推計} \\ & = \text{将来推計人口の女性人口} - \text{女性有配偶人口} \end{aligned}$$

(2) 労働力人口及び就業者数

人口に占める労働力人口や就業者数の割合である労働力率や就業率については、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計（平成26年2月）」が用いられている。これらを用いて、労働力人口及び就業者数について、それぞれ男性、女性有配偶、女性無配偶別かつ年齢別に以下のとおり算出している。

$$\begin{aligned} \text{労働力人口の将来推計} &= \text{将来推計人口} \times \text{労働力率の将来推計} \\ \text{就業者数の将来推計} &= \text{労働力人口の将来推計} \\ &\quad \times (\text{就業率の将来推計} / \text{労働力率の将来推計}) \end{aligned}$$

(3) 雇用者数の設定

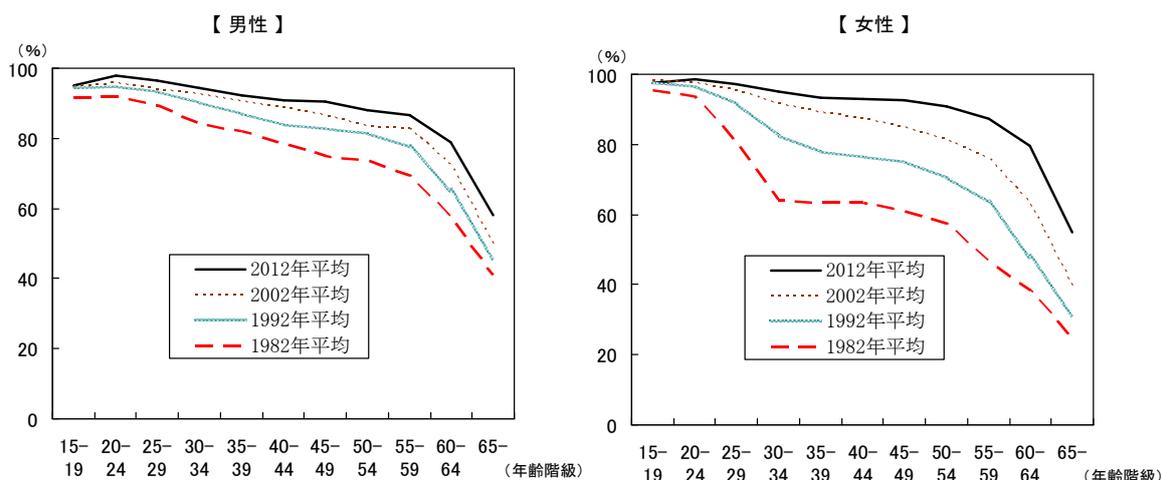
次に、就業者に占める雇用者の割合を設定し、就業者数に乗じることでより雇用者数を算出している。

$$\begin{aligned} \text{雇用者数の将来推計} &= \text{就業者数の将来推計} \\ &\quad \times \text{就業者に占める雇用者の割合の将来推計} \end{aligned}$$

就業者に占める雇用者の割合（以下、「雇用者比率」という。）を設定するにあたって、過去実績の推移をみると、男性、女性ともに上昇傾向にあるが、足下（2012年）で男性は87.1%、女性は88.8%の水準まで高まっており、今後、頭打ち傾向に転ずるものと考えられる（第3-5-16図を参照）。

また、これを年齢階級別にみたものが第3-5-13図である。男性は、年齢が高くなると割合が低下する傾向にあるものの、長期的にみれば一様に上昇している様子が見られる。女性については、20歳代前半までの若年層の割合は30年前から既に高水準にあり、20歳代後半から60歳代にかけてはどの階級においても顕著な上昇傾向が見られる。

第3-5-13図 年齢階級別にみた雇用者比率の推移

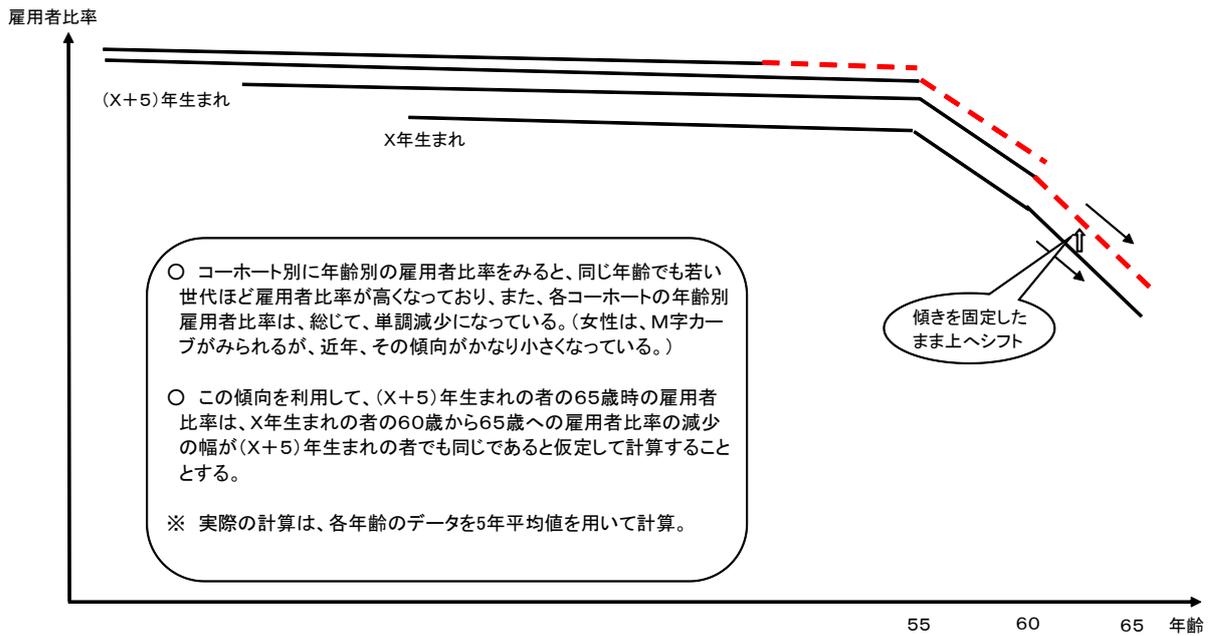


以上の状況を踏まえつつ、将来の雇用者比率は、平成 21 年財政検証と同様の方法を用いて設定することとされた。設定方法のイメージを第 3-5-14 図に示している。若い世代において年齢とともに割合が低下する度合が、それより年上の世代において低下している度合と同じであるとして、若い世代における雇用者比率を延長推計するものである。具体的には、平成 24(2012)年の実績値を足元にして、以下の計算式に基づいて算出した。

$$E_x^t = E_{x-1}^{t-1} \times \frac{1}{5} \sum_{i=1}^5 \left(\frac{E_x^{t-i}}{E_{x-1}^{t-1-i}} \right) \quad \left(\begin{array}{l} E : \text{就業者に対する雇用者の割合} \\ x : \text{年齢、 } t : \text{年} \end{array} \right)$$

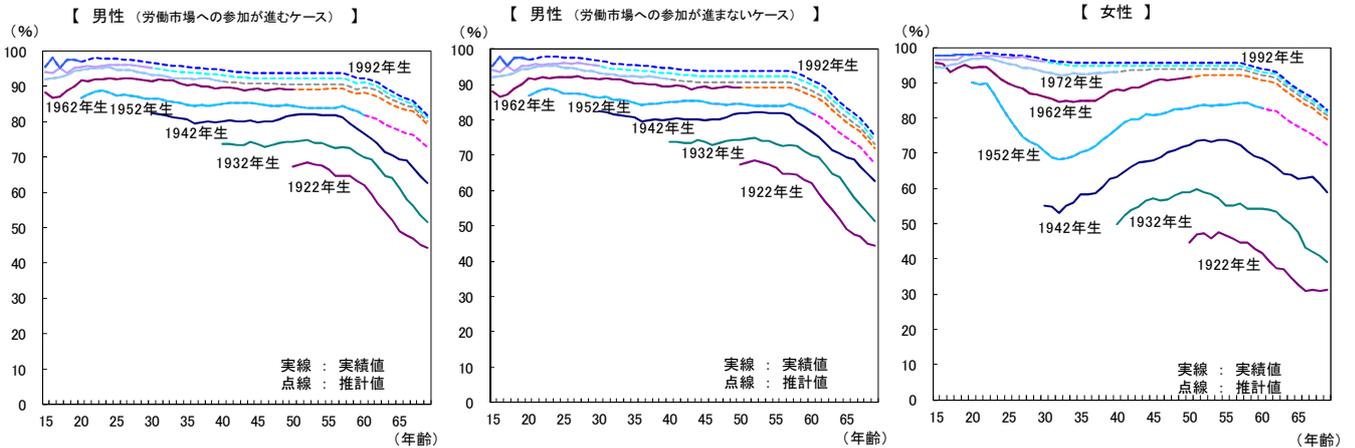
また、労働力率として労働市場への参加が進むケースを用いる場合には、60 歳以上の男性について、就業率が現在の水準よりも高まる分、雇用者比率が高まることを仮定している。

第3-5-14図 雇用者比率の設定方法（イメージ）

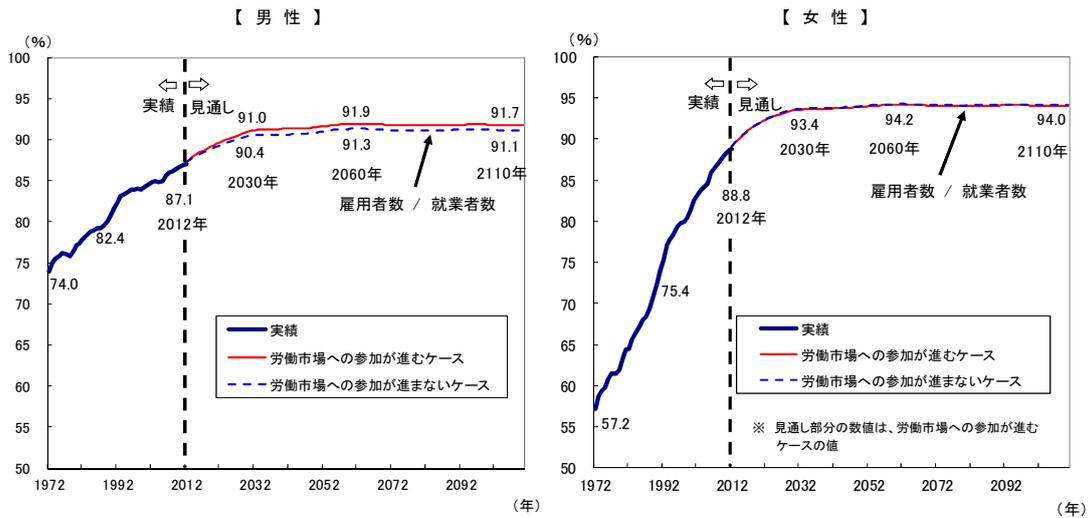


このような方法によるコーホート別の雇用者比率を示したものが第3-5-15図であり、これに基づく男女別の雇用者比率は第3-5-16図のとりとなっている。

第3-5-15図 コーホート別にみた雇用者比率



第3-5-16図 雇用者比率の推移と見通し



(4) 短時間雇用者割合及び平均労働時間の設定

労働投入量や厚生年金被保険者数を推計する上で、雇用者に占める短時間労働者の割合が上昇している傾向を織り込むことが適切であると考えられる。そこで、雇用者を週間就業時間が35時間以上であるフルタイム雇用者と35時間未満である短時間雇用者に分けて推計を行った。

労働力需給の推計においては、雇用者に占める短時間雇用者の割合（以下、「短時間雇用者比率」という。）及び平均労働時間に関する前提が置かれており、それを示したものが第3-5-17表である。

第3-5-17表 労働力需給の推計に用いられた短時間雇用者比率と平均労働時間の前提

		労働市場への参加が進むケース	労働市場への参加が進まないケース
短時間雇用者比率		2012年の26.4%から2030年に34.7%（短時間雇用者比率にロジスティック曲線を当てはめて求められたもの）となるよう直線補間。	2012年の短時間雇用者比率26.4%で一定
平均労働時間	フルタイム	2012年の月間178時間から2030年に172.0時間になるように減少（中間年は直線補間）。	2012年の月間178時間で一定
	短時間雇用者	2012年の月間89.6時間から2030年111.7時間になるように増加（中間年は直線補間）。	2012年の89.6時間で将来一定

(注) 短時間雇用者とは、ここでは週間就業時間が35時間未満の者をいう。

(出典)「平成25年度 労働力需給の推計」労働力需給モデルによる政策シミュレーション(2014年2月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)

足下の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、平成 24(2012)年の労働力調査を基礎データとして、性、年齢階級別の短時間雇用者比率（第 3-5-18 表）を設定し、さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれの平均労働時間を設定した。

なお、性、年齢階級別の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、第 3-5-17 表の前提と整合的になるように推計し、2030 年以降については一定としている。

第 3-5-18 表 労働力調査による短時間雇用者比率（平成 24 年）

年齢	性	
	男性	女性
15～19歳	58.5	69.2
20～24歳	29.6	32.8
25～29歳	11.3	26.3
30～34歳	8.9	35.3
35～39歳	8.2	43.3
40～44歳	7.8	46.8
45～49歳	8.3	46.7
50～54歳	9.0	46.3
55～59歳	12.0	49.2
60～64歳	26.5	56.8
65～歳	45.9	61.9

(注 1) 総務省「労働力調査」(平成24年)より作成。
 (注 2) 就業者(休業者を除く)のうち週間就業時間が35時間未満である者の割合である。

また、就業者のうち雇用者でない者の平均労働時間については、労働力調査における自営業主と家族従業者の平均就業時間を加重平均したもの(平成 24(2012)年で週 38.6 時間)に基づいて設定している。

(5) 厚生年金被保険者数の推計

前項までの手順で推計される週間就業時間が 35 時間以上であるフルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合(以下、「厚生年金被保険者割合」という。)を設定して乗じることにより将来の厚生年金被保険者数を推計している。

すなわち、男性、女性有配偶、女性無配偶別及び年齢別に次式で計算している。

$$\begin{aligned} & \text{厚生年金被保険者数} \\ & = \{ \text{フルタイム雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (フルタイム)} \\ & \quad + \text{短時間雇用者数} \times \text{厚生年金被保険者割合 (短時間)} \} \times \text{調整率} \end{aligned}$$

ここでの厚生年金被保険者とは、現行の制度内容に基づくものであり、平

成 27 年 10 月に施行される被用者年金制度の一元化及び平成 28 年 10 月に施行される短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大の影響は含まないものである。短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大の影響については後述する。

ここで、厚生年金被保険者割合は性、年齢にはよらずに設定しており、第 3-5-19 表に示す「平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査」の特別集計結果をもとに設定している。週所定労働時間 35 時間以上のフルタイム雇用者については、週所定労働時間 35～39 時間及び 40 時間以上の特別集計結果から、労働力調査（2010 年）における雇用者の構成比率によって加重平均した 95.5%と設定し、将来的に一定としている。短時間雇用者については、まず、第 3-5-17 表に示した労働力需給の推計における短時間雇用者比率や平均労働時間の設定と整合的になるように、労働力調査（2012 年）における労働時間分布を基礎として将来の各年次における労働時間分布を設定する。すなわち、労働市場への参加が進むケースでは第 3-5-20 図の実線から点線に推移するように設定し、労働市場への参加が進まないケースでは第 3-5-20 図における実線（2012 年）で将来にわたり一定となるように設定する。その上で、これと「平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査」の週実労働時間別の特別集計結果を用いることにより、短時間雇用者の厚生年金被保険者割合を設定している。労働市場への参加が進むケースでは、この割合が 2012 年の 33.2%から 2030 年には 55.3%へと高まる推計となっている。

第 3-5-19 表 労働時間別にみた雇用者に占める厚生年金被保険者の割合
(雇用者総数を 100 とした場合の比率)

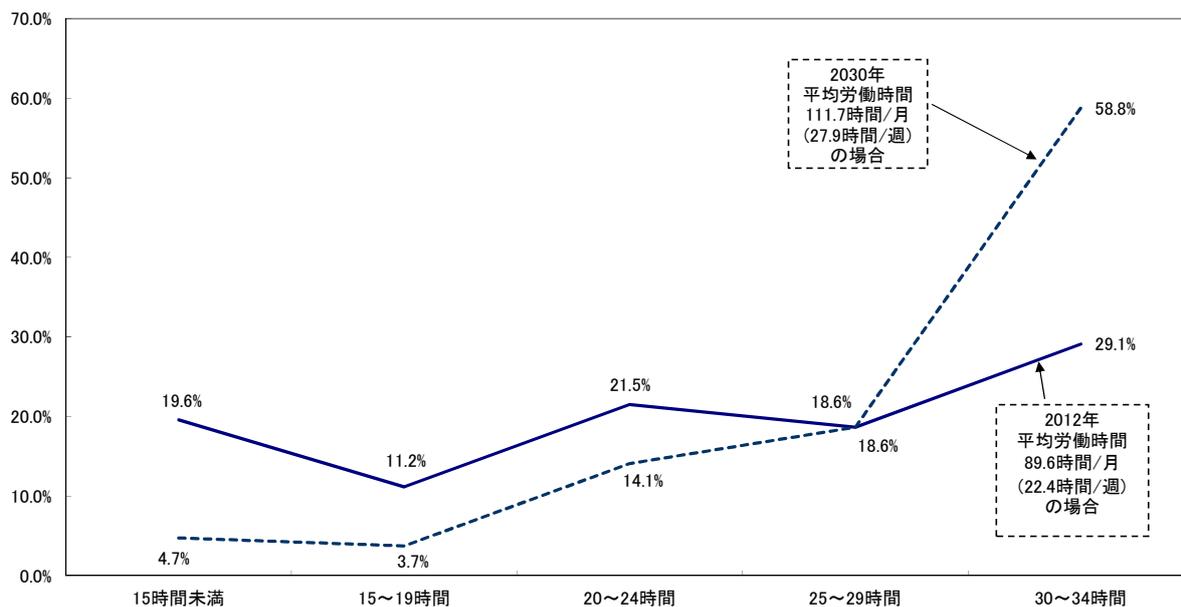
週実労働時間	合計	20時間未満	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35～39時間	40時間以上
雇用者 ①	100.0	7.1	5.0	4.3	6.2	20.7	56.7
厚生年金被保険者 ②	80.8	0.7	0.8	1.2	4.5	19.1	54.3
②/①	80.8	10.1	16.2	28.9	72.8	92.6	95.8

(出典)厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」特別集計結果

(注1)総務省「労働力調査」(平成22(2010)年平均)では、週間就業時間が35～39時間の雇用者が406万人、40時間以上の雇用者が3,515万人である。これをもとに週35時間以上の雇用者に対する厚生年金被保険者割合の加重平均を算出すると95.5%となる。

(注2)「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年8月成立)に基づく、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大(平成28年10月施行)の影響および、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年8月成立、平成27年10月施行)の影響は含まれていない。

第3-5-20図 短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布

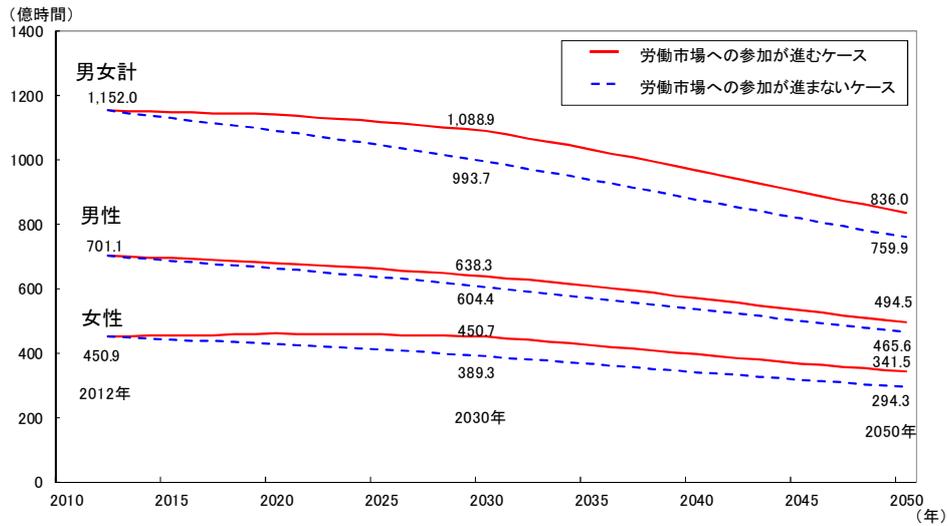


なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するようにするために調整率を乗じている。また、共済組合の被保険者は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

(6) 労働投入量（マンアワーベース）の推計

ここまでの手順で推計される労働投入量（マンアワーベース）である総労働時間の推移は第3-5-21図に示すとおりである。男女計で平成24(2012)年には1,150億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、平成42(2030)年には労働市場への参加が進むケースで1,090億時間程度、労働市場への参加が進まないケースで990億時間程度との見通しとなっている。

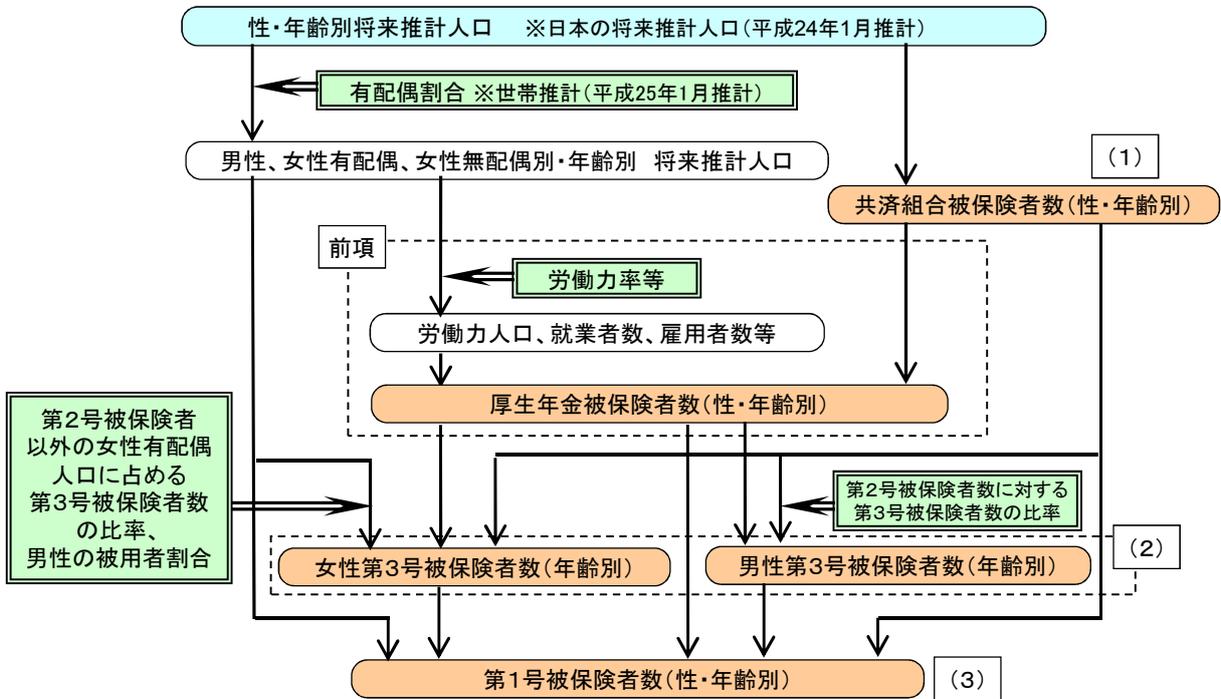
第3-5-21図 総労働時間（マンアワー）の推移



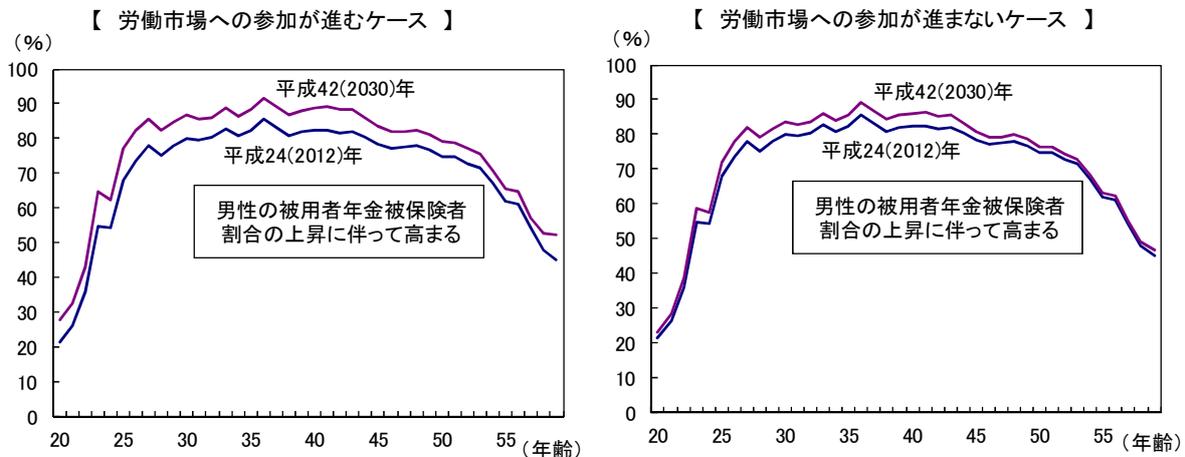
4. 公的年金被保険者数の将来推計の方法

前項では厚生年金被保険者数の将来推計について示したが、公的年金全体としての被保険者数の将来推計の手順について示したものが、第3-5-22図である。

第3-5-22図 公的年金被保険者数の将来推計の方法



第3-5-23図 被用者年金被保険者を除く女性有配偶人口に占める
第3号被保険者の割合



一方、男性の第3号被保険者数については、実績統計から年齢別に、女性有配偶者の第2号被保険者数に対する男性の第3号被保険者数の比率を作成し、これが将来にわたり一定であるとして将来の男性の第3号被保険者数を推計している。

(3) 第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数については、人口から被用者年金被保険者数及び第3号被保険者数の推計値を控除することにより推計している。

60歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。

(4) 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大（平成28年10月施行）の影響

平成24年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、平成28年10月以降、以下の条件を満たす者は厚生年金に適用されることとなった。

- ① 週労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が8.8万円以上（年収106万円以上）
- ③ 勤務期間が1年以上
- ④ 学生は適用除外
- ⑤ 従業員501人以上の企業（現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定）

この影響を踏まえた将来推計を行うため、仮に足下において上記の適用が行われたとした場合、新たに厚生年金被保険者となる者の数を推計している。

適用対象者数の推計にあたっては、労働力調査（平成 22 年 11 月）、平成 22 年公的年金加入状況等調査（以下、「加入状況等調査」という。）の特別集計結果、平成 23 年パートタイム労働者総合実態調査（以下、「パート実態調査」という。）の特別集計結果を活用している。

まず、加入状況等調査によれば、第 2 号被保険者でない 15～69 歳の適用事業所に雇用されている「フルタイムでない会社員・公務員」及び「臨時・不定期」の者は約 800 万人（うち第 1 号被保険者 320 万人、第 3 号被保険者 270 万人、非加入者 200 万人）となっている（第 3－5－24 表）。

第 3－5－24 表 「フルタイムでない会社員・公務員」及び「臨時・不定期」の者の数

(万人)

	男女計			男性			女性					
	第1号	第3号	非加入	第1号	第3号	非加入	第1号	第3号	非加入			
フルタイムでない会社員	210	74	90	46	22	0	24	164	53	89	22	
臨時・不定期	583	247	185	151	163	96	1	66	420	150	184	86
計	793	321	274	198	209	118	1	90	584	203	273	108

(出典)厚生労働省「平成22年公的年金加入状況等調査」特別集計結果

(注1)適用事業所(強制)は、「法人」、「国・地方公共団体」及び「法人以外(正社員5人以上)のうち飲食業等の適用除外を除く業種」の事業所である。

(注2)20～59歳の非加入者は1号としている。

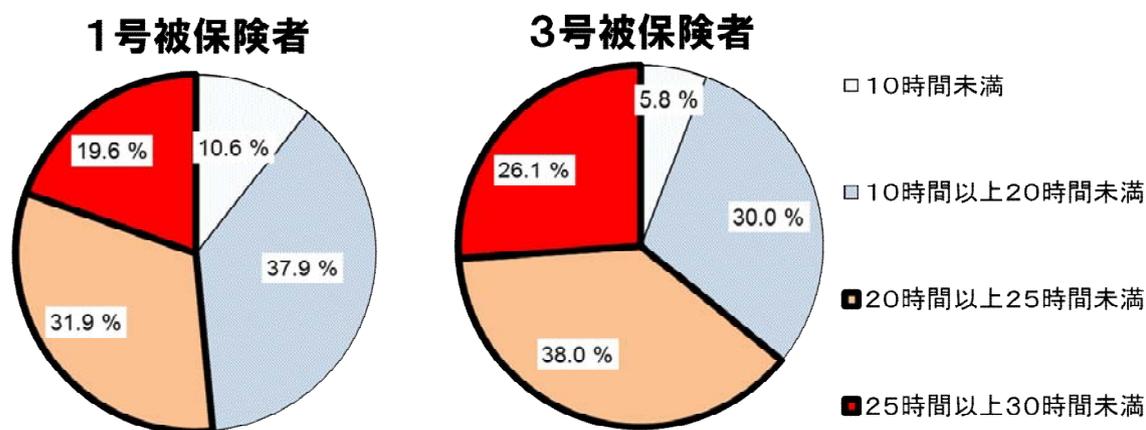
このうち、労働力調査の結果に基づいて、厚生年金に適用されない日雇労働者を除いた上で、週の所定労働時間 20～30 時間の短時間労働者に限定すると、対象者数は約 400 万人（うち第 1 号被保険者 150 万人、第 3 号被保険者 170 万人、非加入者 80 万人）となる（第 3－5－25 表）。ここでは、パート実態調査の特別集計結果に基づき、週の所定労働時間 30 時間未満の短時間労働者のうち週の所定労働時間 20～30 時間の者の割合は、第 1 号被保険者で 51%、第 3 号被保険者で 64%、非加入者で 44%としている（第 3－5－26 図）。

第 3－5－25 表 週の所定労働時間 20～30 時間の短時間労働者数（推計値）

(万人)

	男女計			男性			女性					
	第1号	第3号	非加入	第1号	第3号	非加入	第1号	第3号	非加入			
計	400	150	170	80	90	50	0	30	300	100	160	40

第3-5-26図 週の所定労働時間 30時間未満の短時間労働者に占める
週の所定労働時間 20～30時間の者の割合

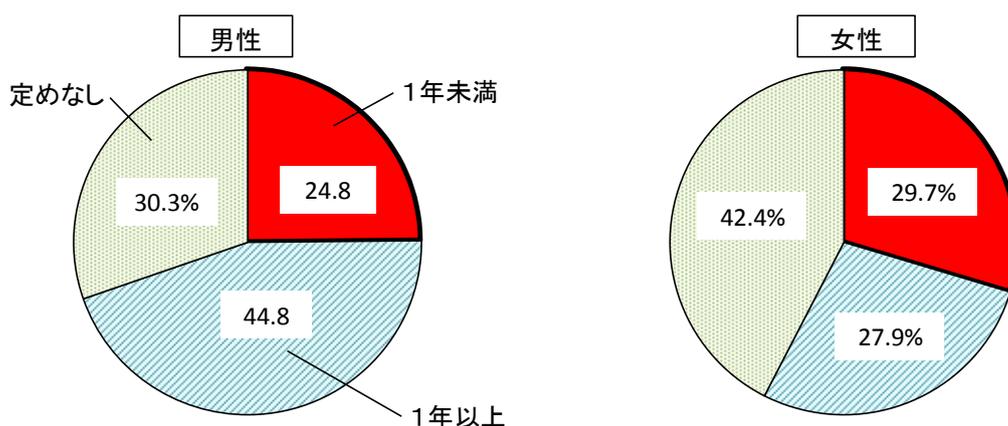


(資料)厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成23年)を特別集計して作成

ここまでで推計した第2号被保険者でない週の所定労働時間 20～30時間の短時間労働者の約400万人のうち、学生(専修学校及び各種学校の学生も含む)の人数は、加入状況等調査の特別集計結果に基づいて、約50万人(うち第1号被保険者30万人、非加入者10万人)と推計し、適用対象数から除いている。

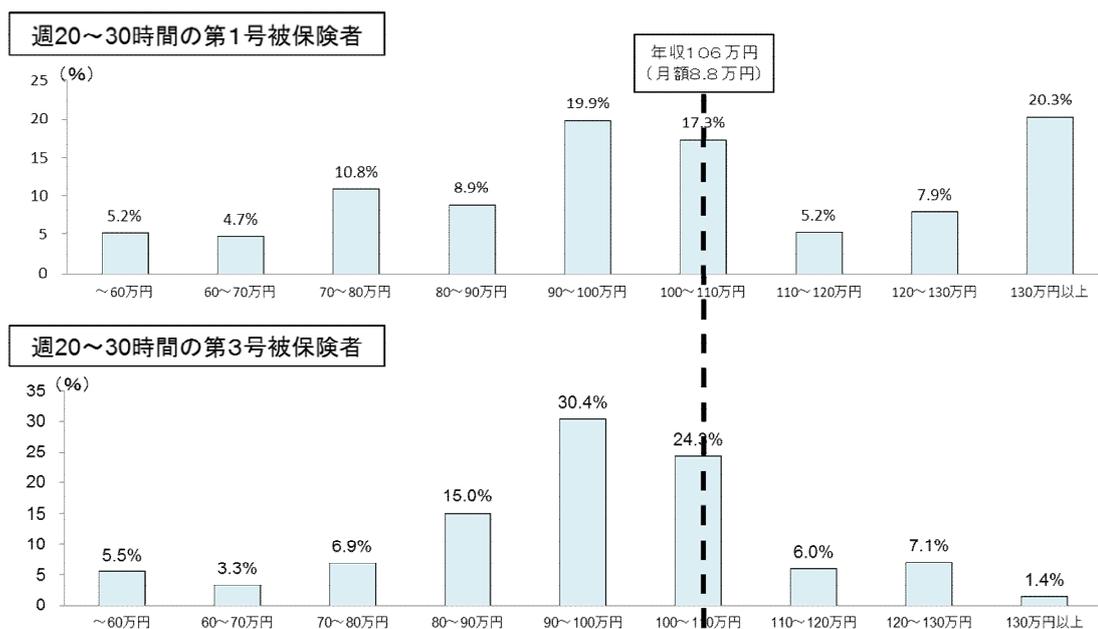
さらに、雇用期間1年未満の者、月収8.8万円(年収106万円)未満の者については、パート実態調査の特別集計の結果では、雇用期間1年未満の者の割合は男性25%、女性30%であること(第3-5-27図)、月収8.8万円(年収106万円)未満の者の割合は第1号被保険者で60%、第3号被保険者で77%、非加入者で65%となっていること(第3-5-28図)を用いて、それらの者を除いた適用対象者数は、約80万人(うち第1号被保険者30万人、第3号被保険者30万人、非加入者20万人)となっている。

第3-5-27図 雇用期間1年未満の者の割合



(出典)厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査(平成23年)」特別集計結果より作成

第3-5-28図 週20~30時間の短時間労働者の収入分布



(資料) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成23年)を特別集計して作成
 (注) 年収は、前年にパート等として働いて得た収入。また、年収無しの人等を除いている。

最後に、厚生年金保険の実績統計である「業態別規模別適用状況調」の適用事業所における被保険者数規模別適用状況から、規模501人以上の事業所の被保険者割合を35%とし(第3-5-29表)、今回の法律改正に伴う短時間労働者の適用拡大の対象者数を約25万人と推計している(第3-5-30表)。

第 3 - 5 - 29 表 厚生年金被保険者の適用事業所規模別構成比

総数	(%)									
	小計 (5人 未満)	5人 ～ 9人	10人 ～ 19人	20人 ～ 29人	30人 ～ 49人	50人 ～ 99人	100人 ～ 299人	300人 ～ 499人	500人 ～ 999人	1000人 以上
100.0	5.2	6.5	7.9	5.1	6.6	9.8	16.2	7.3	8.7	26.7

(出典)厚生労働省「平成22年 業態別規模別適用状況調」

第 3 - 5 - 30 表 平成 28 年 10 月から新たに適用対象となる者の数 (推計値)

(万人)			
計	第1号	第3号	非加入
25	10	10	5

上記の推計値 (約 25 万人) を基として、将来に向けては、厚生年金被保険者数の推計で解説した手順において算出される週就業時間が 20～30 時間の雇用者数の推移に連動するように対象者数を算定し、前項で算出された厚生年金被保険者数に加算している。また、これに合わせて第 1 号被保険者数、第 3 号被保険者数を減じる推計を行っている。

第6節

給付水準の将来見通し及び 財政見通しの作成方法

財政検証においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬等の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、主に厚生年金の場合を例にしてシミュレーションの基本的な構造について解説する。

1. 被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態を実際に起きるかのよう一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に予測し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

ここでは、被保険者の加入、脱退、報酬及び保険料の推計方法について解説する。

(1) 被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がおり、この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に、さらに、緻密にシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出す。

① 前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が1歳、被保険者期間が1年増え

るが、その人数は、次式のとおり、総脱退力により脱退する者の残存者数として算出される。もちろん同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$\text{zanzonh}(x, t) = \text{hiho}(x-1, t-1) \times \exp(-u(x, 0))$$

[前年度末]

$$(a) = \text{hiho}(x-1, t-1) - \text{zanzonh}(x, t)$$

[前年度末]

② 前年度末に受給待期者であり、当年度末に生存している者

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が1歳増えることとなる。

$$\text{zantaiki}(x, t) = \text{taiki}(x-1, t) \times (1 - q(x))$$

[前年度末]

③ 新たに加える者(新規加入者)、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者(再加入者)

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$\text{saikanyu}(x, t) = (\text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t)) \times \text{sair}(x)$$

$$\times \text{zantaiki}(x, t) / \sum_t \text{zantaiki}(x, t)$$

$$\text{shinki}(x) = \text{waku}(x) - \sum_t \text{zanzonh}(x, t) - \sum_t \text{saikanyu}(x, t)$$

④ 脱退する者(脱退者)

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = \{\text{hiho}(x-1, t-1) + \text{zanzonh}(x, t)\} / 2 \times u(x, 1)$$

[前年度末]

$$(3) = \{\text{hiho}(x-1, t-1) + \text{zanzonh}(x, t)\} / 2 \times u(x, 2)$$

[前年度末]

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 $\text{hiho}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$t=0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, 0) = \text{shinki}(x)$$

[当年度末]

$$t>0 \text{ の時 } \text{hiho}(x, t) = \text{zanzonh}(x, t) + \text{saikanyu}(x, t)$$

[当年度末]

なお、 $\sum_t \text{hiho}(x, t) = \text{waku}(x)$ となっている。

[当年度末]

また、②、③、④の結果から、当年度末における待期者 $\text{taiki}(x, t)$ が次の算式により生成される。

$$\text{taiki}(x, t) = \text{zantaiki}(x, t) - \text{saikanyu}(x, t) + (1)$$

[当年度末]

(注) 記号等の説明

x : 年齢

t : 被保険者期間が t 年 (ここでは「 t 年以上 ($t+1$) 年未満」を意味するものとする。)

$\text{waku}(x)$: 被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

$\text{hiho}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数

$\text{taiki}(x, t)$: 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者数

$\text{zanzonh}(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者 (残存者) の人数

$\text{zantaiki}(x, t)$: 前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

$\text{shinki}(x)$: 当年度中の新規加入者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$\text{saikanyu}(x, t)$: 当年度中の再加入者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$u(x, 0)$: x 歳の被保険者の総脱退力

$u(x, 1)$: x 歳の被保険者の障害年金発生力

$u(x, 2)$: x 歳の被保険者の死亡脱退力

$\text{sair}(x)$: 当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率 (過去の加入歴がある者の割合)

$q(x)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給待期者の当年度中における死亡率

(2) 被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・男女別の賃金上昇率の算定

賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小(男女の差が約15%解消)するものと仮定しており、ここではその推計方法を説明する。

○ 2012 ≤ k ≤ 2030 の場合

$$\begin{aligned} \text{dnhoshu}(k, x, 1) &= \text{dnhoshu}(k-1, x, 1) \\ &\quad - \text{waku}(k, x, 2) / \{\text{waku}(k, x, 1) + \text{waku}(k, x, 2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{\text{dnhoshu}(k-1, x, 1) - \text{dnhoshu}(k-1, x, 2)\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{dnhoshu}(k, x, 2) &= \text{dnhoshu}(k-1, x, 2) \\ &\quad + \text{waku}(k, x, 1) / \{\text{waku}(k, x, 1) + \text{waku}(k, x, 2)\} \\ &\quad \times \alpha \times \{\text{dnhoshu}(k-1, x, 1) - \text{dnhoshu}(k-1, x, 2)\} \end{aligned}$$

○ k > 2030 の場合

$$\text{dnhoshu}(k, x, s) = \text{dnhoshu}(k-1, x, s)$$

また、昇給指数 shokyu(k, x, s) は次の通りとなる。

$$\text{shokyu}(k, x, s) = \text{dnhoshu}(k, x, s) / \text{dnhoshu}(2011, 20, s)$$

・報酬の算定

残存者(前年度末から引き続き被保険者である者)の報酬に昇給率(定期昇給分)と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の1人あたり報酬となる。

$$\begin{aligned} \text{hoshu}(k, x, t) &= \{\text{dnhoshu}(k, x, s) \times \prod_{m=2012}^k (1 + h(m)) \times \text{kanyu}(x, t) \\ &\quad + \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times \text{shokyu}(k, x, s) / \text{shokyu}(k-1, x-1, s) \\ &\quad \times (1 + h(k)) \times \text{zanzonh}(x, t)\} / \text{hiho}(x, t) \end{aligned}$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の1人あたり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$\begin{aligned} (A) &= \{\text{kanyu}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{zanzonh}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1)\} \\ &\quad \text{[前年度末]} \qquad \qquad \qquad \text{[前年度末]} \\ &\quad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \text{slide}(k) \end{aligned}$$

$$(B) = \{ \text{zanzont}(x, t) \times \text{ruikeit}(x-1, t) + \text{dattai}(x, t) \times \text{ruikeih}(x-1, t-1) \} \\ \text{[前年度末]} \qquad \qquad \qquad \text{[前年度末]} \\ \times \text{slide}(k)$$

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

- ① 当年度中加入者については、加入時報酬の 1/2 分：

$$\text{dnhoshu}(k, x, s) \times \prod_{m=2012}^k (1 + h(m)) / 2 \times \text{kanyu}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

- ② 残存者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものと当年度末の報酬の和半：

$$\{ \text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1 + h(k)) + \text{hoshu}(k, x, t) \} / 2 \\ \times \text{zanzonh}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

- ③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものの 1/2 分：

$$\text{hoshu}(k-1, x-1, t-1) \times (1 + h(k)) / 2 \times \text{dattai}(x, t) \times \text{htoc}(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A) + ① + ②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B) + ③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる $\text{ruikeih}(x, t)$ あるいは $\text{ruikeit}(x, t)$ となる。

(注) 記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 s : 性別

t : 被保険者期間が t 年 (ここでは「t 年以上 (t+1) 年未満」を意味するものとする。)

waku(k, x, s) : k 年度末における満 x 歳、性別 s である被保険者数

hoshu(k, x, t) : k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬

ruikeih(x, t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬累計

ruikeit(x, t) : 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者

の1人当たり報酬累計

$dnhoshu(k, x, s)$: k 年度末における満 x 歳、性別 s である加入者（新規加入者及び再加入者）の1人当たり報酬（平成23年度末基準）

$kanyu(x, t)$: 当年度中の加入者（新規加入者及び再加入者）であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$dattai(x, t)$: 厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

$zanzonh(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

$zanzont(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

$hiho(x, t)$: 当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数
($= kanyu(x, t) + zanzonh(x, t)$)

$h(k)$: k 年度の賃金上昇率

$slide(k)$: k 年度の年金改定率（スライド調整前）

$htoc(k)$: スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬を再評価する率

$shokyu(k, x, s)$: k 年度末に満 x 歳、性別 s である者の昇給指数（平成23年度末基準）

α : 男女間における賃金格差の1年あたり縮小率

（3）国民年金保険料の推計方法

財政見通しの作成上、国民年金の保険料収入を算定するため、被保険者の保険料納付についてのシミュレーションが必要となる。被保険者の中では、全額納付対象者及び各免除区分の免除者により保険料が異なるため、保険料収入の算定にあたっては、全額納付者数及び免除者数の算定を行っている。また、国民年金保険料（当年度価格）の算定も必要となる。

・全額納付者数及び免除者数の算定

被保険者のシミュレーションにおいて、年度末時点での年齢別の被保険者数が推計されるが、これに納付率または各免除区分の免除率を乗じることにより、全額納付者数及び各免除区分 d の免除者数を推計している。すなわち、

$$\text{Noufusha}(x) = \text{Hiho}(x) \times \text{noufuritu}(x)$$

の割合

$Noufusha(x)$: 年度末時点での x 歳の全額納付者数

$Menjosh(d, x)$: 年度末時点での免除区分 d における x 歳の免除者数

$h_wariai(d)$: 各免除区分の保険料負担割合。すなわち、全額免除については 0、四分の三免除については 1/4、半額免除については 1/2、四分の一免除については 3/4 である。

$k_tannen(N)$: N 年度における保険料改定率の改定率

$kaitei(N)$: N 年度における保険料改定率

$hokenryo_{H16}(N)$: N 年度の保険料月額 (平成 16 年度価格)

$hokenryo(N)$: N 年度の保険料月額 (当年度価格)

$CPI(N)$: N 年の物価上昇率 (N 年の消費者物価指数 / ($N-1$) 年の消費者物価指数)

$CH(N)$: $N-1$ 年度 ~ $N+1$ 年度の実質賃金上昇率の平均 (3 乗根)

2. 受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

(1) 受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

・支給開始年齢

被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。

なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

・被保険者期間

加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

・退職、在職の区別

在職者(被保険者)については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除

く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期間を通算して原則として25年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して25年以上となるかどうか判定できないこともあり、また、実際に大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

- ・ 障害等級

障害等級割合により、1級、2級、3級に区分する。

- ・ 被保険者期間

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、妻である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

- ・ 死亡した者が被保険者であった場合

被保険者期間が300月に満たない場合には、300月とみなして計算を行う。

- ・ 死亡した者が受給待期者であった場合

受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して25年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に25年の受給資格要件の判定を行っていない。

- ・ 死亡した者が受給者であった場合

老齢厚生年金の場合には基本的に、死亡した者の年金額の3/4として年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。

新規裁定時の各要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に、次のようになる。

- ・ 報酬比例部分 = 報酬累計 × 給付乗率
- ・ 特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）
= 被保険者期間 × 定額単価
- ・ 経過的加算（老齢年金の場合）
= 特別支給の老齢年金の定額部分
- 基礎年金（厚生年金の加入期間分）
（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）

ここで、

基礎年金（厚生年金の加入期間分）

$$= \text{基礎年金単価} \times (\text{被保険者期間} / \text{加入可能年数})$$

- ・ 加給年金 = 加給年金額 × 加給対象者割合
（右辺の加給年金額は、加給年金単価をもとに、全て新規裁定として計上したもの）
- ・ 経過的寡婦加算、中高齢寡婦加算（遺族年金の場合）：
それぞれの単価（経過的寡婦加算においては年齢に応じた単価）をもとに算出

（２）年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数を年金失権率により、落としていくことによりシミュレーションを行っている。

$$\text{jukyusha}(x, I) = \text{jukyusha}(x-1, I) \times (1 - q(x, I)) + \text{shinki}(x, I)$$

[当年度末] [前年度末]

$$\text{nenkin}(x, I) = \text{nenkin}(x-1, I) \times \text{slide}(k) \times (1 - q(x, I)) + \text{shinnenkin}(x, I)$$

[当年度末] [前年度末]

厳密に言えば、年金失権率 $q(x, I)$ は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 $\text{slide}(k)$ は、平成 12 年改正において、65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、報酬比例部分の年金額の水準の 5% 抑制に伴い物価上昇率込みの従前額保証がなされること、また、平成 16 年改正により年金改定に反映される賃金上昇率は 3 年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、昭和 36（1961）年 4 月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

(注) 記号等の説明

k : 年度、 x : 年齢、 I : 年金種別 (老齢、障害、遺族)

$slide(k)$: k 年度の年金改定率

$q(x, I)$: 前年度末に満 $x-1$ 歳である受給者の当年度中における年金失権率

$jukyusha(x, I)$: 年度末における満 x 歳の受給者数

$shinki(x, I)$: 当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

$nenkin(x, I)$: $jukyusha(x, I)$ に係る年金額総額

$shinnenkin(x, I)$: $shinki(x, I)$ に係る年金額総額

※ I については記述を省略した。

以上述べた作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通しを作成する上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

3. 給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終期における積立度合が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

(1) マクロ経済スライドによる給付水準の調整

以下、①～③においては、特に基礎年金におけるマクロ経済スライドによ

る給付水準調整の求め方を解説するが、報酬比例部分についても考え方は同様である。

① 本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CPI(N) : N年の物価上昇率 (N年の消費者物価指数 / (N-1)年の消費者物価指数)

CH(N) : N-1年度～N+1年度の実質賃金上昇率の平均 (3乗根)

KASHO(N) : N年の可処分所得割合変化率 (N年の可処分所得割合 / (N-1)年の可処分所得割合) とする。なお、以下では、簡単のため、CPI(N)及びCH(N)は1以上の値（百分率においてはマイナスとならない）とする。このときの各年齢のN年度における年金額は、X歳N年単年度の改定率をRV(N, X) とすると

$$\text{年金額}(X \text{ 歳}) = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定年金額} \times \text{RV}(N, X) & \text{新規裁定者} \\ \text{各受給者の前年度の年金額}(X-1 \text{ 歳}) \times \text{RV}(N, X) & \text{既裁定者} \end{cases}$$

となる。なお、改定率RVは

$$\text{RV}(N, X) = \begin{cases} \text{CPI}(N-1) \times \text{CH}(N-3) \times \text{KASHO}(N-3) & X \leq 67 \text{ 歳} \\ \text{CPI}(N-1) & X \geq 68 \text{ 歳} \end{cases}$$

である。

② 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）に基づいて当該年度にお

けるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。

以下では、スライド調整率 $CHO(N)$ を

$CHO(N)$: $N-4$ 年度～ $N-2$ 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均 (3 乗根) $\times 0.997$ とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整を加味した年金額は、 X 歳 N 年単年度の改定率 $RV_macro(N, X)$ とすると

$$年金額(X歳) = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定} & \text{新規裁定者} \\ \text{年金額} \times RV_macro(N, X) & \\ \text{各受給者の前年度の年金額}(X-1歳) & \\ \times RV_macro(N, X) & \text{既裁定者} \end{cases}$$

となる。なお、改定率 RV_macro は

$$RV_macro(N, X) = \max(RV(N, X) \times CHO(N), 1)$$

となる。なお、 \max をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。

③ 年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は 2005 年度より行うこととされているが、KE 年度まで給付水準調整を続けた場合、2005 年度以降の年金給付が年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、KE 年度まで給付水準調整を続けた場合の年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別の給付費の調整前の給付費に対する比率を $R(N, X)$ とする。すなわち、

$$R(N, X) = \frac{\text{KE 年度までの給付水準調整による給付水準調整後の } N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の給付費}}{\text{給付水準調整前の } N \text{ 年度末における満 } X \text{ 歳の給付費}}$$

この $R(N, X)$ は、給付水準調整中の年金改定率が②のように設定されることに基づき、次のように N, X を用いて再帰的に定まる。

$$R(N, X) = \begin{cases} 1 & N \leq 2014 \\ R(N-1, X-1) \times \frac{RV_macro(N, X)}{RV(N, X)} & 2015 \leq N \leq KE \\ R(N-1, X-1) & N \geq KE + 1 \end{cases}$$

④ 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、③において推計した $R(N, X)$ を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

○厚生年金

KYU2(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費

KYOS2(N, X) : N 年度末における満 X 歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金

R1(N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

R2(N, X) : 報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費

$$= KYU2(N, X) \times R2(N, X)$$

- 給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の厚生年金の基礎年金拠出金

$$= KYOS2(N, X) \times R1(N, X)$$

となる。なお、給付水準調整終了年度を決めるための推計方法については、次の(2)以降において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分については KE1 年度まで、一方、報酬比例部分については KE2 年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが(他も同様)、

T(N, X) : N 年度末における満 X 歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費

$$(\text{ = KYU2(N, X) } \times \text{ R2(N, X)})$$

- D(N, X) : N年度におけるN年度末に満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
- RV(N, X) : スライド調整がないとした場合におけるN年度末に満X歳のN年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況とから、具体的にはT(N-1, X-1)及びT(N, X)から、支払時期も考慮し(2か月分)、D(N, X)を

$$\begin{aligned} & D(N, X) \\ &= \frac{2}{12} \times T(N-1, X-1) \quad (\text{前年度の2か月分}) \\ &+ \frac{6}{12} \times T(N-1, X-1) \times \left(RV(N, X) \times \frac{R2(N, X)}{R2(N-1, X-1)} \right) \\ & \quad (\text{当年度の前半6か月分}) \\ &+ \frac{4}{12} \times T(N, X) \quad (\text{当年度の後半4か月分}) \end{aligned}$$

と推計している。

○国民年金

- KYU1(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費
- KYOS1(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金
- KOKK01(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担
- KYOSKOKK01(N, X) : N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担
- R1(N, X) : 基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

$$\begin{aligned} & \bullet \text{ N年度末における満X歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費} \\ & \quad = \text{ KYU1(N, X) } \times \text{ R1(N, 65)} \end{aligned}$$

- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金

$$= \text{KYOS1}(N, X) \times R1(N, X)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担

$$= \text{KOKK01}(N, X) \times R1(N, 65)$$
- ・ N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担

$$= \text{KYOSKOKK01}(N, X) \times R1(N, X)$$

となる。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上述べた作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度 (N) 別、年齢 (X) 別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢 (X) について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度 (N) における給付費等が推計される。

(2) マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1 階部分の基礎年金と 2 階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになっている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第 3-6-1 図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP 1 国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP 2 STEP 1 で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえて、厚生年金の財

政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定するという、2つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第3-6-1図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

(注) 平成26年財政検証においては、財政均衡期間を平成122(2110)年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

(3) 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

① 給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年の拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、(1)の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金、及びそれに応じた国庫負担額、さらに、積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出、年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

- ・ 当年度末の積立金
 = 前年度末の積立金 + 当年度の収入額 - 当年度の支出額
- として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、
- ・ 当年度の運用収入
 = 前年度末の積立金 × 当年度の運用利回り
 + (当年度の運用収入以外の収入額 - 当年度の支出額)
 × 当年度の半期運用利回り
- として推計している。

② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2110年度の積立度合を1、すなわち、2110年度初の積立金(=2109年度末の積立金)が2110年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

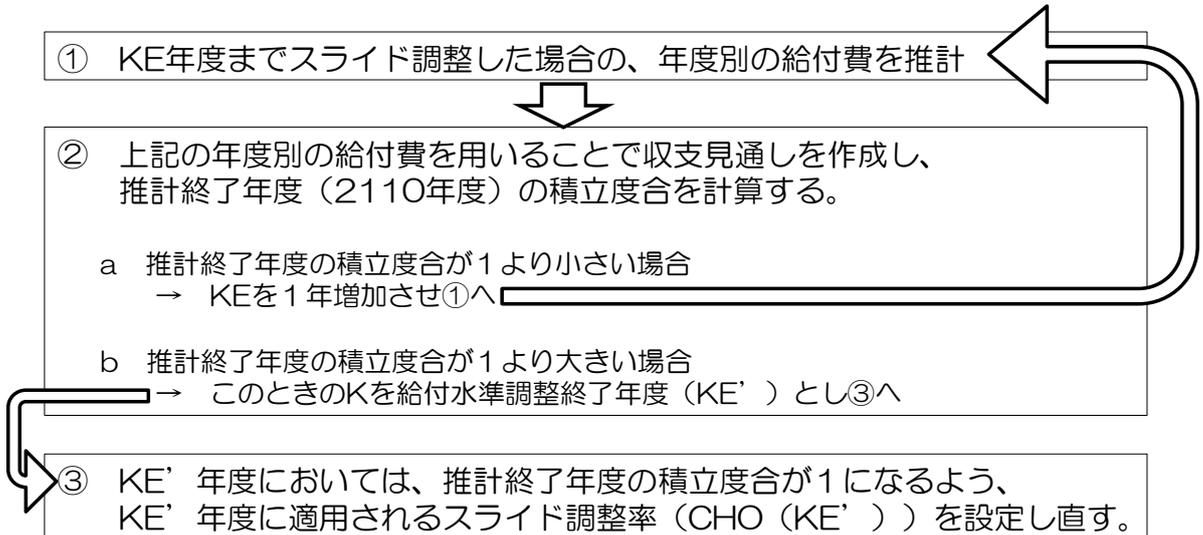
推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度(KE)を、KE=2014から、KE=2015、KE=2016、…と増やしていくが、1年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2110年度の積立度合が初めて1を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度(KE1とする)となる。

なお、給付水準調整終了年度(KE1年度)においては、国民年金の2110年度の積立度合が正確に1となるように、KE1年度に適用されるスライド調整率(CHO(KE1))を設定し直し、改めて調整終了年度における基礎年金部分の給付水準調整割合R1(KE1, X)を算定している。

第3-6-2図 給付水準調整終了年度の算出方法

<給付水準調整終了年度の算出方法>

給付水準調整を終了する年度（KE）をKE=2014（推計初年度）とする。



（4）報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（ $R1(N, X)$ ）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2110年度の積立度合が正確に1となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（KE2とする）及び給付水準調整割合（ $R2(N, X)$ とする）を定めている。（ $R2(N, X)$ の適用終了年度を1年ずつ増やすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2110年度の積立度合が初めて1を超える年度をKE2と定め、次に、KE2年度に適用されるスライド調整率（ $CHO(KE2)$ ）を設定し直すことにより、2110年度の積立度合が正確に1となるように $R2(KE2, X)$ を算定し、報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。）

以下では、前節までで述べた将来見通しの作成方法を踏まえて作成した、給付水準の将来見通し、被保険者数の将来見通し、受給者数の将来見通し及び財政見通し（厚生年金、国民年金、基礎年金）について解説する。また、財政検証で用いている前提は、人口や経済等について複数のケースを設定していることから、これらの前提を変化させた場合の見通しも本節において併せて解説する。

1. 所得代替率の将来見通し

（1）厚生年金の給付水準を測る標準的な年金の所得代替率

個々の世帯における年金額は、多様な生き方、働き方がある中で加入期間や標準報酬の多寡によって千差万別であるが、公的年金制度の給付水準を測る指標として、従来から一つの標準的な年金受給世帯を設定し、この標準的な年金受給世帯における年金を受給し始める時点（新規裁定時）の年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

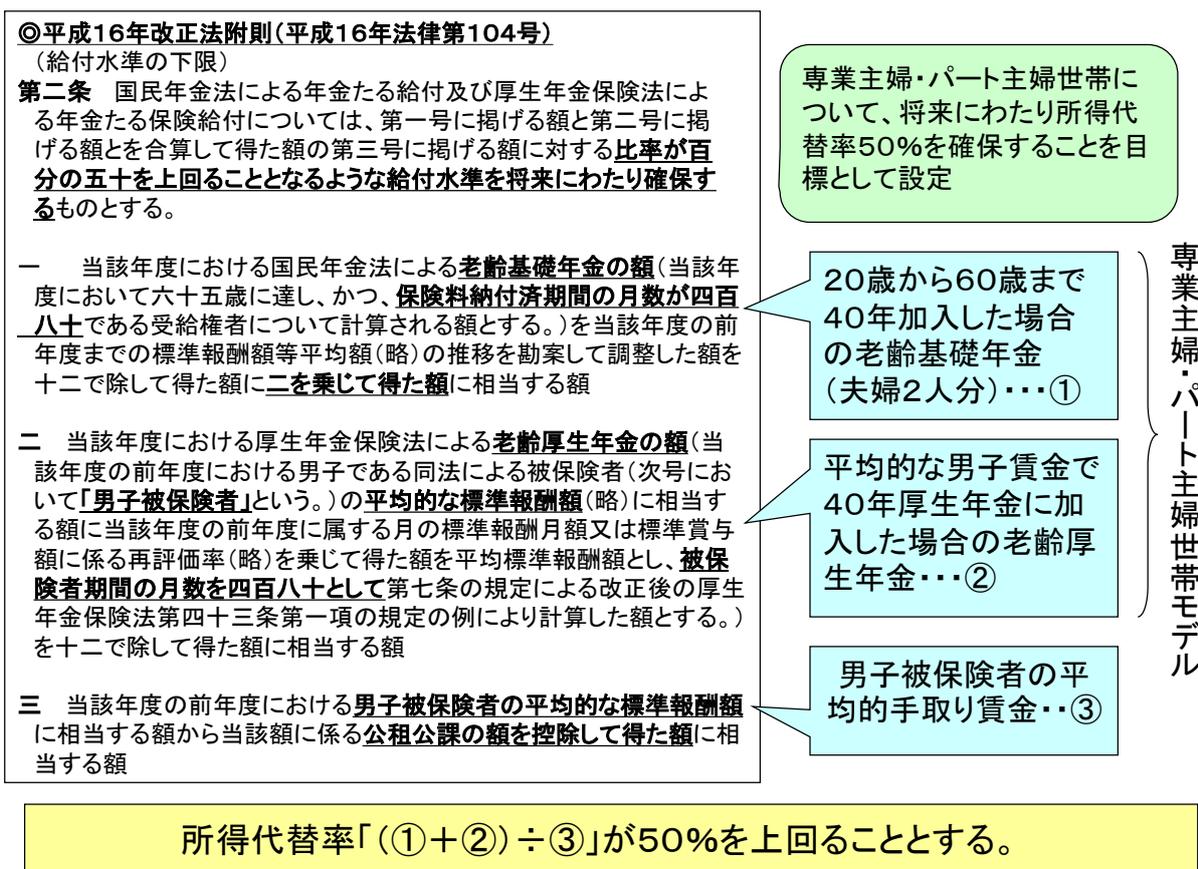
第3-7-1図に示すように、平成16年改正では、

- ① 20歳から60歳まで40年加入した場合の老齢基礎年金（2人分）
- ② 平均的な男子賃金で40年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金
- ③ 厚生年金男子被保険者の平均的手取り賃金

とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される所得代替率が50%を上回ることで法律で定められている。

標準的な年金受給世帯とは、現役時代の世帯合計の標準報酬額（賞与を含む月額）が厚生年金の男子被保険者の標準報酬額（賞与を含む月額）の平均額に等しかった世帯で、①と②を合算した年金額を受給する世帯のことである。これは、例えば、夫（または妻）が40年間フルタイムで就労し、配偶者が40年間国民年金第3号被保険者であるような同年齢の夫婦世帯が該当する。なお、ここでの国民年金第3号被保険者には専業主婦（夫）のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻（夫）も含まれる。

第3-7-1図 平成16年改正法に定める給付水準の構造



今回の財政検証においては、被用者年金の一元化が実現することとなったため、所得代替率は一元化を前提とした一元化モデルで示される。基準となる厚生年金男子の平均賃金は共済年金に加入する男子組合員も含めて算出され、平成26(2014)年度の手取り賃金の平均は34.8万円となる。これは、平成25(2013)年度の平均標準報酬額(賞与を含む月額)の実績見込み42.8万円に可処分所得割合0.814を乗じることにより算出している。この賃金水準で計算される平成26(2014)年度の標準的な年金受給世帯の新規裁定時の年金額(本来水準)は、夫婦2人の老齢基礎年金12.8万円(1人当たり6.4万円)と老齢厚生年金(報酬比例部分)9.0万円を合わせて21.8万円となり、手取り賃金に対する比率である所得代替率は62.7%となっている。このうち、基礎年金部分は36.8%、報酬比例部分が25.9%となっている。これが、平成26(2014)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる(第3-7-2図)。

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は、分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母と分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。一方、マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することと

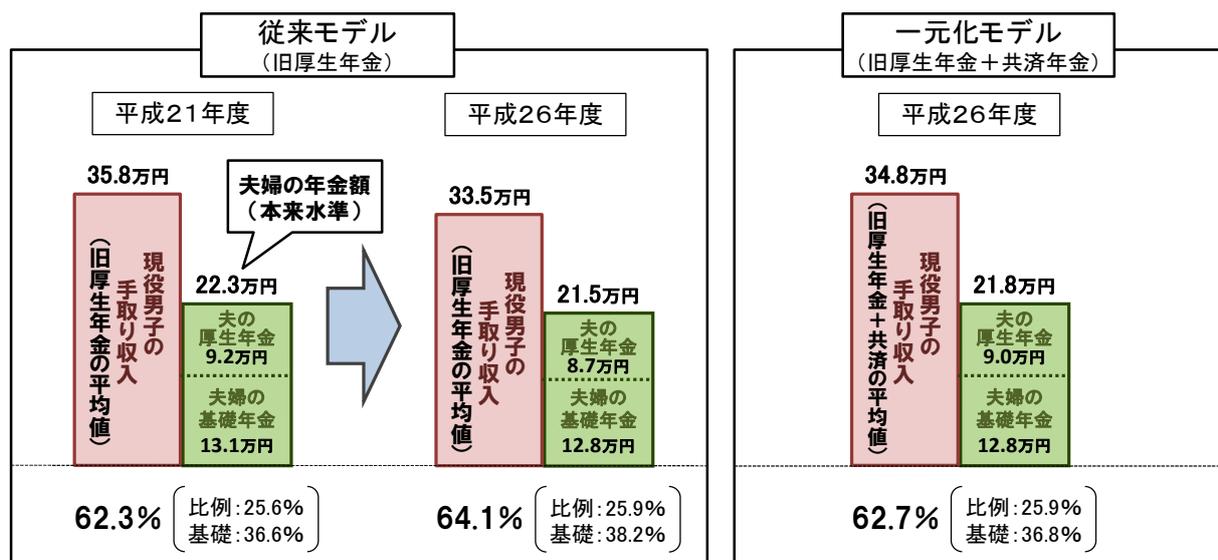
なる。しかしながら、デフレ経済が長引いたことにより特例水準が解消しなかったため、平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドは平成26(2014)年度まで発動することがなく、所得代替率は、むしろ上昇する結果となっている。この所得代替率の上昇は、主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金のスライドが、分母の賃金の低下より小さく抑えられているため生じたものである。これは、賃金の低下が物価の低下よりも大きい経済状況において、新規裁定時の基礎年金は、賃金でなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こした結果である。

なお、前回の財政検証における所得代替率と比較するに当たっては、被用者年金一元化に伴うモデルの変更のため、見かけ上、所得代替率が低下していることに注意が必要である。

前回の財政検証の足下である平成21(2009)年度の所得代替率は62.3%であるが、これは、共済年金を除く旧厚生年金(被用者年金一元化前の厚生年金)男子の平均賃金を基準として算出した従来モデルの数値である。従来モデルでは、平成26(2014)年度の所得代替率は64.1%であり、所得代替率が1.8%上昇しており、これが実質的な給付水準の上昇を表している。内訳を見ると、基礎年金部分が1.6%、報酬比例部分が0.3%上昇しており、主に基礎年金部分が上昇していることが確認できる。

従来モデルから一元化モデルに変更すると、基準となる賃金水準が旧厚生年金男子から、共済年金を含む厚生年金男子へ変更となるため平均手取り賃金が1.3万円上昇し、所得代替率は見かけ上1.4%低下する。

第3-7-2図 標準的な年金の所得代替率



注:一元化モデルは、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)も反映した手取り年収を基に設定。

【一元化モデル】(旧厚生年金＋共済年金)

平成26年度

		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	: 42.8 万円	平成25年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の手取り収入	: 34.8 万円	: = ①×0.814 (0.814: 可処分所得割合)
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	: 21.8 万円	
うち 報酬比例年金	: 9.0 万円	: = ①×0.962×5.481/1000×40年 (0.962: 再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分)	: 12.8 万円	
④ 所得代替率	: 62.7 %	: = ③÷②

注: 一元化モデルは、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)も反映した手取り年収を基に設定。

【従来モデル】(旧厚生年金)

平成26年度

		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	: 41.2 万円	平成25年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の手取り収入	: 33.5 万円	: = ①×0.814 (0.814: 可処分所得割合)
③ 厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額	: 21.5 万円	
うち 報酬比例年金	: 8.7 万円	: = ①×0.962×5.481/1000×40年 (0.962: 再評価率)
うち 基礎年金(夫婦2人分)	: 12.8 万円	
④ 所得代替率	: 64.1 %	: = ③÷②

所得代替率の算出に当たっては、上記のような標準的な年金受給世帯を設定しているが、世帯の賃金水準(1人当たり)が同じであれば所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。詳しくは後述する。

なお、現在、既に年金を受給している夫婦世帯における現役時代の経歴類型を見ると、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯のうち過半数の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる(第3-7-3表)。また、現在の現役世代について、夫婦の公的年金加入状況別にみた世帯の割合については、夫が国民年金第2号被保険者である夫婦のうち、妻が国民年金第3号被保険者である夫婦の割合は6割程度となっている(第3-7-4表)。このことから、給付水準を測る指標として、上記のような標準的な年金受給世帯を想定することは合理的であると考えられる。

第3-7-3表 年金を受給している夫婦世帯（ともに65歳以上）
における現役時代の経歴類型

		妻の現役時代の経歴類型							
		合計	正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	収入を伴う仕事を していない期間中心	中間的な 経歴	自営業中心	不明
夫の 現役時代の 経歴類型	合計	100.0	22.4	12.4	2.9	20.2	12.8	12.1	17.1
	正社員中心	76.4 (100)	19.6 (26)	10.4	2.1	18.4 (54)	10.7	3.3 (4)	11.9 (16)
	常勤パート中心	1.6	0.2	0.5	0.2	0.2	0.3	0.0	0.3
	アルバイト中心	1.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0	0.4
	自営業中心	13.8	1.3	0.9	0.3	1.1	0.6	8.3	1.2
	収入を伴う仕事を していない期間中心	0.1	0.0	-	-	0.1	-	-	0.0
	中間的な経歴	1.6	0.2	0.1	0.0	0.2	0.9	0.0	0.1
	不明	5.1	0.9	0.3	0.1	0.3	0.2	0.4	3.0

(注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち20年を超えて正社員等であったものとし（他も同様）、
「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるものとする。

(出典) 老齢年金受給者実態調査（平成24年11月調査）

第3-7-4表 夫婦の公的年金加入状況別世帯数

(単位:千組)

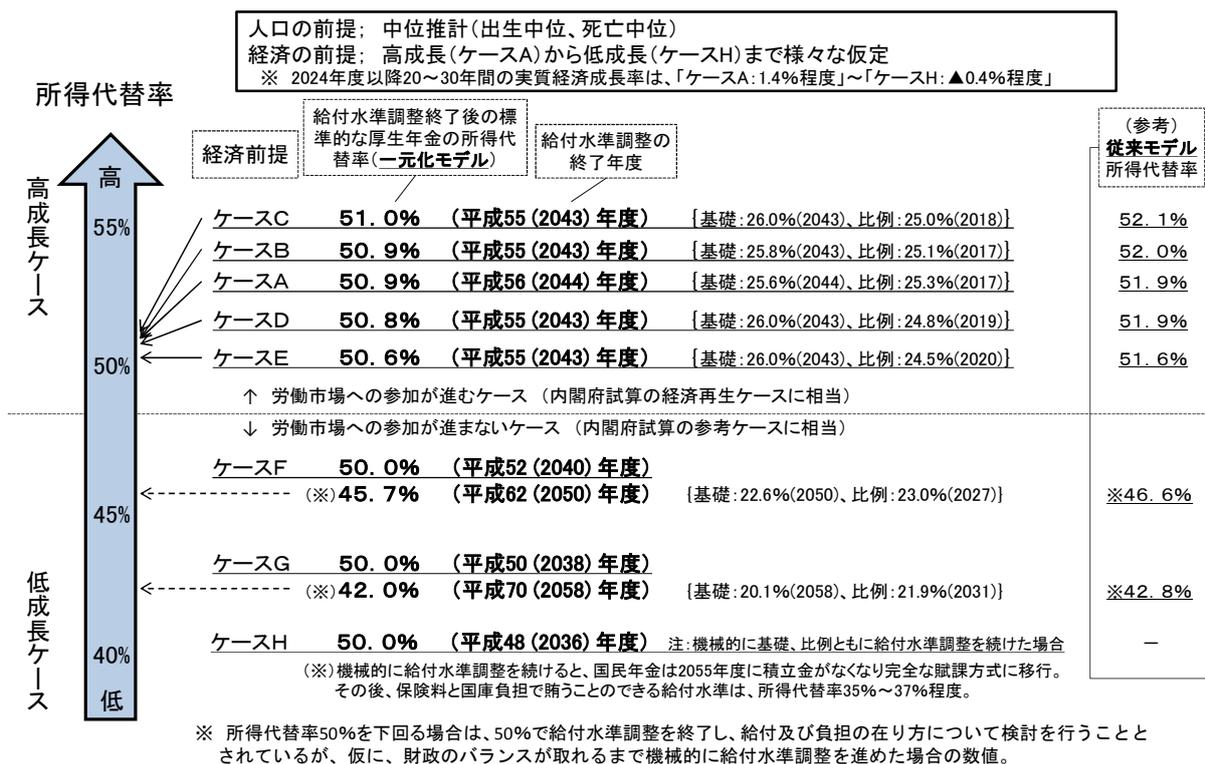
		夫の加入制度			
		第1号 被保険者	第2号 被保険者		第3号 被保険者
妻の 加入 制度	加入者計	2,633	14,795	100.0%	144
	第1号 被保険者	2,064	395	2.7%	・
	第2号 被保険者	569	5,156	34.8%	144
	第3号 被保険者	・	9,244	62.5%	・

出典:平成26年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

(2) 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

今回の財政検証において、人口の前提を中位（出生中位、死亡中位）とし、経済の前提をケースAからケースHまで幅広く設定した場合の、所得代替率の見通しを示したものが第3-7-5図である。

第3-7-5図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し



ケースAからケースEまでのように、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が再生する場合には、現行の年金制度の下で、将来にわたって所得代替率が50%を上回る給付水準を確保できる見通しとなった。

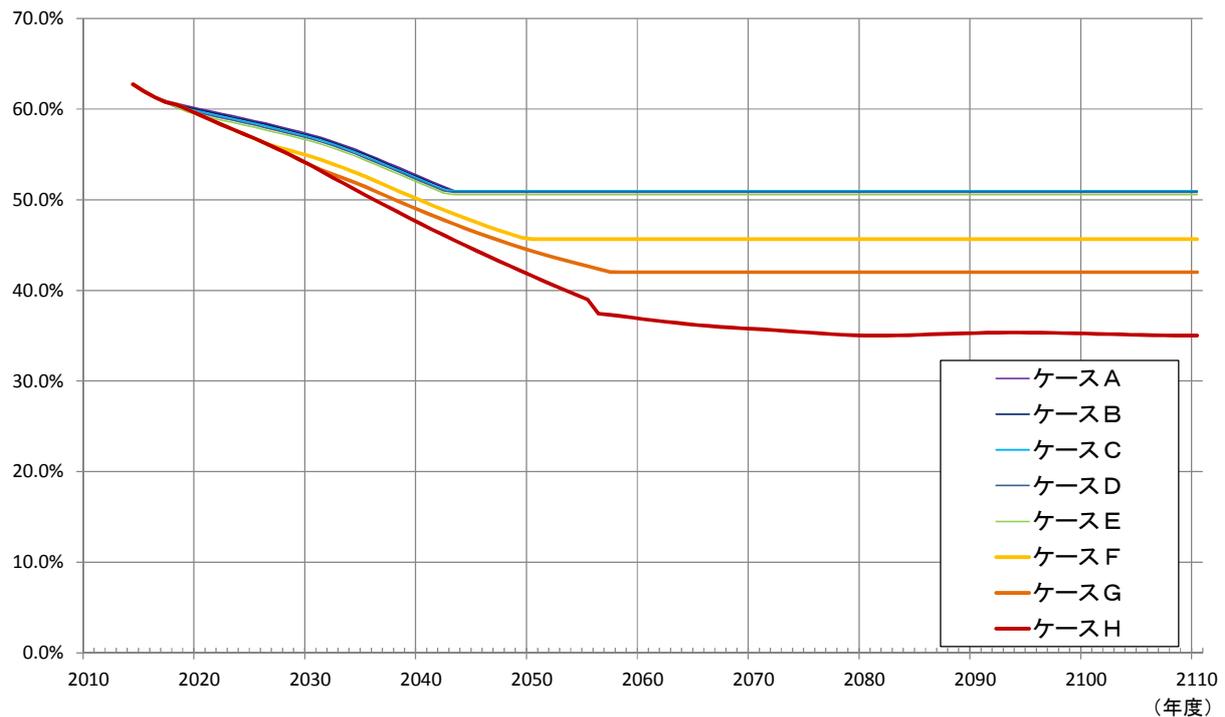
経済成長率(実質<対物価>)で見ると、ケースAが最も高い設定となっているが、所得代替率で見ると、ケースCが最も高い水準となっている。内訳を見ると、報酬比例部分は経済成長率(実質<対物価>)の高い順に高くなっているが、基礎年金部分はケースAよりもケースCの方が高くなっている。基礎年金の給付水準は国民年金の財政状況によって決まるが、国民年金の財政状況は保有する積立金の水準に大きく影響を受けることから、実質的な運用利回り(スプレッド<対賃金>)の違いによってこのような結果となったものである。

一方、ケースFからケースHまでの場合、財政のバランスを図るためには所得代替率が50%を下回っても給付水準調整を続けなければならない見通しとなった。法律上は、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、ここでは仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を示している。特に、ケースHでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は平成67(2055)年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなる。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率で35%~37%程度となる見通しである。

また、ケースAからケースHまでの各ケースについて、将来の所得代替率の推移を示したものが第3-7-6図である。

なお、ケースFからケースHまでの場合については、機械的に給付水準調整を進めた場合であり、ケースHの平成67(2055)年度以降については、完全な賦課方式のもとでの所得代替率の推移である。

第3-7-6図 所得代替率の見通し（推移）



高成長を仮定したケースAからケースEまでの場合、ほぼ同じような推移となっている。例えばケースEでみると、平成32(2020)年度で報酬比例部分の給付水準調整が終了し、基礎年金部分のみの調整となるため、給付水準の低下がいったん緩やかになる。その後、2030年代になるとスライド調整率が大きくなる見通しであるため、給付水準調整がやや厳しくなり、基礎年金部分の給付水準調整が終了する平成55(2043)年度以降は、所得代替率50.6%で一定となる。

一方、低成長を仮定したケースFからケースHまでの場合、ケースAからケースEまでの場合と比べると、報酬比例部分の給付水準調整がより長く続くため、高成長の場合の給付水準から次第に乖離していき、その後、基礎年金の給付水準調整が終了するまで所得代替率は低下していくこととなる。また、ケースHの場合、平成67(2055)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなるが、その後の所得代替率は35%~37%程度で推移していることが改めて確認できる。

なお、平成 16 年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が 50%を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライド調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとされており、これを講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、次の財政検証の予定時期である平成 31(2019)年度までの所得代替率が 50%を下回ることを見込まれておらず、今回の財政検証はこの規定に該当していない。

また、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間について見ると、基礎年金部分の給付水準調整終了年度は、ケース A からケース E までで見ても平成 55(2043)～平成 56(2044)年度となっており、平成 21 年財政検証の基本ケースが平成 50(2038)年度であったことと比較して 5 年程度遅くなっている。一方、報酬比例部分の給付水準調整終了年度は、ケース A からケース E までで見ても平成 29(2017)～平成 32(2020)年度となっており、平成 21 年財政検証の基本ケースの平成 31(2019)年度とほぼ同時期となっている。給付水準調整期間は基礎年金部分と報酬比例部分で必ずしも一致するものではないが、その差が前回の財政検証よりも更に拡大する結果となっている。

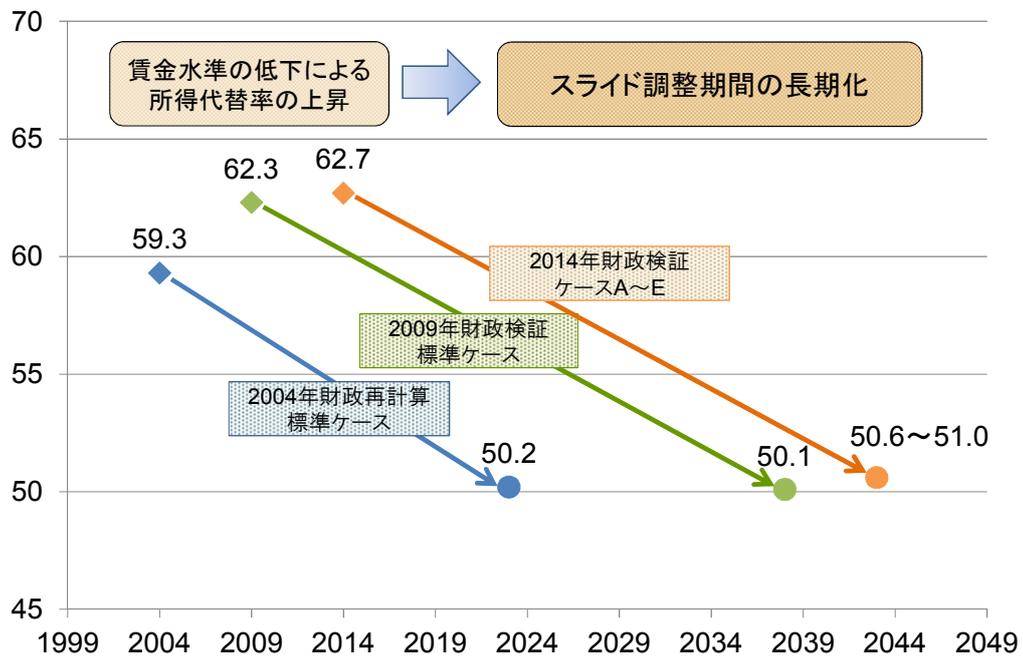
これは、平成 21 年財政検証以降、現役世代の賃金水準が低迷する一方、年金の給付水準は賃金水準の低下ほどは下がっていないこと、また、いわゆる特例水準が解消せずマクロ経済スライドによる調整が想定どおり発動していないことから足下の給付水準が上昇したことによるものである。現行の年金財政のフレームワークでは、収入が固定されており、その財源の範囲内で支出（年金給付）を調整する仕組みであるから、足下の給付水準が高いとその分だけより長く給付水準調整を続けなければならなくなるのである（第 3-7-7 図）。

既に見てきたように、この影響は主に基礎年金で生じているため、基礎年金部分の給付水準調整終了年度は、前回の財政検証の見込みよりもさらに遅くなり、将来の給付水準が低下することとなった。一方、報酬比例部分については、基礎年金の水準低下により厚生年金の財政が改善する、すなわち、報酬比例部分に対して、より多くの財源を充てることができるようになるため、将来の給付水準が上昇することとなった（第 3-7-8 図）。

第3-7-7図 マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化(その1)

【厚生年金(報酬比例部分)+基礎年金(2人分)の所得代替率】

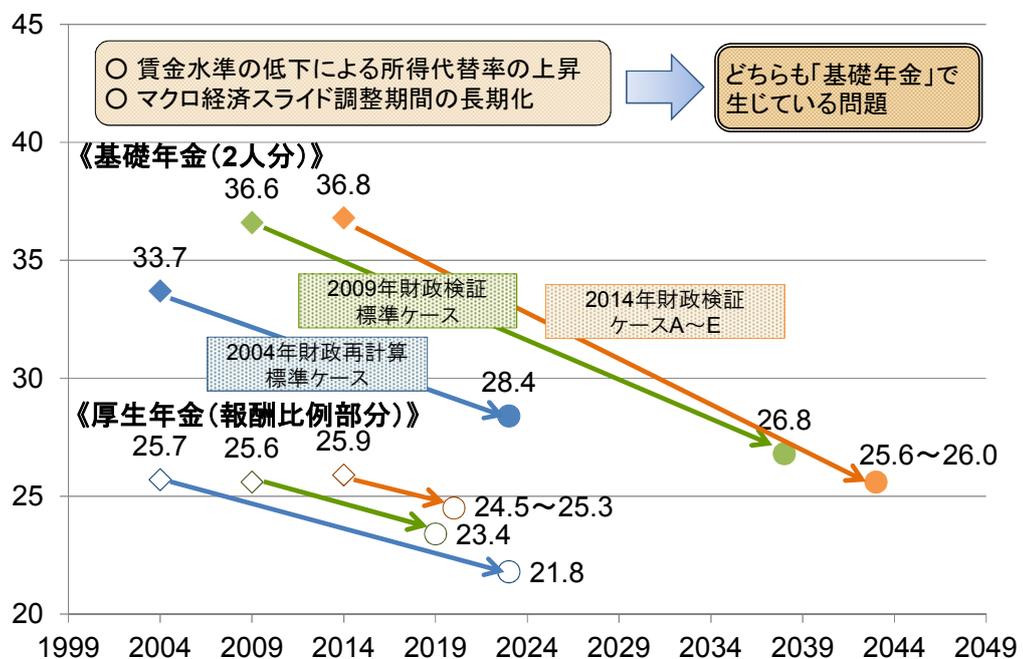
所得代替率(%)



第3-7-8図 マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化(その2)

【厚生年金(報酬比例部分)、基礎年金(2人分)に分解した所得代替率】

所得代替率(%)



(3) 人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

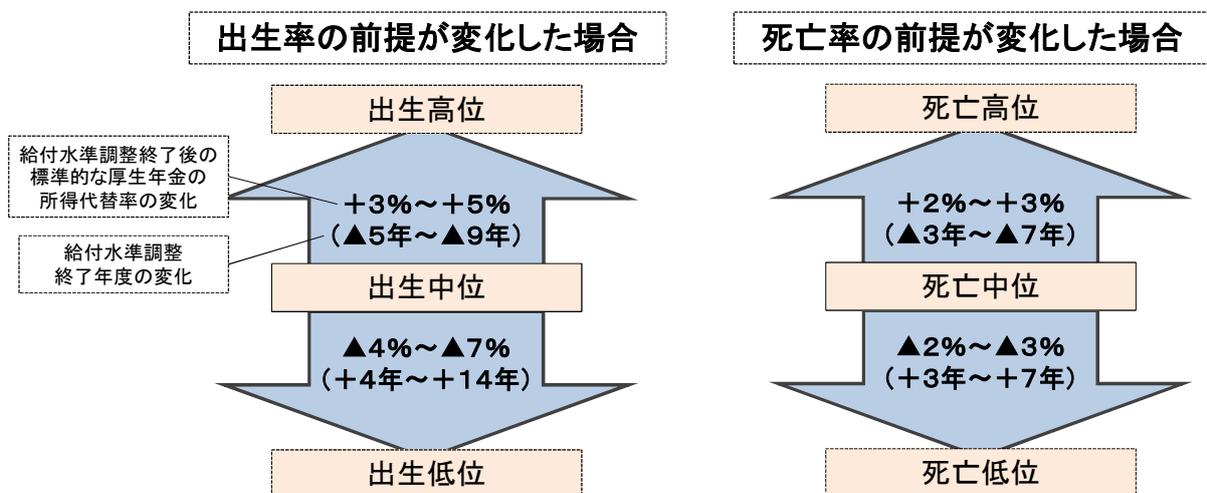
人口の前提について、出生率や死亡率がそれぞれ変化した場合の影響について、

ケースC、ケースE及びケースGの場合を示したものが第3-7-9図である。

出生高位（少子化改善）の場合、所得代替率は3%～5%程度上昇し、マクロ経済スライドの終了年度が5年～9年早まる見通しである。逆に、出生低位（少子化進行）の場合、ケースGだけでなくケースCやケースEの場合でも所得代替率は50%を下回る見通しとなっており、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は4%～7%程度低下し、マクロ経済スライドの終了年度が4年～14年遅くなるという結果となっている。このように、少子化の状況が年金財政に与える影響は大きく、少子化対策の重要性を示唆している。

一方、死亡高位（寿命の伸び小）の場合、所得代替率は2%～3%程度上昇し、マクロ経済スライドの終了年度が3年～7年早まる見通しである。逆に、死亡低位（寿命の伸び大）の場合、ケースGだけでなくケースCやケースEの場合でも所得代替率は50%を下回る見通しとなっており、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は2%～3%程度低下し、マクロ経済スライドの終了年度が3年～7年遅くなるという結果となっている。

第3-7-9図 人口の前提が変化した場合の影響



注: 経済前提がケースC、ケースE、ケースGの場合の影響

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	<ul style="list-style-type: none"> 出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12 	<ul style="list-style-type: none"> 男 79.55 女 86.30 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡高位 { 男 83.22, 女 89.96 } 死亡中位 { 男 84.19, 女 90.93 } 死亡低位 { 男 85.14, 女 91.90 }

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率 給付水準調整の終了年度

(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合(死亡中位)		死亡の前提が変化した場合(出生中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位
ケースC	51.0% (2043) 〔比例:25.0% (2018) 基礎:26.0% (2043)〕	54.4% (2038) 〔比例:25.9% (調整なし) 基礎:28.5% (2038)〕	50.0% (2042) 〔50.0%を維持すると2082年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)47.3% (2047) 〔比例:23.8% (2023) 基礎:23.5% (2047)〕	53.0% (2040) 〔比例:25.5% (2016) 基礎:27.5% (2040)〕	50.0% (2044) 〔50.0%を維持すると2097年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)49.0% (2046) 〔比例:24.4% (2020) 基礎:24.6% (2046)〕
ケースE	50.6% (2043) 〔比例:24.5% (2020) 基礎:26.0% (2043)〕	54.2% (2038) 〔比例:25.6% (2015) 基礎:28.6% (2038)〕	50.0% (2041) 〔50.0%を維持すると2079年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)46.8% (2047) 〔比例:23.5% (2025) 基礎:23.4% (2047)〕	52.6% (2040) 〔比例:25.1% (2018) 基礎:27.6% (2040)〕	50.0% (2043) 〔50.0%を維持すると2088年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)48.4% (2046) 〔比例:24.0% (2022) 基礎:24.4% (2046)〕
ケースG	50.0% (2038) 〔50.0%を維持すると2056年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)42.0% (2058) 〔比例:21.9% (2031) 基礎:20.1% (2058)〕	50.0% (2042) 〔50.0%を維持すると2066年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)47.4% (2049) 〔比例:23.4% (2025) 基礎:24.0% (2049)〕	50.0% (2035) 〔50.0%を維持すると2052年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)35.0% (2072) 〔比例:20.3% (2036) 基礎:14.7% (2072)〕	50.0% (2039) 〔50.0%を維持すると2063年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)44.7% (2051) 〔比例:22.6% (2028) 基礎:22.1% (2051)〕	50.0% (2037) 〔50.0%を維持すると2051年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※)38.9% (2065) 〔比例:21.2% (2033) 基礎:17.7% (2065)〕

(※) 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

(4) 国民年金保険料の納付率が変化した場合の所得代替率の見通し

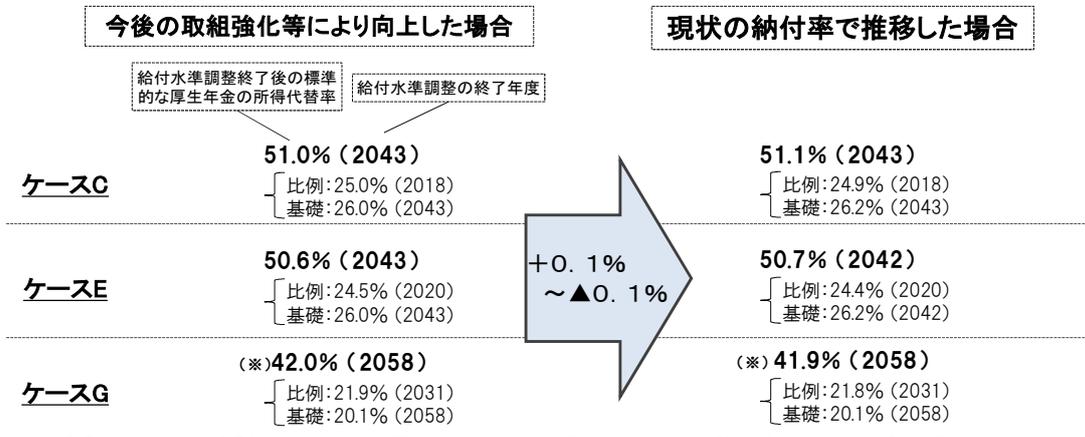
国民年金保険料の納付率の前提は、今後の取組強化等により向上した場合（平成30(2018)年度に65%まで上昇）を基本としているが、現状のまま推移した場合（平成26(2014)年度以降60%で一定）の影響について、ケースC、ケースE及びケースGの場合を示したものが第3-7-10図である。

第3-7-10図 国民年金保険料の納付率が現状のまま推移した場合の影響

<国民年金保険料の納付率の前提>

(年度)	H26	H27	H28	H29	H30~
今後の取組強化等により向上した場合	61%	62%	63%	64%	65%
現状の納付率で推移した場合	60%				

注: 過年度納付率は5%程度と仮定。



(※) 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。
注: 人口の前提は中位。

所得代替率の変化は±0.1%程度となっており、納付率が低下しても年金財政上の影響はほとんどないという結果となっている。これは、国民年金保険料の未納者が増えたとしても、将来、その分の年金給付が減少するためである。その上、基礎年金は国民年金だけでなく被用者保険の被保険者も含めた被保険者全体で支える仕組みであり、全体で見ると未納者は限定的であることも要因である。

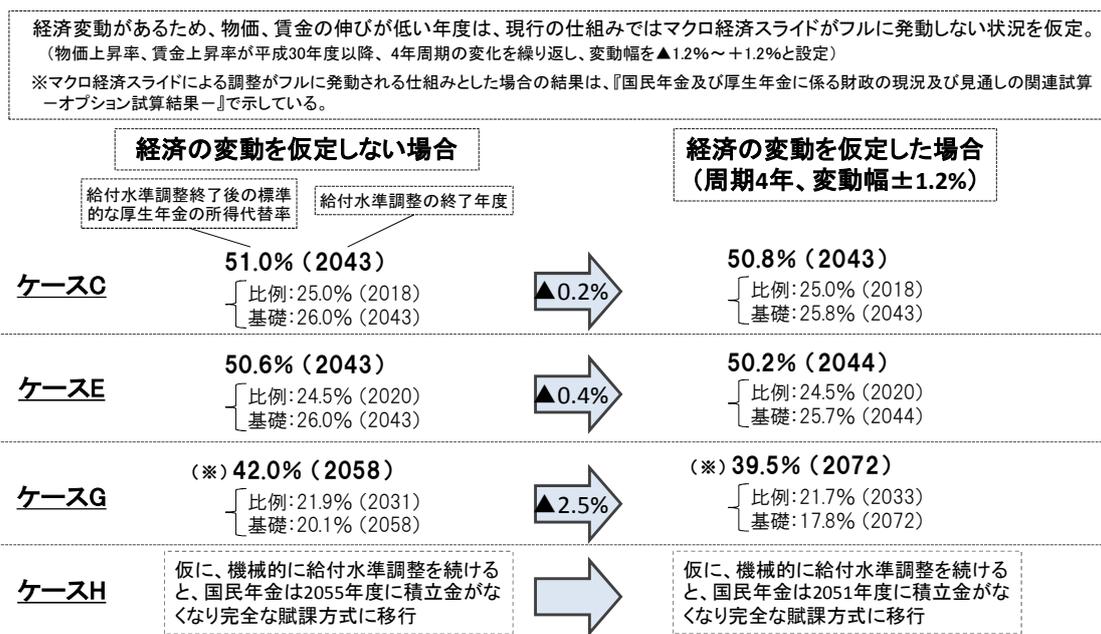
しかし、国民年金保険料の未納は本人の老後の所得保障を失わせるものであり、また、制度に対する信頼感を失うことにつながることから、国民年金の収納対策の一層の徹底・強化に取り組んでいく必要がある。

なお、ケースCやケースEにおいて、納付率が低下するにもかかわらず所得代替率が微増しているが、納付率が低下すると将来の給付につながる第1号被保険者が減少することから、国民年金の積立金をより活用できるようになるため、こうしたことが給付水準の上昇要因になったものと考えられる。

(5) 経済の変動を仮定した場合の所得代替率の見通し

物価上昇率や賃金上昇率といった経済前提は、平成36(2024)年度以降の長期の前提は将来にわたって一定とする場合を基本としているが、実際の経済状況は一定ではなく変動するものである。このため、経済の変動を仮定した場合（物価上昇率、賃金上昇率が平成30(2018)年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定）の影響についても試算を行い、ケースC、ケースE、ケースG及びケースHの場合を示したものが第3-7-11図である。

第3-7-11図 経済の変動を仮定した場合の影響



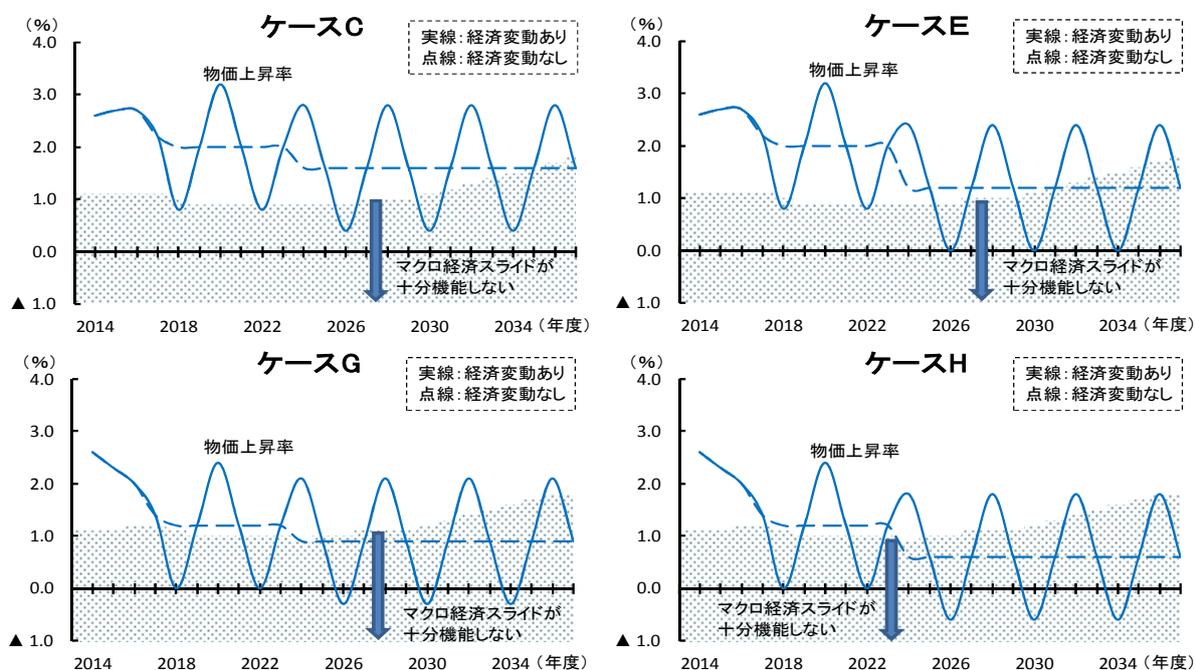
※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。
 注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

経済変動を仮定することにより、たとえ高成長であったとしてもマクロ経済スライドがフルに発動しない状況も現れるためスライド調整期間が長期化し、給付水準は低下する結果となる。所得代替率の変化を見ると、ケースCやケースEのように高成長のケースで0.2%~0.4%程度の低下である一方、低成長のケースGでは2.5%と大きく低下している。これは、マクロ経済スライドがフルに発動しない影響が低成長の場合の方が大きいためである（第3-7-12図）。

第3-7-12図 経済変動を仮定した場合のマクロ経済スライドの発動への影響

○ 物価上昇率がスライド調整率より低い場合、既裁定年金に対するマクロ経済スライドがフルに発動しなくなる。

※下図の網掛け部分は、マクロ経済スライドがフルに発動しない範囲



2. 年金額の将来見通し

(1) 新規裁定時の年金額の見通し

所得代替率は、現役世代の賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の賃金との相対的な水準を示す所

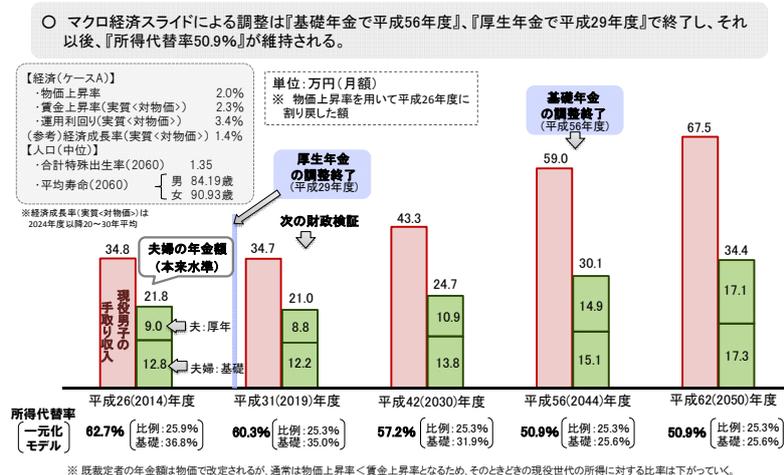
得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価格がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

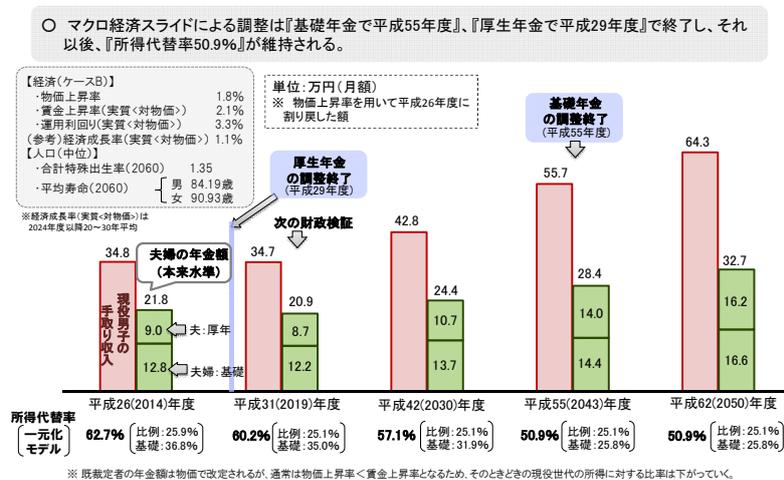
そこで、新規裁定時の標準的な年金受給世帯における年金について、購買力でみた実質額の将来見通しを、経済前提がケースAからケースHまでの場合について示したのが、第3-7-13図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り引くことで計算される。

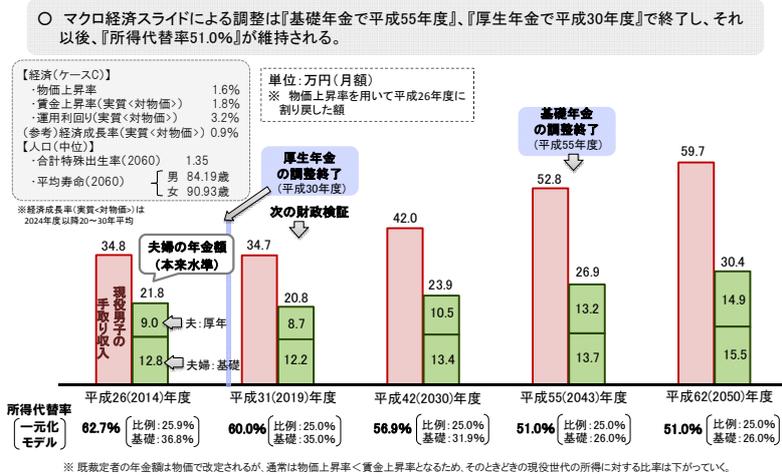
第3-7-13図 年金額の将来見通し（平成26年財政検証）
—経済：ケースA（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位—



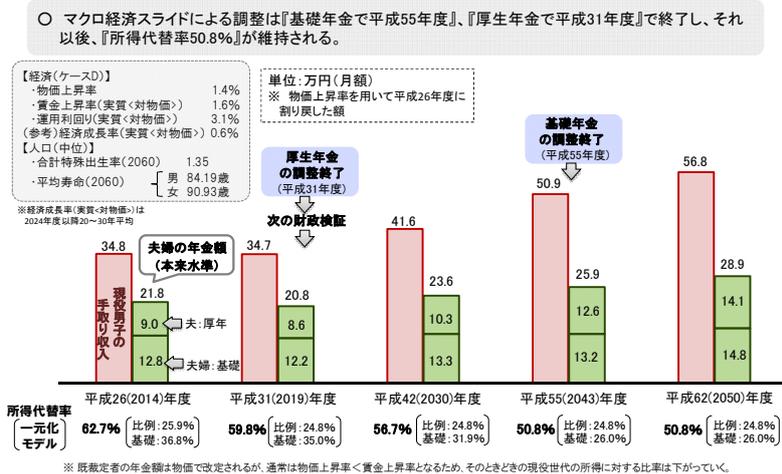
—経済：ケースB（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位—



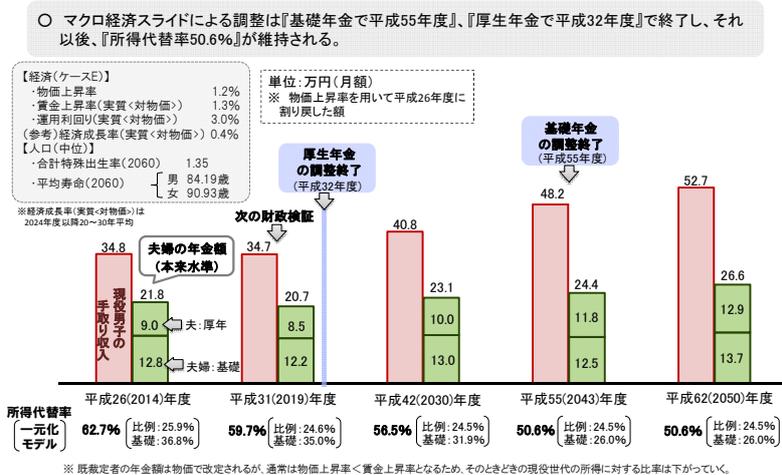
一経済：ケースC（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一



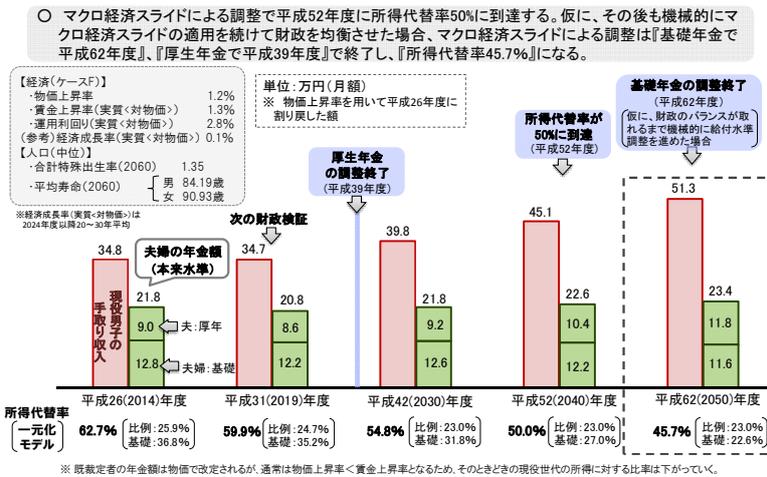
一経済：ケースD（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一



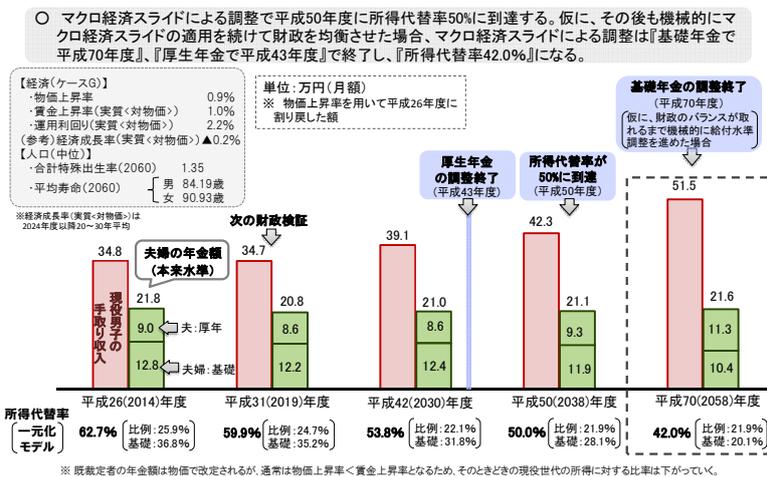
一経済：ケースE（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一



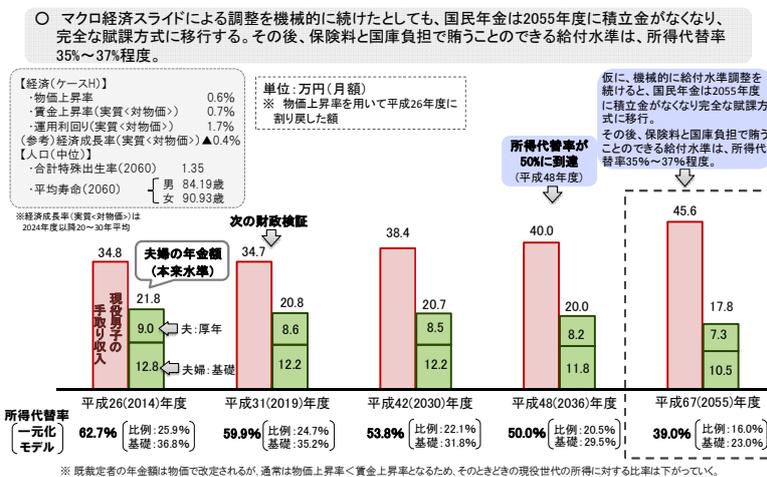
一経済：ケースF（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一



一経済：ケースG（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一



一経済：ケースH（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一



まず、それぞれのケースで現役世代の賃金を比べると、平成 26(2014)年度に 34.8 万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、賃金上昇率（実質<対物価>）の違いにより、将来の実質額には大きな差が生じる。例えば、平成 62(2050)年度でみると、ケース A は 67.5 万円である一方、ケース E は 52.7 万円となっている。

また、それぞれの経済状況において、平成 26(2014)年度に 21.8 万円の年金額は、平成 62(2050)年度の実質額でみて、ケース A が 34.4 万円である一方、ケース E が 26.6 万円となる。実質経済成長により現役世代の生活水準が上昇するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力は、高成長を仮定しているケース A からケース E までの場合でみると上昇しており、低成長を仮定しているケース F からケース H までの場合でみると、ケース F はやや上昇、ケース G は概ね横ばい、ケース H では低下している。

ただし、基礎年金の購買力をみると、平成 26(2014)年度に 12.8 万円の夫婦 2 人分の基礎年金は、ケース A からケース E までの場合では平成 62(2050)年度でも 17.3 万円～13.7 万円と平成 26(2014)年度を上回る購買力を確保している。一方、ケース F、ケース G の場合に給付水準調整が終了する時点でみると、それぞれ 11.6 万円（平成 62(2050)年度）、10.4 万円（平成 70(2058)年度）まで低下しており、低成長ケースでは基礎年金の購買力の低下が課題となる。

高成長を仮定しているケース A からケース E までの場合、賃金上昇率（実質<対物価>）の見込みは 2.3%～1.3%であり、一方、マクロ経済スライドによるスライド調整率はフルに発動した場合でも平成 52(2040)年度までの平均で年 1.2%であるため、実質賃金による年金改定がスライド調整率を上回り年金の実質額が上昇する。しかしながら、低成長を仮定しているケース F からケース H までの場合、賃金上昇率（実質<対物価>）の見込みは 1.3%～0.7%であり、このときのスライド調整率の年平均 1.3%を下回るため年金の実質額が低下することとなる。

（2）年金受給後の年金額の見通し

今回の財政検証において、標準的な年金受給世帯について生年度別に年金受給後の年金額の見通しを示したものが第 3-7-14 表である。

年金の給付水準の指標としては、従来から新規裁定時における現役の平均手取り賃金に対する年金額の比率（所得代替率）が用いられてきたところである。年金を受給し始めた後（既裁定）の年金額は、平成 12 年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、既裁定の年金額をその時々々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定するが、分母とな

る手取り賃金の上昇率の方が物価上昇率に比べ通常は大きいと考えられるからである。ただし、この既裁定者の比率の低下についても、その時点の新規裁定者の比率である所得代替率の8割を下回らないようにすることとしている。すなわち、8割に到達した後は賃金上昇率により改定することとし、現役の平均手取り賃金に対する比率が維持されるようにしている。

例えば、第3-7-14表の経済前提がケースCの場合で見ると、平成46(2034)年度時点で年金を受給し始める者(1969年度生)は所得代替率55.3%であるが、裁定後は物価スライドで年金額を改定していくため、比率が減少していく。しかしながら、減少し続けるのではなく、途中から40.8%で一定となっている。これは、その時点の新規裁定者の所得代替率が51.0%であるため、この8割の40.8%で下支えし、それ以降、賃金上昇率により年金額を改定し、同じ40.8%の割合の年金額を受給することとなるためである。

第3-7-14表 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し
(平成26年財政検証)

(1) 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC(変動なし)

① 厚生年金(夫婦2人の基礎年金含む)

長期の経済前提	物価上昇率	資金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年	一元化モデル			(従来モデル)	
	1.6%	1.8%	実質<対物価>	スプレッド<対資金>	0.9%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	基礎	比例	(52.1%)	
			3.2%	1.4%		給付水準調整終了年度	2043	2043	2018	

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	厚生年金の調整終了 (平成30年度)					基礎年金の調整終了 (平成55年度)							
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)	
	万円	万円	万円	万円	万円								
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	41.3	45.1	49.2	53.7	58.6	64.0	69.9	76.3	83.3	
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 [62.7%] (65歳)	20.3 (70歳)	19.8 (75歳)	19.2 (80歳)	19.9 (85歳)	20.7 (90歳)							
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.8 [60.0%] (65歳)	20.3 (70歳)	19.8 (75歳)	19.9 (80歳)	20.7 (85歳)	21.9 (90歳)						
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			22.3 [58.7%] (65歳)	21.7 (70歳)	21.0 (75歳)	20.7 (80歳)	21.9 (85歳)	23.9 (90歳)					
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				23.7 [57.2%] (65歳)	22.8 (70歳)	21.9 (75歳)	21.9 (80歳)	23.9 (85歳)	26.1 (90歳)				
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					24.9 [55.3%] (65歳)	23.9 (70歳)	23.2 (75歳)	23.9 (80歳)	26.1 (85歳)	28.5 (90歳)			
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						25.9 [52.7%] (65歳)	25.2 (70歳)	25.2 (75歳)	26.1 (80歳)	28.5 (85歳)	31.1 (90歳)		
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							27.4 [51.0%] (65歳)	27.4 (70歳)	27.4 (75歳)	28.5 (80歳)	31.1 (85歳)	34.0 (90歳)	
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								29.9 [51.0%] (65歳)	29.9 (70歳)	29.9 (75歳)	31.1 (80歳)	34.0 (85歳)	

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
(注3) □内は、各世代の65歳新規決定時における標準的年金額の所得代替率を記載した。
(注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ資金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

② 基礎年金

長期の経済前提	物価上昇率	資金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年	一元化モデル			(従来モデル)	
	1.6%	1.8%	実質<対物価>	スプレッド<対資金>	0.9%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	基礎	比例	(52.1%)	
			3.2%	1.4%		給付水準調整終了年度	2043	2043	2018	

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	基礎年金の調整終了 (平成55年度)											
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	6.4 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.5 (85歳)	5.5 (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.5 (75歳)	5.5 (80歳)	5.5 (85歳)	5.6 (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			6.4 (65歳)	6.1 (70歳)	5.7 (75歳)	5.5 (80歳)	5.6 (85歳)	6.1 (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				6.7 (65歳)	6.3 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	6.1 (85歳)	6.7 (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					6.8 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	6.1 (80歳)	6.7 (85歳)	7.3 (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						6.8 (65歳)	6.5 (70歳)	6.5 (75歳)	6.7 (80歳)	7.3 (85歳)	7.9 (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							7.0 (65歳)	7.0 (70歳)	7.0 (75歳)	7.3 (80歳)	7.9 (85歳)	8.7 (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								7.6 (65歳)	7.6 (70歳)	7.6 (75歳)	7.9 (80歳)	8.7 (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
(注3) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ資金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(2) 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE（変動なし）

① 厚生年金（夫婦2人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年	一元化モデル			(従来モデル)	
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		基礎	比例			
長期の経済前提	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.6%	26.0%	24.5%	(51.6%)
						給付水準調整終了年度	2043	2043	2020	

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	厚生年金の調整終了 (平成32年度)					基礎年金の調整終了 (平成55年度)									
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)			
	万円														
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1			
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 (62.7%) (65歳)	20.2 (58.1%) (70歳)	19.6 (56.6%) (75歳)	19.1 (55.1%) (80歳)	18.8 (54.3%) (85歳)	19.2 (53.9%) (90歳)									
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.7 (59.7%) (65歳)	20.2 (58.0%) (70歳)	19.6 (56.5%) (75歳)	19.0 (55.0%) (80歳)	19.2 (54.2%) (85歳)	19.7 (53.8%) (90歳)								
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			22.2 (58.3%) (65歳)	21.6 (56.8%) (70歳)	20.9 (55.3%) (75歳)	20.2 (54.1%) (80歳)	20.0 (53.0%) (85歳)	21.0 (52.0%) (90歳)							
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				22.9 (56.8%) (65歳)	22.2 (55.7%) (70歳)	21.5 (54.6%) (75歳)	21.0 (53.1%) (80歳)	21.3 (52.3%) (85歳)	22.4 (51.0%) (90歳)						
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					23.6 (54.8%) (65歳)	22.8 (53.7%) (70歳)	22.3 (52.5%) (75歳)	22.3 (51.4%) (80歳)	22.7 (50.3%) (85歳)	23.9 (49.1%) (90歳)					
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						23.9 (52.3%) (65歳)	23.4 (51.1%) (70歳)	23.4 (50.0%) (75歳)	23.4 (48.9%) (80歳)	23.9 (47.7%) (85歳)	25.5 (46.5%) (90歳)				
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							24.7 (50.6%) (65歳)	24.7 (49.4%) (70歳)	24.7 (48.3%) (75歳)	24.7 (47.2%) (80歳)	25.5 (46.1%) (85歳)	27.2 (44.9%) (90歳)			
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								26.3 (50.6%) (65歳)	26.3 (49.4%) (70歳)	26.3 (48.3%) (75歳)	26.3 (47.2%) (80歳)	27.2 (46.1%) (85歳)			

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
 (注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
 (注3) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
 (注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
 (注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

② 基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年	一元化モデル			(従来モデル)	
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		基礎	比例			
長期の経済前提	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.6%	26.0%	24.5%	(51.6%)
						給付水準調整終了年度	2043	2043	2020	

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	基礎年金の調整終了 (平成55年度)													
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)		
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円		
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	6.4 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.1 (90歳)								
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.5 (75歳)	5.2 (80歳)	5.1 (85歳)	5.1 (90歳)							
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			6.4 (65歳)	6.1 (70歳)	5.8 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.4 (90歳)						
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				6.5 (65歳)	6.1 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.6 (85歳)	5.8 (90歳)					
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					6.5 (65歳)	6.1 (70歳)	5.9 (75歳)	5.9 (80歳)	5.9 (85歳)	6.2 (90歳)				
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						6.4 (65歳)	6.1 (70歳)	6.1 (75歳)	6.1 (80歳)	6.2 (85歳)	6.6 (90歳)			
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							6.3 (65歳)	6.3 (70歳)	6.3 (75歳)	6.3 (80歳)	6.6 (85歳)	7.0 (90歳)		
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								6.8 (65歳)	6.8 (70歳)	6.8 (75歳)	6.8 (80歳)	7.0 (85歳)		

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
 (注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
 (注3) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

(3) 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG（変動なし）

－機械的に給付水準調整を進めた場合－

① 厚生年金（夫婦2人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
長期の経済前提	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	-0.2%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	42.0%	20.1%	21.9%	(42.8%)
給付水準調整終了年度	2058	2058	2031	

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	厚生年金の調整終了 (平成43年度)					基礎年金の調整終了 (平成70年度)						
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	37.1	38.7	40.6	42.7	44.8	47.1	49.5	52.0	54.6	57.4
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 [62.7%] (65歳)	20.2 <58.3%> (70歳)	19.3 <52.1%> (75歳)	18.5 <47.6%> (80歳)	17.9 <44.0%> (85歳)	17.4 <40.8%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.8 [59.9%] (65歳)	19.8 <53.5%> (70歳)	19.0 <48.9%> (75歳)	18.4 <45.2%> (80歳)	17.9 <41.9%> (85歳)	17.6 <39.2%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			21.2 [57.3%] (65歳)	20.3 <52.4%> (70歳)	19.6 <48.4%> (75歳)	19.1 <44.9%> (80歳)	18.2 <41.6%> (85歳)	18.7 <38.7%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				21.1 [54.4%] (65歳)	20.4 <50.3%> (70歳)	19.9 <46.6%> (75歳)	19.4 <43.3%> (80歳)	18.9 <40.2%> (85歳)	18.6 <37.6%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					21.1 [51.9%] (65歳)	20.5 <48.2%> (70歳)	20.0 <44.7%> (75歳)	19.6 <41.5%> (80歳)	19.1 <38.6%> (85歳)	19.0 <36.6%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						21.0 [49.3%] (65歳)	20.5 <45.8%> (70歳)	20.0 <42.5%> (75歳)	19.6 <39.5%> (80歳)	19.3 <37.1%> (85歳)	19.5 <35.7%> (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							21.0 [46.8%] (65歳)	20.5 <43.5%> (70歳)	20.0 <40.5%> (75歳)	19.8 <38.0%> (80歳)	19.8 <36.2%> (85歳)	20.0 <34.9%> (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								21.1 [44.7%] (65歳)	20.6 <41.6%> (70歳)	20.3 <39.1%> (75歳)	20.3 <37.2%> (80歳)	20.3 <35.4%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
(注3) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
(注4) <>内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

② 基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
長期の経済前提	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	-0.2%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	42.0%	20.1%	21.9%	(42.8%)
給付水準調整終了年度	2058	2058	2031	

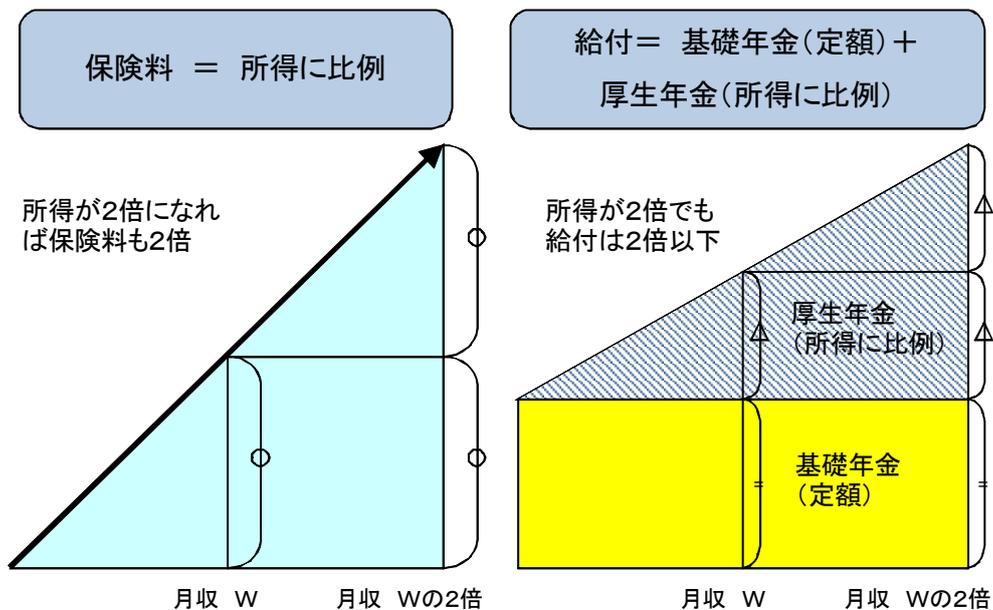
生年度(平成26(2014)年度における年齢)	基礎年金の調整終了 (平成70年度)											
	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	6.4 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	4.9 (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.3 (80歳)	5.1 (85歳)	4.9 (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			6.2 (65歳)	6.0 (70歳)	5.7 (75歳)	5.5 (80歳)	5.2 (85歳)	5.0 (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				6.2 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.0 (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.3 (80歳)	5.1 (85歳)	5.0 (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						5.8 (65歳)	5.6 (70歳)	5.3 (75歳)	5.1 (80歳)	5.0 (85歳)	5.0 (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							5.6 (65歳)	5.3 (70歳)	5.1 (75歳)	5.0 (80歳)	5.0 (85歳)	5.0 (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								5.4 (65歳)	5.1 (70歳)	5.0 (75歳)	5.0 (80歳)	5.0 (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。
(注3) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようとする方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

3. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

公的年金（厚生年金）の負担と給付の基本的な構造は第3-7-15図のような概念図で表現できる。厚生年金の保険料は1階部分、2階部分を合わせて賃金に比例した負担となっているため、左側の図に示すように賃金水準が2倍になれば厚生年金の保険料負担も2倍になる。一方、右側の図に示すように賃金水準が2倍になれば厚生年金の報酬比例部分の年金額は2倍になるが、基礎年金の額は賃金水準によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は2倍以下となる。この結果、現役時代の賃金水準が低いほど、その賃金水準に対する年金額（報酬比例部分と基礎年金を合わせた額）の割合は高くなるという構造になっている。

第3-7-15図 公的年金の負担と給付の構造



現役時代の所得が高いほど、所得代替率(=年金/現役時所得)は下がる

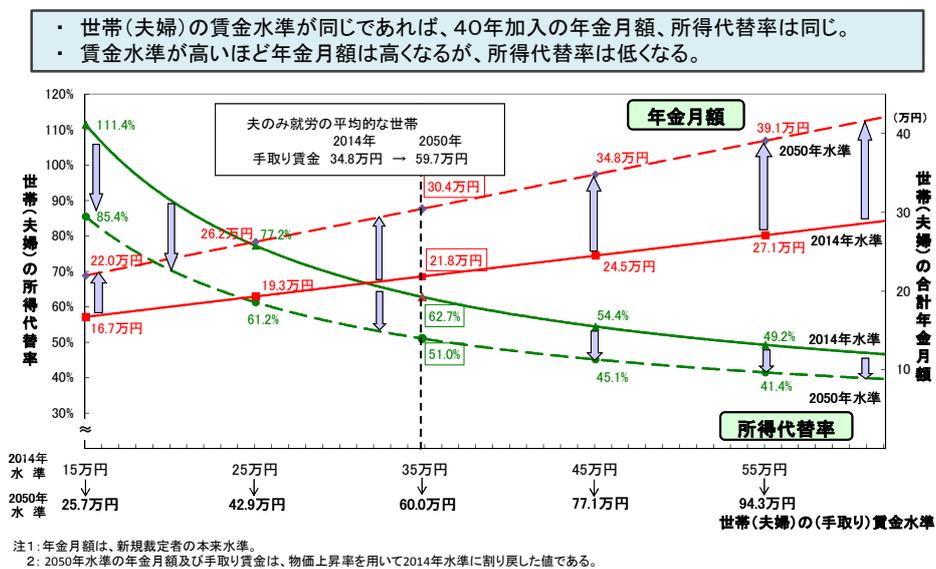
すなわち、賃金水準が低いほど年金額は低くなるが所得代替率は高くなり、賃金水準が高いほど年金額は高くなるが所得代替率は低くなるということとなる。公的年金制度が持つこのような機能を所得再分配機能という。

ここまでは世帯合計の総報酬月額が男子被保険者の総報酬月額の平均額に等しい標準的な年金受給世帯についての給付水準を示したが、世帯の賃金水準（夫婦合計）を変化させて、世帯の賃金水準別に給付水準を示したものが、第3-7-16図である。年金額は世帯の賃金水準が高いほど上昇することを反映して右上

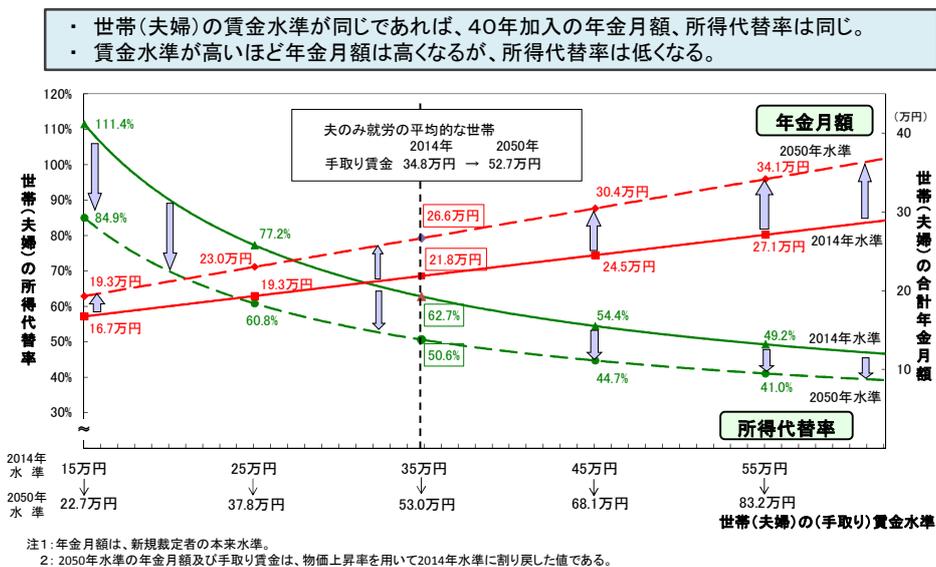
がりの直線となっており、一方、所得代替率は世帯の賃金水準が高いほど低下することを反映して右下がりの曲線となっている。

また、平成 26(2014)年度水準と平成 62(2050)年度水準とを比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、所得代替率は低下するが、ケースCやケースEのように一定の経済成長があれば、物価上昇率で現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。

第3-7-16 図 賃金水準別の年金月額及び所得代替率
 <経済：ケースC（変動なし） 人口：出生中位、死亡中位>



<経済：ケースE（変動なし） 人口：出生中位、死亡中位>



夫婦世帯における保険料負担、年金額及び所得代替率は世帯の賃金水準の高低により変化するものであることをみてきたが、いかえれば、夫婦世帯において、夫のみ就労する世帯か夫婦共働きの世帯かといった世帯類型が異なっても、世帯の賃金水準が同じであれば保険料負担、年金額及び所得代替率は全て等しくなるということである。すなわち、

- ・夫の賃金がWである、夫のみ就労の世帯
- ・夫の賃金（W1）と妻の賃金（W2）とを合算（W1+W2）するとWと等しくなる、夫婦共働きの世帯

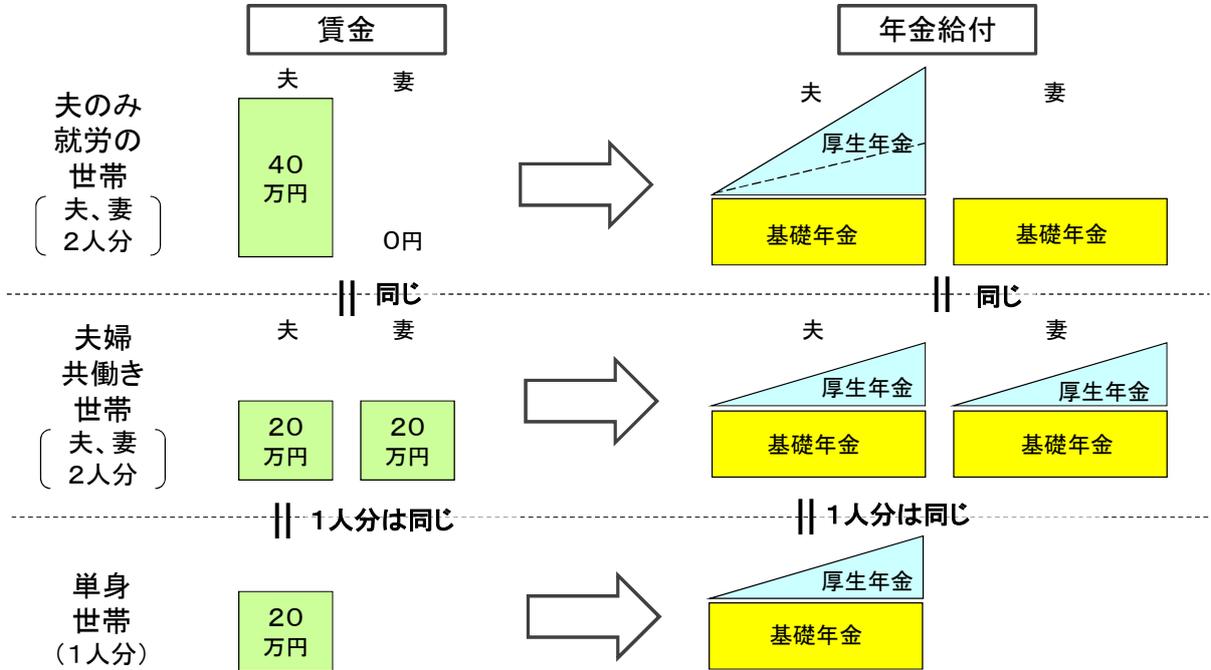
とでは所得代替率は等しくなる。

さらに、世帯の構成人数が異なる夫婦世帯と単身世帯の所得代替率を考察するためには、世帯1人当たりの賃金水準をみる必要がある。第3-7-17図のように、夫婦共働き世帯の賃金水準を夫婦ともに20万円ずつであるとし、夫のみ就労の世帯における夫の賃金水準を40万円（20万円の2倍）であるとした場合、どちらの世帯も世帯の賃金水準が40万円となり、所得代替率は等しいものとなる。また、夫婦共働き世帯を1人ずつに分割してみると、賃金水準も年金額も半分になるが、年金／現役時所得の比率は変わらず、単身世帯の賃金水準を20万円とすれば、単身世帯の構造と、夫婦共働き世帯の1人当たりの構造が同じであるため、所得代替率は等しくなる。したがって、夫のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯いずれも世帯1人当たり賃金水準が20万円と等しく、所得代替率も全て等しくなっている。これは、世帯1人当たり賃金水準の等しい夫婦世帯と単身世帯は所得代替率も等しくなることを示しており、夫婦世帯でも単身世帯でも、所得代替率は世帯1人当たり賃金水準の高低に依存するものである。

第3-7-17図 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

賃金水準（1人あたり）が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造（例示）

<賃金水準が20万円（1人あたり）の場合>



賃金水準（1人あたり）が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

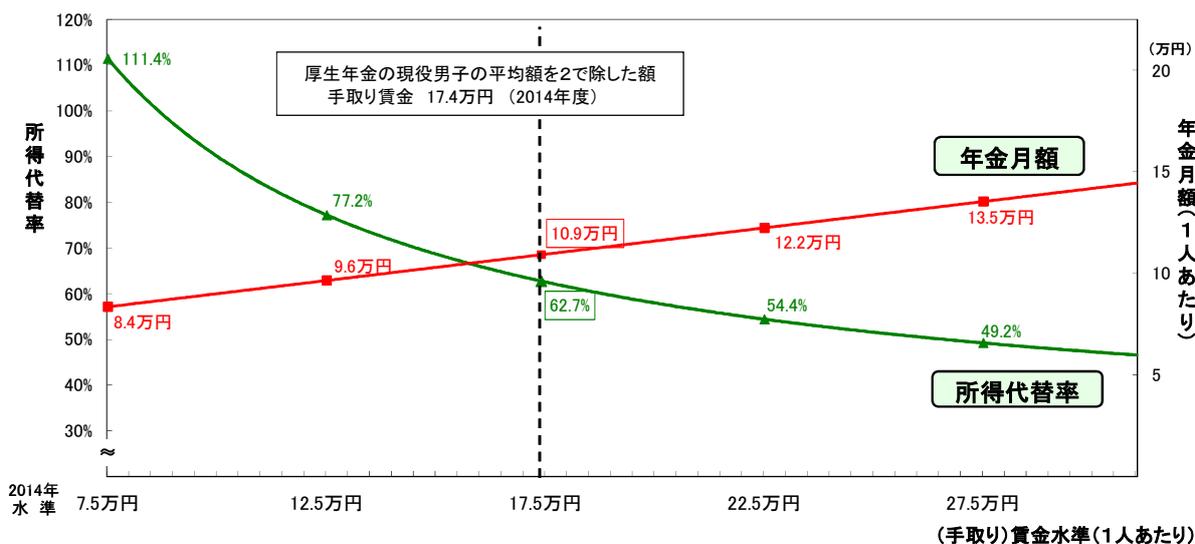
	賃金	保険料負担	年金給付
夫のみ就労の世帯 (2人分)	夫: 40万円	夫: 40万円に対応する厚生年金保険料	40万円に対応する報酬比例年金 + 基礎年金 2人分
	同じ	同じ	同じ
夫婦共働き世帯 (2人分)	夫: 20万円 + 妻: 20万円	夫: 20万円に対応する厚生年金保険料 + 妻: 20万円に対応する厚生年金保険料	20万円に対応する報酬比例年金 + 20万円に対応する報酬比例年金 + 基礎年金 2人分
	↓ 半分	↓ 半分	↓ 半分
単身世帯 (1人分)	20万円	20万円に対応する厚生年金保険料	20万円に対応する報酬比例年金 + 基礎年金 1人分

このように、給付水準は賃金水準（1人あたり）に依存するものであり、第3-7-18図で示しているとおおり、賃金水準（1人あたり）が同じであれば、世帯類型に拠らず年金月額及び所得代替率は同じである。

第3-7-18図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び所得代替率

○ 平成26(2014)年度

- ・ 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。

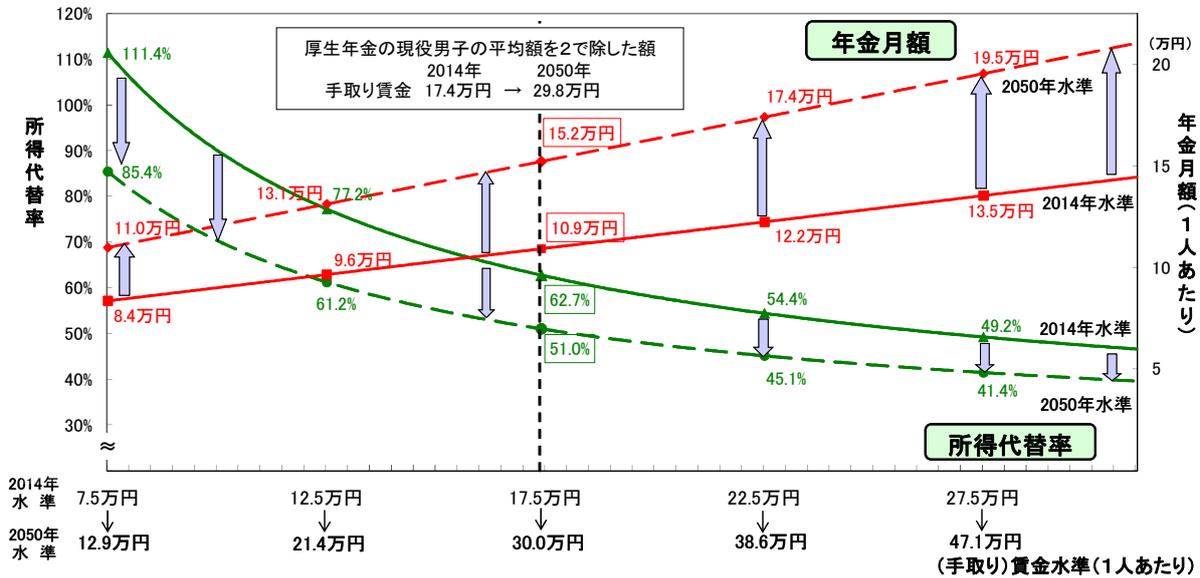


	賃金水準(1人あたり)				
	10万円	15万円	17.4万円 【男子平均÷2】(注2)	20万円	30万円
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕
単身 世帯 (1人分)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕

(注1) 上段は年金額(1人あたり)、下段は所得代替率を示している。
(注2) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(34.8万円、一元化モデル)を2で除した額。
(注3) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は23.7万円(一元化モデル)である。

＜経済:ケースC 人口:中位＞

- ・ 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。
 注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価上昇率を用いて2014年水準に割り戻した値である。

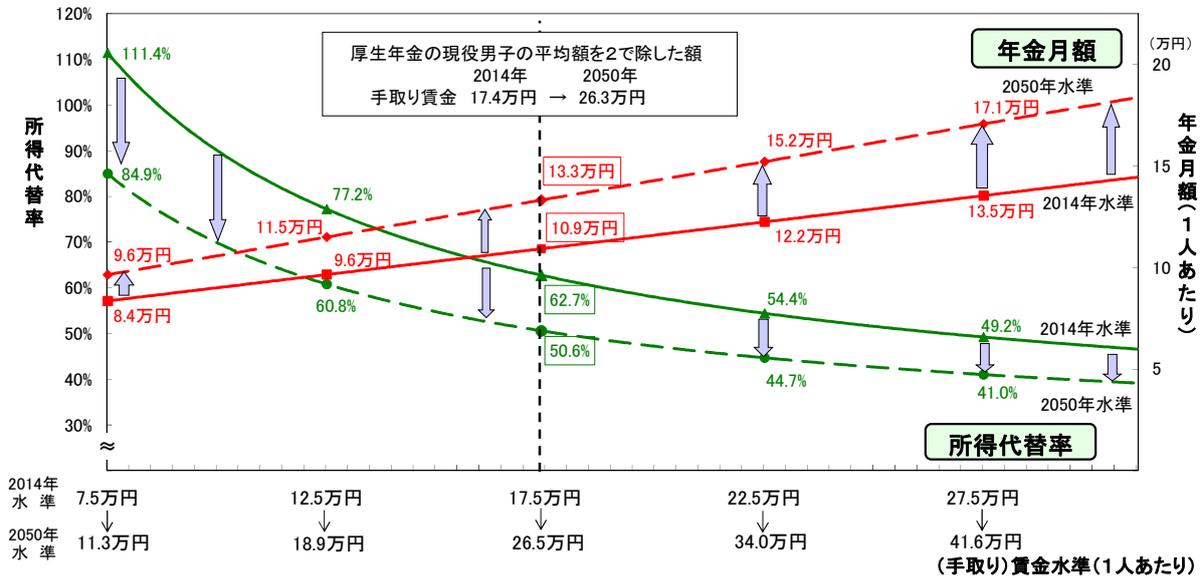
○ 平成62(2050)年度

	賃金水準(1人あたり)				
	17.1万円 (2014年度:10万円)	25.7万円 (2014年度:15万円)	29.8万円 (2014年度:17.4万円) 【男子平均÷2】(注3)	34.3万円 (2014年度:20万円)	51.4万円 (2014年度:30万円)
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕
単身 世帯 (1人分)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕

(注1) 所得水準の上段は平成62(2050)年度における額(物価で2014年度水準に割り戻した額)、()内は平成26(2014)年度における額。
 (注2) 表中の上段は年金額(1人あたり、物価上昇率を用いて2014年度水準に割り戻した額)、下段は所得代替率を示している。
 (注3) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(59.7万円、一元化モデル)を2で除した額。
 (注4) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は43.1万円(一元化モデル)である。

＜経済:ケースE 人口:中位＞

- ・ 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



○ 平成62(2050)年度

	賃金水準(1人あたり)				
	15.1万円 (2014年度:10万円)	22.7万円 (2014年度:15万円)	26.3万円 (2014年度:17.4万円) 【男子平均÷2】(注3)	30.3万円 (2014年度:20万円)	45.4万円 (2014年度:30万円)
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕
単身 世帯 (1人分)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕

(注1) 所得水準の上段は平成62(2050)年度における額(物価で2014年度水準に割り戻した額)、()内は平成26(2014)年度における額。
(注2) 表中の上段は年金額(1人あたり、物価上昇率を用いて2014年度水準に割り戻した額)、下段は所得代替率を示している。
(注3) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(52.7万円、一元化モデル)を2で除した額。
(注4) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は38.0万円(一元化モデル)である。

4. 年金財政の将来見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

① 被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移を示したものが、第3-7-19表である。この表より、生産年齢人口の増加とともに年々増加してきた被保険者数が、近年は減少していることがわかる。これを被保険者種別毎にみると、近年は厚生年金被保険者数が増加し、第1号被保険者数及び第3号被保険者数が減少する傾向がみられる。

第3-7-19表 公的年金被保険者数の実績の推移

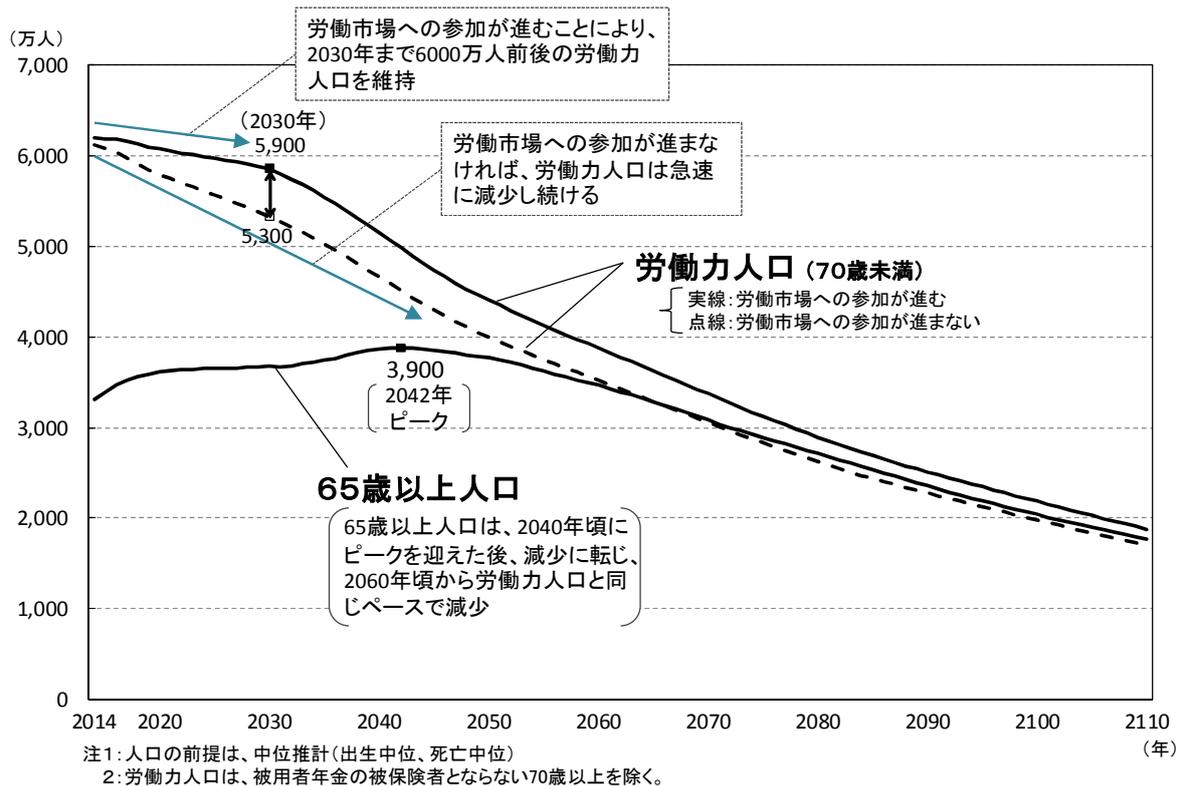
年 度	計	第1号被保険者 (任意加入含む)	被用者年金被保険者		第3号 被保険者	
			厚生年金	共済年金		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
3(1991)	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
4(1992)	68.9	18.5	38.3	33.5	4.8	12.1
5(1993)	69.3	18.6	38.5	33.6	4.9	12.2
6(1994)	69.5	18.8	38.6	33.7	4.9	12.2
7(1995)	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8(1996)	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9(1997)	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10(1998)	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11(1999)	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12(2000)	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13(2001)	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14(2002)	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2
15(2003)	70.3	22.4	36.8	32.1	4.7	11.1
16(2004)	70.3	22.2	37.1	32.5	4.6	11.0
17(2005)	70.4	21.9	37.6	33.0	4.6	10.9
18(2006)	70.4	21.2	38.4	33.8	4.6	10.8
19(2007)	70.1	20.4	39.1	34.6	4.5	10.6
20(2008)	69.4	20.0	38.9	34.4	4.5	10.4
21(2009)	68.7	19.9	38.7	34.2	4.4	10.2
22(2010)	68.3	19.4	38.8	34.4	4.4	10.0
23(2011)	67.7	19.0	38.9	34.5	4.4	9.8
24(2012)	67.4	18.6	39.1	34.7	4.4	9.6
25(2013)	67.2	18.1	39.7	35.3	4.4	9.5

(注) 厚生年金には平成8年度以前の旧3公社共済組合及び平成13年度以前の旧農林共済を含み、共済年金には含まない。

資料:「事業年報」(厚生労働省年金局)

今回の財政検証における被保険者数の将来見通しは、第5節で述べたとおり「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」や「労働力需給の推計（平成26年2月）」に基づいて作成している。65歳以上人口や労働力人口（70歳未満）の推移がどのようになっているかを示したものが第3-7-20図である。

第3-7-20図 労働力人口と65歳以上人口の推移



労働力人口（70歳未満）は足下から将来に向かって減少していく見込みであり、労働市場への参加が進む場合には、平成42(2030)年まで6,000万人前後の労働力人口を維持できるものの、労働市場への参加が進まなければ労働力人口は急速に減少し続ける見込みである。

一方、65歳以上人口は引き続き増加傾向にあり、平成54(2042)年にピークを迎えた後、減少に転じ、2060年頃から労働力人口と同じペースで減少していく見込みである。

したがって、2040年頃までは受給世代が増加し、現役世代が減少する見込みであることから、年金制度にとっては非常に厳しい時期である。将来にわたって、十分な給付水準を確保し、持続可能な制度とするためにも、この間に必要な積立金を確保し、予定どおりに給付水準の調整を進めていくことが重要である。

今回の財政検証において、人口の前提を出生中位・死亡中位として被保険者数の将来推計を行った結果を示したものが第3-7-21表及び第3-7-22図である。

公的年金の被保険者数は、労働市場への参加が進むケースでは、平成26(2014)年度で6,640万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、平成42(2030)年度には5,940万人、平成72(2060)年度には3,900万人、また、労働市場への参加が進まないケースでは、平成26(2014)年度で6,620万人、平成42(2030)年度には5,830万人、平成72(2060)年度には3,820万人になる見込みとなっている。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、労働市場への参加が進むケースでは、第1号被保険者数は、平成26(2014)年度で1,770万人、以降、減少を続け、平成42(2030)年度には1,350万人、平成72(2060)年度には850万人、また、労働市場への参加が進まないケースでは、平成26(2014)年度で1,800万人、平成42(2030)年度には1,590万人、平成72(2060)年度には1,010万人となる見込みとなっている。

被用者年金被保険者数は、労働市場への参加が進むケースでは、平成26(2014)年度で3,920万人、以降、平成42(2030)年度には3,900万人、平成72(2060)年度には2,610万人、また、労働市場への参加が進まないケースでは、平成26(2014)年度で3,870万人、平成42(2030)年度には3,490万人、平成72(2060)年度には2,330万人となる見込みとなっている。

第3号被保険者数は、労働市場への参加が進むケースでは、平成26(2014)年度で940万人、以降、平成42(2030)年度には680万人、平成72(2060)年度には430万人、また、労働市場への参加が進まないケースでは、平成26(2014)年度で950万人、平成42(2030)年度には750万人、平成72(2060)年度には480万人とそれぞれ減少していく見込みとなっている。

第3-7-21表 公的年金被保険者数の将来見通し（平成26年財政検証）

① 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース

年 度	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27(2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.6	17.1	39.4	(35.0)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.8	16.5	39.6	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(1.0)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.0	14.8	39.6	(35.3)	(4.2)	7.6	(6.8)	(0.9)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.4	13.5	39.0	(34.9)	(4.1)	6.8	(6.0)	(0.8)	-0.8	-1.1
52(2040)	51.1	11.1	34.3	(30.6)	(3.7)	5.7	(5.0)	(0.7)	-1.6	-1.9
62(2050)	44.3	9.6	29.6	(26.3)	(3.4)	5.0	(4.4)	(0.6)	-1.4	-1.7
72(2060)	39.0	8.5	26.1	(23.1)	(3.0)	4.3	(3.8)	(0.6)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.7	7.3	22.6	(20.0)	(2.6)	3.7	(3.2)	(0.5)	-1.5	-1.8
92(2080)	28.9	6.3	19.4	(17.1)	(2.3)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
102(2090)	25.2	5.5	16.9	(14.9)	(2.0)	2.8	(2.4)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.8	4.7	14.7	(13.0)	(1.7)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
122(2110)	18.8	4.1	12.6	(11.1)	(1.5)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

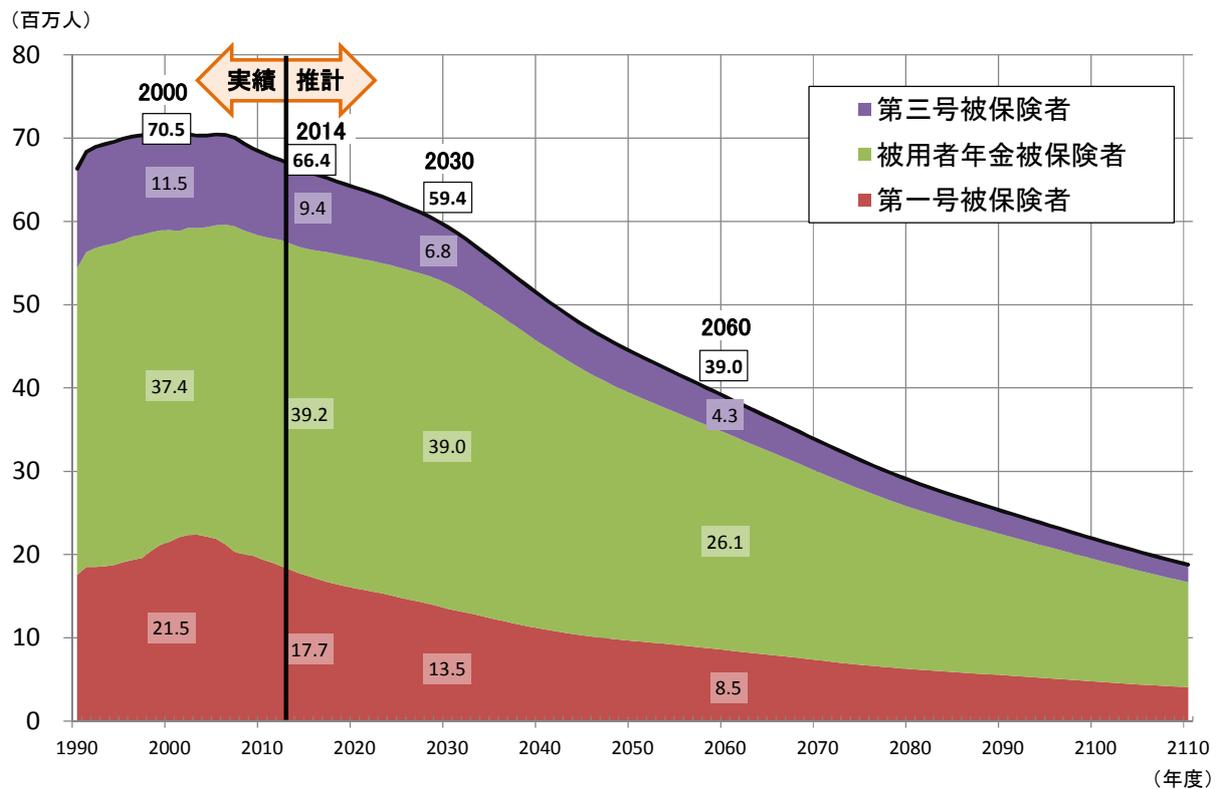
② 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進まないケース

年 度	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.2	18.0	38.7	34.3	4.4	9.5	8.4	1.1		
27(2015)	65.7	17.8	38.5	34.1	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.3	17.6	38.4	(34.0)	(4.4)	9.3	(8.2)	(1.1)	-0.9	-1.2
29(2017)	64.9	17.5	38.3	(33.9)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.1)	-0.9	-1.2
30(2018)	64.4	17.4	38.1	(33.7)	(4.4)	9.0	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
31(2019)	64.0	17.2	37.9	(33.5)	(4.4)	8.9	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
32(2020)	63.6	17.1	37.7	(33.3)	(4.3)	8.8	(7.8)	(1.0)	-0.7	-1.0
37(2025)	61.3	16.6	36.5	(32.3)	(4.2)	8.2	(7.2)	(0.9)	-0.7	-1.0
42(2030)	58.3	15.9	34.9	(30.8)	(4.1)	7.5	(6.6)	(0.9)	-0.9	-1.2
52(2040)	50.0	13.1	30.5	(26.8)	(3.7)	6.3	(5.5)	(0.8)	-1.6	-1.9
62(2050)	43.4	11.4	26.5	(23.1)	(3.4)	5.6	(4.8)	(0.7)	-1.3	-1.6
72(2060)	38.2	10.1	23.3	(20.3)	(3.0)	4.8	(4.2)	(0.6)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.0	8.7	20.2	(17.6)	(2.6)	4.1	(3.6)	(0.6)	-1.5	-1.8
92(2080)	28.3	7.4	17.3	(15.0)	(2.3)	3.6	(3.1)	(0.5)	-1.5	-1.8
102(2090)	24.7	6.5	15.1	(13.1)	(2.0)	3.1	(2.7)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.4	5.6	13.1	(11.4)	(1.7)	2.7	(2.3)	(0.4)	-1.5	-1.8
122(2110)	18.4	4.8	11.2	(9.8)	(1.5)	2.3	(2.0)	(0.3)	-1.5	-1.8

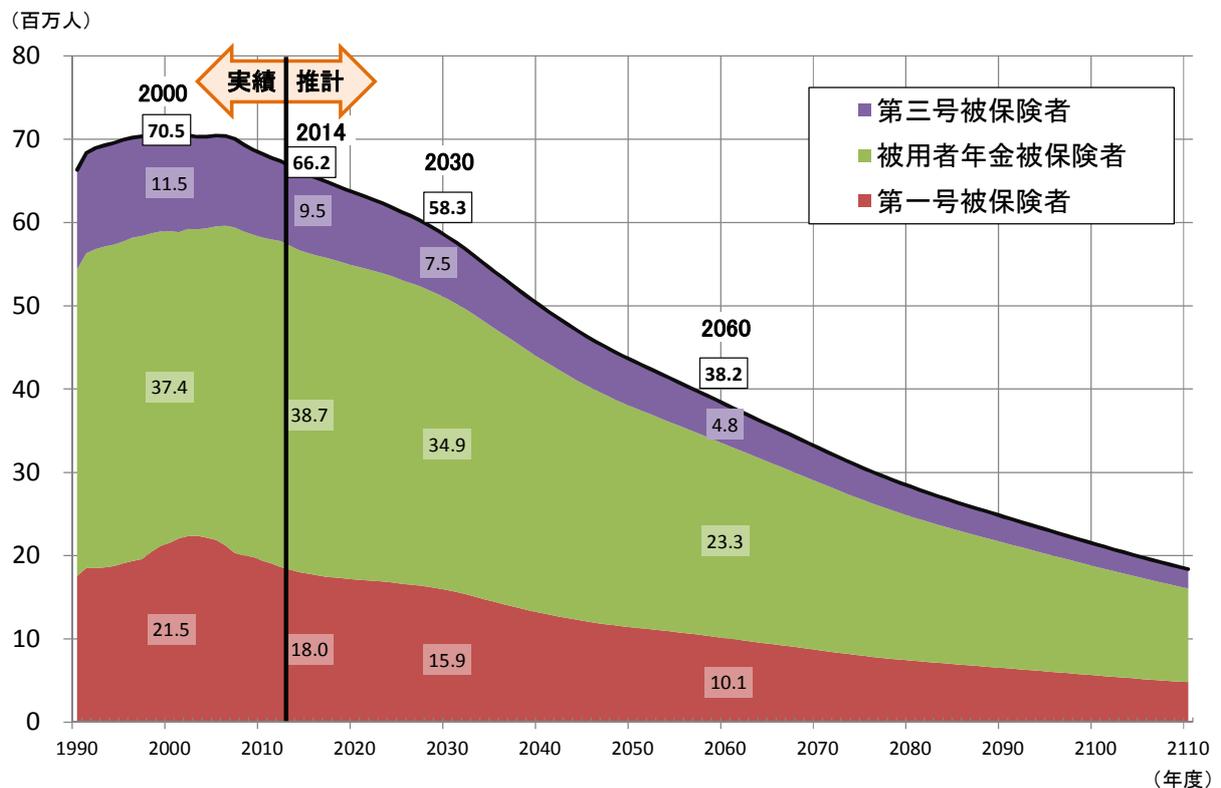
(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

第3-7-22図 公的年金被保険者数の将来見通し（平成26年財政検証）

① 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース



② 人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進まないケース



出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、労働市場への参加が進むケースで、出生高位（出生率が高く、少子化の状況が一定程度改善した場合）、出生低位（出生率が低く、少子化がより進行した場合）の場合を示したものが第3-7-23表である。

公的年金被保険者数の動向は、ほぼ人口推計における20歳以上60歳未満人口の動向と同様の傾向となっているが、将来における出生の動向の変動は平成22(2010)年度以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じるのは平成42(2030)年度前後以降となる。労働市場への参加が進むケースで見ると、平成42(2030)年度には、出生高位の場合で5,940万人、出生低位の場合で5,930万人とほぼ同程度であるが、平成72(2060)年度には、出生高位の場合で4,310万人、出生低位の場合で3,510万人と出生率の違いが現れている。

したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率(0.3%)を加えたものを基礎として行われるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる平成42(2030)年度前後までは同じとなり、給付水準調整のスピードは少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

第3-7-23表 公的年金被保険者数の将来見通し（平成26年財政検証）

① 人口：出生高位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1	-0.8	-1.1
27(2015)	65.9	17.4	39.3	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.6	17.0	39.4	(35.1)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.0)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.8	16.5	39.7	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.1	15.9	39.7	(35.3)	(4.4)	8.4	(7.5)	(0.9)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.0	14.8	39.6	(35.3)	(4.3)	7.6	(6.8)	(0.8)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.4	13.5	39.1	(34.9)	(4.2)	6.8	(6.0)	(0.8)	-0.8	-1.1
52(2040)	52.3	11.6	34.9	(31.0)	(3.9)	5.8	(5.0)	(0.7)	-1.3	-1.6
62(2050)	47.0	10.4	31.4	(27.8)	(3.6)	5.2	(4.6)	(0.7)	-1.0	-1.3
72(2060)	43.1	9.5	28.8	(25.5)	(3.3)	4.8	(4.2)	(0.6)	-0.9	-1.2
82(2070)	39.6	8.8	26.4	(23.4)	(3.0)	4.4	(3.9)	(0.5)	-0.8	-1.1
92(2080)	36.1	8.0	24.1	(21.4)	(2.7)	4.0	(3.5)	(0.5)	-0.9	-1.2
102(2090)	32.9	7.3	21.9	(19.5)	(2.5)	3.7	(3.2)	(0.5)	-0.9	-1.2
112(2100)	30.1	6.7	20.1	(17.8)	(2.3)	3.3	(2.9)	(0.4)	-0.9	-1.2
122(2110)	27.5	6.1	18.3	(16.3)	(2.1)	3.0	(2.7)	(0.4)	-0.9	-1.2

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

② 人口：出生低位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
26(2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27(2015)	65.9	17.4	39.3	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.6	17.0	39.4	(35.1)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.0)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.3)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.8	16.5	39.6	(35.3)	(4.3)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.3)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(0.9)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.0	14.8	39.6	(35.4)	(4.2)	7.6	(6.8)	(0.8)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.3	13.5	39.0	(35.0)	(4.0)	6.8	(6.1)	(0.7)	-0.8	-1.1
52(2040)	50.0	10.7	33.6	(30.1)	(3.5)	5.7	(5.0)	(0.7)	-1.8	-2.1
62(2050)	41.7	9.0	28.0	(24.8)	(3.1)	4.8	(4.2)	(0.6)	-1.7	-2.0
72(2060)	35.1	7.6	23.6	(20.9)	(2.7)	3.9	(3.4)	(0.5)	-1.7	-2.0
82(2070)	28.4	6.0	19.3	(17.0)	(2.3)	3.1	(2.7)	(0.4)	-2.2	-2.5
92(2080)	22.8	4.8	15.4	(13.5)	(1.9)	2.6	(2.2)	(0.4)	-2.1	-2.4
102(2090)	19.0	4.1	12.8	(11.2)	(1.6)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.8	-2.1
112(2100)	15.5	3.3	10.5	(9.2)	(1.3)	1.7	(1.5)	(0.2)	-2.1	-2.4
122(2110)	12.5	2.7	8.5	(7.4)	(1.0)	1.4	(1.2)	(0.2)	-2.1	-2.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

また、出生率の前提が中位のもとで、死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しを、労働市場への参加が進むケースで、死亡高位（死亡率が高く、寿命の伸びが小さい場合）、死亡低位（死亡率が低く、寿命の伸びが大きい場合）についてそれぞれ示したものが第3-7-24表である。

公的年金被保険者数の動向に影響を与える20歳以上60歳未満の年齢層においては、死亡率はそもそも低く、それぞれの前提における死亡率の差も小さくなるため、どの前提でもほぼ同様の見通しとなっている。具体的に労働市場への参加が進むケースで見ると、平成42(2030)年度が、死亡高位の場合で5,930万人、死亡低位の場合で5,940万人とほぼ同程度であり、平成72(2060)年度でも、死亡高位の場合で3,890万人、死亡低位の場合で3,900万人とほぼ同程度となっている。

第3-7-24表 公的年金被保険者数の将来見通し（平成26年財政検証）

① 人口：出生中位、死亡高位 労働：労働市場への参加が進むケース

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.3	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27(2015)	65.9	17.4	39.2	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.8	-1.1
28(2016)	65.5	17.0	39.4	(35.1)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.0)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.2)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.8	16.4	39.6	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.4	16.2	39.7	(35.3)	(4.3)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.0	15.9	39.7	(35.4)	(4.3)	8.4	(7.5)	(0.9)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.0	14.8	39.5	(35.3)	(4.2)	7.6	(6.8)	(0.8)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.3	13.5	39.0	(34.9)	(4.1)	6.8	(6.0)	(0.8)	-0.8	-1.1
52(2040)	51.1	11.1	34.2	(30.6)	(3.7)	5.7	(5.0)	(0.7)	-1.6	-1.9
62(2050)	44.2	9.6	29.6	(26.3)	(3.3)	5.0	(4.4)	(0.6)	-1.4	-1.7
72(2060)	38.9	8.5	26.0	(23.1)	(2.9)	4.3	(3.8)	(0.5)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.6	7.3	22.6	(20.0)	(2.6)	3.7	(3.3)	(0.5)	-1.5	-1.8
92(2080)	28.8	6.2	19.4	(17.1)	(2.2)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
102(2090)	25.1	5.5	16.8	(14.9)	(1.9)	2.8	(2.5)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.8	4.7	14.6	(12.9)	(1.7)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.5	-1.8
122(2110)	18.7	4.1	12.6	(11.1)	(1.4)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

② 人口：出生中位、死亡低位 労働：労働市場への参加が進むケース

年 度	公的年金被保険者計 百万人	第1号被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済組合 百万人		
平成(西暦)										
26(2014)	66.4	17.7	39.2	34.8	4.4	9.4	8.3	1.1		
27(2015)	66.0	17.4	39.3	34.9	4.4	9.3	8.2	1.1	-0.7	-1.0
28(2016)	65.6	17.0	39.5	(35.1)	(4.4)	9.1	(8.0)	(1.0)	-0.8	-1.1
29(2017)	65.2	16.7	39.6	(35.3)	(4.4)	8.9	(7.9)	(1.0)	-0.8	-1.1
30(2018)	64.9	16.5	39.7	(35.3)	(4.4)	8.7	(7.7)	(1.0)	-0.7	-1.0
31(2019)	64.5	16.2	39.7	(35.3)	(4.4)	8.6	(7.6)	(1.0)	-0.6	-0.9
32(2020)	64.1	16.0	39.7	(35.4)	(4.4)	8.4	(7.5)	(0.9)	-0.6	-0.9
37(2025)	62.1	14.8	39.6	(35.4)	(4.3)	7.6	(6.8)	(0.8)	-0.6	-0.9
42(2030)	59.4	13.5	39.1	(35.0)	(4.1)	6.8	(6.0)	(0.8)	-0.8	-1.1
52(2040)	51.2	11.1	34.4	(30.6)	(3.8)	5.7	(5.0)	(0.7)	-1.6	-1.9
62(2050)	44.3	9.6	29.7	(26.3)	(3.4)	5.0	(4.4)	(0.6)	-1.4	-1.7
72(2060)	39.0	8.5	26.1	(23.1)	(3.0)	4.4	(3.8)	(0.6)	-1.3	-1.6
82(2070)	33.8	7.3	22.7	(20.0)	(2.7)	3.7	(3.3)	(0.5)	-1.5	-1.8
92(2080)	29.0	6.3	19.5	(17.2)	(2.3)	3.2	(2.8)	(0.4)	-1.5	-1.8
102(2090)	25.3	5.5	16.9	(14.9)	(2.0)	2.8	(2.5)	(0.4)	-1.3	-1.6
112(2100)	21.9	4.8	14.7	(13.0)	(1.7)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.4	-1.7
122(2110)	18.8	4.1	12.7	(11.2)	(1.5)	2.1	(1.8)	(0.3)	-1.5	-1.8

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
(注3) ()内は、被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳を示している。

② スライド調整率の将来見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）とにより設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金額の改定を行

う4月時点で確定している前々年度のものまでの3年平均を用いることとしているが、その見通し及びこれに平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率の見通しについて、人口中位の場合は第3-7-21表に示している(表中②の欄)。

スライド調整率の見通しについては、今後20年程度は、大きく異なることはない想定される。前述したように、今、生まれた者が公的年金の被保険者となるのは、およそ20年後であり、それまでの間の被保険者数は、既に生まれている者の動向により左右されるからである。

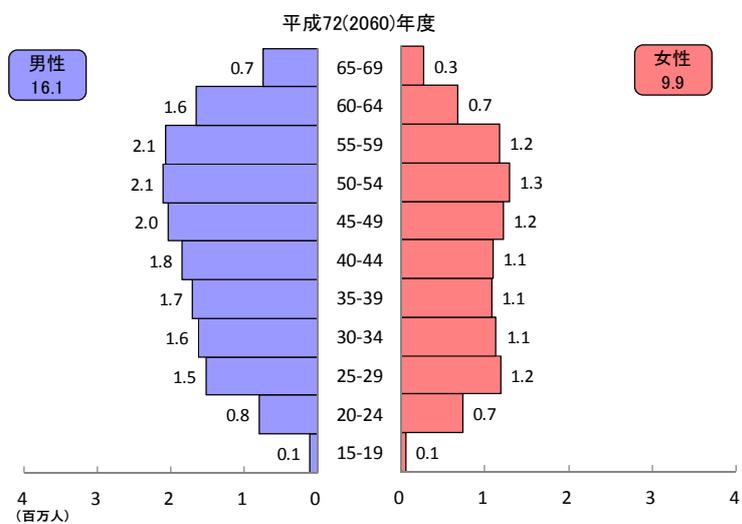
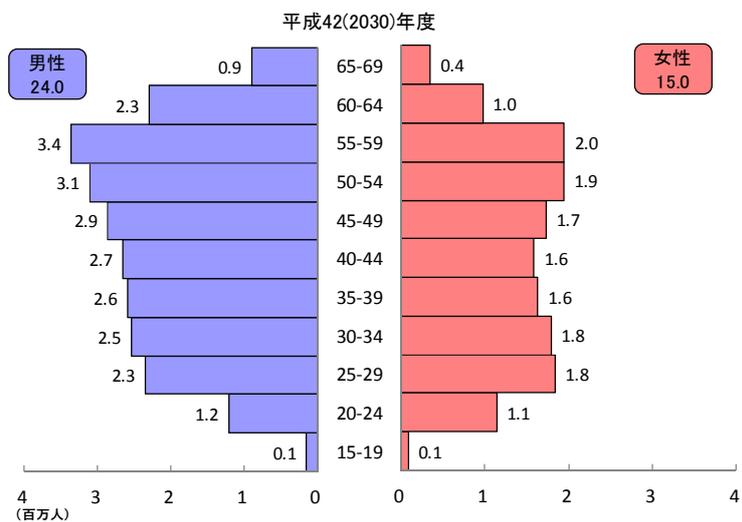
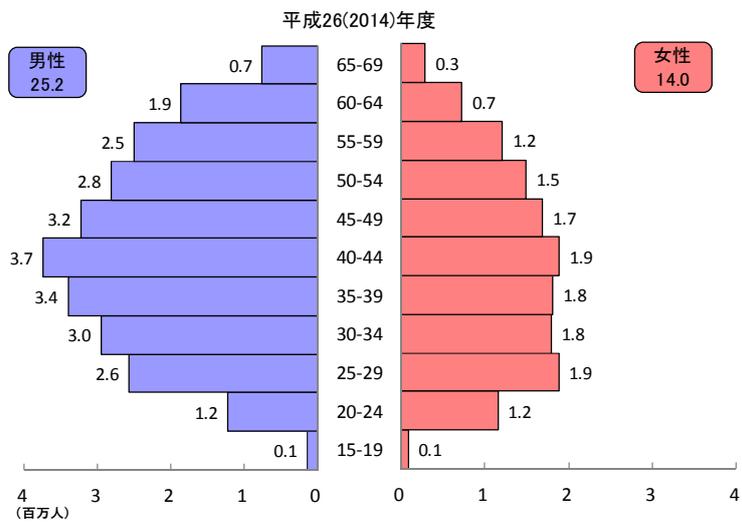
③ 被保険者の年齢構成

被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。被用者年金の場合を示したものが第3-7-25図である。男女別に比較した場合、男性と女性の被保険者で年齢構成に違いが見られる。

男性の場合、平成26(2014)年度では、いわゆる団塊の世代は被保険者から抜けて、基本的には団塊の世代の子供世代である第2次ベビーブーム世代に対応する40歳台前半層をピークとした年齢構成となっている。また、平成42(2030)年度になると第2次ベビーブーム世代は50歳台後半層となり、そこをピークとして、年齢が低いほど被保険者数が少なくなる年齢構成となる。そして、平成72(2060)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり50歳台前半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男性被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第2次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準(人口置換水準、合計特殊出生率で2.07前後の水準)を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

女性の場合、平成26(2014)年度では、20歳台後半から40歳台前半までの年齢層を中心とした年齢構成となっている。平成42(2030)年度では、20歳台後半層を1つのピークとしつつ、40歳台前半層で谷となり、再び50歳台後半層で第2のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。このM字型の年齢構成は、20歳台後半以降、結婚・出産に伴って、いったんは退職するが、子供に手間がかからなくなる中高年齢になると再び働きに出るというライフサイクルを反映しているものと考えられる。また、女性被保険者の将来の年齢構成についても、男性の場合と同様に、おおむね平成72(2060)年度には被保険者数の減少は続くものの安定的な年齢構成となることとなる。

第3-7-25 図 被用者年金被保険者の年齢構成の推移
 (人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース)



(2) 受給者数の将来見通し

基礎年金及び厚生年金における将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で昭和 61 (1986) 年 4 月以降に新規裁定される受給者 (老齢年金の場合には、昭和 61 (1986) 年 4 月 1 日における年齢が 60 歳未満の者) の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち昭和 36 (1961) 年 4 月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金 (みなし基礎年金) の支給を受けている者を含む。

① 基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金 (基礎年金) の被保険者数の比率の将来見通しは第 3-7-26 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者数は、平成 27 (2015) 年度で 3,200 万人であるが、平成 37 (2025) 年度には 3,440 万人と増加し、その後、平成 52 (2040) 年度で 3,620 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、平成 122 (2110) 年度には 1,640 万人になるものと見通される。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する国民年金 (基礎年金) の被保険者数の比率であるが、平成 27 (2015) 年度で 2.0 であるが、平成 37 (2025) 年度には 1.8 と下降し、その後、平成 82 (2070) 年度頃に 1.1 に達した後は、平成 122 (2110) 年度まで同程度の水準で推移するものと見通される。

老齢基礎年金受給者数に対する基礎年金の被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 65 歳以上人口に対する 20 歳以上 60 歳未満人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、平成 27 (2015) 年度で 180 万人であるが、その後やや増加し、平成 42 (2030) 年度には 200 万人となる。平成 52 (2040) 年度以降は、人口の減少に応じて減少し、平成 122 (2110) 年度には 100 万人になるものと見通される。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少するものと見通される。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある配偶者及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第3-7-26表 基礎年金の被保険者数、受給者数の見通し
—平成26年財政検証—

年度	被保険者数		受給者数			①/②	①'/②
	労働市場への参加が進むケース ①	労働市場への参加が進まないケース ①'	老齢 基礎年金 ②	障害 基礎年金	遺族 基礎年金		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人		
26(2014)	65.3	65.2	31.2	1.8	0.1	2.1	2.1
27(2015)	64.8	64.7	32.0	1.8	0.1	2.0	2.0
28(2016)	64.4	64.2	32.6	1.8	0.1	2.0	2.0
29(2017)	64.0	63.8	33.1	1.8	0.1	1.9	1.9
30(2018)	63.7	63.4	33.5	1.8	0.1	1.9	1.9
31(2019)	63.3	63.0	33.8	1.8	0.1	1.9	1.9
32(2020)	63.0	62.7	34.0	1.9	0.1	1.9	1.8
37(2025)	60.9	60.5	34.4	1.9	0.1	1.8	1.8
42(2030)	58.1	57.4	34.6	2.0	0.1	1.7	1.7
52(2040)	49.6	48.9	36.2	2.0	0.1	1.4	1.4
62(2050)	43.1	42.6	35.2	1.9	0.1	1.2	1.2
72(2060)	37.9	37.5	32.3	1.8	0.1	1.2	1.2
82(2070)	32.8	32.3	28.7	1.7	0.0	1.1	1.1
92(2080)	28.1	27.7	25.2	1.5	0.0	1.1	1.1
102(2090)	24.5	24.2	21.9	1.3	0.0	1.1	1.1
112(2100)	21.2	20.9	18.9	1.1	0.0	1.1	1.1
122(2110)	18.3	18.0	16.4	1.0	0.0	1.1	1.1

(注1)年度間平均値である。

(注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

(注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が1月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は昭和61(1986)年4月以降徐々に発生してくるものであり、昭和61(1986)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が25年以上の者(経過的に20~24年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。)を老齢年金相当受給者(以下「老齢相当」と呼ぶ。)とし、それ以外(25年未満)の者を通算老

齢年金相当受給者（以下「通老相当」と呼ぶ。）と区分することとし、さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第3-7-27表のとおりである。ここでの受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、旧厚生年金のほか、共済年金各制度の受給者を含む。なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。また、老齢相当と通老相当の被保険者期間については、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間である。

労働市場への参加が進むケースで見ると、老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、平成27(2015)年度で1,760万人であり、平成37(2025)年度では1,770万人とほぼ横ばいであるものの、平成62(2050)年度には2,050万人と急速に増加する。以降は、緩やかに減少し、平成122(2110)年度には1,140万人になるものと見通される。ここで、平成27(2015)年度から平成37(2025)年度にかけて、受給者数の伸びが鈍化しているのは、平成25(2013)年度から、60歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が65歳に向けて引き上げられることの影響である。なお、通老相当の受給者数は、平成52(2040)年度の1,610万人をピークに、以降、緩やかに減少するものと見通される。

障害厚生年金の受給者数は、平成27(2015)年度で40万人であるが、今後、やや増加し、平成42(2030)年度には60万人となるものの、その後、人口の減少に応じて減少し、平成122(2110)年度には30万人になるものと見通される。

一方、遺族厚生年金受給者数は、平成27(2015)年度で630万人であるが、平成37(2025)年度には760万人と増加し、平成52(2040)年度で820万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少し、平成122(2110)年度には360万人になるものと見通される。

第3-7-27表 厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し

—平成26年財政検証—

(人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース)

年 度	被保険者数	受 給 者 数			
		老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老齢相当	通老相当		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
26(2014)	39.2	17.2	12.9	0.4	6.2
27(2015)	39.2	17.6	13.4	0.4	6.3
28(2016)	39.4	17.8	13.8	0.5	6.5
29(2017)	39.6	17.9	14.1	0.5	6.6
30(2018)	39.6	18.1	14.3	0.5	6.8
31(2019)	39.7	18.0	14.3	0.5	6.9
32(2020)	39.7	17.9	14.5	0.5	7.0
37(2025)	39.6	17.7	14.8	0.5	7.6
42(2030)	39.0	17.9	15.3	0.6	8.0
52(2040)	34.3	19.9	16.1	0.6	8.2
62(2050)	29.6	20.5	14.7	0.5	7.4
72(2060)	26.1	19.9	12.4	0.5	6.7
82(2070)	22.6	18.7	10.0	0.5	6.1
92(2080)	19.4	17.1	8.1	0.4	5.3
102(2090)	16.9	15.1	6.9	0.3	4.7
112(2100)	14.7	13.1	6.0	0.3	4.2
122(2110)	12.6	11.4	5.2	0.3	3.6

(注1)年度間平均値である。

(注2)被保険者数及び受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、それぞれ旧厚生年金のほか、共済年金各制度の者を含む。

なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3)老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4)受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

(人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進まないケース)

年 度	被保険者数	受 給 者 数			
		老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老 齢 相 当	通 老 相 当		
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
26 (2014)	38.7	17.2	12.9	0.4	6.2
27 (2015)	38.5	17.6	13.4	0.4	6.3
28 (2016)	38.4	17.8	13.8	0.5	6.5
29 (2017)	38.3	17.9	14.1	0.5	6.6
30 (2018)	38.1	18.1	14.3	0.5	6.8
31 (2019)	37.9	18.0	14.3	0.5	6.9
32 (2020)	37.7	17.9	14.5	0.5	7.0
37 (2025)	36.5	17.6	14.8	0.5	7.6
42 (2030)	34.9	17.8	15.3	0.6	8.0
52 (2040)	30.5	19.3	16.5	0.5	8.2
62 (2050)	26.5	19.3	15.6	0.5	7.3
72 (2060)	23.3	18.1	13.7	0.5	6.6
82 (2070)	20.2	16.7	11.1	0.4	6.1
92 (2080)	17.3	15.1	8.8	0.4	5.2
102 (2090)	15.1	13.3	7.2	0.3	4.5
112 (2100)	13.1	11.6	6.1	0.3	4.0
122 (2110)	11.2	10.1	5.2	0.2	3.4

(注1)年度間平均値である。

(注2)被保険者数及び受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、それぞれ旧厚生年金のほか、共済年金各制度の者を含む。

なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

(注3)老齢厚生年金のうち、

(1) 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者(経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものをいう。

(2) 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者(経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。)が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

(注4)受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

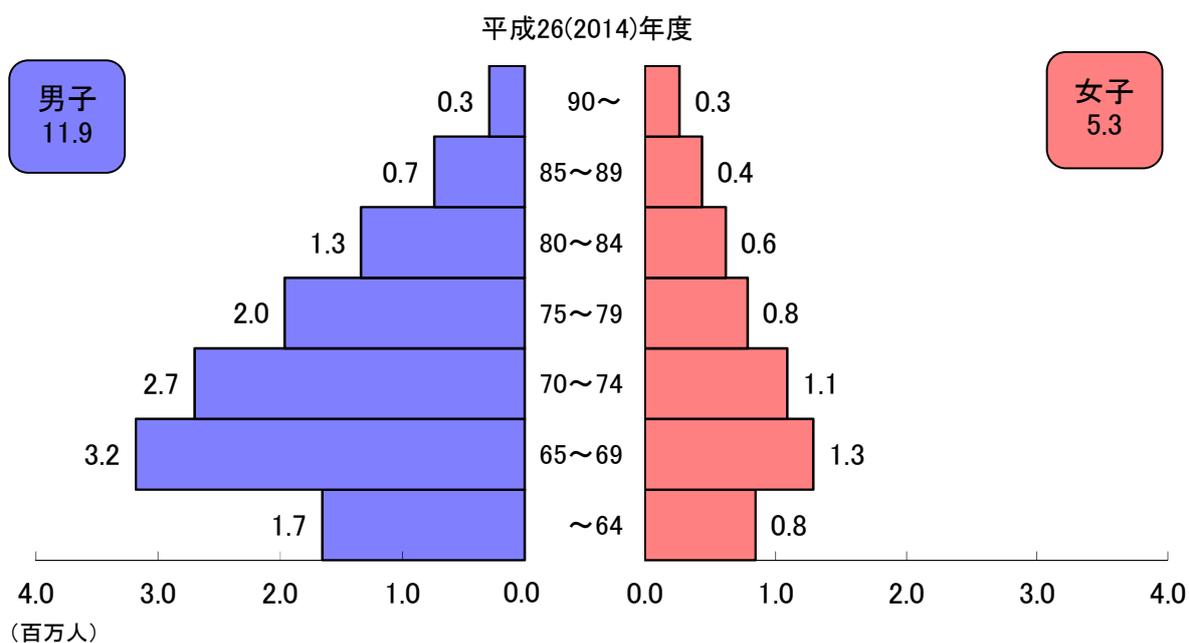
③ 受給者の年齢構成の将来見通し

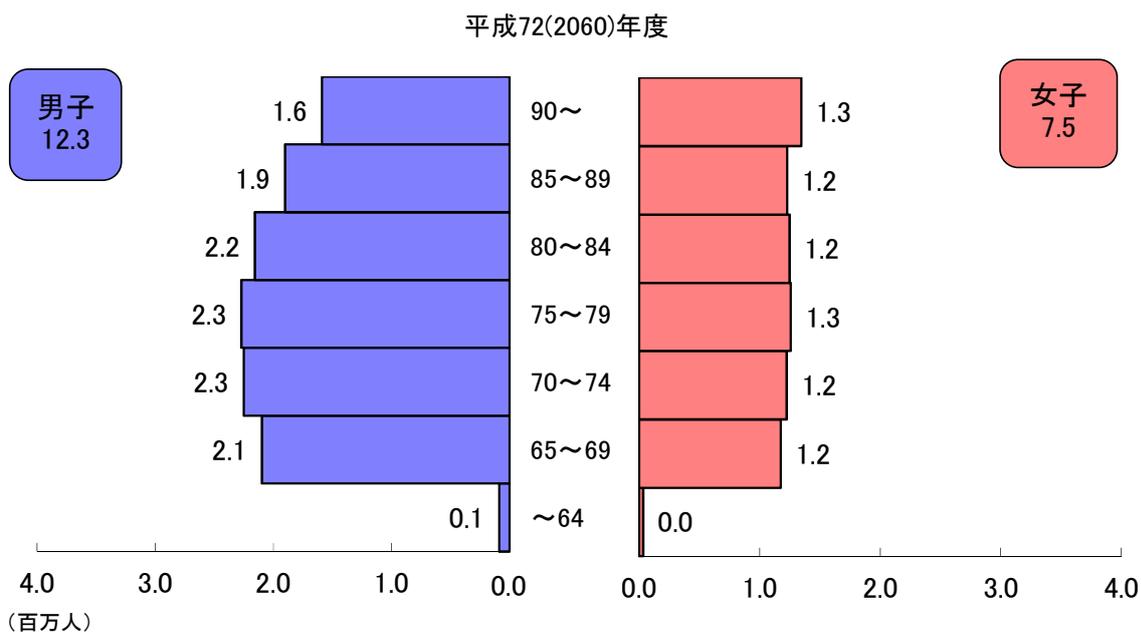
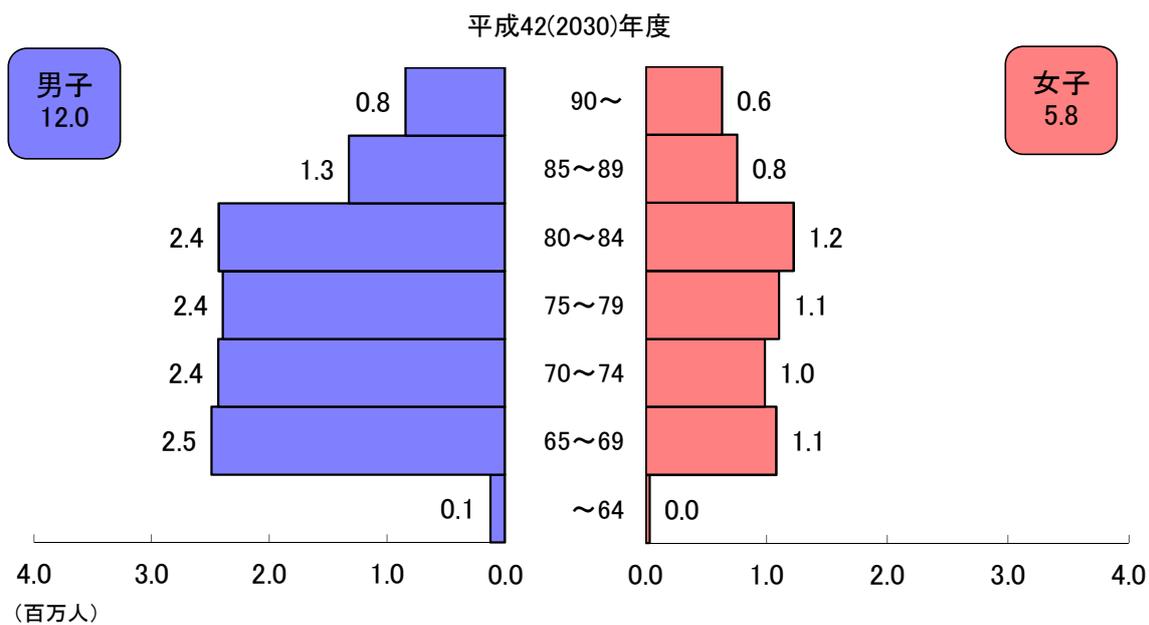
制度の成熟化や人口の高齢化に伴い、年金受給者数、特に老齢年金の受給者数は今後急速に増加していくことが見通される場所であるが、さらに詳しくその内容をみると、その年齢構成が高齢化していくことがわかる。

例えば、老齢厚生年金の老齢相当の受給者の年齢構成が将来どのように推移していくのかを時系列的にみると第3-7-28図のようになる。平成26(2014)年度における60歳台後半の年齢階級に見られる膨らみは団塊の世代のものである。

現在、60歳台前半層の受給者は、受給者全体の中で一定程度のウェイトを占めているが、60歳台前半における報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることとされていることから、いずれこの年齢層の老齢厚生年金受給者は、繰上げ受給を選択した者のみとなる。

第3-7-28図 老齢厚生年金受給者（老齢相当）の年齢構成
（人口：出生中位、死亡中位 労働：労働市場への参加が進むケース）





(3) 厚生年金・国民年金の財政見通し

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、厚生年金及び国民年金における毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

厚生年金及び国民年金の財政見通しを作成するに当たって、平成26年財政検証

においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、平成 122(2110)年度の積立度合が1になるように給付水準の調整を行うこととしている。

以下では、厚生年金、国民年金の財政見通しの結果について解説するが、詳細な収入や支出の表は、第6章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。

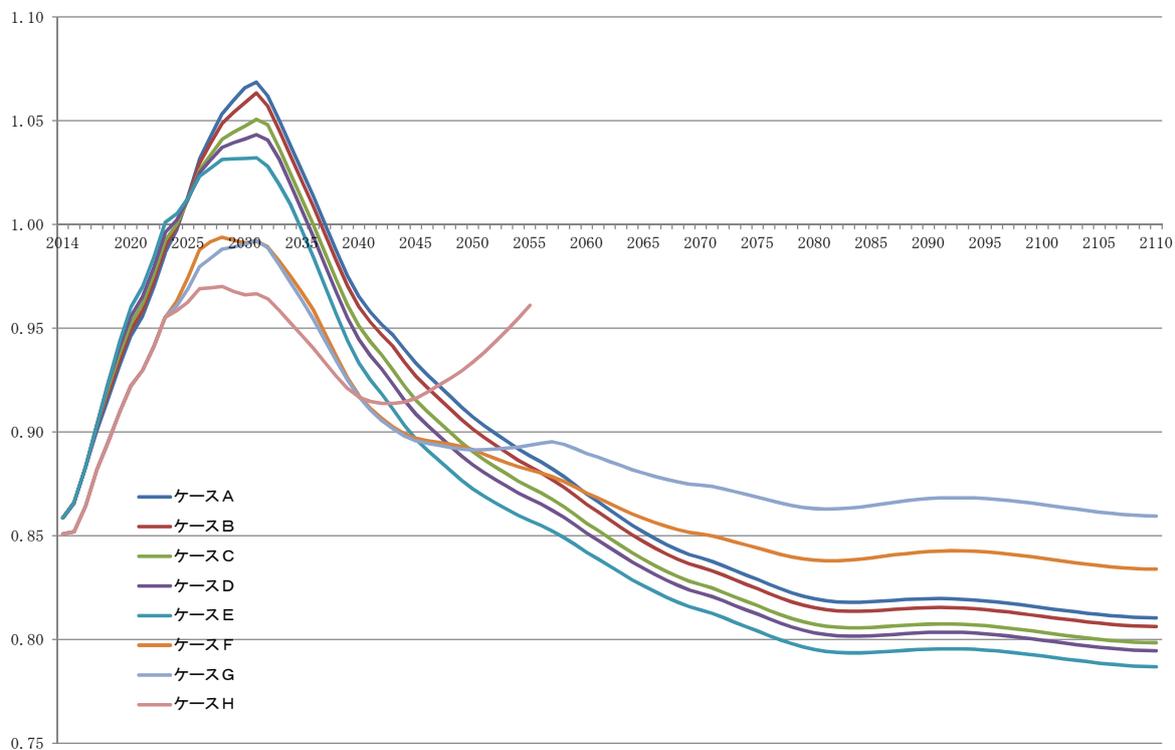
また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

① 厚生年金・国民年金の財政見通し（人口：出生中位、死亡中位）

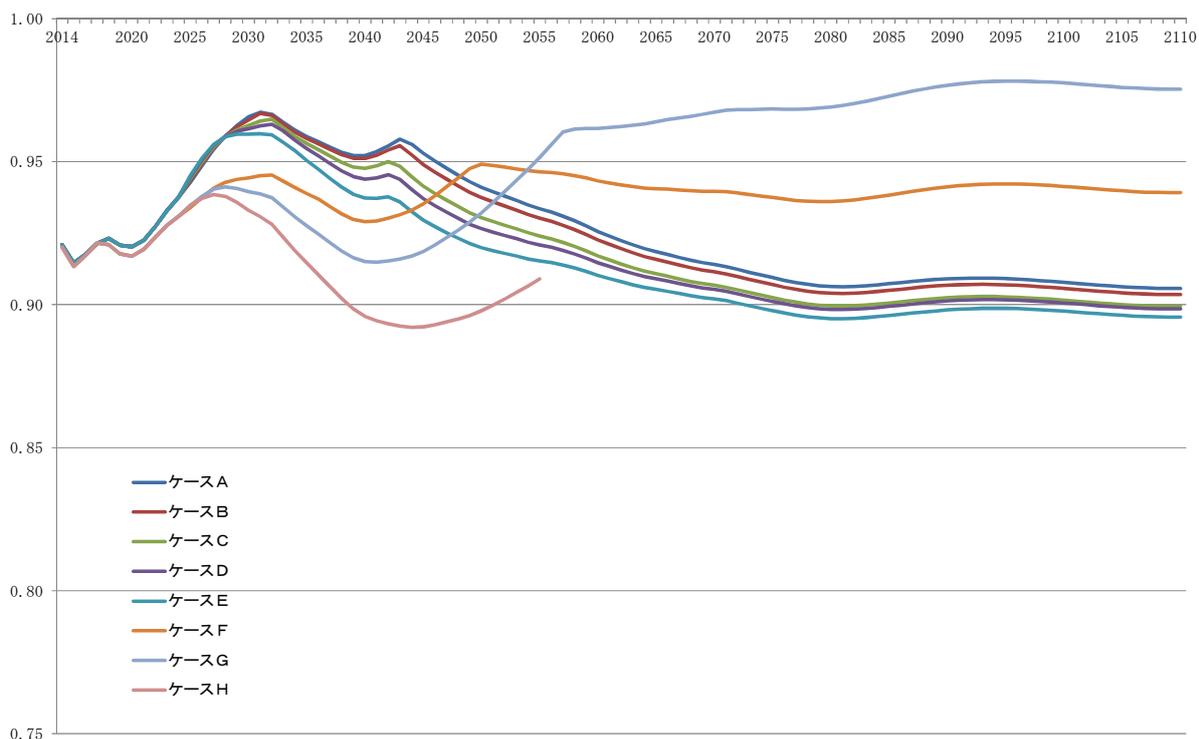
当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通しを第3-7-29 図で示している。足下の平成 26(2014)年度で見ると、厚生年金・国民年金ともに1を下回っており、積立金の運用収入なども活用しながら年金給付を賄っていることが分かる。しかしながら、保険料（率）の引き上げによる収入増、厚生年金における支給開始年齢の引き上げやマクロ経済スライド調整による支出（給付）減により、この比率は次第に上昇し、厚生年金のケースAからケースEまでについては1を上回り、保険料収入と国庫負担だけで年金給付を賄えるようになる見通しとなっている。その後は、厚生年金・国民年金ともにケースAからケースEまでではこの比率は低下していき、積立金の運用収入や元本を活用する割合が大きくなる。これにより、急速に現役世代が減少し、高齢世代が増加する少子高齢化社会においても一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

第3-7-29図 当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し
 (人口：出生中位、死亡中位)

(1) 厚生年金



(2) 国民年金



さらに、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しを第3-7-30図で示している。

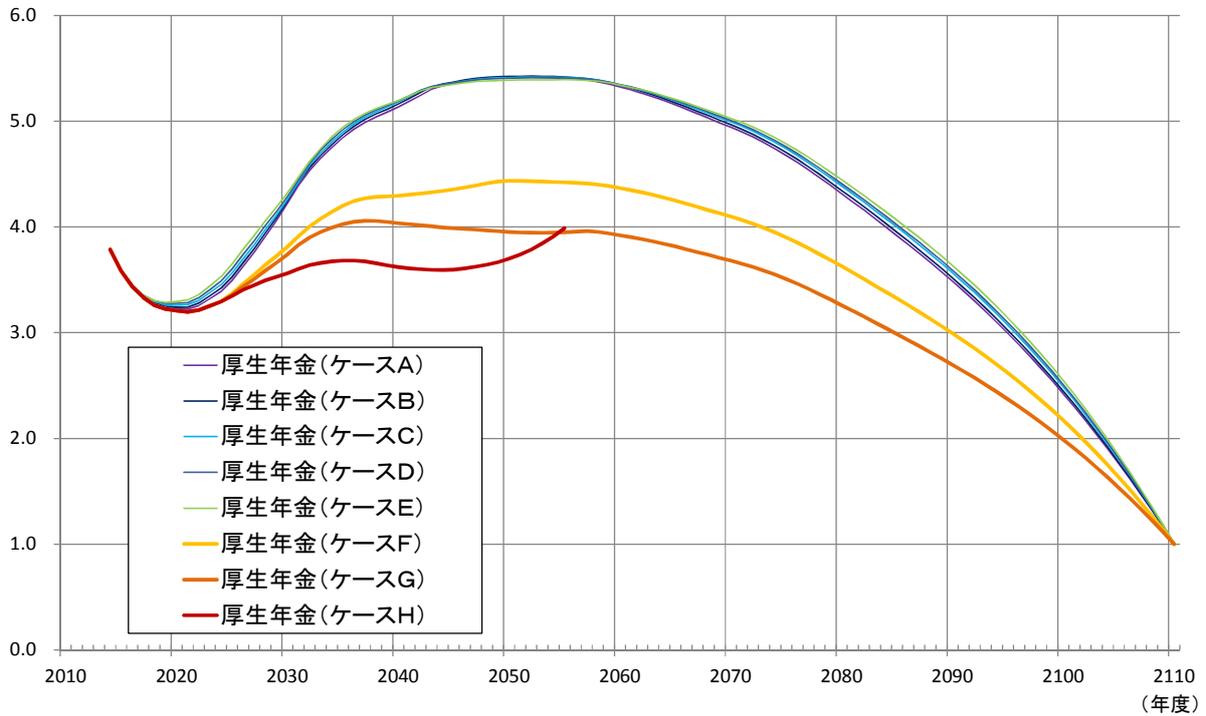
厚生年金、国民年金ともにケースAからケースEまでの場合、ほぼ同様の推移となる見通しであり、足下の数年間程度は減少するものの、その後上昇に転じ、2040年度から2050年度頃にかけて上昇を続けた後、最終年度に1となるように減少していく。

我が国は世界に先駆けて超高齢社会を迎えており、今後も65歳以上の高齢者数は2040年代まで増加が見込まれる一方、15～64歳の生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりする見通しとなっている。

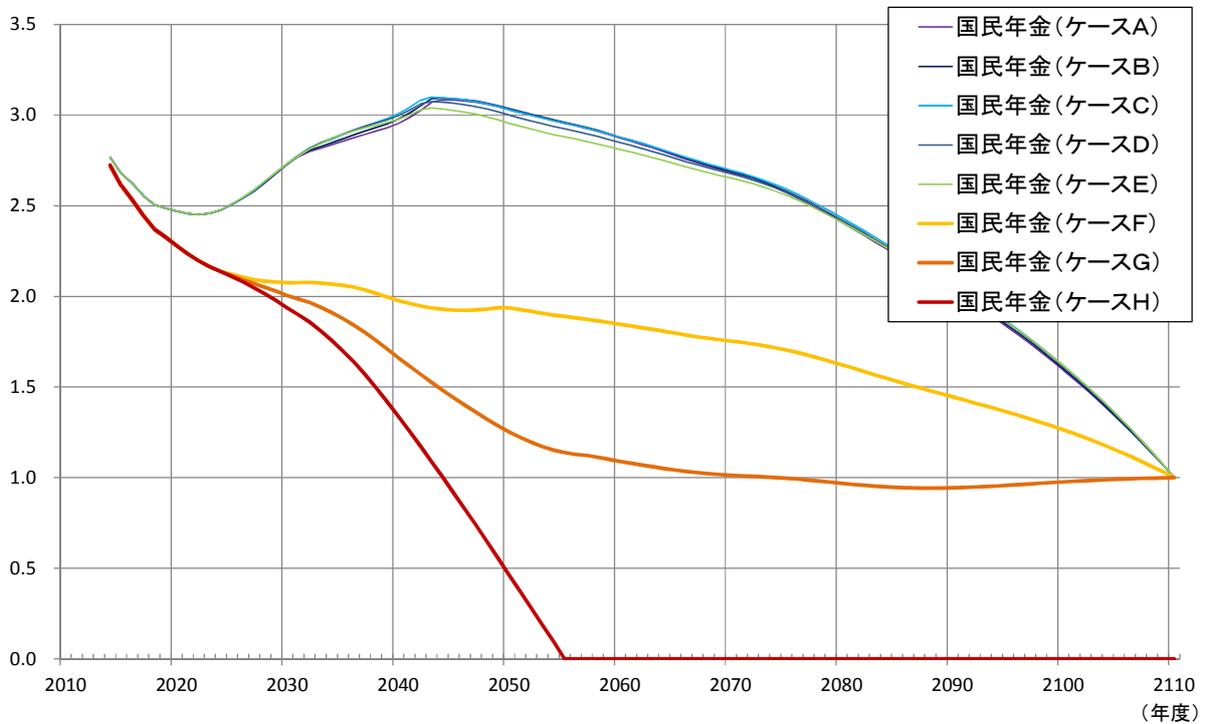
したがって、最も少子高齢化が進むと見込まれる2050年代以降、一定の給付水準を確保するため、それまでの間に積立金を積み増し、その後、その積立金を活用していくことを示している。

経済が低成長の場合を見ると、特に国民年金では、積立度合が上昇する局面がほぼなく、おおむね100年間にわたり低下基調のまま推移している。ケースFやケースGの基礎年金は2050年代までマクロ経済スライドによる調整が行われており、2050年代以降の超高齢社会までに給付水準を財政が均衡する水準まで引き下げることができなかつたものである。特にケースGでは、2060年代に積立度合がほぼ1となり、その後、おおむね横ばいで推移していく見通しとなっている。これは、完全な賦課方式に近い財政運営となっており、積立金の活用が限られるため、基礎年金の水準が極めて低い水準まで低下する見通しとなった。

第3-7-30図 積立度合の見通し（人口：出生中位、死亡中位）
 (1) 厚生年金



(2) 国民年金



② 厚生年金・国民年金の財政見通し（人口の前提が変化した場合）

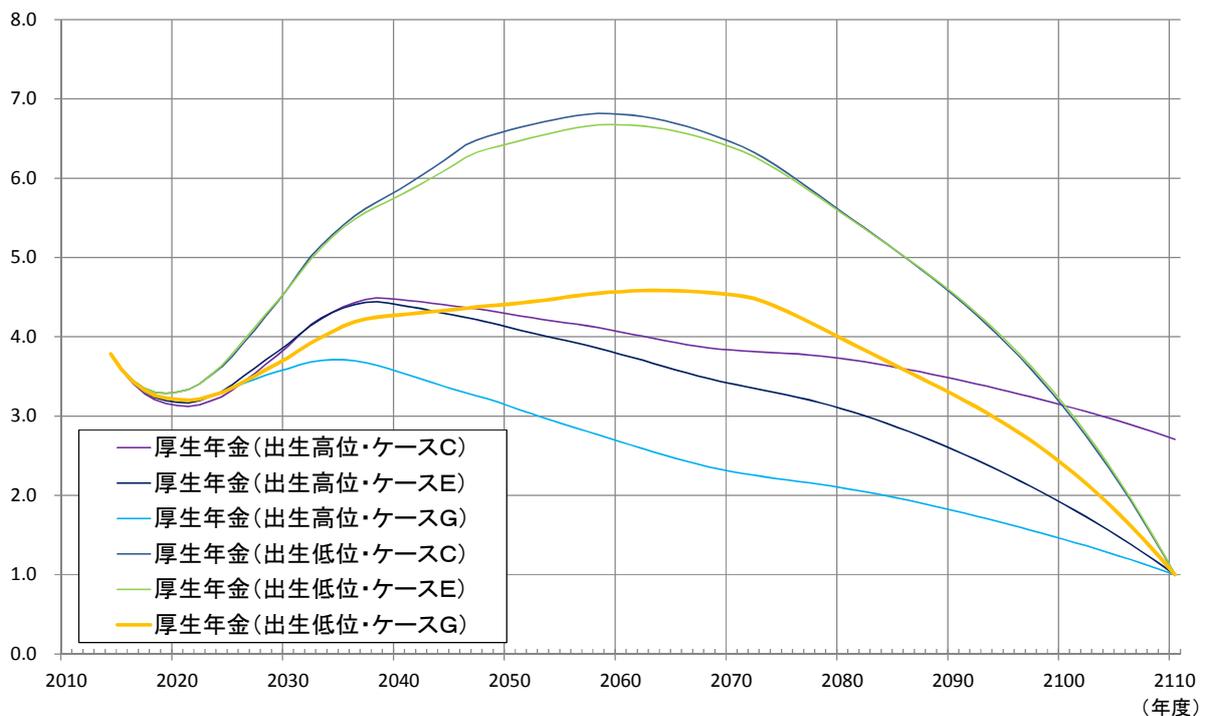
出生高位、出生低位の場合の積立度合の見通しを第3-7-31図で示して

いる。

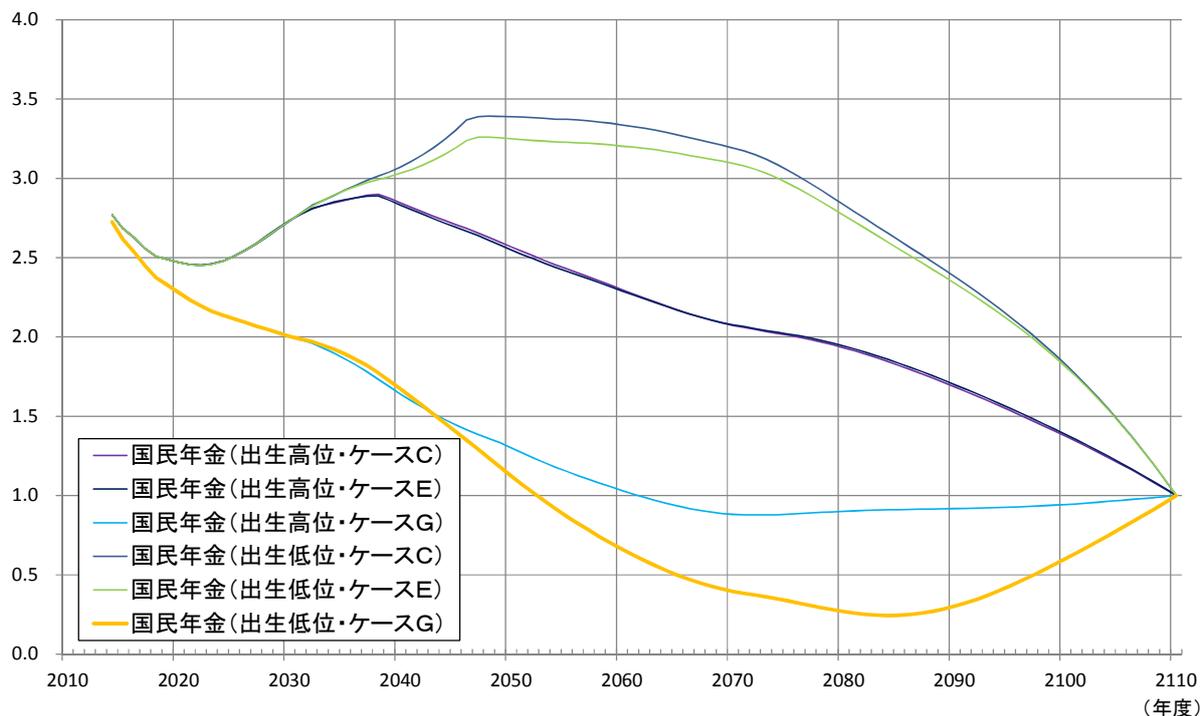
厚生年金をみると、経済が高成長のケースCやケースEでは、出生高位の場合は出生中位の場合よりもおおむね低い水準で推移し、出生低位の場合は出生中位の場合よりも高い水準で推移している。なお、出生高位のケースCでは、報酬比例部分についてはマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は1を超える水準となる見通しである。

国民年金をみると、経済が高成長のケースCやケースEでは、出生高位、出生低位とも出生中位の場合と同様に、足下でいったん積立度合の水準が低下するものの、マクロ経済スライドによる調整が終了するまでの間は水準が上昇し、それ以降は1に向かって低下していく。出生低位の方がマクロ経済スライドの終了年度が遅いため、積立度合の水準は高くなっているが、その分積立金に依存する財政運営となっている。また、経済が低成長のケースGでは、出生高位、出生低位ともマクロ経済スライドが終了しても水準低下が続いていき、1を下回る状況になりつつも最後は1となる。出生低位の場合、2080年代に基礎年金の拠出金単価のうち保険料相当額（平成16年度価格）が16,900円を下回るため国民年金の財政が改善することによるものである。

第3-7-31図 積立度合の見通し（人口：出生高位・低位、死亡中位）
（1）厚生年金



(2) 国民年金



③ 厚生年金・国民年金の財政見通し（国民年金保険料の納付率が現状のまま推移した場合）

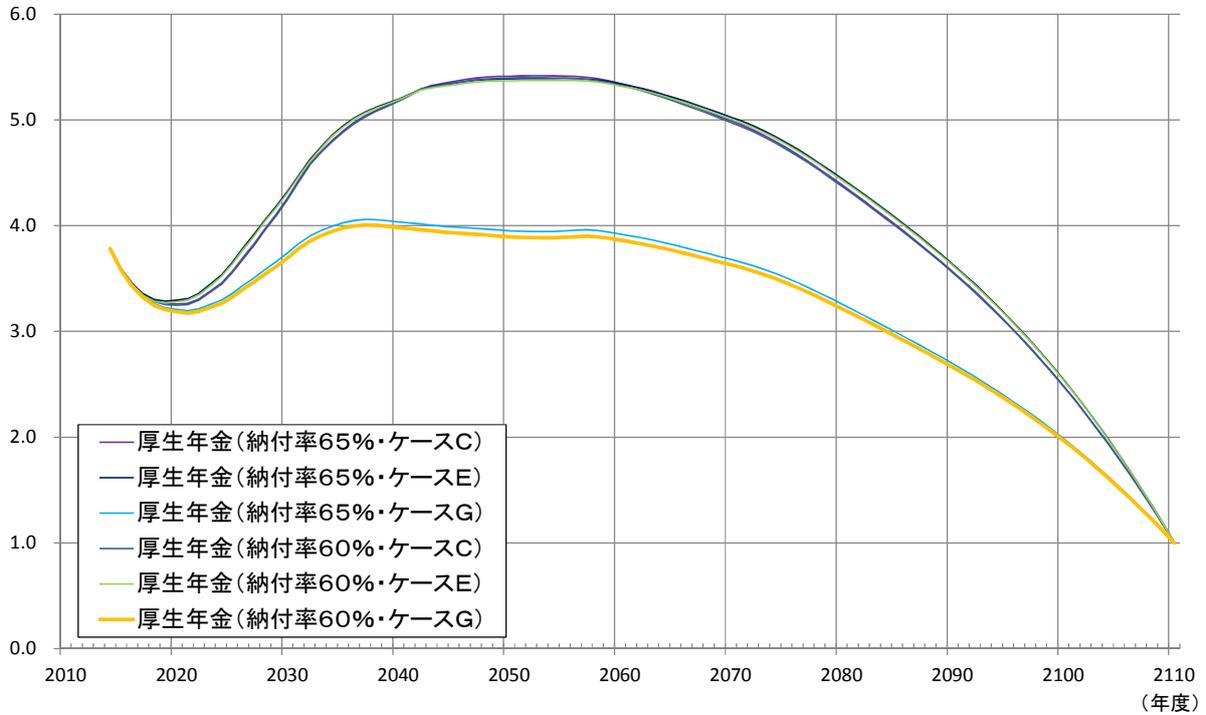
納付率が今後の取組強化等により向上した場合と比較した積立度合の見通しを第3-7-32図で示している。

厚生年金では、国民年金の納付率が低下すると、基礎年金の拠出金単価の上昇や基礎年金拠出金の按分率の上昇等により、やや財政が悪化するがそれほど大きな影響はなく、積立金の状況もほぼ変わらない。

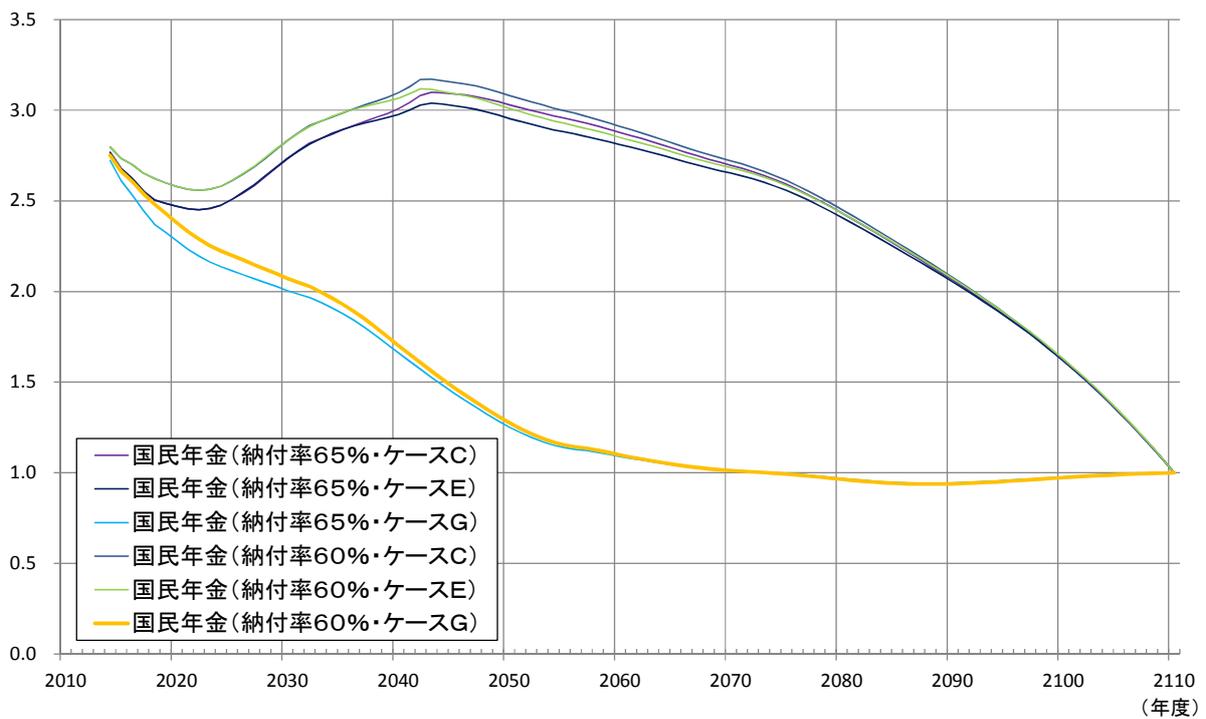
一方、国民年金では、納付率が現状のまま推移した場合、すなわち納付率の低い方が積立度合は高くなっている。これは、納付率の低下により保険料収入は減収するものの、基礎年金拠出金の按分率が低下することにより支出も同程度減少するためである。

第3-7-32図 積立度合の見通し（人口：出生中位、死亡中位、国民年金
保険料の納付率が現状のまま推移した場合）

(1) 厚生年金



(2) 国民年金



④ 厚生年金・国民年金の財政見通し（経済の変動を仮定した場合）

ここまでは経済前提で用いている物価上昇率や賃金上昇率が変動しない場合を見てきたが、平成30(2018)年度以降、これらの数値が変動する場合（4年周期の変化を繰り返し、変動幅を±1.2%と設定）について見ていく。

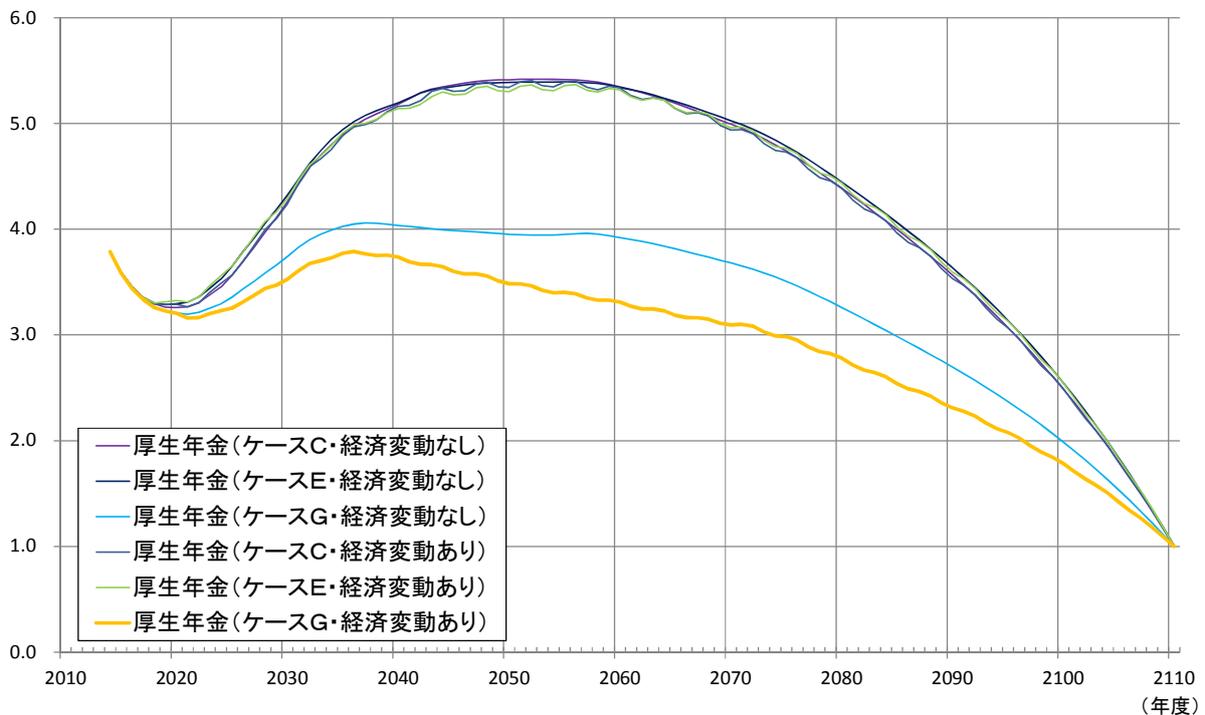
ケースC、ケースE及びケースGのときの積立度合の見通しを第3-7-33図で示している。

経済が高成長のケースCやケースEでは、経済変動を仮定しても厚生年金、国民年金ともに大きな変化はないものの、マクロ経済スライドがフルに発動しない場合もあるため、若干マイナスの影響を受ける。一方、ケースGでは、経済が低成長のためマクロ経済スライドがフルに発動しづらくなっており、経済変動を仮定することによって、さらに財政が悪化する見通しとなっている。特に国民年金の場合、2070年代の積立度合はほぼゼロと完全な賦課方式にかなり近い状態の財政運営となっている。

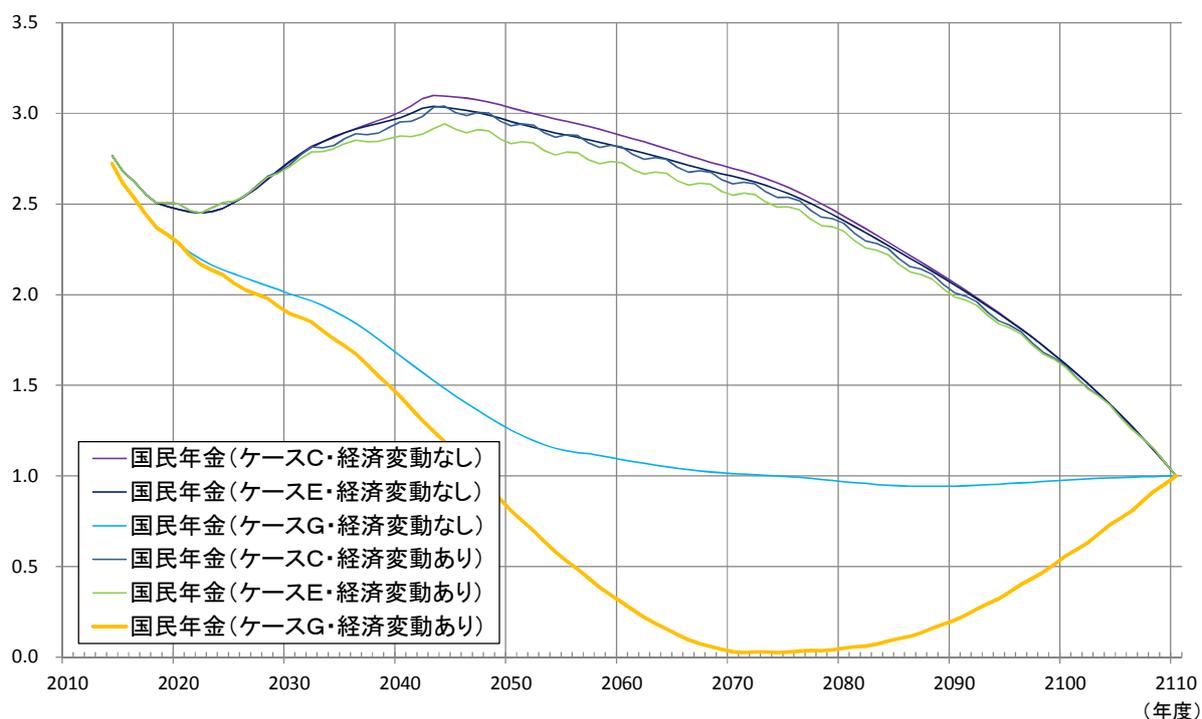
第3-7-33図 積立度合の見通し

（人口：出生中位、死亡中位、経済の変動を仮定した場合）

（1）厚生年金



(2) 国民年金



(4) 基礎年金の財政見通し

基礎年金は、厚生年金、国民年金及び共済組合といった各制度が拠出する基礎年金拠出金を財源として基礎年金給付を行うとともに、各制度が給付する基礎年金に相当する給付に充てる分として基礎年金交付金を交付している。さらに、基礎年金給付費に対しては、基礎年金拠出金の2分の1が国庫等により負担されるほか、特別国庫負担として国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に関する国庫負担がある。また、基礎年金拠出金については、各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

- ① 国民年金については、第1号被保険者のうち保険料納付者（任意加入の被保険者及び保険料部分免除期間を有する者を含む）、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者
- ② 被用者年金各制度については、第2号被保険者（被用者年金の被保険者のうち65歳未満の者。ただし、65歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。）のうち20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者のうち

20歳以上60歳未満の者)の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第1号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。ここでは、基礎年金の財政見通しと併せて基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを解説するが、厚生年金及び国民年金の見通しと同様、詳細な収入や支出等の表は、第6章でまとめて示しているのので、適宜そちらを参照していただきたい。また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

なお、平成16年の年金制度改正により、国民年金は、賦課方式を基本としつつ、積立金を活用することにより、保険料水準を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16年度価格)に固定し、概ね100年間の財政の均衡を図ることとなった。このため、基礎年金の財政見通しにおける拠出金単価や保険料相当額については、国民年金の保険料月額と比較することができるよう、平成16年度価格で表示している。

① 基礎年金給付費の将来見通し

基礎年金給付費の推計は、厚生年金、国民年金、各共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しについて、ケースC、ケースE及びケースGを示したものが第3-7-34表である。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、平成27(2015)年度で22.6兆円であるが、平成37(2025)年度にはケースCで28.0兆円、ケースEで27.9兆円、ケースGで26.0兆円、平成62(2050)年度にはケースCで51.0兆円、ケースEで42.5兆円、ケースGで31.2兆円に増加するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、平成26年度価格でみると、平成31(2019)年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については0.1~0.4兆円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は平成27(2015)年度に1.6兆円であるものが、平成37(2025)年度にはケースCで2.1兆円(約1.3倍)、ケースEで2.1兆円(約1.3倍)、ケースGで1.9兆円(約1.2倍)、平成62(2050)年度にはケースCで3.7兆円(約2.3倍)、ケースEで3.0兆円(約1.8倍)、ケースGで2.1兆円(約1.3倍)と増加している。また、老齢基礎年金は平成27(2015)年度に20.9兆円であるものが、平成37(2025)年度にはケースCで25.9兆円(約1.2倍)、ケースEで25.8兆円(約1.2倍)、ケースGで24.0兆円(約1.1倍)、平成62(2050)年度にはケースCで47.2兆円(約2.3倍)、

ケースEで39.4兆円（約1.9倍）、ケースGで29.1兆円（約1.4倍）と増加する見通しであり、老齢基礎年金と障害基礎年金の伸びが同程度となる見通しとなっている。

第3-7-34表 基礎年金給付費の将来見通し

(1) 人口中位 経済：ケースC（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
	兆円	兆円			
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	21.8	(21.8)	20.1	1.6	0.1
27 (2015)	22.6	(22.5)	20.9	1.6	0.1
28 (2016)	23.3	(22.6)	21.6	1.6	0.1
29 (2017)	23.9	(22.8)	22.1	1.7	0.1
30 (2018)	24.3	(22.7)	22.5	1.7	0.1
31 (2019)	24.8	(22.8)	23.0	1.7	0.1
32 (2020)	25.4	(22.8)	23.5	1.8	0.1
37 (2025)	28.0	(21.0)	25.9	2.1	0.1
42 (2030)	30.6	(19.3)	28.1	2.4	0.1
52 (2040)	38.9	(17.6)	35.9	2.9	0.1
62 (2050)	51.0	(16.5)	47.2	3.7	0.1
72 (2060)	65.7	(15.2)	60.8	4.8	0.2
82 (2070)	82.3	(13.6)	76.0	6.0	0.2
92 (2080)	101.4	(12.0)	93.8	7.4	0.2
102 (2090)	122.8	(10.4)	113.5	9.0	0.3
112 (2100)	148.7	(9.0)	137.5	10.9	0.3
122 (2110)	180.5	(7.9)	166.9	13.2	0.4

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(2) 人口中位 経済：ケースE（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
	兆円	兆円			
平成（西暦）			兆円	兆円	兆円
26 (2014)	21.8	(21.8)	20.1	1.6	0.1
27 (2015)	22.6	(22.5)	20.9	1.6	0.1
28 (2016)	23.3	(22.6)	21.6	1.6	0.1
29 (2017)	23.9	(22.8)	22.1	1.7	0.1
30 (2018)	24.3	(22.7)	22.5	1.7	0.1
31 (2019)	24.8	(22.8)	23.0	1.7	0.1
32 (2020)	25.4	(22.8)	23.5	1.8	0.1
37 (2025)	27.9	(21.0)	25.8	2.1	0.1
42 (2030)	29.7	(19.4)	27.4	2.3	0.1
52 (2040)	35.3	(18.0)	32.7	2.5	0.1
62 (2050)	42.5	(16.9)	39.4	3.0	0.1
72 (2060)	49.6	(15.4)	45.9	3.5	0.1
82 (2070)	56.6	(13.8)	52.4	4.1	0.1
92 (2080)	63.9	(12.1)	59.1	4.6	0.1
102 (2090)	70.9	(10.5)	65.6	5.2	0.2
112 (2100)	78.6	(9.1)	72.7	5.7	0.2
122 (2110)	87.5	(7.9)	80.9	6.3	0.2

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(3) 人口中位 経済：ケースG（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	21.8	(21.8)	20.1	1.6	0.1
27 (2015)	22.6	(22.5)	20.9	1.6	0.1
28 (2016)	23.2	(22.5)	21.5	1.6	0.1
29 (2017)	23.7	(22.6)	21.9	1.7	0.1
30 (2018)	24.0	(22.6)	22.2	1.7	0.1
31 (2019)	24.3	(22.8)	22.5	1.7	0.1
32 (2020)	24.6	(22.7)	22.8	1.7	0.1
37 (2025)	26.0	(21.1)	24.0	1.9	0.1
42 (2030)	27.1	(19.9)	25.0	2.0	0.1
52 (2040)	30.5	(18.6)	28.3	2.1	0.1
62 (2050)	31.2	(15.7)	29.1	2.1	0.1
72 (2060)	30.7	(12.8)	28.5	2.1	0.1
82 (2070)	31.7	(10.9)	29.3	2.3	0.1
92 (2080)	32.9	(9.4)	30.4	2.4	0.1
102 (2090)	34.2	(8.1)	31.5	2.6	0.1
112 (2100)	35.6	(7.0)	32.9	2.7	0.1
122 (2110)	37.4	(6.1)	34.5	2.8	0.1

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。

(注2) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

② 基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、その年度の各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金

算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となり、拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第2号及び第3号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第1号被保険者の負担分は年金特別会計の中で、国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金と呼ぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第3-7-35表である。基礎年金拠出金の分担割合を見ると、第1号被保険者が減少する見通しであることから国民年金がやや減少し、その結果、被用者年金がやや増加するものと見込まれる。

第3-7-35表 基礎年金拠出金の将来見通し
(1) 人口中位 経済：ケースC（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	被用者年金計の内訳	
	兆円	兆円			厚生年金	共済組合
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	21.5	(21.5)	3.4	18.0	15.9	2.1
27 (2015)	22.3	(22.1)	3.5	18.8	16.6	2.2
28 (2016)	23.0	(22.3)	3.5	19.4	< 17.2 >	< 2.3 >
29 (2017)	23.5	(22.4)	3.6	19.9	< 17.6 >	< 2.3 >
30 (2018)	23.9	(22.3)	3.6	20.3	< 17.9 >	< 2.4 >
31 (2019)	24.4	(22.4)	3.7	20.8	< 18.4 >	< 2.4 >
32 (2020)	24.9	(22.4)	3.7	21.2	< 18.8 >	< 2.5 >
37 (2025)	27.5	(20.6)	3.9	23.6	< 20.9 >	< 2.7 >
42 (2030)	29.9	(18.9)	4.1	25.8	< 22.8 >	< 3.0 >
52 (2040)	37.8	(17.1)	5.0	32.8	< 28.9 >	< 4.0 >
62 (2050)	49.4	(16.0)	6.5	43.0	< 37.6 >	< 5.3 >
72 (2060)	63.6	(14.7)	8.5	55.1	< 48.2 >	< 7.0 >
82 (2070)	79.6	(13.2)	10.5	69.1	< 60.2 >	< 8.9 >
92 (2080)	98.2	(11.7)	12.9	85.3	< 74.3 >	< 11.0 >
102 (2090)	119.0	(10.1)	15.7	103.2	< 90.0 >	< 13.2 >
112 (2100)	144.1	(8.8)	19.1	125.1	< 108.9 >	< 16.1 >
122 (2110)	174.9	(7.6)	23.0	151.9	< 132.2 >	< 19.7 >

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(注2) < >内は被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳である。

(2) 人口中位 経済：ケースE（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金		共済組合
	兆円	兆円			兆円	兆円	
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	21.5	(21.5)	3.4	18.0	15.9	2.1	
27 (2015)	22.3	(22.1)	3.5	18.8	16.6	2.2	
28 (2016)	23.0	(22.3)	3.5	19.4	< 17.2 >	< 2.3 >	
29 (2017)	23.5	(22.4)	3.6	19.9	< 17.6 >	< 2.3 >	
30 (2018)	23.9	(22.3)	3.6	20.3	< 17.9 >	< 2.4 >	
31 (2019)	24.4	(22.4)	3.7	20.8	< 18.4 >	< 2.4 >	
32 (2020)	24.9	(22.4)	3.7	21.2	< 18.8 >	< 2.5 >	
37 (2025)	27.4	(20.5)	3.9	23.5	< 20.8 >	< 2.7 >	
42 (2030)	29.1	(19.0)	4.0	25.1	< 22.2 >	< 2.9 >	
52 (2040)	34.4	(17.5)	4.5	29.8	< 26.2 >	< 3.6 >	
62 (2050)	41.2	(16.4)	5.4	35.8	< 31.4 >	< 4.4 >	
72 (2060)	48.0	(15.0)	6.4	41.7	< 36.4 >	< 5.3 >	
82 (2070)	54.8	(13.3)	7.2	47.6	< 41.5 >	< 6.1 >	
92 (2080)	61.9	(11.8)	8.1	53.8	< 46.8 >	< 7.0 >	
102 (2090)	68.7	(10.2)	9.1	59.6	< 52.0 >	< 7.7 >	
112 (2100)	76.2	(8.8)	10.1	66.1	< 57.6 >	< 8.5 >	
122 (2110)	84.8	(7.7)	11.2	73.6	< 64.1 >	< 9.5 >	

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(注2) < >内は被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳である。

(3) 人口中位 経済：ケースG（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金		共済組合
	兆円	兆円			兆円	兆円	
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	21.5	(21.5)	3.5	18.0	15.8	2.2	2.2
27 (2015)	22.3	(22.1)	3.6	18.7	16.4	2.2	2.2
28 (2016)	22.9	(22.2)	3.6	19.2	< 16.9 >	< 2.3 >	< 2.3 >
29 (2017)	23.3	(22.2)	3.7	19.6	< 17.2 >	< 2.3 >	< 2.3 >
30 (2018)	23.6	(22.3)	3.8	19.8	< 17.4 >	< 2.4 >	< 2.4 >
31 (2019)	23.9	(22.4)	3.9	20.0	< 17.6 >	< 2.4 >	< 2.4 >
32 (2020)	24.2	(22.3)	3.9	20.3	< 17.9 >	< 2.4 >	< 2.4 >
37 (2025)	25.5	(20.7)	4.1	21.3	< 18.7 >	< 2.6 >	< 2.6 >
42 (2030)	26.5	(19.4)	4.4	22.1	< 19.4 >	< 2.8 >	< 2.8 >
52 (2040)	29.7	(18.1)	4.8	24.9	< 21.7 >	< 3.3 >	< 3.3 >
62 (2050)	30.3	(15.2)	4.8	25.4	< 22.0 >	< 3.4 >	< 3.4 >
72 (2060)	29.6	(12.4)	4.8	24.9	< 21.4 >	< 3.4 >	< 3.4 >
82 (2070)	30.6	(10.6)	4.9	25.7	< 22.1 >	< 3.6 >	< 3.6 >
92 (2080)	31.7	(9.1)	5.1	26.7	< 22.9 >	< 3.8 >	< 3.8 >
102 (2090)	32.9	(7.8)	5.3	27.6	< 23.8 >	< 3.9 >	< 3.9 >
112 (2100)	34.4	(6.7)	5.5	28.8	< 24.8 >	< 4.0 >	< 4.0 >
122 (2110)	36.0	(5.9)	5.8	30.3	< 26.0 >	< 4.3 >	< 4.3 >

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(注2) < >内は被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳である。

③ 基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付される。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経過的なものであるため、将来的には減少し、平成 72(2060)年度にはほとんどなくなるものと見通される（第 3 - 7 - 36 表）。

第3-7-36表 基礎年金交付金の将来見通し

(1) 人口中位 経済：ケースC（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円				
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	1.8	(1.8)	0.7	1.0	0.8	0.3
27 (2015)	1.6	(1.5)	0.7	0.9	0.7	0.2
28 (2016)	1.4	(1.3)	0.6	0.8	< 0.6 >	< 0.2 >
29 (2017)	1.2	(1.1)	0.5	0.7	< 0.5 >	< 0.2 >
30 (2018)	1.0	(0.9)	0.4	0.6	< 0.4 >	< 0.2 >
31 (2019)	0.8	(0.8)	0.4	0.5	< 0.4 >	< 0.1 >
32 (2020)	0.7	(0.6)	0.3	0.4	< 0.3 >	< 0.1 >
37 (2025)	0.3	(0.2)	0.1	0.2	< 0.1 >	< 0.1 >
42 (2030)	0.1	(0.0)	0.0	0.1	< 0.0 >	< 0.0 >
52 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
62 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
72 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(注2) < >内は被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳である。

(2) 人口中位 経済：ケースE（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円				
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
26 (2014)	1.8	(1.8)	0.7	1.0	0.8	0.3
27 (2015)	1.6	(1.5)	0.7	0.9	0.7	0.2
28 (2016)	1.4	(1.3)	0.6	0.8	< 0.6 >	< 0.2 >
29 (2017)	1.2	(1.1)	0.5	0.7	< 0.5 >	< 0.2 >
30 (2018)	1.0	(0.9)	0.4	0.6	< 0.4 >	< 0.2 >
31 (2019)	0.8	(0.8)	0.4	0.5	< 0.4 >	< 0.1 >
32 (2020)	0.7	(0.6)	0.3	0.4	< 0.3 >	< 0.1 >
37 (2025)	0.3	(0.2)	0.1	0.2	< 0.1 >	< 0.1 >
42 (2030)	0.1	(0.0)	0.0	0.1	< 0.0 >	< 0.0 >
52 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
62 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
72 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

(注2) < >内は被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳である。

(3) 人口中位 経済：ケースG（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
平成（西暦）						
26 (2014)	1.8	(1.8)	0.7	1.0	0.8	0.3
27 (2015)	1.6	(1.5)	0.7	0.9	0.7	0.2
28 (2016)	1.3	(1.3)	0.6	0.8	< 0.6 >	< 0.2 >
29 (2017)	1.2	(1.1)	0.5	0.7	< 0.5 >	< 0.2 >
30 (2018)	1.0	(0.9)	0.4	0.6	< 0.4 >	< 0.2 >
31 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	< 0.3 >	< 0.1 >
32 (2020)	0.7	(0.6)	0.3	0.4	< 0.3 >	< 0.1 >
37 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.2	< 0.1 >	< 0.1 >
42 (2030)	0.1	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
52 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
62 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >
72 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	< 0.0 >	< 0.0 >

(注1) 名目額である。ただし、()内は平成26年度価格である。

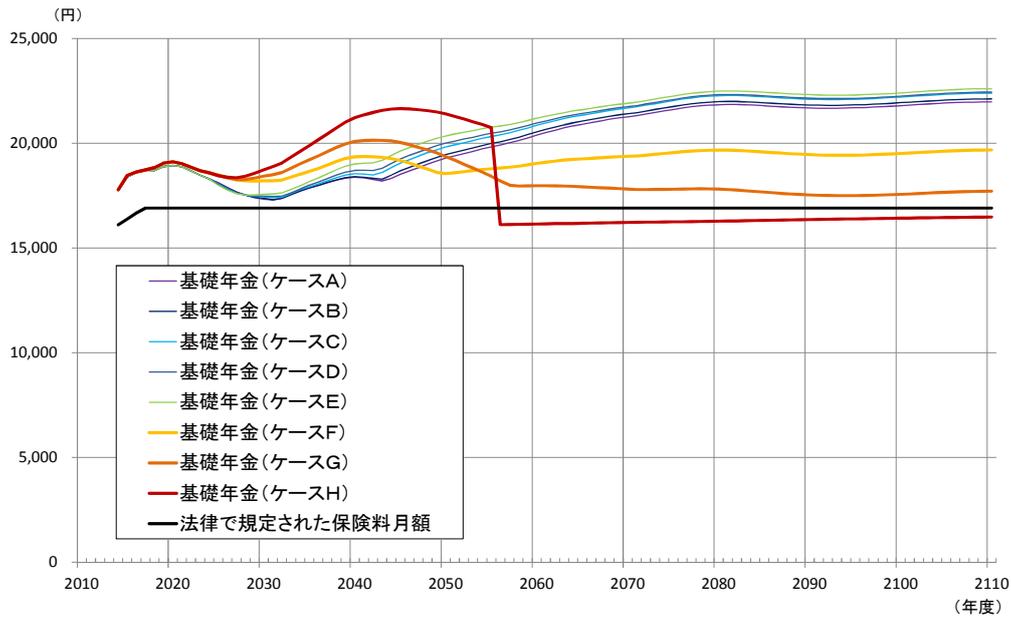
(注2) < >内は被用者年金一元化後における旧厚生年金と共済組合の内訳である。

④ 基礎年金拠出金単価の将来見通し

拠出金単価のうち保険料相当額（平成 16 年度価格）の推移を示したのが第 3 - 7 - 37 図である。

いずれのケースにおいても、平成 26(2014)年度から平成 32(2020)年度頃までは上昇し、その後、平成 42(2030)年度頃へ向けて低下していく見通しとなっている。2020 年代に入ると高齢者の増加が緩やかになるが、マクロ経済スライドによる調整が進むため、このような見通しとなっている。その後、ケース A からケース E までの場合は、緩やかに上昇する傾向であり、最終的に 22,000 円程度となる見込みである。国民年金保険料の上限である 16,900 円（平成 16 年度価格）と比べ相当高い水準となっており、この差は積立金を活用することによって給付水準を確保している部分である。一方、ケース F 及びケース G の場合は、20,000 円を下回る水準となっており、特にケース G では 16,900 円に近く、国民年金が完全な賦課方式に近い財政運営となっていることを示している。さらにケース H の場合は、平成 67(2055)年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見通しであることから、それ以後は、ほぼ 16,900 円の水準で推移する見込みである。

第3-7-37図 拠出金単価（保険料相当額）（平成16年度価格）の見通し



⑤ 基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したのが第3-7-38図である。拠出金算定対象者数は経済前提に依存しないため、ケースAからケースEまで、ケースFからケースHまではそれぞれ同じ結果となっており、前者と後者の違いは労働力率の前提が異なるためである。すでに述べたとおり、基礎年金拠出金算定対象者数は長期的には被保険者数の傾向とほぼ変わらないため、20～59歳の人口と同様の推移となる見込みである。

第3-7-38図 基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

